

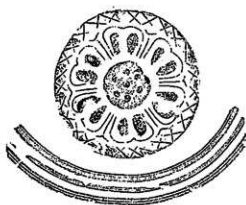
関和久遺跡



1985年3月

福島県教育委員会

関 和 久 遺 跡



1985年 3 月

福島県教育委員会



明地地区 SB01・02・03 (北より)



明地地区 SB05 (西より)



明地地区 SB20・21・24 (東より)



中宿・古寺地区 西官衙ブロック南東コーナー (SA47・SD42 他)

序 文

関和久遺跡は、故岩越二郎氏により大正15年に発見されました。同氏により昭和10年に学界に紹介され、阿武隈川の対岸にある白河市借宿庵寺跡と併せ奈良時代の古瓦出土地として注目をあつめるところとなりました。

そして、多賀城跡出土瓦と同類の瓦が出土することにより、神亀5年に設置された白河軍団跡であろうとする推定がなされてきました。その後、借宿庵寺跡は、奈良時代の寺院跡として一部分が県指定史跡となり保護の措置が講じられましたが、関和久遺跡は評価が定まらないまま約半世紀が経過しました。

しかし、関和久遺跡は東北地方最古と考えられた瓦を出土する広大な遺跡であることから県教育委員会は保存をするために、昭和47年より10年をかけ範囲・性格の確認調査を行ってまいりました。

その結果、東西約260m、南北420mにわたる大遺跡であり、そこからは倉庫院地区、官衙ブロックなどが検出され、古代白河郡の郡家跡であることが判明しました。郡家の四至が判明した最初の遺跡であると同時に規模も有数のものであります。

この結果をもとに、泉崎村、泉崎村教育委員会、土地所有者各位の協力を得、昭和59年には国史跡に指定され永く保存が計られることになりました。

本報告書はこの10年間の調査結果をまとめたもので、これにより関和久遺跡の様相を通して古代白河郡、さらには関東・東北地方の古代史解明の一助となれば幸いであると存じます。また、広く県民の方々に郷土の文化財の認識を深めていただくと同時に、研究者の方々には研究資料としてご活用いただきたいと思います。

最後になりましたが、終始この調査の指導にあたられた伊東信雄、坪井清足、岡田茂弘の各氏をはじめ各指導委員の方々、ご協力をいただいた泉崎村、泉崎村教育委員会、宮城県多賀城跡調査研究所、土地所有者各位、地元各位に多大の謝意を表するものであります。

昭和60年3月30日

福島県教育委員会

教育長 佐藤昌志

例 言

1. 本書は昭和47年から56年の10年にわたって福島県教育委員会が実施した関和久遺跡発掘調査の報告書である。
2. 本事業は国庫補助事業として実施した。
3. 遺跡の所在地は次に示す地区である。西白河郡泉崎村大字関和久字明地・字中宿・字古寺・大字北平山字古寺。
4. 調査を実施するにあたり、次の方々を指導委員に委嘱した。

氏 名	職	期 間
伊 東 信 雄	東北大学名誉教授 県文化財保護審議会委員	47年～56年
坪 井 清 足	奈良国立文化財研究所々長	52年～56年
岡 田 茂 弘	宮城県多賀城跡調査研究所々長（47～49） 国立歴史民俗博物館教授（現）	47年～49年55・56年
梅 宮 茂	県文化財保護審議会委員	52年～56年
氏 家 和 典	宮城県多賀城跡調査研究所々長	52年
後 藤 勝 彦	宮城県多賀城跡調査研究所々長	53年～55年
佐 藤 宏 一	宮城県多賀城跡調査研究所々長	56年
鈴 木 啓	福島女子高等学校	51年～53年
渡 辺 一 雄	いわき市立湯本第一中学校	54年・55年
笠 井 由 春	泉崎村村長	52年～54年
海 上 博 之	泉崎村村長	55年・56年

5. 各年度の調査地点、調査期間、費用は次の通りである。

関和久遺跡発掘調査実績表

年度	年次	調 査 地 点	期 間	面 積	費 用
47年	1次	地形図作成、明地地区東半部 試掘	10月30日～11月15日	450m ²	3,000,000円
48年	2次	明地地区東半部・西半部	10月11日～11月10日	3,060m ²	3,000,000円
49年	3次	明地地区西辺部・南半部	10月21日～11月22日	980m ²	3,000,000円

年度	年次	調査地点	期 間	面 積	費 用
50年	4次	明地地区南半部・南東コーナー	10月20日～11月22日	800㎡	3,000,000円
51年	5次	明地地区東辺部・中宿・古寺地区南辺部	10月20日～11月20日	530㎡	3,000,000円
52年	6次	中宿・古寺地区南辺部・西官衙ブロック	11月1日～12月3日	700㎡	4,000,000円
53年	7次	中宿・古寺地区西官衙ブロック北部	10月25日～11月25日	450㎡	4,000,000円
54年	8次	中宿・古寺地区西官衙ブロック南部	10月29日～12月5日	900㎡	4,000,000円
55年	9次	中宿・古寺地区・中央部遺構群	10月29日～12月5日	800㎡	4,000,000円
56年	10次	中宿・古寺地区北辺・西官衙ブロック中央	10月20日～12月4日	700㎡	4,000,000円

6. 今回報告する各次調査の関係者は以下のとおりである。

第1次調査

文化課：鈴木 啓、長尾 修、宮城県多賀城跡調査研究所：工藤雅樹、桑原滋郎、進藤秋輝、平川 南、西脇俊郎、古泉 弘、高野芳弘、県文化財保護審議会委員：梅宮 茂、田中正能、福島県文化センター：藤田定興、白河第二高等学校教諭：佐藤博重

第2次調査

文化課：鈴木 啓、渡辺一雄、目黒吉明、木本元治、長尾 修、野崎 準、佐藤満夫、赤井畑まき子、寺島文隆、大越忠士、高倉敏明、八巻一夫、宮城県多賀城跡調査研究所：桑原滋郎、進藤秋輝、平川 南、高野芳宏、鎌田俊昭、恵美昌之、菊田 徹、県文化財保護審議会委員：梅宮 茂、田中正能、福島県文化センター：藤田定興、白河第二高等学校教諭：佐藤博重、調査員：根本信孝

第3次調査

文化課：鈴木 啓、野崎 準、吉田幸一、篠原信彦、宮城県多賀城跡調査研究所：桑原滋郎、進藤秋輝、平川 南、鎌田俊昭、高野芳宏、菊田 徹、辻 秀人、佐久間豊、工藤雅樹、藤沼邦彦、県文化財保護審議会委員：梅宮 茂、田中正能、福島県文化センター：藤田定興、白河第二高等学校教諭：佐藤博重

第4次調査

文化課：鈴木 啓、木村浩二、志賀豊徳、宮城県多賀城跡調査研究所：桑原滋郎、工藤雅樹、平川 南、高野芳宏、古川雅清、菊田 徹、県文化財保護審議会委員：梅宮 茂、田中正能、福島県文化センター：藤田定興、白河女子高校教諭：佐藤博重、調査員：根本信孝、東北学院大学学生：工藤哲司、新沼秀二、門馬新一郎

第5次調査

文化課：木本元治、志賀豊徳、根本信孝、宮城県多賀城跡調査研究所：桑原滋郎、工藤雅樹、進藤秋輝、平川 南、藤沼邦彦、鎌田俊昭、高野芳宏、古川雅清、県文化財保護

審議会委員：梅宮 茂，田中正能，白河女子高校教諭：佐藤博重，石川高校教諭：小豆
畑毅，福島大学学生：嵯峨修平，東北学院大学学生：石本 弘，工藤哲司

第6次調査

文化課：木本元治，木村浩二，橋本博幸，宮城県多賀城跡調査研究所：桑原滋郎，工藤
雅樹，進藤秋輝，藤沼邦彦，平川 南，鎌田俊昭，白鳥良一，高野芳宏，古川雅清

第7次調査

文化課：木本元治，高倉敏明，鈴木實夫，橋本博幸，宮城県多賀城跡調査研究所：桑原
滋郎，進藤秋輝，平川 南，鎌田俊昭，白鳥良一，高野芳宏，古川雅清

第8次調査

文化課：木本元治，辻 秀人，高橋信一，藤間典子，宮城県多賀城跡調査研究所：桑原
滋郎，進藤秋輝，平川 南，藤沼邦彦，白鳥良一，高野芳宏，岡村道雄，福島県文化セ
ンター：橋本博幸，同志社大学学生：仲田茂司

第9次調査

文化課：木本元治，辻 秀人，日下部善己，鈴木文雄，長嶋雄一，菅野順子，宮城県多
賀城跡調査研究所：桑原滋郎，進藤秋輝，平川 南，白鳥良一，高野芳宏，吉沢幹夫，
佐藤則之，福島県文化センター：山内幹夫，同志社大学学生：仲田茂司

第10次調査

文化課：木本元治，渡辺一雄，辻 秀人，藤原妃敏，石井宏幸，広岡 敏，氏家浩子，
穴戸美智子，宮城県多賀城跡調査研究所：進藤秋輝，平川 南，白鳥良一，高野芳宏，
古川雅清，佐藤則之，後藤秀一，佐藤和彦，仲田茂司，郡山女子短大講師：柳田俊雄，
福島大学学生：斎藤義弘，鈴木重美

7. 本報告書作成にあたっては，昭和53年度より遺構・遺物の検討を行った。これには主と
して木本，辻があたった。
8. 本報告書の内容は文化課の執筆者と指導委員，調査関係者のうち伊東信雄（東北大学名
誉教授・東北学院大学教授），岡田茂弘（国立歴史民俗博物館教授），平川 南（国立歴史
民俗博物館助教授），梅宮 茂（県文化財保護審議会委員），進藤秋輝（宮城県多賀城跡調
査研究所考古第1科長）の各氏と討議を行いまとめたものである。また本書と調査概報で
記載内容が異なる場合は本書をもって正式とする。
9. 執筆分担は次のとおりである。

第1章 第1節 竹谷陽二郎 第2・3節 鈴木 啓

第2章 第1節 伊東信雄 第2節 鈴木 啓

第3章 第1節 鈴木 啓，木本元治 第2節 木本元治

第4章 木本元治

第5章 第1節 辻 秀人 第2節 木本元治 第3節 渡辺一雄，木本元治

第6章 第1節 鈴木 啓，木本元治 第2節 辻 秀人，木本元治，渡辺一雄，平川
南 第3節 渡辺一雄 第4節 梅宮 茂 第5節 平川 南

付章 第1節 佐藤敏也 第2節 渡部正俊

なお、本報告書の編集は木本元治が担当した。またこれらの作業を菅原文也、石川登美子、鈴木紀子、志賀 恵、松本芳江が助けた。

10. 報告書の遺構実測は $\frac{1}{100}$ 、土器は $\frac{1}{5}$ 、瓦は $\frac{1}{5}$ の縮尺を用いることとした。
11. 遺跡の地区割り、トレンチ名は附図-2のとおりとし、基点はBM.No1(標高305.5m)とした。報告書の方位はBM.No1で磁北より東へ $6^{\circ}30'$ 振ったものを真北として用いている。
12. 発掘調査、報告書の作成にあたっては次の方々、機関の協力を得た。

泉崎村、泉崎村教育委員会、泉崎村公民館、白河市教育委員会、矢吹町教育委員会、表郷村教育委員会、郡山市教育委員会、いわき市教育文化事業団、宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史資料館、奈良国立文化財研究所、小松正夫、高橋泰時、船木義勝、国生 尚、相原康二、八木充則、伊藤博幸、新田 賢、小野 忍、芹沢長介、須藤 隆、志間泰治、加藤道雄、小井川和夫、丹羽 茂、故岩田敏之、永山倉造、中村五郎、金子誠三、大金宣亮、阿久津久、瓦吹 堅、前沢和之、故井上光貞、阿部義平、河原純之、伊藤玄三、木下良、檜崎彰一、田中 琢、佐藤宗諄、高井梯三郎、足利健亮

地元協力者

穂積国夫、木野内重三郎、緑川信勝、木野内寛夫、穂積禎夫、穂積義春、緑川秋政、田崎市郎、緑川直衛、木戸一夫、緑川常一、兼子 平、穂積正光、穂積敏雄、鈴木 寛、木戸元貞、緑川米吉、井上 力、緑川庄平、鈴木光信、小林常好、穂積幹夫、北沢 昭、穂積博信、小林武吉、円谷泰秋、岡部博道、兼子幸子、菊地信孝、木野内重夫、木野内カツ、木野内タマ、北沢サワノ、北沢 静、佐川一二、佐川トシ子、鈴木庄吉、鈴木兵作、鈴木チヨ、鈴木キヨ子、鈴木亀治、鈴木盛夫、田崎猪之吉、田崎可久夫、田崎福寿、田崎タイ、田崎トメ、田崎ツネ、円谷正雄、円谷トキヨ、円谷ノブ、藤田ハナ、穂積正次、穂積ヨネ子、松山富夫、緑川浅次郎、緑川常好、緑川キチ、緑川キク、緑川トシヨ、磯貝芳一、故薄井信一、故鈴木利平、故田崎正道、故深沢吉之助

目 次

序	文	
例	言	
第1章	遺 跡 の 環 境	1
第1節	位 置 と 地 形	1
第2節	遺跡の現況	4
1	耕地整理以前の状況	4
2	耕地整理とその後の経過	6
3	発見遺構と旧地目	6
4	現況と風土	9
第3節	歴 史 的 環 境	10
第2章	関和久遺跡研究の歴史	19
第1節	過 去 に お け る 研 究	19
第2節	調 査 に い た る 経 過	22
1	寺院城館跡調査	22
2	調 査 計 画	23
第3章	調 査 経 過	25
第1節	明 地 地 区	25
1	第 1 次 調 査	25
2	第 2 次 調 査	26
3	第 3 次 調 査	29
4	第 4 次 調 査	32
5	第 5 次 調 査	36
第2節	中 宿 ・ 古 寺 地 区	37
1	第 6 次 調 査	37
2	第 7 次 調 査	38
3	第 8 次 調 査	39
4	第 9 次 調 査	40
5	第 10 次 調 査	41
第4章	発 見 遺 構	43
第1節	明 地 地 区	43
1	建 物 跡	43

2	溝	跡	73		
3	そ	の	他	81	
第2節	中宿・古寺地区		86		
1	南東コーナー部建物群		86		
2	中央部建物群		89		
3	西官衙ブロック建物群		94		
4	区画施設		112		
5	そ	の	他	137	
第5章	出土遺物		151		
第1節	瓦		151		
1	丸	瓦	151		
2	平	瓦	153		
3	軒	丸	瓦	159	
4	軒	平	瓦	167	
5	道	具	瓦	172	
6	瓦の出土状況		172		
第2節	土	器	180		
1	明地地区遺構出土土器		180		
2	明地地区遺構外出土土器		181		
3	中宿・古寺地区遺構出土土器		181		
4	中宿・古寺地区遺構外出土土器		187		
第3節	そ	の	他	201	
1	硯		201		
2	鉄	器	203		
3	縄文式土	器	204		
4	石	器	205		
第6章	考	察	211		
第1節	遺	構	211		
1	明	地	地	区	211
2	中宿・古寺地区		225		
	遺構の変遷と性格		237		
第2節	遺	物	243		
1	瓦		243		
2	土	器	254		

3	墨書土器	263
第3節	福島県内の郡家跡と関連遺跡	265
1	福島県内の古代郡名	265
2	官衙遺跡比定の手がかり	265
3	県内の郡家跡と郡寺跡	266
第4節	白河郡家関和久遺跡と古社	279
1	はじめに	279
2	白河郡延喜式所載社	279
3	陸奥開発・蝦夷征伐における白河の古社	280
4	伊波止和氣神社と白河の関明神	280
5	常陸道大坂ノ関と都々古和氣神社	282
6	むすび	283
第5節	古代の白河郡	285
1	はじめに	285
2	白河郡と石背国	285
3	白河軍団と白河関	291
4	白河郡と移民	294
5	白河郡と産金	296
6	陸奥国風土記逸文—八槻郷—	297
7	まとめ	298
付 章		303
第1節	関和久遺跡の炭化米	303
第2節	大網本廟跡について	309
1	はじめに	309
2	大網本廟の歴史的な背景	309
3	大網の所在について	311
4	泉崎北平山の大網について	313
5	おわりに	315

挿 図 目 次

第1章 遺 跡 の 環 境

第1図	関和久遺跡位置図	1
第2図	遺跡付近の地形区分図	3
第3図	遺跡付近古絵図	4
第4図	遺跡旧字切図	4
第5図	旧地目と遺跡	7
第6図	現地形と地区割り	8
第7図	周 辺 の 遺 跡	12
第8図	関 の 森 遺 跡	15
第9図	玉 津 島 神 社	16
第10図	鹿 島 神 社	16

第2章 関和久遺跡研究の歴史

第11図	(昭和12年発掘の礎石)	20
------	--------------	----

第3章 調 査 経 過

第12図	S B 01 畔下の礎石	25
第13図	西トレンテ出土炭化米	27
第14図	調査状況(第2次調査)	27
第15図	第2次調査記念写真	29
第16図	調査状況(第3次調査)	30
第17図	記 者 発 表	30
第18図	現 地 説 明 会	31
第19図	S D 28 南東コーナー	33
第20図	S B 20・24付近調査状況	34
第21図	調査状況(第5次調査)	36
第22図	第6次調査記念写真	37
第23図	第7次調査調査状況	39
第24図	第8次調査調査状況	39
第25図	第8次調査現地説明会で	40
第26図	第9次調査調査状況	41

第27図	第10次調査文化庁指導時	42
------	--------------	----

第28図	第10次調査の新聞報道	42
------	-------------	----

第4章 発 見 遺 構

第29図	明地地区トレンテ配置	43
第30図	S B 01・02・03	44
第31図	S B 01	45
第32図	S B 02	47
第33図	S B 03	48
第34図	S B 07	49
第35図	S B 05出土瓦	50
第36図	S B 05	51
第37図	S B 06	52
第38図	明地地区南西コーナー部	53
第39図	S B 04 a・b	54
第40図	S B 08	55
第41図	S B 04出土瓦	56
第42図	S B 09	56
第43図	S B 17	57
第44図	S B 18	58
第45図	明地地区中央南辺部	59
第46図	S B 10	59
第47図	S B 11出土瓦	60
第48図	S B 11	60
第49図	S B 15・16、S D 13	61
第50図	S B 26・S B 35	63
第51図	S B 34出土瓦	64
第52図	S B 35出土瓦	64
第53図	S B 34	65
第54図	明地地区南東コーナー部	65
第55図	S B 31・33、S D 30	66

第56図	S B 22・23・24、S D 29	67
第57図	S B 22・23	68
第58図	S B 24	69
第59図	S B 24出土瓦	70
第60図	S B 20・21	72
第61図	S D 14	73
第62図	S D 14南西コーナー	73
第63・64図	S D 13	74
第65図	S D 13出土土器	75
第66図	明地地区東辺部	76
第67図	S D 27・28南東コーナー	77
第68図	S D 28・36・41	78
第69図	S D 27・28・36	79
第70図	S D 28	80
第71図	S D 29出土瓦	81
第72図	S E 19	81
第73図	S D 30出土瓦	80
第74図	S D 36出土瓦	83
第75図	S I 12出土土器	84
第76図	S I 12	85
第77図	S B 37・38・39	86
第78図	S B 37	87
第79図	S B 38・39	88
第80図	中宿・古寺地区中央部建物	88
第81図	S B 105	89
第82図	S B 105出土土器	90
第83図	S B 111	90～91
第84図	S B 120	91
第85図	S B 112	91
第86図	S B 143	92
第87図	中宿・古寺地区 西官衛ブロック主要部	93
第88図	S B 49・50・51、S D 43	95
第89図	S B 85・S K 86	95

第90図	S B 87	96
第91図	S B 88	97
第92図	S B 90	98
第93図	S B 90出土瓦	99
第94図	S B 90出土土器	99
第95図	S B 91・S X 92・S A 93	100
第96図	S B 96・S B 144・S K 95	101
第97図	S B 99・S X 97	102
第98図	S B 126	103
第99図	S B 126出土瓦	104
第100図	S B 126出土土器	104
第101図	S B 127	106
第102図	S B 127出土瓦	106
第103図	S B 56出土土器	106
第104図	S B 128	107
第105図	S B 56	107
第106図	S B 56出土瓦	108
第107図	S B 131	109
第108図	S B 138・139	110
第109図	S B 69・70、S D 76・77	111
第110図	S A 82出土瓦	112
第111図	S A 82・83、S B 81、S I 84、 S D 42・98	112～113
第112図	S D 98出土土器	113
第113図	S A 47・S D 42セクション	114
第114図	S A 47・S D 42	115
第115図	S D 42出土瓦	116
第116図	S D 42出土土器	117
第117図	S D 43出土瓦	118
第118図	S D 43出土土器	118
第119図	S B 104出土瓦	119
第120図	S B 104出土土器	119
第121図	S B 104・S A 106	118
第122図	S A 106出土瓦	120

第123図	S D101出土瓦	121
第124図	S D101出土土器	121
第125図	S D103出土土器	124
第126図	S D103出土瓦	125
第127図	S D107出土土器	126
第128図	S D101・103・107・108、セクショ ン	127
第129図	S A132、S D133・134・135、S K 136・137	129
第130図	S D134出土土器	130
第131図	S D134出土瓦	130
第132図	S A72、S B73、S D65・66・75	130~131
第133図	S A72 c・d、S D75	132
第134図	S D140	133
第135図	S D141	134
第136図	S D142	135
第137図	S D142出土土器	135
第138図	S D145	136
第139図	S D79・S A80	137
第140図	S A100	137
第141図	S A112	138
第142図	S D109出土瓦	139
第143図	S D109出土瓦	140
第144図	S D109出土土器	141
第145図	S D109出土土器	142
第146図	S D102出土土器	142
第147図	S D102・118、S A122、 S K110・115・119	143
第148図	S K98出土土器	145
第149図	S K98	145
第150図	S K110出土土器	146
第151図	S K116出土瓦	147
第152図	S K117	147

第153図	S I 44	148
第154図	S I 60	149
第155図	S I 60出土土器	149
第157図	S X129・130	150

第5章 出土遺物

第158図	丸瓦の部位名称	151
第159図	丸瓦の製作と使用する型木と製品	152
第160図	平瓦の部位名称	153
第161図	布の綴じ方	154
第163図	平瓦第1類隈切り部拓影	154
第162図	平瓦狭端部の隈切り	154
第164図	釘頭状の痕跡	155
第165図	粘土板接合面上の布目	156
第166図	土板の合せ目	158
第167図	瓦第2類製作に用いる桶型推定復 元図	157
第168図	瓦各 類 拓 影	160
第169図	丸瓦各 類・平瓦各 類拓影	161
第170図	平 瓦 各 類 拓 影	162
第171図	平 瓦 各 類 拓 影	163
第172図	軒 丸 瓦 部 位 名 称	164
第173図	単弁八葉蓮華文軒丸瓦文様部位名 称	165
第174図	重圈文軒丸瓦文様部位名称	167
第175図	細弁蓮華文軒丸瓦文様部位名称	167
第176図	軒 丸 瓦 各 類 拓 影 (1)	168
第177図	軒 丸 瓦 各 類 拓 影 (2)	169
第178図	軒 平 瓦 部 位 名 称	171
第179図	軒平瓦1540瓦当面文様復元図	172
第180図	隈 切 り 瓦 拓 影	172
第181図	軒 平 瓦 各 類 拓 影 (1)	173
第182図	軒 平 瓦 各 類 拓 影 (2)	174

第183図	平瓦・丸瓦各類出土比率	175
第184図	出土軒丸瓦・軒平瓦拓影	177
第185図	出土軒平瓦拓影	178
第186図	ロクロ調整杯形土器分類	180
第187図	明地地区遺構外出土土器	181
第188～193図	中宿・古寺地区 遺構外出土土器	191～196
第194図	出土陶器	200
第195図	碇	202
第196図	鉄器	203
第197図	縄文土器	204
第198図	縄文土器拓影 (1)	205
第199図	縄文土器拓影 (2)	206
第200図	石器 (1)	208
第201図	石器 (2)	209
第202図	石器 (3)	210

第6章 考察

第203図	各群の型組合せ	214
第204図	遺構の時期区分図	217
第205図	中宿・古寺地区遺跡遺構変遷図	236～237
第206図	全体遺構変遷	240～241
第207図	関和久遺跡変遷模式図	42～243
第208図	供給瓦窯跡分布図	243
第209図	関和久窯跡第1・3号窯跡	244
第210図	関和久窯跡第1号窯跡出土丸瓦・	

平瓦拓影	244
第211図 関和久窯跡第3号窯出土丸瓦・平瓦拓影	245
第212図 関和久窯跡第3号窯出土軒丸瓦・平瓦拓影	246
第213図 かに沢窯跡	247
第214図 かに沢窯跡出土平瓦拓影	248
第215図 大岡窯跡A号窯・B号窯	249
第216図 第1グループ軒丸瓦・軒平瓦	250
第217図 第2グループ軒丸瓦・軒平瓦	251
第218図 第3グループ軒丸瓦・軒平瓦	251
第219図 杯・鉢口径分布	254
第220図 ロクロ調整杯計測部位	255
第221図 土器編年表	260
第222図 郡山台遺跡東地区発見遺構	270
第223図 郡山台遺跡S B13建物跡	271
第224図 北五老内町付近の炭化米出土地点	271
第225図 腰浜廃寺跡溝・建物跡配置図	272
第226図 根岸遺跡建物跡坪地葉断面	273
第227図 夏井廃寺遺跡出土文字瓦	274
第228図 郡山五番遺跡S B06・07・08・09・10掘立柱建物跡	275
第229図 館前遺跡出土鬼瓦復原図	276
第230図 白河軍団関係木簡(多賀城跡出土)	292

表 目 次

第1表、遺跡付近の第四系層序	2	第24表	明地地区遺構一覧	212	
第2表	関和久遺跡周辺遺跡	13	第25表	明地地区建築遺構分類	213
第3表	S B 90 出土土器	99	第26表	建物の規模・構造の分類表	217
第4表	S B 126 出土土器	105	第27表	和泉監正税帳にみえる倉	220
第5表	S B 56 出土土器	106	第28表	上野国交替実録帳にみえる倉	221
第6表	S D 98 出土土器	114	第29表	中宿・古寺地区主要遺構一覧	226
第7表	S D 42 出土土器	116	第30表	時期別遺構分類表	232
第8表	S D 43 出土土器	116	第31表	関和久上野遺跡住居跡に伴う平瓦	252
第9表	S B 104 出土土器	118	一覧		252
第10表	S D 101 出土土器	122	第32表	杯器形の判別分析資料	255
第11表	S D 103 出土土器	123	第33表	S B 90・126桂穴掘り方出土杯分類	255
第12表	S F 107 出土土器	126	一覧		255
第13表	S D 142 出土土器	136	第34表	県内郡家跡・郡寺跡比定遺	266
第14表	S D 109 出土土器	140			266
第15表	S K 110 出土土器	146	第35表	A地点出土土粒の形態	304
第16表	S I 60 出土土器	150	第36表	B地点出土土粒の形態	304～307
第17表	軒丸瓦観察表	170			307
第18表	遺跡別軒丸瓦・軒平瓦各類出土点数	176	第37表	形状と大きさ	307
			第38表	各グループの粒長・粒幅比の比較	308
第19表	S D103各層出土土器器杯	184			308
第20表	遺構外出土土器	197	第39表	長幅比粒数対比	308
第21表	遺構外出土土器	198	第40表	古代米パターンの検索表を適用した場合の関和久米粒	308
第22表	遺構外出土土器	199			
第23表	石器観察表(1)	210			

図 版 目 次

第1図版	関和久上町遺跡空中写真	……1	第25図版	S B 06 (西より)	……13
第2図版	関和久遺跡俯瞰写真(東より)	……2	第26図版	S B 06 (東より)	……14
第3図版	関和久遺跡俯瞰写真(南より)	……2	第27図版	S B 05 (北より)	……14
第4図版	遺跡遠景(南より)	……3	第28図版	S B 05 (西より)	……15
第5図版	遺跡近景(南より)	……3	第29図版	S B 11 (南より)	……15
第6図版	第1次調査状況	……4	第30図版	S B 11 (東より)	……16
第7図版	S B 01・02 (第1次調査)	……4	第31図版	S B 04・08・09 (東より)	……16
第8図版	S B 02 (北より、第1次調査)	……5	第32図版	S B 04・08・09 (南より)	……17
第9図版	S B 02 (西より、第1次調査)	……5	第33図版	S E 19	……17
第10図版	S B 01・02・03 (北より)	……6	第34図版	S D 14南西コーナー検出状況(南より)	……18
第11図版	S B 01・02・03 (南より)	……6	第35図版	S D 14南西コーナー(南より)	……18
第12図版	S B 01 (北より)	……7	第36図版	S D 13検出状況(西半部東より)	……19
第13図版	S B 01 (西より)	……7	第37図版	S D 13 (東より)	……19
第14図版	S B 01 礎石	……8	第38図版	S I 12、S D 13 (北より)	……20
第15図版	S B 01 礎石	……8	第39図版	S B 15・16、S D 13 (中央部、西より)	……20
第16図版	S B 02 (西より)	……9	第40図版	S B 15・16、S D 13 (中央部、北より)	……21
第17図版	S B 02 (北より)	……9	第41図版	明地地区東群建物(東より)	21
第18図版	S B 02掘り込み地業(南辺)	……10	第42図版	S B 20・21 (東より)	……22
第19図版	S B 03 (南より)	……10	第43図版	S B 20 (東より)	……22
第20図版	S B 07 付近	……11	第44図版	S B 22・23・24 (南より)	……23
第21図版	S B 07 (北より)	……11	第45図版	S B 22・23・24 (西より)	……23
第22図版	S B 07柱穴断ち割り状況(北東隅柱)	……12	第46図版	S B 22・23・24重複部(北より)	……24
第23図版	S B 07柱穴断ち割り状況(南東隅柱)	……12	第47図版	S B 24東妻部(北より)	……24
第24図版	S B 06付近より明地地区	……13	第48図版	S B 26 (南より)	……25
			第49図版	S B 26 基壇断面	……25

第50図版	S D30、S B31・33 (東より)	第74図版	S B96・99、S X97 (東より)
第51図版	S B32 根石上層瓦出土状況	第75図版	S B126・128、S X129・130、S I 60 (東より)
第52図版	S B32	第76図版	S B127・128 (東より)
第53図版	S B34	第77図版	S B126、S X129、130 (東より)
第54図版	S B 35 (南より)	第78図版	西官衙ブロック南東コーナー部
第55図版	S D 27 東南屈曲部	第79図版	S A47、S D42、S K45・46・55、S I 44他
第56図版	S D 27 セクション	第80図版	S B 104 (北より)
第57図版	S D28東南屈曲部 (北より)	第81図版	S B 104 (北より)
第58図版	S D 28 セクション	第82図版	S D107・108 (東より) 42
第59図版	S D 30 (東より)	第83図版	S B104、S A106、S D101・10343
第60図版	S D28・36・41 (東辺大溝、北より)	第84図版	S A132、S D133・134・135 (西より)
第61図版	S D28・36・41 (南より)	第85図版	S A132、S D134、S K136・137 (西より)
第62図版	S D28・41・36セクション	第86図版	S A72、S B72、S D65・66 (北より)
第63図版	S し28・36・41切り合い状況	第87図版	S B73、S D65・66 (北より)
第64図版	S D28・36	第88図版	S A72、S D65・66 (東より)
第65図版	S B 37 (南より)	第89図版	S A 72 他 (南より)
第66図版	S B105・111・112・120・147 (中央部建物群、東より)	第90図版	S D 142 (西より)
第67図版	S B105・111・112・120、S D 109 (南より)	第91図版	S D 142 セクション
第68図版	S D105・111・112・120・S D 109 (西より)	第92図版	S D 145 (北より)
第69図版	西官衙ブロック南半部 (南より)	第93図版	S D 145 セクション
第70図版	S B81、S A82・83、S D42・98、S K86	第94図版	S D 140 (南より)
第71図版	S B81、S A82・83、S B87・88、S K98、S X89 (南より)	第95図版	S D 141 (北より)
第72図版	S B58・90・91、S X93 (南東より)	第96図版	S I 60 遺物出土状況
第73図版	S B90・91、S A92、S X93 (東より)	第97図版	S A 80 (北より)

第98図版	S A 80 柱 穴	……52
第99図版	S D102・118 (南より)	……53
第100図版	明地地区遺構出土瓦	……54
第101図版	中宿・古寺地区遺構出土瓦	……55
第102図版	遺構外出土瓦	……56
第103図版	軒丸瓦各類	……57
第104図版	軒平瓦各類	……58
第105図版	丸瓦・平瓦各類	……59
第106図版	平瓦各類	……60
第107図版	平瓦各類	……61
第108図版	平瓦第Ⅱ類に見られる製作痕跡	……62

.....62

第109図版	遺構出土土器	……63
第110図版	遺構出土土器	……64
第111図版	遺構出土土器	……65
第112図版	遺構出土土器	……66
第113図版	遺構外出土土器	……67
第114図版	遺構外出土土器	……68
第115図版	墨書土器	……68
第116図版	墨書土器	……69
第117図版	硯	……70
第118図版	第2次調査出土焼物	……71
第119図版	米粒各種	……72

第1章 遺跡の環境

第1節 位置と地形

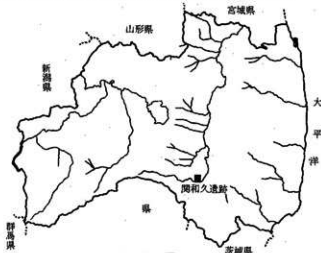
関和久遺跡は福島県の阿武隈川に沿った低地帯（“中通り地方”）の南端部近くの、福島県西白河郡泉崎村大字関和久字明地、同中宿及び大字北平山字古寺にまたがった地域に立地している。本遺跡は白河市街地から阿武隈川に沿って、東方へ約8 km 隔たった阿武隈川左岸の段丘面上（海拔305m 前後）に位置しており、東西約270m、南北約460mの長方形の広がりをもっている。遺跡を東西に横断するかたちで県道白河母畑線が通っており、遺跡の東隣には県道沿いに関和久字上町の集落がある。遺跡のはるか東方には背面のよくそろった阿武隈山地がひかえ、西方には南北方向にのびる奥羽脊梁山脈の裾野が広がり、南方は丘陵地帯をへて遠く八溝山系を望むことができ、北方は阿武隈川に沿って中通り低地帯へと連続している。

地形区分と地質層序

遺跡周辺の地形区分と地質層序をそれぞれ第2図と第1表に示した。この地域の地形は山地、丘陵及び3つの段丘面（うち1つは沖積面）の計5つの地形（面）に区分しうる。山地は遺跡の西方に分布しており、その山頂高度はおよそ400m 余りであり、遺跡の北西方にある鳥峠では485m に達している。この山地を構成している地層は古生代の堆積岩を原岩とする変成岩（主に結晶片岩）と圧砕された花崗岩類、及び新生代新第三紀中新世に海底に堆積した礫岩、砂岩、泥岩等の堆積岩類である。この山地の中で特に遺跡のすぐ西方の山塊は急峻で、山頂高度450m 前後の北北西—南南東方向に延びた尾根をもつ。阿武隈川に沿った低地帯はこの山塊にはさまれたところで幅が650m 程度と極端に狭くなる。この山塊は、東白川郡棚倉町を通り北北西—南南東の方向をもち幅2～3 km で連続する棚倉破砕帯（Omori, 1958）の延長である。この破砕帯の東西両側では新生代より前の地層がたいへん異なっている。

丘陵構成層

山地の東側には丘頂高度320m～340mの比較的頂部の平坦な丘陵が散在している。この丘陵を構成している地層は石英安山岩質の溶結凝灰岩で、鈴木他（1977）の白河層（“白河石”）に相当する。本層は須賀川、白河から会津盆地東南部にかけて、下位の第三紀層以下を不整合におお



第1図 関和久遺跡位置図

て広く分布している。白河層は眞鍋他(1968)により上位からD I, D II, D IIIの3つのフローユニット(flow unit)に分けられている。調査地域の白河層は石英、輝石、レンズ状の浮石及び黒色ガラスなどを含むことから、D IIに相当するものと考えられる。本層はほぼ水平に近く、ゆるく東南方向に傾斜している。鈴木他(1976)によると、白河層の時代はK-Ar法による絶対年代測定の結果などにより、第四紀更新世(洪積世)前期であると考えられている。本層は比較的厚い(10m以上に達するものもある)火山灰層(ローム層)によりおおわれている。

郡山層と郡山面

この地域に発達する段丘のうち、最も高位の段丘面は郡山盆地北部から本地域にかけての中通り低地帯に広範に分布する郡山面(台地面)である。本地域に分布する郡山面は郡山面の分布の最南端に位置し、ここより阿武隈川の上流側にはこの面は分布しない。郡山面の高度は遺跡付近で307m前後、東方の二子塚付近で約290mである。郡山面は郡山層の堆積面である。郡山層は主に礫、葉理の発達した砂及びシルトの互層状の河成堆積物よりなるが、他に泥炭層も何枚かはさみ、沼沢地的環境も存在したことを示している。郡山層の堆積した年代については、郡山付近に分布する同層中より得られた木材化石の¹⁴C法による絶対年代の測定値が、33,400年より古いという結果がでたこと他、層位関係、段丘面の対比などから、更新世中期の堆積物であると考えられている(鈴木他, 1977)。本層は更新世中期以後の火山灰層によりおおわれており、関和久付近でも2~3mの厚さの火山灰層による被覆を観察することができる。郡山面は台地面としての性格上、そのほとんどの部分が畑地及び集落地として利用されている。

低位段丘

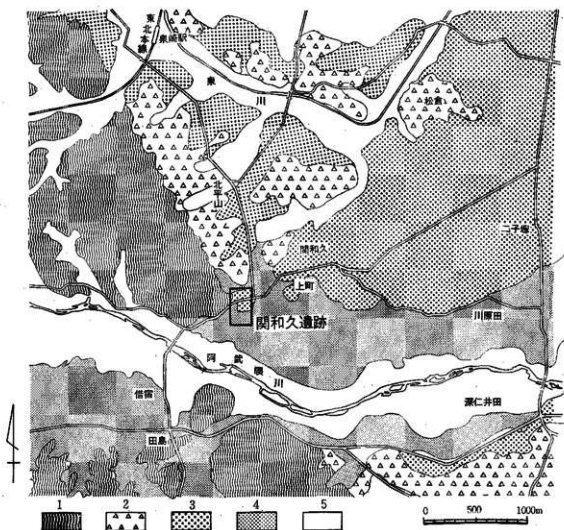
郡山面より低位の段丘は阿武隈川沿いにその分布がみられ、阿武隈川がほぼ現在の流路をとるに至って後形成された面であると考えられる。この段丘面は遺跡付近では305m前後の高度をもち、高位の郡山面とは約2mの高度差で接している。段丘面下は試掘によると、主として砂礫層及び一部シルト層よりなり、それらは一般に薄い火山灰層あるいは水流の影響を受けた火山灰層によりおおわれている。この段丘面は更新世後期~完新世に形成されたものと考えられる。この面は現在主として水田あるいはごくわずかな桑畑として利用されているが面上の微高地には一部集落が立地している。

調査地域における最も低い地形面は阿武隈川兩岸の狭い範囲及びその支流沿いにみられる沖積面である。前述の低位の段丘面とは遺跡南方では2m、調査地域西部の借宿では4mの比高で接しているのが観察できる。この沖積面はそのほとんどが水田として利用されている。

関和久遺跡は上述の郡山面及び郡山面より低位の段丘面上にまたがって立地している。遺跡の北半分は郡山面上(海拔306.5m~308.2m)に、南半分は低位段丘面上(海拔304.7m~306.4m)にある。この両面は遺跡内で全く平坦ではな

第1表 遺跡付近の第四系層序

時代	地形面	層序
完新世(沖積世)	沖積面	沖積層
後	低位段丘面	段丘礫層
更新世(洪積世)	郡山面	郡山層
中		
前	丘陵面	白河層 “白河石”
前期		
全新世(第四紀)		中新世 新統 花崗岩 結晶岩



第2図 遺跡付近の地形区分図

1. 山地 2. 丘陵 3. 郡山面 4. 郡山面より低位の段丘面 5. 沖積面

く、それぞれ一部にわずかな地形的高まりを呈する部分がある。なお、遺跡の南縁より30m程南方の低位段丘面内に1m足らずの段差が存在し、南側が低くなっているが、この段差は広く追跡することはできない。

(竹谷陽二郎)

第1章 引用文献

- 註1 Omori, M. (1958) On the Geological History of the Tertiary System in the Southwestern Part of the Abukuma Mountainland, with Special Reference to the Geological Meaning of the Tanagura Sheared Zone. *Sci. Rep. Tokyo Kyoiku Daigaku, Ser. C*, v. 6, no. 51, p. 55—116.
- 註2 鈴木敬治・吉田義・真鍋健一 (1977) 東北地方南部地域における内陸盆地の発達史について。地質学論集, no. 14, p. 45—64.
- 註3 真鍋健一他阿武隈川第四紀研究グループ (1968) 須賀川～白河付近の第四系。第四紀総研連絡誌, no. 13, p. 30—39.
- 註4 鈴木敬治・植田良夫・真鍋健一 (1976) 東北地方南部地域における後期新生代の凝灰岩のK-Ar年代。福島大教育学部理科報告, no. 26, p. 57—63.

第2節 遺跡の現況

1. 耕地整理以前の状況

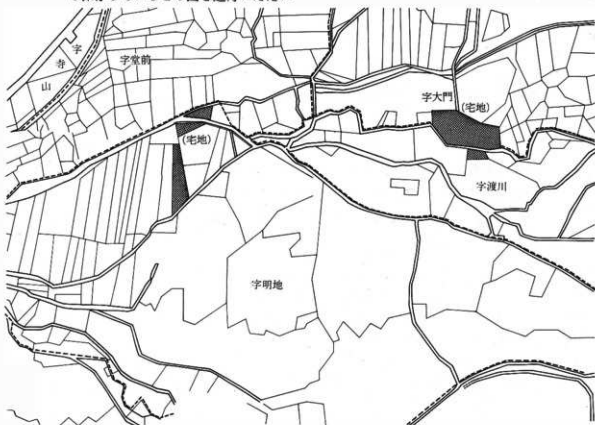
遺跡の所在する泉崎村は、昭和29年に川崎村と関平村が合併して誕生した村である。両村名は明治22年の合併によるもので、それ以前は関和久村・北平山村・踏瀬村・太田川村・泉崎村の5ヶ村で近世から変わっていない。5つの村名は現在そのまま大字名である。遺跡は旧

旧 字 名 関和久村分が大半で、北側の一部が旧北平山村分である。県道白河～滑津線の南側が大字関和久で、遺跡にかかる小字は4図のように台地の中央以西が堂前、以東が大門、その南が渡川、中央南部が明地で、4つの小字にまたがっている。正倉の範囲については、北東隅の一部が渡川分であるほかは明地におさまる。耕地

旧 地 割 り 整理以前の地割りを知るため、県文化センター歴史資料課の丈量図を調査し、それをつなぎ合わせる一方泉崎村役場で保存しているこの図を送付いただい



第3図 遺跡付近古絵図 (徳頼家文書・江戸末頃)



第4図 遺跡旧字切図

旧土地利用

た。両者は同じものであることがわかり、耕地整理以前はこの図の地割りであったことがわかる。この字切図によって、田・畑の別と宅地・道・水路がわかる(第4・5図)。畑地は中央台地とやや離れてその西南方に半月状に延びる微高地がある。宅地は台地の前方左右に2ヶ所ある。東が穂積氏、西が木野内氏の宅地である。穂積氏は現在台地の南東隅に移転しているが、宅地はそのままになっている。ほぼ中央部を東流する水路がある。西南微高地の北縁を流れ、一筋は中央台地緑縁に東流・北流し、他は木野内氏の屋敷で二筋に分かれ穂積氏の屋敷の東方で合流する。川幅は東と西の一筋のところでは、道との比較から1.5間程度とみられる。地元の人々の話しでは、二筋の水路のうち北側は水車用の水路で、この水路沿いに米搗き用の水車小屋が数ヶ所あった。南側水路は灌漑用で緑川氏旧屋敷の南で3筋に分流する。本来は水車用水路が主流であったと考えられる。

常陸街道

地元の人々の証言で重要と思われるものは、常陸街道と称される古道についてである。これは今日消えてしまったが、この字切図には書かれている。このルートは、台地のほぼ中央を南に下りて水田に達したところで3筋の水路を渡り、ここから字渡川と字明地の字界を東南に進む。渡川の字名は幾筋もの水路があることと、穂積氏旧屋敷東方では川幅3.0mほどの流れになっており、この川がかなり意識される存在だったからではなかろうかと考えている。と云うのは、正倉院の北辺に限るのはこの川ではないかと推定されるからである。常陸海道の基点は、発掘調査の結果を重ねてみると、東群建物跡のSB02とSB01礎石建物跡の間をぬけて、正倉院東辺大溝の中間から東へ出たところで右折して南下するようになっている。次いで阿武隈川沖積地の水田中の字石塚を通る。ここには石塚古墳群があり昭和29年3月発掘調査され、直刀4振が出土している。横穴式石室で玄室3.4m・羨道1.2m・全長4.6mで南に開口している。この古墳の脇を通り河原に出、阿武隈川を渡って蕪内部落にあがって東村上野出島に至る。河の渡り方であるが、簡略な橋があって増水で流されるとしばらく間をおいてまた架ける。流されればまた架けるという架け捨ての橋で、永久橋を意図していない。昭和初年まで橋のない期間は、浅瀬をさぐりながら徒渉したという。現在は永久橋で、道は関和久上町の中央四ツ角から直線で南下する新道に改められている。常陸街道はその名称から、東村上野出島を経て久慈川に沿って大掛関・境明神を通して常陸太田に至るルートであることは間違いないであろう。茨城と東白川では矢祭〜常陸太田の道を現在でも常陸街道と呼んでいるが、その北方延長上に明地があることは重要な事実とみなければならない。

旧地名と大綱堂跡

字切図の地塊の線をみると、畑は南北に長い短冊型、水田は大小任意の方形となっている。字明地の中央あたりに、鋸歯状に屈折しながら東西方向を示す長い線がみられる。これが段丘線とみられる。明地周辺に集中的にみえる寺院にちなむ地名、山寺・堂前・大門などは、県道際に現存する大綱堂ゆかりの地名と考えられる。中央台地の東半以东を占める字大門も、郡家に伴う地名かとも考えられるが、中世寺院大綱寺があったとされ多数の礎石も遺存するうへは、大綱寺ゆかりの地名とみる方が妥当であろうか。この図からも字切図をつないだ結果からも糸里遺構を読みとることはできなかった。

2. 耕地整理とその後の経過

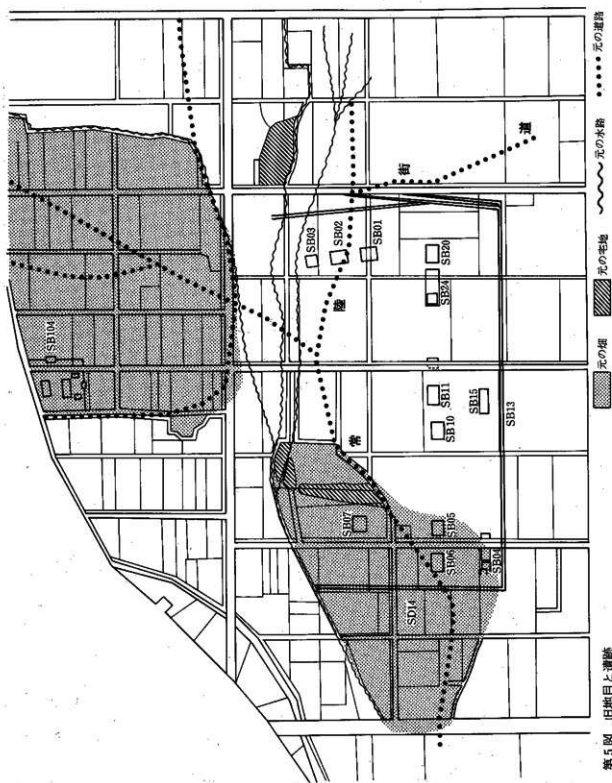
耕地整理 関和久地区の耕地整理は、今日行なわれている水田1枚30アール単位の圃場整備事業とは異なり、戦前からの流れの団体営区画整理事業である。事業の名称は「関和久関内地区区画整理事業」で、着手が昭和28年、完成が昭和30年である。遺跡の所在する明地地区は昭和29年の施工である。受益者の数は約330名、面積は287ha、理事長は田中一氏であった。工事は人力によるもので、昭和28・29年はブルドーザーなどの機械は全く使用せず、30年のみごく一部にブルドーザーを使用している。労働力は受益面積により人夫を賦課し、掘削・整地等は唐鍬・スコップを用い、土量運搬はモッコを使用した。傾斜地を大きく削平して土を移動することはせず高低差を生かしながら道路・水路・畦畔等の区画を真北に合わせて整理した程度で各人に配分している。整理後の状況は、第5図の如くである。これによると道路・水路・畦畔を東西・南北に直交する方形にまとめ、中央台地南縁に道路と水路をまとめて幹線としている。水車用水路は直線に直して木野内・穂積両氏の屋敷間に設置している。台地及び県道北側の畑地は区画線を直線に直したのみで土量に変更はない。また、木野内・穂積両氏宅地も手を加えていない。ただし、木野内氏宅地の西南方にあった半円状微高地の畑は削平して水田に直されている。昭和30年に終了した区画整理事業は以上の如くであるが、その後機械が普及するに及び、各農家は長い年月をかけて個人でより使い易くするために手を加えるようになる。それはブルドーザーを使用するものであったから、ここで2次的に耕地の区画に変更が加えられ、昭和47年県が作成した航空測量による地形図の姿になるわけである。この2つの図を比較してみると、遺跡内の南北農道5本は、中央と東・西の3本を残して他の2本は畦畔となり、水車用水路を直した水路はなくなっている。1枚の水田面積の拡大が目的であるため、境の段差が大きくなり、たとえばSB03礎石建物跡の北半などは切り取られている。字切図の時期の地形のなごりを今にとどめるのは、木野内氏宅地南縁の弧状の段差で、このゆるいカーブの部分は字切図にみえる道と水路である。穂積氏旧宅地の南縁の水路は、水車用水路の位置を保っている。中央台地の地形はそれ以北の畑地を含めて変更はない。

現地形

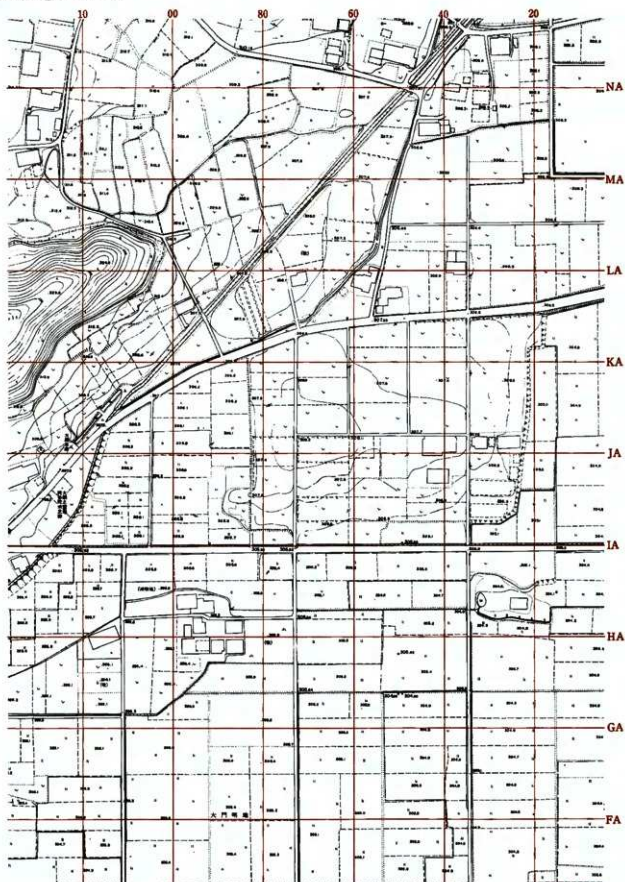
3. 発見遺構と旧地目

旧地目と遺構配置

明地地区の字切図と遺構配置図を重ねてみると、種々のことが判明する。遺跡の西方及び西南方に検出されているSB07・05・06・04・08・09・17・18などの建物は、もとの地目は畑地であった。昭和39年に削平によって水田にされた部分である。「昭和10年12月4日、岩越氏は関和久字明地の穂積隆也氏所有の桑畑から3個の礎石が発見されたことを聞き、この桑畑を発掘して2個の大石が3.82mの間隔で南北に並んでいるのを確認したが、他の1個は見つからなかった。南にあるものは東西1m、南北75cmで長方形、北にあるものは東西77cm、南北73cmぐらいの丸い石で、石材は白河石(凝灰岩)であったという。その写真は氏の発行した絵ハガキにおさめられている。」(第2章第1節)とあるのは、SB06礎石建物跡とみて誤りはない。また昭和29年耕地整理に際して[※]藤田定市氏が調査にあたり、桑畑の中で5個の礎石を発掘されている。この時の礎石の配置は、中央に1個と対角線上の4個計5個である。



第1章 遺跡の環境



第6図 現地形・地区割り図

縮尺 1/2500

旧土地利用
と遺構

恐らく総柱の礎石配置のうち中間の4個が失われていたため、芯礎と四天柱の如く遺存したものと思われる。そのため氏は、地主の人に五重塔の可能性を述べられている。この建物はSB05礎石建物跡とみて誤りはない。このように、桑畑中に遺存した2棟の礎石建物跡の礎石は、昭和29年の区画整理の工事までは、良く保存されていたものと推定できる。この2棟以外の礎石建物跡の地目は、明治初年の字切図の時点でもすでに水田とされており、そのため早くから失われていったものであろう。SB01礎石建物跡で3個遺存するが、これは水路にかかるもの2個とあとは北妻の1個である。もう一つ完存したのはSB02礎石建物跡の北妻の礎石で、これは地主の木野内氏が耕作のたびにひっきり長年気にした石だという。状態が最良だったのはSB01礎石建物跡の北妻の1個で、あるいは常陸街道の路面下にあったためかも知れない。

4. 現況と風土

関和久遺跡は、木之内山の山懐に抱かれるように立地している。この山と対称的に向い側に新地山があり、両者が迫った間を阿武隈川が東流している。ここから下流は弧状に広大な平地が続き、河床は南縁沿いに東流から北流にかわる。遺跡のある中央台地が段丘で、河床に近い低地は水田に、段丘上は畑に利用されている。昭和49年に県道白河～滑津線が拡張されてから工場用地、宅地が増加の傾向にある。畑の部分は耕地整理でもほとんど手を加えず、野菜の栽培を中心に利用されている。

現在の気候

このあたりの気候は、表日本式的内陸性気候で標高300mの高さのため、緯度の割合に気温は低い。平均気温は10.8℃で関東はもとより浜通り中通りよりも低く、仙台にほぼ等しく冬の寒さはかなり厳しい。冬から春にかけては北西から吹きおろす那須おろしが卓越し、平均風速は3月に3.8m、最大瞬間風速は30mを超えることがある。積雪は量・日数ともに少ない。白河郡家がこの地に定められたのは、阿武隈川を前にしていることと木之内山によって北西風がさえぎられること、官道に近いこと特に白河関と久慈川ルートが合流する交通の要衝であることなどをあげることができる。

(鈴木 啓)

第3節 歴史的環境

白河郡の郷 古代の白河郡は『和名抄』によって駅家を含めて17郷で構成される陸奥・出羽両国唯一の大郡であることがわかる。注記に「之良加波国分爲高野郡」とあり、後世の東白川郡を含むことは明らかである。しかし全体の広がり、下野国境は現栃木県境とし、常陸国境は依上郷（茨城県久慈郡太子町）を含むほか東・西・北の境界は明確とはいえない。通説としては、東は磐城郡・北は磐前郡・西は脊梁山脈の甲子山・旭岳に囲まれる範囲と考えられている。

これは今日の行政区でいえば、白河市・西白河郡（西郷村・表郷村・東村・中島村・矢吹町・大信村・泉崎村）・東白川郡（榑倉町・壩町・矢祭町・鮫川村・古殿町）・石川郡（石川町・玉川村・平田村・浅川町）の1市6町11村である。この領域は、今日中通りの県南地方と呼ばれるところである。

白河郡の国 文政年間白河藩臣広瀬典の編纂になる『白河古事考』の「白河郡当今疆界図」では、南は下野那須郡・常陸久慈郡・同多賀郡・東は菊田郡・岩前郡・北は石川郡・岩瀬郡・西は阿武隈川の源である甲子とその支流真名子川の源である真名子の地名を記し、奥羽分水嶺をもって境界としているが、その西方に会津郡の名は記さない。石川郡が独立している他は、現在の行政域境と大差ないものと判断される。白河・那須・久慈三郡界の八溝山は、陸奥・下野・常陸三国の接点でもある。東流する阿武隈川・南流する久慈川が歴史上重要な役割を担っている。

関和久遺跡を中心とする南北10km・東西13kmに分布する古墳時代～平安時代の遺跡は、第7図のとおりで、番号を付したのは第2表の遺跡である。

なお、赤の部分は同時代の土師器・須恵器を出土する集落跡である。

**周辺の古墳
原山古墳** ここにあげた古墳で粘土郭あるいは石製模造品を伴う例は今のところ知られていない。30—411の原山古墳は、南に張り出す丘陵の先端に近い平坦面にあり、小型前方後円墳である1号墳を中核に、円墳4基から成る古墳群であった。1号墳の後円部端から相摸人・楯持人各2個体・西側くびれ部から鷹1・男子像4・女子像1・琴弾人2・馬1・小型壺1と他に円筒埴輪49・朝顔型円筒埴輪7、計70個体分の埴輪が出土した。一緒に出土した土師器・須恵器と火山性降下物（榛名山二ツ岳降下軽石層）から、5世紀末を中心とするその前後の時期と考えられている。38—66の下総塚古墳は水田中にあり、現在は周囲を削り取られ形態をひどくそこねてはいるが、現状で主軸長約20mの前方後円墳である。古く『集古十種』に頭椎太刀二振りの図があり、『岩磐史談』に故岩越二郎氏の調査報告がある。これによれば、5.0×2.3m、高さ2.3mの両袖式横穴式石室で、楕円埴輪片が出土している。埴輪を伴う古墳群で、下総塚を中核としているとみることができる。平地の前方後円墳で埴輪を伴い、横穴式石室・頭椎太刀二振りの出土をあわせ、当地方の代表的古墳とされている。38—47の観音山横穴は4基が調査され、多くの副葬品が出土した。土器・紡錘車・装身具・武器・馬具等で、金銅製品に特色がある。漆と銀製刀装具による銀線蛇腹巻刀、漆と金銅透彫り金具で飾った主頭

泉崎横穴 大刀などで、時期は6世紀末～7世紀初頭と考えられている。38-13の泉崎横穴は、昭和8年発見の東北地方第1号の装飾横穴である。羨門はアーチ型、玄室は室形造りで奥壁下に一段高く縁高の造り出し棺床があり、水抜き孔と排水溝がある。奥壁上段に手をつなぐ四人の男子、左に高杯をささげる三人の女子、右に動物を弓で射ようとする騎馬人物が描かれている。左壁には四頭の馬と1個の渦巻文、右壁には馬と飼桶らしい図柄が描かれている。天井の四面には渦巻文や円文がある。使われている赤色の顔料は酸化鉄である。渦巻文は本県固有のもので呪術的な意味をもつものとされ、時期は7世紀と考えられる。

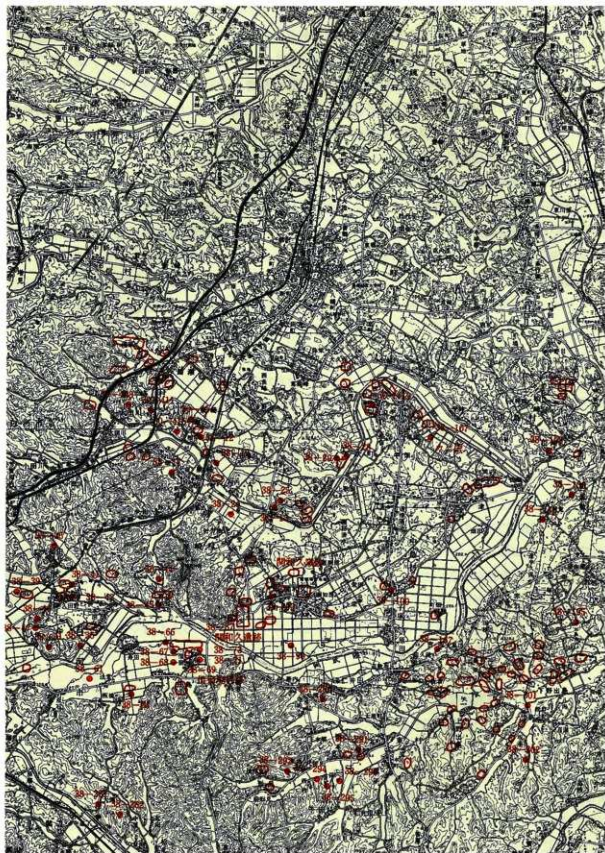
観音山北横穴群 泉崎村踏瀬部落西方の、東北縦貫道で失われた観音山北横穴群の3号墳からは、藤手刀が出土し須恵器とあわせて時期は奈良時代とみることができる。

母畑開発事業により、東村大字上野出島の冢内古墳が調査された。第7図の右下方に位置するが、○印・番号は記されていない。

冢内古墳群 冢内古墳群は、小型前方後円墳を中核に円墳2・方墳1計4基及び横穴54基から構成される。2号墳が前方後円墳で主軸17.0m、全長5.27mの両袖式副葬横穴式石室である。副葬品には銅・土製丸玉・ガラス玉・銅製耳環・管玉・須恵短頸甕があり、追葬が認められる。石室構造・須恵器の編年から、機能したのは7世紀後半～奈良時代と想定されている。横穴は前庭部のまとまりから13のグループに区分され、構造からⅠ類（複室）1基・Ⅱ類（玄室・玄門・羨道・羨門・前庭部）11基・Ⅲ類（玄室・羨道・羨門・前庭部）25基・Ⅳ類（玄室・玄門・前庭部）13基のⅣ類に分類されてこれが時間順とされている。副葬品は全体としては膨大な量であるが、個々には量・質ともに顕著な偏りがある。中でもⅠグループ第Ⅲ類に属する37号墳は注目すべきものである。即ち、金銅張鏡板付甕・金銅張古葉・金銅張雲珠・金銅張辻金具・金銅張帯金具・金銅張綺金具・銅鏡・玉類・土器類計377点が出土している。Ⅳ類の前庭部に国分寺下層式併行の土師器杯があり、横穴掘削の下限は8世紀末を前後する時期が与えられている。54基の横穴が、追葬を伴う家族墓で前庭部の共用から13のグループに区分され副葬品の質量に格差が大きいことは、被葬者の階層・社会構成を考えるうえで示唆に富む資料といえる。特に高塚古墳と横穴が近接する一群として、時期も7～8世紀に同時に存在している点、37号横穴のように金銅張器具一具をそろえている点、仏具とされる銅碗が出土している点などは注目しなければならない。特に馬具一具装備した飾馬に騎乗する武人は、地域随一の権力者に相当しよう。

次に集落跡をみてみよう。

周辺の古代集落跡 38-41の中嶋遺跡は、水田中の微高地にあつて耕作中に地下60cmから炉跡・木炭と共に土器が出土した。出土したのは土師器の壺・甕・碗・高杯・器台・台付土器・鉢型甕のセットである。壺と甕は複合口縁で、小型壺・台付土器は器内外面に整形のための刷毛目文がある。器台及び高杯の体部下方には鋭い稜線があり、脚部は円錐形で三窓がある。甕台には体部下方に六窓と底部中央の脚に貫通する孔がある。色調は高杯・碗は赤褐色・他は淡褐色で焼成は良好である。塩釜式に位置づけられる当地方の基準とされている。



第7図 周辺の遺跡

第2表 関和久遺跡周辺遺跡 (遺跡番号は全国遺跡地図福島県文化庁1974による)

遺跡番号	遺 跡 名	所 在 地
30-408	ニッ坂山古墳群	泉崎村大字太田川字池の入
30-411	原山古墳群	〃 〃 〃 字原山
30-414	念仏塚古墳群	〃 大字泉崎字山ノ神山
30-415	山崎山古墳群	〃 〃 〃 字山崎山
30-419	館ノ越横穴群	矢吹町大字根宿
38-12	鳥子山古墳	泉崎村大字泉崎字鳥子山
38-13	史跡泉崎横穴	〃 〃 〃 字白石山
38-17	小林山古墳群	〃 〃 〃 字小林山
38-19	日渡山古墳	〃 〃 〃 字日渡山
38-24	都橋四ツ塚古墳	〃 〃 〃 字四ツ塚
38-25	白石山窯跡	〃 〃 〃 字白石山
38-28	清水塚古墳群	矢吹町大字清水塚
38-29	寺山古墳	〃 〃 〃
38-35	大和田山古墳	白河市大字大和田字月山
38-39	狐っ子横穴群	〃 大字大字西田
38-41	中嶋遺跡	〃 大字久田野字北真
38-42	久田野古墳群	〃 〃 〃 字久田野
38-44	谷地久保古墳	〃 大字本沼字野地久保
38-45	谷の石山横穴群	〃 大字芦ノ口字的石山
38-46	阿弥陀前横穴	〃 大字久保字久保
38-47	観音山横穴	〃 大字久田野字観音山
38-51	久保前古墳	〃 大字久保字久保前
38-55	三年立横穴群	〃 大字久田野字三年立
38-61	六本木古墳	〃 大字双石字六本木
38-64	明戸遺跡	〃 大字板橋字明戸
38-66	下総塚古墳群	〃 大字舟田字中道
38-67	田島銀蔵古墳群	〃 大字田島字銀蔵
38-68	愛宕塚古墳	〃 大字借宿
38-69	借宿庵寺跡	〃 〃 〃 字株木
38-71	白旗古墳	〃 〃 〃 字白旗
38-73	舟田恋田横穴	〃 〃 〃 字竹の花
38-87	関和久遺跡	泉崎村大字関和久・北平山
38-92	関和久上町遺跡	〃 〃 〃 字上町他
38-99	石塚古墳	〃 〃 〃 字石塚
38-100	西内横穴群	中島村大字二子塚字西内
38-107	赤坂窯跡	〃 大字滑津字赤坂
38-109	蝦夷穴横穴群	中島村大字松崎字善權
38-130	大塚古墳群	石川町新屋敷字田上・焼場
38-148	高屋敷古墳群	〃 〃 〃 字高屋敷
38-167	向山古墳群	中島村大字吉岡字向山
38-195	大山平古墳群	石川町沢井字大山平
38-281	大岡古墳群	表郷村大字小松字大岡
38-282	大岡窯跡群	〃 〃 〃
38-286	棋形古墳群	東村大字板本字樹形
38-291	龍ヶ窪古墳群	〃 大字釜子字龍ヶ窪
38-292	形見古墳群	〃 大字形見字前形見
38-294	西ノ内古墳	〃 大字釜子字西の内
38-295	丹後沢古墳群	〃 大字千田字丹後沢
38-296	瀬戸山古墳群	〃 〃 〃 字瀬戸山
38-301	髪内古墳	〃 大字下野出島字髪内
38-302	大久保横穴	〃 〃 〃 字大久保

野出島地区
の集落跡

母畑開拓事業では、第7図の右下方の東村上野出島地区で多くの集落跡が発掘調査されている。佐平林遺跡・板倉前B遺跡・達中久保遺跡・西原遺跡・谷地前C遺跡・赤根久保遺跡などである。これらの概要を通観してみよう。6遺跡中、達中久保遺跡を除いて東村大字上野出島に所在している。発掘面積は全体で21,500㎡で、検出された遺構は掘立建物跡62棟、竪穴住居跡165軒である。掘立建物跡に伴う遺物が少ないため、時期の判明するのは少ないが、過半数は平安時代とみることができる。竪穴住居跡は詳細に分析され、古墳時代21軒、奈良時代40軒、平安時代83軒、時期不明21軒である。出土遺物は、円面硯・転用硯・帯金具・石帯（石製巡方）・耳皿・鉄刀・刀子14・鉄鏃（うち有頸雁股鉄鏃1）、鎌・鉋・砥石5・鉄製紡錘車2・多量の土器・木器がある。墨書土器には、午（4遺跡9点）・方・月・年・足・取・手・干・万・真・合・本・富・豊・朱・太・斤・龍・大・中・戸・田石川・宝丁・尔又の文字がみられる。

佐平林第Ⅵ区の2号井戸は、2.7×2.7mの方形プランで、深さ2.23mの掘り方をもち、その中に1.75×1.75mの井桁を組み込んでいる。井桁は、掘り方の傾斜変換点のレベルより長さ1.75m前後、幅30～20cmの板材を3段に重ねている。内部から木器では有孔曲物底部・高台杯・高台付盤・盤・杓子形箸・杭などで高台杯は黒漆塗りである。土器には土師器杯・甕・須恵器長頸瓶などがある。掘立建物跡は3間×2間の例が多く、総柱の建物はわずかで谷地前Cに3棟ある。達中久保には、1間×1間の身舎に四面庇の付く4間×3間の建物がある。当然身舎と庇の柱は通らない。しかも側柱には3回の建替があり、身舎の四本柱には建替がみられない。中世の仏堂にはみられる柱配りであるが古代には例がない。

これまでみてきた周辺遺跡の主なもの、4世紀の集落である中嶋遺跡、5世紀末を中心とするその前後の時期に営まれた原山1号墳、平地にあって横穴式石室をとる前方後円墳で埴輪・頭椎太刀を有する下総塚古墳、豊富な金銅製品を伴う観音山横穴、装飾のある史跡泉崎横穴、藤手刀を出土した踏瀬観音山北横穴、北限の横口式石郭を有する谷地久保古墳などである。何れも時間軸に沿って地域の主たる氏族の営んだものと考えることができよう。策内古墳群も情報の豊かな示唆に富む遺跡といえる。同時に展開する高塚・横穴の系列の相違は何か、54基の横穴が13グループ（族）によって構成され、内容にはかなりの貴卑のひらきがみられ、中でも37号墳の主は地域の首長にも比定でき、それが7～8世紀にわたって営まれている事実は、郡（評）・里（郷）下における地域住民の階層構成を知るうえで睥睨すべきものがある。

集落では、東村の上野出島が、律令制下の特^ニ郡家周辺の某里（郷）の主要部であることは凡そ見当がつく。掘立建物が多く、倉庫と思われる建物があり、「午」字をはじめ墨書土器が多く、円面硯・転用硯を伴い、帯金具・石帯を出土し、鉄刀・刀子・鉄鏃が多い。大型の井戸と木器は厨房の役割が推測できる。この集落群には公的・官人的匂いが感じられることは否めない事実である。これが白河郡内でどう位置づけられる集落であろうか。その判断はあとにゆずる。

郡家の近くに官道が通じていることは必須条件であるので、次に山道及び久慈川ルートについて検討してみよう。

山道の位置 山道の下野駅家は、都側から足利・三鴨・田部・衣川・新田・磐上・黒川の順である。郡家では足利・梁田・安蘇・寒川・河内・芳賀・塩屋・那須で、駅家の北端が黒川（那須町伊王野）、郡家の北端が那須（那須郡小川町梅曾・梅曾遺跡）となる。ところで下野国は、もと下野国と那須国の合併によるもので、那須郡家の比重は他の一般の郡家と同列にみることはできないとされる。白河関をはさむ奈須・白川の結びつきが強かったことは奈須直赤竜が白河の大領であることから推測できる。山道は梅曾を経て黒川に至るものと考えられる。ところで白川と対をなす黒川の位置であるが、地名としては4ヶ所に遺名がある。伊王野から右に入れば旗宿、左に入れば白坂に入る。古くから論争的になっている二つの白河関跡である。黒川は左に入って4 km、ルートの西側にある。地名の由来は川の名称で、それは栃木・福島県境を分って東流する黒川である。これは陸奥・下野の国境でもあったとみてよい。現4号国道と黒川の交差点が黒川、そこから2.5km 東が下黒川である。下黒川は黒川と白坂の中間に位置している。地名の黒川と上・下黒川は12km 隔てているので点でとらえることはできず、もともとこの南北の範囲が駅家郷黒川なのであろう。白川とは阿武隈川をさすとみられ、黒川が河床の岩石から流れが黒くみえと云われ、これに対し白川は凝灰岩（白河石）から白河と呼称されるのであろう。両者は併行して東流している。

白河の関跡 延喜式時点の白河関は白坂か旗宿かをみてみよう。旧陸羽街道の白坂の境明神は、男神の住吉神社は下野側、女神の玉津島神社は陸奥側にある。両側の丘陵は数段に削平され平場を形成している。明らかに人工によるものである。旗宿の境明神は玉津島神社一社のみである。

旗宿の史跡白河関跡は独立小丘で平安時代の遺構があり、中世には館跡として利用され上面平場からは掘立建物跡の柱穴が数多く検出されている。岩田孝三氏は、「白河二所之関跡」の碑を白坂に建立し、複数のルートの存在を強調している。二つの関跡を認める立場には時期差による場合と同時存在の場合とがある。後者の場合でもメイン・ルートとサブ・ルートの判別は必要になってくるのではなかろうか。ここでは駅家黒川郷の遺名と考えられる黒川の地名が、何れも白坂ルートの西側にあることをふまえ、一応白坂ルートを延喜期のメイン・ルートとして記述を進めたい。



第8図 関の森遺跡（旗宿）

大村郷と鹿島神社 陸奥の駅家は都側から雄野・松田・磐瀬・葦屋・安達・湯日・嶺越・伊達の順である。雄野は

鹿島神社から
関和久遺跡へ

『和名抄』の小野駅家郷であるが、旧白坂村・旗宿村に遺名は見あたらず、考古学的に集落跡も把握されていない。ただ云えることは、丘陵地帯では駅家郷を構成できず、南湖南岸の沖積地に下りたあたりと考えざるを得ない。次に通過地点として欠かせない場所をあげよう。まず鹿島神社と大村郷である。鹿島神社の縁起では、もと白河神としている。熊田宗太郎氏は、「延喜の初め頃から陸奥蝦夷を征服するに鹿島の神賤なども従軍して、大いに神援を得て其の功を取めたことがあったので、是等の鹿島の神兵や征夷將軍等が大神の苗裔を請い、海道沿いに祀るようになったのである。(中略)白河神社が鹿島神社となったのも、按うにこの貞観八年以後の事であつたろう。」とみている。この社の前に「うたたねの森」がある。『枕草紙』九十六段に「森はきくたの森……岩瀬の森……うたたねの森」とあり、他に『八雲集』『回國雜記』にもみえる。鹿島神社の県重文「鉄製鍵」に「奥州白川庄大村郷鹿島大神御宝前鍵神主藤原忠泰 永徳二年壬戌十二月六日鍛冶大工藤原守吉」の銘がある。ここから1.5km 東の阿武隈左岸の大久保部落は、今も大村と呼ばれ背後の丘陵は観音山横穴を含む大久保横穴群及び円墳群の密集地帯である。『和名抄』大村郷は、名のとおりの白河郡では由緒のある郷であろう。その範囲は鹿島神社を含むことがわかる。関和久遺跡の西の阿武隈川の左岸に木之内山(人なつかしの山)、右岸に新知山(人忘れじの山)がある。人なつかしの山は西行法師に詠まれ、人忘れじの山は『夫木集』にみえる。新知山の麓の借宿庵寺は白河郡寺に比定され、その西方には下総塚古墳を中核とする古墳群と微高地600m×200mのほぼ全面に土師器の散布をみる船田遺跡(仮称)が分布調査で確認されている。以上人口に膾炙した歌枕や遺跡は通過路線近傍に所在したものとななければならない。なお路線を想定する場合、阿武隈の現河床や県道滑津線・石川線に拘泥する必要はない。流路は大きく変ったこともあり、道はそれに沿ったと考えられるからである。ただこれらの点を結んで白河郡家に達していたとみるべきであろう。次に久慈川ルートを見てみよう。

依上郷 まず『和名抄』依上郷にふれるが、古代にあつては白河郡次いで高野郡に属し、中世になると結城宗広・親朝が領知したあと佐竹領となり、後再び結城氏朝の領地となり次いでまたまた佐竹領となり、文禄検地で佐竹領なるをもって久慈郡に属することになる。その範囲は近世で東は生瀬四か村・西は佐貫村・南は下小川村合せて42か村で



第9図 玉津島神社(白坂)



第10図 鹿島神社

ある。

久慈川ルート 常陸国駅家は、榛谷五匹・安侯二匹・曾称五匹・河内・田後・山田・雄薩各二匹・伝馬は河内郡五匹と『延喜式』にみえる。ルートは国府・安侯・河内・雄薩である。

延暦24年(805)海道伝馬、弘仁2年(811)海道駅馬が相ついで廃止される。その対応として同年4月22日長有・高野の両駅を新設する。これによって海道雄薩駅と山道松田(松戸)駅を結ぶことになる。

大 関 の 関 このルートにも常陸・陸奥国境に二つの関がある。一つは久慈川沿いの焼山関・他方は里川沿いの大関の関である。近世では里川・大関ルートを棚倉街道、久慈川、焼山ルートを南郷街道と呼んでいる。焼山については太子町に南田気・北田気の地名があり、そのあたりに比定され『今昔物語』巻二十七の四十五に「陸奥国より常陸国へ越ゆる山をば焼山の関とて極く深き山を通るなり」とあって、少なくとも今昔物語の成立した12世紀前半にはその存在を知ることができる。しかし境の明神の痕跡は残っていない。

里川沿いのルートは、弘仁3年(813)10月、駅数削減の際は、常陸国府から山田(那珂郡勝倉)を経て雄薩駅に出て大関の明神坂を越えるものであったと考えられ、平安初期に利用されているとみることができる。おそらく延暦24年の海道伝馬の廃止の頃から道が開設され、弘仁2年海道駅馬も廃止された頃から菊多関に代るものとして大関関が機能するようになったのではなかろうか。大関の境明神は県境の峠にあって、峠の名を名神坂といい社の左に住吉神社、右に玉津島神社がある。こうみえてくと、両関ともに交通路としては利用されているが、開設されたのは大関の方が早いとみなければならない。ところで長有駅家はどこに置かれたのであろうか。それには諸説があるが、焼山関側の太子町にあてるのが通説のようである。しかしこれは大関の比重とは逆で矛盾するが、今のところそれ以外には判断の材料がない。

高 野 駅 棚倉・南郷両街道が合流してからの高野駅については、塙町と棚倉町の境あたりとするのが、距離的にも太子から16kmで、地形上も妥当であろう。

松 田 駅 さて最後に、久慈川ルートと山道が合流する松田駅家について考察してみよう。

さきに述べたように、阿武隈川が東流から北流にかわるあたりの右岸、東村上野出島・下野出島は、古墳時代・奈良時代・平安時代の集落跡が、他の地域から際立って多い、このうち発掘調査された上野出島の6遺跡の内容から、ここの施設を使用した人々の中に官人的な階層の存在を知ることができる。「午」の墨書土器が多く出土しているが、十二支の午は獣の馬に当たることは言うまでもない。掘立建物のあるものは厩舎ではないのかと考えられてくる。鉄器(武器)の多いのは軍事的匂いもあり、円面硯と墨書土器も多く、これらのことを重ねてみると駅家が浮かびあがってくる。つまり二つのルートが合流する松田(松戸)駅はこの遺跡群ではないかとの想定である。掘立建物のあるものは駅舎でありそれに付属する厨房で、総柱は倉庫ではないのか。駅家は国家が中央と地方の行政上の連絡手段として設けた官人専用の交通機構である。管理者の駅長を中心とし、駅戸から出す駅子は1駅120~130人とされるので、1戸から3人とみて43戸となり、一般の郷並みに郷50戸でいどで駅家郷は構

成されるらしい。駅田を耕作しながら駅馬の飼育、駅使の接待等を継続するには、多くの建物と面積的な広がりが必要としたと思われる。

松田駅家と郡家

関和久遺跡までは4 kmの隔りがある。山道を通った場合、郡家で用を済ませてから松田駅家に入ったか、松田駅家で旅装を整えて郡家に入ったかは不明であるが、関和久遺跡の正倉ブロックと官舎ブロックの中間東側に八脚門(?)が付いているらしいことは、あるいは官人の出入りは東側であった可能性もあるとすれば駅家に入るのが先となろう。山道は駅馬10匹・長有・高野は2匹の定めであるが、上りの分岐点であることから、その数は10匹ではなく予備も必要としたのではないか。また『令義解』廐牧令諸道置駅馬条の伝馬用官馬は「以軍団充之也」とある点も郡家を考える場合検討を要するし、伝馬が岩瀬郡家に置かれていない(延喜式諸国駅伝馬)意味も考えてみる必要があろう。駅家と伝馬を兼ねさせる合理化が、当然話題にされていると思うからである。

これまでみたように、関和久遺跡周辺にはこの地方の首長墓と見なしういくつかの古墳が継続して営まれ、筑内古墳群の内容からある地域集団の中で有力な上層農民のグループが成長しておりその族長はトップクラスに位置する様子、集落跡では古墳時代に形成されたムラが奈良時代に発展し、平安時代の11世紀ごろまで維持される経過、上野手島は松田駅家の可能性が高いことなどを知ることができた。征夷軍と軍需物資の通過にあたっては、黒川駅家、那須郡家、松田駅家、白河郡家は大きな役割りを担っていたろう。特に郡家に近い両道の合流点である松田駅家は、兵士と物資の中継・点検のために煩雑を極めたことであろう。長有・高野の新駅設置の理由が「危急を告げんが為なり」とあることから、郡家に近接する両道のターミナル駅、松田駅家の軍事的側面に注目する必要がある。

(鈴木 啓)

参考文献

- 母畑地区遺跡発掘調査報告II 1978 福島県教育委員会・鮎福島県文化センター
- 母畑地区遺跡発掘調査報告III 1979 福島県教育委員会・鮎福島県文化センター
- 母畑地区遺跡発掘調査報告V 1980 福島県教育委員会・鮎福島県文化センター
- 新編常陸国史 常陸書房
- 白河関雑考(その1・2・3・4・5) 能田宗太郎 岩叢史談第二巻二・三・四・五・六
- 古代日本の交通路II 藤岡謙二郎編 1978 大明堂
- 関跡と藩界 岩田孝三著 1971 板倉書房
- 茨城県史料 II 茨城県
- 栃木県史 通史編I 栃木県
- 白河古事考 広瀬典 福島県史料集成 第一輯

第2章 関和久遺跡研究の歴史

第1節 過去における研究

関和久遺跡 の発見

関和久の地から古瓦が出ることが世に知られたのは大正15年のことであった。当時白河中学校（旧制）の教諭であった故岩越二郎氏が大正15年5月14日、関和久上町高福寺境内の桑畑、正面石段付近で顎に鋸歯文のある重孤文軒平瓦（第182図）を拾得したのはじめてであった。もちろん、これ以前にも土地の人びとは耕作の折などに、古瓦の破片などを発掘することはあったが、それが学術的に価値のあるものであることには気付かなかった。

岩越二郎の 調査

岩越氏はその日、同地の穂積誠氏をたずねて、庭に置いてあった関和久字明地の木野内重次郎氏宅附近から発見された複弁六葉蓮華文軒丸瓦と誠氏の先代が借宿で拾った重弁蓮華文軒丸瓦の破片を貰い受けた。これが関和久出土の瓦が世に知られる機縁をなしたもので、岩越氏はその後、関和久および同様の瓦を出す借宿の遺跡に非常に関心を持ち、しばしば両地をたずねて、極力出土瓦をあつめると共に、これが白河地方の古代史研究に重大な意味をもつものであることを強調、機会あるごとに研究者を同地に案内して遺跡の紹介に努めた。関和久および借宿の瓦がよく保存され、また世に知られるようになったのはひとえに同氏の功績である。関和久から古瓦が出土することを記した最初の文献は内藤政恒氏が昭和10年11月発行の『考古学雑誌』第25巻11号に発表した「磐城国西白河郡五箇村借宿の遺跡遺物に就いて」と題する報告であるが、その中の関和久関係の記事は岩越氏から聞いたことを、そのまま書きしるしたものであった。

岩越氏の調査の経過は、氏が白河中学校の校友会誌『関河』第10号（昭和11年3月）に載せられた「鳥峠附近の遺跡遺物について」に詳しく述べられている。（1）

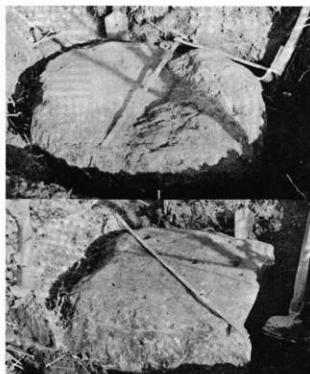
内藤政恒の 調査

内藤政恒氏は昭和10年11月23、24日の両日、岩越氏の案内ではじめて関和久を訪ね、明地・高福寺などの現場や出土瓦を調査した。昭和13年6月、雑誌『宝雲』第22輯に発表した「東北地方発見の重弁蓮花文鏡瓦に就いての考察」（下）という論文の中で、関和久出土の重弁蓮華文軒丸瓦に触れているのは、この調査の結果である。内藤氏はこの重弁蓮華文軒丸瓦が多賀城の創建当初の瓦に非常によく似ているところから多賀城の瓦を模したものとし、多賀城が瓦葺きになったのは、多賀城附近が平和になり、丹取軍団が名取郡から北方へ移されて玉造軍団になった神亀5年（728）とする氏の説にもとづいて、玉造軍団と同じ神亀5年（728）に新設された白河軍団にもこの瓦が使用されたものとして、多賀城と同じ瓦を出す関和久の遺跡をもって、白河軍団の跡と推定した（2）。借宿の古瓦出土地をもって白河軍団とするのが、『白河風土記』以来の説であったが、内藤氏は借宿から埴仏が出たためにこれを寺院跡であるとし、関和久の古瓦出土地をもって白河軍団跡に充てたのである。もともとこれ以前

にも、白河附近の歴史に詳しくなかった深谷賢太郎氏は関和久に「木の内山」という地名のあるのを「柵の内」であるとして、白河軍団はこの附近に置かれたのではないかと考えていたということである。

昭和13年の
調 査

同年12月4日、岩越氏は関和久字明地の穂積隆氏所有の桑畑から3個の礎石が発見されたことを聞き、この桑畑を発掘して2個の大石が3.82mの間隔で南北に並んでいるのを確認したが、他の1個は見付からなかった。南にあるものは東西1m、南北75cmで長方形、北にあるものは東西77cm、南北73cm、ぐらゐの丸い石で、石材は白河石（凝灰石）であったという。その写真は氏の発行した給ハガキにおさめられている。（第11図）。



第11図 福島県西白河郡関平村大字関和久字明地
穂積隆也氏桑畑内発掘礎石

（昭和10年12月4日・石質白河石）

上2尺6寸×2尺4寸、下3尺3寸×2尺5寸、岩越撮影版

岩越氏は附近に大門という地名があり、附近の畑から焼米の出たことを記録し、古代の屯倉か、寺院の米倉か、あるいは私人の米倉が火災で焼けて埋もれたものとしている。岩越氏は当時は借宿の寺院と阿武隈川をへだてて並んだ寺院の存在を想定していた。岩越氏がこの地を白河軍団跡とみとめるようになったのは内藤説の影響で、後のことである。（3）

昭和28年の
調 査

昭和28年頃、この地に耕地整理が行なわれて桑畑を田に造成した際、やはりこの附近から礎石が発見され、焼米も層をなして発見されたと言い、棚倉高校の故藤田定市教諭がこれを調査したということであるが、その報告は公表されていない。礎石の出たところは現在は田となっている。

岩越氏は多年蒐集された借宿と関和久出土の瓦を、昭和30年11月に白河図書館主催で開催された白河郷土展覧会に出陳し、謄写版刷りで「古瓦出品目録及解説」をつくり、さらに12月「福島県白河市借宿廃寺址出土瓦一覧表」と「福島県西白河郡泉崎村大字関和久出土瓦一覧表」を作って同好の士に配布した。この「出土瓦一覧表」は昭和30年末までに出土した瓦を網羅し、その特徴、発見地、発見年月、採集者、所蔵者を詳しく記したもので、関和久ならびに借宿出土の瓦の研究にはきわめて貴重な記録である。

わたしはこの展覧会をみるため11月14日、白河をおとずれ、翌15日岩越氏の案内で関和久の遺跡を視察した。この際、明地の木野内重次郎氏の西の畑で重弧文軒平瓦の小破片1個を拾得、また前に礎石の発見された地点の東方約180mの畦道の下に2.5m間隔で2個の礎石の

埋れているのを発見、ここにも建物跡のあることを知った。今回の第1次調査における発掘地点の選定は、この時の発見にもとづいて行なわれたものである。

岩越氏は昭和45年に逝去されたが、その蒐集品は遺族岩越朴雄氏の厚意により今は、県歴史資料館に一括寄託され、地元にも遺跡保護の気運がたかまり、関和久郵便局長穂積国夫氏を中心に出土古瓦の蒐集保存が行なわれている。

(伊東信雄)

(註)

- 1 この報告は写真を加えて『岩磐史談』第1巻第7～9号に転載されている。
- 2 前記論文のほか住田正一・内藤政恒『古瓦』67～68頁（昭和43年11月）でも、この説が述べられている。
- 3 岩越二郎「借宿庵寺址、その他について」『白河史談』第1号、昭和35年

第2節 調査にいたる経過

この遺跡から出土する瓦に注目され、その規模・性格を究明する必要を説かれたのは、伊東信雄氏と坪井清正氏である。これをうけて行政（県教育庁社会教育課文化振興係一当時）がこの問題を取りあげるようになったのは、昭和44年である。一方、戦後の農業構造改善事業で礎石・根石・遺物等を多量に移動し、地目も変更されていることから、遺構はすでに破壊され、調査は無駄であるとする意見もあったため、着手には慎重を期しもう一段階の検討期間をおくこととした。これが文化財基礎調査の事業である。

この間にも開発の波はこの地にも及び、大綱堂跡を含む字大門地内の県道白河～母畑線の改良・拡幅を伴う産業道路の建設が施工されることになった。そこで、開発の先手をもって発掘調査のうえ史跡指定を推進する方法を検討することになった。

1. 寺院・城館跡調査

この方針を裏打ちするため、昭和45年度県単事業の文化財基礎調査の第一回に「寺院跡・城館跡」を取りあげることにした。この調査は、文化財の種類ごとに県内の悉皆調査を実施し、指定による保存をはかろうとする趣旨である。この結果約1,600ヶ所の遺跡が確認された。

1) 第2次調査

第2次調査では、関和久地内の焼米・瓦の出土地である大綱堂跡と高福寺跡を対象に含め、調査者は石井亘氏（泉崎第一小学校長一当時）に依頼した。氏の報告の概要は次の通りである。

大綱堂跡

堂の境内に四角の^{礎石}の穴のある礎石6個が一列に並べられている。付近から炭化米が出土している。北平山村田の法輪寺に大綱堂にあった銅鐘があり「奉納陸奥白川郡北平山村大海堂阿弥陀如来宝前 享保十四巳酉十月吉日」の銘がある。大綱堂は大海堂といわれていたので、旧大綱堂の鐘であろう。明地で礎石を発見し、古瓦も出土している。

高福寺跡

古瓦の出土範囲は、東西1,200m、南北1,600mにわたる広大な地域にまたがり、高福寺跡・伊賀館・上町北屋敷・剣ノ宮・明地の範囲に、重弁蓮華文・複弁蓮華文・重圈文軒丸瓦と重弧文軒平瓦が出土している。

2) 第3次調査

第2次調査の中から、特に重要と判断される6遺跡について、県文化財専門委員（当時）による第3次調査を実施することにした。大綱堂跡・高福寺跡を担当したのは渡辺一雄氏である。氏は遺跡の現状と遺物について述べたあとで、次のようにしめくくっている。「この東北地方の中でも古い型式を持つ布目瓦の出土遺跡については、やはり発掘調査によるほかない。耕作・整地などによって、現在でも毎年のように新資料が発見されているが、

寺院・城館跡
第2次調査

寺院城館跡
第3次調査

逆にいえばこの遺跡は、正当な評価を与えられぬままに、なしくずしに消滅してしまう恐れが多分にある。現在でも遺跡地内に多くの住宅が建てられており、調査は後になる程困難になると考える。一日も早く調査計画をたてて、その究明と保護・保存の対策を講ずべきであらうと考える。」

この報告書が「福島県文化財調査報告書第25集 福島県の寺院跡・城館跡 一文化財基礎調査報告書—1971年3月 福島県教育委員会」である。

この報告書を基礎に、昭和46年度に次の計画を作成した。

2. 調査計画

年次計画 昭和47年度 航空測量を委託して1,000分の1の原形図を作成する一方調査指導員を委嘱して予備調査を実施する。

昭和48年度 予備調査に基づき発掘調査を実施し、遺跡の規模・性格を明らかにする。

必要に応じて史跡指定を検討する。

昭和49年度 ひき続き発掘調査を実施し、保存計画を検討する。

昭和50年度 環境整備をすすめ、史跡公園化を検討する。

単年度ごとに調査概報を刊行し、全体計画終了後調査報告書を刊行する。

年度事業終了ごとに次年度の計画を立て、必要に応じて臨機に計画に変更を加える。

以上、初年度を予備調査とする4年計画とし、状況に応じて延長をはかる方針を立てた。

昭和46年10月13日・14日、伊東信雄氏に現地調査を依頼し、明地の水田中に3個の礎石の存在を確認し、穂積国夫氏所有の瓦を調査した。この際伊東氏から次の指導をうけた。

1. 散在している瓦の図録を作ること。
2. 年次計画で発掘調査をすすめること。
3. 1,000分の1の航空測量図を作成すること。
4. 1～3に基づき指定範囲を定めること。
5. 指定後発掘調査・環境整備事業を行うこと。

これをふまえて47年度の予算を計上し、実施の段階に入ることになる。

3. 調査体制

調査指導員 昭和47年5月30日、「関和久遺跡調査指導員」を次のように委嘱した（役職は当時）。

伊東信雄 東北大学名誉教授・県文化財専門委員

岡田茂弘 宮城県多賀城跡調査研究所長・県文化財専門委員

工藤雅樹 宮城県多賀城跡調査研究所技師

桑原滋郎 宮城県多賀城跡調査研究所技師

進藤秋輝 宮城県多賀城跡調査研究所技師

平川 南 宮城県多賀城跡調査研究所技師

西脇俊郎 宮城県多賀城跡調査研究所技師

昭和47年6月8日、伊東信雄・岡田茂弘・工藤雅樹・梅宮茂氏・高木豊文化課長ほかが地元泉崎村役場で調査打ち合せをもち、現地見分のうえ航空測量の範囲・予備調査地点について検討し、トレンチ位置は明地の水田水路の礎石現存地点を対象とすることに決定した。

7月12日には、予算担当財政課大塚和美主任主査が現地を視察した。

7月19日、東洋航空事業株式会社と委託契約（ $1,400\text{m} \times 1,400\text{m} = 1,960,000\text{m}^2$ ）。

10月20日成果品納入（1/1,000マイラー原図1組，1/1,000マイラー第2原図1組，1/2,500マイラー原図1組）。

なお、原図作成にあたっては、岡田茂弘氏・県農林計画課の懇切な指導を得た。

（鈴木 啓）

第3章 調査経過

第1節 明地地区

1. 第1次調査

昭和47年10月30日、伊東信雄、岡田茂弘（関和久遺跡調査指導員）、梅宮茂（県文化財専門委員）、高野芳弘（多賀城跡調査研究所技師）、高木文化課長、小峯社教主事、鈴木啓、長尾修（県教育委員会）、村長、助役、教育長、根本社教主事（泉崎村役場）が泉崎村役場に集合し、調査打ち合せのうえ現地入りし測量・地区設定にとりかかる。

地区割り 午後より測量基点（BM 1）にトランシットを据え、磁北から6°30′東へ振って仮定真北を出し、杭打ちを行う。地区割りは次の要領によった。

BM（IA50）を通る縦の南北線を基準とし、これを60m単位にきざみ、南へH・G・F・E…。北へI・J・K・L…。の符号を付し、横にBMから東へ30・10…。西へ70・90・10・30の数字を付して60×60mの方眼をかけた。これを細分するために縦（南から北へ）にA～Tまでの符号と横（東から西へ）に1～20までの数字で方3mの方眼をかけた。縦は60m単位の符号と3m単位の符号を組合せ、FA・GTなどの表記とした。例えば、東西トレンチはFMライン、南北トレンチは52ライン、グリット番号はFM50などの表記とすることとした。

検出建物跡 前年10月13日の現地調査の際、IA50ライン上の東西水路の南畔南面に露出している礎石を手がかりに、この建物跡を発掘するためBMより60m南方のHA50からGC50までの南北54mにわたり、幅6mのトレンチを設定した。HA50から表土剥ぎを開始すると間もなくHAラインで凝灰岩の集合1と皿状落込み1を検出し、それぞれ根石と据え方であることが判明した（北建物跡）。次いで南方12mを隔てたGQラインに始まり、南へ連続して礎石1と凝灰岩・円礫の集合11を発見した（中建物跡）。層位は、耕作土の下に約10cmの褐色土があり、両者の接合面に須恵器・瓦片を含み以下地山となる。礎石の露出している水路を境に南は段差があって南（下段）・北（上段）に分かれる。この水路両側の表土剥ぎを進め下段の既知の2個の礎石を露出した（南建物跡）。上段でも据え方・根石を伴う礎石1個とその両側に根石を検出した。これと並ぶ南側にも2つの根石と大きな穴があり、穴の中に礎石が落とし込まれている。下段でも既知の礎石の南側に4個の根石がある。これで、中・南建物共に南北4間であることが



第12図 SB01 畔下の礎石

確認できたので、東西規模を知るため双方の北1・北2の柱列にかかる位置に直交する東西トレンチをキ字状に設定した。即ち中建物ではGQラインで東へ41m・西へ6m、南建物のGJラインでは東・西へ6m拡張した。その結果双方で東側に根石各2個が検出され、東西3間であることを確認した。

- 北建物跡** 北建物跡の根石の北側を3×3m拡張したが、遺構の確認はできず、次年度の課題とした。中建物跡の北側に平行する帯状溝がありその東端に石がある。埋まり土を検討した結果後世の水路と判断され掘りあげる。東西に設定したGQライントレンチの東側では、南北方向の溝状落込みが、根石から3.5mで1ヶ所、27mで1ヶ所検出された。西側では根石から1.5mで若干の段差があって低くなる。この建物跡の南に接して幅約3mの溝状落込みがあり礎石の抜き取り穴2ヶ所を切っている。埋まり土と作業員の話から暗渠の埋設溝であることが判明した。確認された建物の痕跡は、北妻で礎石で1、北2・西2で後世穴に落し込んだ礎石1、南妻で後世の礎石抜き取り穴2、根石13ヶ所で、残り3ヶ所は地区外となっている。
- 南建物跡** 南建物跡では、水路の上段で柱の存在を示す痕跡2列、下段で3列分を検出した。上段では表土下の暗褐色土を除去した黒色土が地山で遺構検出面となるが、水路の下段では褐色土に小円礫を多く含む層が地山で、これが遺構検出面となる。この建物跡では、北1・西1で礎石1、水路畔の北3・東1・同2で礎石、北2・西1で後世の礎石を落し込んだ抜き取り穴1、根石11ヶ所を検出し、残りの5ヶ所は地区外となる。中建物跡と南建物跡は4間×3間の南北棟で同規模、北建物跡も同様と推定した。その理由は桁行方向の柱列が3棟に通じ、桁行の長さと同間隔が等しいからである。なお、中建物跡の北2・西2の根石を切った礎石落し穴のセクションに根石の据え方がみえ、南1・西2の礎石の落とし穴のセクションで掘り込み地業の断面がみえる。南建物跡では北2・西1の礎石の落とし穴セクションに、同じく掘り込み地業の断面がみえている。11月11日（土）午後1時から現地説明会を開催し、約200人が参集した。以後実測に入り11月15日第1次調査を終了した。

2. 第2次調査

- 第2次調査は、昭和48年10月11日開始した。前年6m幅のトレンチで検出した北建物跡（SB03礎石建物跡）・中建物跡（SB02礎石建物跡）・南建物跡（SB01礎石建物跡）を完掘するため、前年のトレンチ位置に重ね、西へ3m、東へ6m広げ、東西15m、南北48mの長方形地区割りをした。SB01礎石建物跡にかかる東西水路・土手を撤去し・北3東1の据え方を検出し根石の残存を確認した。北3東2の礎石は大型で原位置にあるが、基準杭があるため土手の一部を柱状に残し、全容を露出しないままとした。前年トレンチ外であった東1の柱通りの根石もすべて確認できた。断ち割りにより北妻と北2西1の礎石落し穴断面で掘り込み地業の存在を認めたが、南半は砂利層が地山で支持層となるためか掘り込み地業は施工されていない。床土下の黒土層（第III層）には炭が含まれ直上に瓦片が散布する。北妻の北側ではこの黒土層に焼酎の包含が認められる。SB02礎石建物跡では、前年トレンチ外であった東1と東4の柱通りの根石をすべて検出した。北側と東側で発見されていた溝は、カギ型に

建物の周りに連続することが判明した。なお、北4東1根石と溝の中間黒土層（第Ⅲ層）からカエリ付須恵器蓋片が出土している。また、これとはとぎれる溝が西側にもあることがわかった。東・西溝の北側半分は地区外であるが、後世の溝と判断されるため拡張していない。北側溝中に礎石2個が投棄されていた。黒土層（第Ⅲ層）から重弧文軒平瓦を含む瓦片が多数出土した。北・西・東の側柱外側を切り、掘り込み地業の存在を確認した。SB03礎石建物跡は、前年根石1・据え方1が確認されていたところである。南妻と推定されるこの列の東側に1個の据え方が発見されたので、西側を3m拡張したが、西にはのびないことを確認した。更に桁行規模を追って北へ6×6m

SB 03

西トレンチ

拡張した結果、据え方4個が発見された。その北側に小さな溝跡があり、その東と北はカギ型に一段低く地下げされ、遺構は失われている。南妻で3個の据え方、根石の東側には据え方などの存在は確認できず、東西2間とみることができる。なお、SB01礎石建物跡の南には同パターンでの建物の存在は認められない。SB01～03の東群が、南北に一線に並ぶ状況から西にも対称的に配置されているものと想定した。昭和28年の開田によって削平した際多量の焼朽が出土し、水田一面に浮き出たといわれる地点に接するあたりである。西トレンチは東群より約200m 西方の位置にあたり（木野内重三郎氏宅地の西側）、南北63m・東西6mで南北に長い範囲である。西トレンチの地目は現況畑であるが、これは水田の減反部分である。地山のレベルも土層も不定で、南3分の1は深くローム層、中央3分の1は礫を含んだ砂利層、北3分の1は砂を含んだ礫層となる。耕作土の下に床土（第Ⅱ層）、次いで黒土層（第Ⅲ層）があり、ここに瓦片・土器片を含む。南端に焼朽の出土を予想したが、昭和28年の開田でみられた焼朽層はこの位置までのびていないことがわかった。北端に近い部分で2つのブロックから成る厚さ10cmの焼朽層が発見されたので、その下に遺構の存在を予想して検出作業を進めたが、遺構は存在しないことを確認し焼朽4ヶ所を収納した。この焼朽の出土地点の東側畑を坪掘りしたが焼朽は存在せず、西方に連続するものと判断した。西トレンチの中央の東壁際のあたりGK 9で、礫層中に2m×1.5mの黒土の落込みを発見し、井戸を予想して2分の1を掘り上げた。その結果井戸ではなく掘り方の可能性が認められた。一帯の精査によりトレンチ東壁下に、同様の黒土の落込みが南北一線に4個検出された。更に東へ3



第13図 西トレンチ出土炭化米



第14図 調査状況

SB 07 m×12m 拡張した結果、東西一線上に4個の黒土の落込みを発見した。そこで12m×15mの地区設定をして全面発掘し、20個の落込みの存在が確認された。4間×3間の東西棟の総柱の掘立建物跡である。東妻柱列の外側に平行して溝が検出されたが後世のものである。層位は、表土・床土・暗褐色土で、Ⅲ層の暗褐色土が瓦片・土師器片・縄文土器片を含み、掘り方の検出面はこの層である。掘立柱の東西棟が、南北に並ぶことを予想したが、西トレンチ北部では黒色土を精査して砂利層に達した。南部も同様ローム層に達し、ともに連携のないことを確認した。中央の掘立建物跡の掘り方は大型で、方形・楕円形があり、埋土に黒色土と褐色土がある。切り合いと想定して精査したが判然としないため東妻の4個の掘り方を断ち割った。その結果、切り合いはなく抜き取り穴が切り合いに見えたことが判明した。当初予想した東群と対象に位置する西群の存在の可能性は認められなくなった。左右対称であれば両者の中央を探索する考えであったが、それが否定されたので中央トレンチの設定計画は変更した。

SB 06 西トレンチを南に延長すれば南北農道の東側水田となり、ここは昭和28年の耕地整理の際多量の焼酎が水面に浮いたところである。またその着工前に調査した[※]藤田定市氏が、5個の礎石と複弁蓮華文軒丸瓦を発見した地点である。この南北農道の西側はやはり水田で、昭和10年[※]岩越二郎氏が2個の礎石を発掘している地点である。南北農道の西側は高く東側は20cm低い。地元の人々や地主から当時の状況を聞いた結果、東側は根石レベルで削除されていると判断し、トレンチは西側の水田に設定することとした。この南トレンチは、西トレンチの延長ではあるが農道をはさむため、東西水路の位置から3m西へいくちがう位置となる。規模は南北54m、東西6m(道幅4mのため実質約5m)である。南トレンチでは、水田の床土に礫を多量に含んでおり、この下が地山のローム層である。東西水路から南へ24mのFK12・FO12間でローム層を掘り込んだ面を発見した。南北の長さは10.2mである。南北棟を予想して西へ9m拡張したが端に達せず更に6m拡張した。その結果東西12.7mであることが判明した。掘り込み地業である。元桑畑であったものを削平して水田にしたため、根石の多くは動いている。花崗岩の割石で原位置にあるものが数個あり、これを手がかりに据え方の検出に努めたが、全体を確認できる遺存状態ではなかった。この建物跡の南側には多量の焼酎が層を成して包含され、農道をはさんだ東側水田にまで達していたものとみられ、昭和28年の耕地整理の際水面に浮き出た焼酎と一連のものと考えられる。層位は、表土・茶褐色土・黒土・黄褐色土・ローム層の順で、このうち黒土層約5～20cm内に焼酎が多量に含まれている。東は包含層が薄く、西ほど厚くなって黒土の落込みに達している。落込みの中には焼酎が充滿している。掘り込み地業上面の精査により、確認できた根石・据え方は9個で4間×3間の東西棟とみることができ。北3東1の柱位置で掘り込み地業の断ち割りをした結果、7層から成る黒・黄互層の版築が認められた。この建物跡は、地形・位置からみて西の限界に近いと判断し、連続する建物跡は東方に存在するものと想定した。そのためこの礎石建物跡の東西中央ラインになるFMラインを、幅1mで東へ54mのトレンチを下段水田に設定した。その結果、礎石建物跡から約11mを隔てた位置で、水田の床土下のローム

SB 05

層を掘り込んで版築した地業が発見され、根石も確認されたが、大部分は地区外である。当初想定した農道西側上段は保存が良く、東側下段は保存が悪いという判断はあたらなかった。なお、このトレンチの東端付近で複弁蓮華文軒丸瓦片他数十点が出土している。南トレンチでは、南端のFF12において掘立建物跡の掘り方5個を検出した。水田床土下の黒土層では見えなかったが、ローム層に達して確認できた。西トレンチで発見された総柱の掘立建物跡をSB07、西トレンチ中央で発見された掘り込み地業を伴う礎石建物跡をSB06、その東FMライン・トレンチで発見された掘り込み地業を伴う礎石建物跡をSB05、南トレンチ南端で発見された掘立建物跡をSB04と遺構番号を付した。11月10日調査を終了した。



第15図 第2次調査記念写真

3. 第3次調査

第3次調査は、昭和49年10月21日から開始された。前年1m幅のトレンチ

- SB 05 で所在だけ確認されているSB05礎石建物跡を軸に発掘を展開するため、まずこの建物上で直交する2本のトレンチを設定した。南北方向が08ライン・トレンチで、農道から6m離れて平行し前年の西トレンチの延長上にある。規模は後に両端に延長した部分も含めて南北75m、幅3mである。これに対する東西方向のFMライン・トレンチは、東西168mで幅は3mである。一方これも前年に南トレンチ南端で所在のみを確かめたSB04掘立建物跡を発掘するため、農道西側に東西畔は残して15m×15mの地区割りをした。08ライン・トレンチのFL08～FO08間で、地山の水成火山灰層を掘り込んだ地業を確認した。SB05礎石建物跡である。前年発掘したSB06礎石建物跡とは東西に並ぶ位置にある。桁梁の地業規模が判明したので全掘のため、東に6×15m、西に3×15m拡張した。FMライン・トレンチのうちSB06礎石建物跡の西方には、建物跡が外郭施設が存在するものと予想した。理由は、東建物群が桁行寸法を隣棟間隔として一線上に3棟並ぶことからSB05・06も3棟セットで隣棟間隔である36尺西側の位置に建物が存在し得ることと、もうひとつは、地主木野内氏が、豚舎建築の際焼酎と瓦を伴う溝状遺構を、南北農道の西方30mの位置で確認している点である。FMライン・トレンチの西端部の地山は砂利層で、それ以东はローム層である。SB06礎石建物跡の西方約15mの位置で、このローム層の地山に南北方向の黒土の落込みを発見した。想定位置より3m西側である。掘り上げた結果大溝であることを確認し、遺構番号をSD14溝跡とした。上幅はローム層面で3.0mで埋土中に火葬骨が検出された。表面なので後世の埋葬である。この溝跡の延長方向を知るため、南方18mの位置で6×7mの地区設定を行い発掘した結果、予想より1m西にずれて同規模の溝が検出され、これが西を限る南北境界線であることを確認した。更に地形からみて、この位置から南方40m以内で東西方向の南辺溝跡になるものと想定して、08ライン・トレンチの発掘を進めた結果、ほぼ想定位置で東西方向の溝を
- 外郭線の想定
- SD 14
- SD 13

発見し、SD13溝跡とした。また、08ライン・トレンチのこの溝の北側に黒土の落込みを発見し、東西両側に3×6mを拡張した結果竪穴住居跡であることが判明し、SI12とした。SD13溝跡はこのSI12竪穴住居の東南隅を切っていることが判明した。竪穴住居は東壁中央南寄りに煙道を伴うカマドがある。南東隅でほぼ完形の甕・煙道先端部で横位の甕片・カマド袖の手前で甕1個体分の破片、カマドで支脚に用いた甕片1点などが出土した。支脚に用いた甕は小型細身上部3分の1を欠き、中に粘土を詰めている。柱穴・周溝・貼床は確認されない。竪穴の覆土上面は、整地層がのっている。

南西コーナーの検出

SD13と14の溝は一連のものか否かを知るため、双方を延長して交点を予想し、9×6mの地区設定をした。発掘により若干ずれた位置にL字型に屈曲するコーナー部分を検出し、両者は一連の施設であることと確認した。予想交点よりは西に0.5m、北へ1.0mずれるため直角にはならない。SD14溝跡の西側でも26m、SD13溝跡の南側で12mを発掘したが、遺溝は存在しない。SB05礎石建物跡は、水田耕作土の床土（鉄分を含んだ赤褐色土）を除去したレベルで検出したもので、黄褐色の水成火山灰（ローム）の地山を掘り込んで版築した地業である。版築土表面の西と南で計3ヶ所に焼酎の集合が認められる。縄目軒平瓦他瓦片の散布もこの面で、焼酎は据え方・各根石内にも入り込んでいる。瓦片は耕地整理時に移動したものである。当初は他の例に準じて東西4間、南北3間とみたが、版築面の精査を進めた結果、7ヶ所で花崗岩割り石を用いた根石が、据え方内に置かれており、計15の根石が検出されたことから、4間×4間であると判断された。地業の版築は、東側で厚く西側は薄い。また版築上面は周囲のローム層地山より若干高い。地業中央を東西に断ち割り、4層から成る黄・黒互層の版築を確認した。東妻の縁は後世の溝で切られ、南西隅の張り出し部は、後世の穴であることが判明した。

SB04・09 前年の南トレンチ南端で3個の掘り方を確認しているSB04掘立建物跡を中心に発掘した。掘り方が10個検出され建物跡の東妻が確認された。この東妻と切り合い東に延びる掘立建物跡の存在が明らかとなり、SB09の遺構番号を付した。この地山はローム層にまだらに砂礫層が入り込み、この建物跡を境に地山が南と東へ傾斜し、地形的にここがほぼ平坦面をなす広がりの南西コーナーにあたるということがわかった。掘り方埋土中より土師器片・縄目平瓦片(第



第16図 調査状況



第17図 記者発表(岡田委員)

建物跡の
切り合い

- V類一枚造り)出土。SB04掘立建物跡の西妻を追い、5間×2間の東西棟であることが判明した。この東妻と切り合うSB09掘立建物跡の西妻掘方を精査し、柱の当り2点を確認した。また、SB04掘立建物跡は、SB09掘立建物跡とは別に2回(SB08・SB04b)切り合い、新しい方に抜き穴が伴うことが明らかになった。つまり、SB08→SB04a→SB04bの順で切り合い、SB04bの掘り方には南方向からの抜き穴を伴っている。SB09掘立建物跡を切るのはSB04b掘立建物跡で、SB04aとSB09との関係は不明である。SB08掘立建物跡は3点で柱の当りが確認され、この時点では3間×2間の身舎に東西妻庇が付くものと考えられた。この発掘区西壁下で、柱の当りのわかる掘り方があり、これが東妻をなすことが判明したが、他は地区外となる。西側大溝SD14までは17mの位置なので、SB04a・b掘立建物跡の規模では収まらない。SB08掘立建物跡の規模なら配置することは可能とみられる。これにSB18の遺構番号を付した。このSB18掘立建物跡を切る桁行2間以上、梁行2間の掘立建物跡の存在が
- SB 17 判明し、SB17とした。身舎規模は不明であるが東妻に庇が付くものと考えた。このSB17と同位置で切り合うSB17bの存在の可能性があるが、断ち割りをしていないので不明である。
- SE 19 SB17身舎内、発掘区西壁より2.5m東の位置に円形落込みが発見された。当初掘り方とみて精査した結果、ほぼ正円形(径1.10m)で他の掘り方と組み合う位置でないことから井戸跡とみて掘り下げた。深さ30cmまでは壁がローム層でほぼ垂直であるが、それ以下は砂礫層で下広がりとなる。深くなるにつれ砂礫層が崩落し、危険を伴うので深さ1.85mで発掘を中止した。底に達せず遺物は出土しなかった。
- SB 11 FMライン・トレンチでは、SB05礎石建物跡の東方90mを中心とするFM77~FM89間で礎石・根石・掘え方が見え始めてきた。FM82の床土下から刀子1点が出土。FM81で復弁蓮華文軒丸瓦片1点が出土。この部分では礎石建物が2棟分存在することがわかってきた。床土下より瓦片が多数出土している。FM78~82間にトレンチの両壁下に9ヶ所の根石が確認され、これが1棟分であることがわかったので、SB10礎石建物跡とした。この建物跡から約10m西に離れたFM85~FM89間に、9ヶ所の根石が検出された。これで1棟分とみて、SB11礎石建物跡とした。この2棟の建物は、桁行柱列がほぼ真東方向の一線上に並ぶらしく、同一規模とみられるので、SB11礎石建物跡のみを完掘する方針をたてた。SB10礎石建物跡の土層は、水田耕作土・床土・黒土・ローム層の順で、黒土中に根石・礎石が発見された。はじめのうちは、掘り込み地業もなく黒土中であるため根石であることに気づかなかったが、根石の脇に穴を掘って落とし込んだ礎石が1個検出され、礎石建物跡であることが判明した。この建物の西妻から約12m西方に発見されたSB11礎石建物跡の西妻は、SB05礎石建物跡の西妻からちょうど60mに位置する。これを完掘するため南へ16×
- SB 10



第18図 現地説明会(伊東委員)

6 m, 北も1 m 幅で拡張した。黒土中に掘り込み地業を施さずに直接据え方・根石・礎石を設けている。柱位置20ヶ所中約半数は、白河石（溶結凝灰岩）を用いた礎石を、耕作の障害となるため破砕し、これが根石を覆っている。他は搬出したらしく、穴を掘って落し込んだものはこの建物跡にはない。東群建物の場合も同様であったが、障害物除去の方法として1つは搬出、2つは穴を掘って投棄、3つは砕いて平らにする。の3つの方法がとられている。地主の話では、石工を頼んで、タガネで細かく割ったという。

SB 15・16 FMライン上のSB10と11の礎石建物跡は、遺跡の外郭の東西規模を2町と仮定した場合、この2棟の間が中軸線にあたることから、門などの施設の存否を知るためトレンチを設定することとした。両者の中間南方の、南北方向で幅6 m長さ17mの83ライン・トレンチである。南端でSD13溝跡にかかる位置である。このトレンチの中間で大小の掘り方7個が発見され、門の可能性について検討した。しかし、トレンチ東壁下に南北に並ぶ3個の掘り方と、その西側に平行する3個の掘り方では大きさも異なり、埋まり土の色調も異なっている。精査の結果東西棟の西妻の柱列2棟分で、東壁下の大きい掘り方をSB15掘立建物跡、その西側の小さい掘り方をSB16掘立建物跡とし、SB16がSB15よりも古いと判断された。SB15掘立建物跡南西隅柱から南方6 mで、SD13溝跡の延長部分が検出された。溝の南肩は畦のため完掘できなかった。規模・構造は先のSD13溝跡と共通である。この溝で切られた掘り方1個と、小柱穴3個がある。なおこのトレンチの中央以南では地山が深くなり、耕作土・床土の下に黒土層が厚く残存し、瓦片・土師器片・須恵器片を含んでいる。耕地整理以前の表土の残存である。11月22日第3次調査を終了した。

4. 第4次調査

第4次調査は、昭和50年10月20日に開始された。

調査目的 本年の調査の目標は、前年の東西168m・幅3 mのFMライン・トレンチによって発見された4棟の正倉群が、同じように一線上に東方に連なって配置されているか、外郭施設をなす大溝の南西コーナーと対称的に南東コーナーが存在するか、の2点においた。そのため前年のFMライン・トレンチ東端の畔（水路を伴う）から東方へ120m延長してトレンチを設定するとともに、本年の最大の課題であるSD13溝跡の左折点、つまり東南隅の屈曲点を発見するための地区割りをした。遺跡の地形全体を検討して、南辺溝の長さを3町から2.5町と想定した。まず3町説をとって東辺溝を追うべく、SB01礎石建物跡の東方約100mのGIライン上に3×12mのトレンチを設定した。耕作土15cm・黄褐色土15cm・黒褐色土13cmで地山となるが、地山は西半は砂利層、東半はローム層である。150×120cmの楕円形ピットと、III層上面で瓦片出土。大溝はなく方3町は可能性がなくなった。同様にSD13溝跡の東延長上ETラインでも3町の位置で南東屈曲部の検出をねらい、6×9 mを発掘した。しかしSI236竅穴住居跡が発見されたのみで、溝跡はなく3町説は否定された。次いで2.5町説をとり、ETライン上に3×12mのトレンチ2ヶ所を設定した。しかし、双方共に溝跡は存在しないことがわかった。そこで念のため、南北基準線上の50ラインでSD13溝跡を確認するため、3×6 mを

東辺部の
想定

発掘した。南西屈曲部から215m 東に
あたる地点である。ここでは前年と同
一規模の溝跡を確認した。東辺溝跡は、
36ライン（BM が東へ45mの南北ライ
ン）上の農道に平行して、その内側近
くにあるものと想定した。そこで、さ
きに設定したFMライン・トレンチの
東側の精査を進め、西辺のSD14溝跡
とSB06礎石建物との関係同様、SB20



第19図 SD28南東コーナー

SD 28

礎石建物跡の東方36尺の位置に溝の存在を予想した。しかしここには存在せず、左右非対称
であることがわかった。このFMライン・トレンチの東端近くで、地山の砂利層中に南北方
向の黒土の落込みを発見した。南北農道の西側4 mの位置である。これを掘り上げ東辺に限
る溝と判断し、SD28溝跡とした。更に南に6 m離れた位置で6×3 mを発掘し、その延長
を確認した。この東辺溝とさきの南辺溝の交点を予想した位置に7×7 mの地区設定をし
た。耕作土下の赤褐色床土を除去すると黒土層となるが、この面では遺構は検出されず、念
のためこの黒土を掘り上げてローム面に達した。ここで発掘区北壁下で、3層黒土層上面より
切り込む砂層の帯を発見した。屈曲部は、予想位置よりかなり北側へ位置しているらしい。
完掘のため3×10mを拡張した。この拡張により、砂層は溝の埋まり土で、溝はIII層黒土の
上面から掘り込んでいることが判明し、溝の南肩は掘りすぎていることがわかった。溝の規
模は、幅2 m・底幅0.7mで、SD13溝跡より小規模である。これを東へ追うため南北農道の
東側を発掘したが、ここまでは延びていない。そこで溝の東端農道下を精査すると、ここで
左折することが認められた。この溝跡にSD27溝跡の遺構番号を付した。更に追跡のため、FM
ライン・トレンチと南北農道が交差する点、つまり農道の東西両側を発掘したがIII層の黒土
層の下は砂層でSD27溝跡の延長部分は発見されず、幅4 mの農道下に完全にかくれるもの
と判断された。また、規模が若干小さくなる点に疑問は残ったが、一応こちらの方が東辺を
限る溝跡と考えた。

SD 27

次の課題は、SD28・27・13の関連を明らかにすることである。三者の交点と予想される位
置は土置場のため掘れず、やむなくSD28をできるだけSD13に近づける位置で、3×9 mを
掘って溝が延長することを確かめ、更に3×9 mと3×3 mを拡張し掘り上げた。その結
果、幅3 m・深さ1.6m・地表からの深さ2.6mで、前年のSD13溝跡と同規模で、しかもSD13
溝跡へ向かって屈曲する状態が検出された。これによりSD13に接続するのはSD28であるこ
とが確認できた。東辺を限る溝跡がSD28だとすると、南東屈曲部から東へ延びるSD27は何
か。地形の傾斜と小規模であることから、排水のための支溝かと考えられた。これで東辺・
西辺・南辺の外郭溝の位置と2つの屈曲点が明らかになった。南辺の長さは250mである。次

東群建物跡

に、FMライン沿いのうち東半の遺構をみてみよう。
FMラインと南北基準線の交点であるFM50の位置で、水田耕作土下の床土(鉄分の沈着し

- た赤褐色土)を排除したレベルで、黒土の落込み、その西側FM52・53で掘り方、更に西のFM55～57間で根石4ヶ所、FM59で礎石を発見した。礎石は座っておらず他から移動したものである。黒土落込み中から瓦片、掘り方埋土中より内黒土師器片出土。FM52で北へ3 m、南へ9 m拡張した結果、掘立建物跡の掘り方3個が南北に並ぶのを確認し、東妻と判断した。北に3 m拡張したグリットFN52の北東隅に根石を1個発見した。礎石建物跡の南西隅柱であるが、余力なくこれ以上拡張しなかった。なお、東建物群中の並びからは、3 m西にずれており、SB01～03礎石建物群とは一連でない別の建物と判断される。FM50の黒土の落込みは、黄褐色のローム層の地山を掘り込んで版築した地業であることが判明し、SB20礎石建物跡の遺構番号を付した。掘り込み地業上面で3個の根石が検出された。これまでの例から、地業規模は11×9 mと判断し、またFM52での南北拡張で確認した掘立建物跡の東妻がSB20と並ぶことから、これを一連の遺構とみて南側へ8×26mで拡張した。FM54～58の南側拡張部分で検出された根石の下に掘り方があり、重複遺構であることを示している。FM60以西の3層中に、瓦片と焼酎を多く含んでいる。SB20礎石建物跡の床土を除去した結果、5ヶ所で凝灰岩を砕いた根石と、15ヶ所で据え方が検出され、4間×3間の総柱の東西棟であることが判明した。礎石のすべてと、根石の大部分は耕地整理で除去され、据え方の残りもごく浅いため、据え方の輪郭を明らかにしたのみで掘り込まなかった。版築土上面に瓦の散布があり、根石の中にも入りこんでいる。この掘り込み地業で切られた据え方が、西で4個、東で1個発見された。掘立建物跡とみてSB21とした。方位はSB20礎石建物跡と一致し、東西3間で南北は不明である。次にこれの西側遺構群の様子をみてみよう。FM52・53で、水田床土を除去したレベルで長方形ピット2個を発見し、これを掘立建物跡の東妻の掘り方とみて梁行間数を知るため拡張し、10尺等間の3間であることを確認した。これまでの例から桁行5間と予想して発掘を進めると、掘り方の切り合いと根石との重複があつて、複雑な様相を呈してきた。そこで、後世の溝や穴による攪乱や混入土を除去して精査を進めるに従い、2間×2間の掘立建物跡とこれと同規模の礎石建物跡が、同一位置で建替えていることが明らかになり、古い方をSB22掘立建物跡、新しい方をSB23礎石建物跡とした。ともに総柱の構造をとる。また5間×2間の東西棟SB24a掘立建物跡も同一位置で同規模のSB24b掘立建物跡に建替えられていることが判明した。そして最後にSB24b掘立建物跡の中央に、5間×1間の東西棟を重ねている。これを調査時点ではSB25掘立建物跡の遺構番号を付した。これら5棟のうち、掘立構造の4棟については、何れも柱の当りが検出されている。ここで一つ問題がある。それは、SB24bとSB25は同一の建物ではないかという点である。概報時点では2棟に分けて説明、考察を加えたが、その後研究



第20図 SB20・24付近調査状況

- 者からの指摘もあり、この2棟分としたのは1棟で床張りの建物と判断されるに至っている。この点は第6章第1節で改めて述べることにする。これらの建物群は、SB22→23→24a→24b→25の順であることを、切り合いの精査で確認し、この判断は掘り方の断ち割りによっても裏付けられた。この建物群に接する西側に、南北方向の小溝があり、SD29とした。これはSB24掘立建物跡の掘り方によって切られており、東西方向の小溝とT字型に接続している。次にFMライン・トレンチ西半に検出された遺構について述べる。
- SB 30 FMライン・トレンチ西半の土層は、耕作土（黒土）・床土（赤褐色土）・黒土・褐色土・ローム層の順である。III層の黒土が遺物包含層で、複弁連華文軒丸瓦の大・小・クロク挽き重弧文軒丸瓦などが出土している。精査を進めると4層の褐色土も包含層であることがわかり掘り下げた。4層を除去した面のFM59～65間で、東西方向で両端が北に折れ曲るコ字型の小溝が検出され、SD30溝跡とした。埋土を掘り上げるとこの埋土中に多量の瓦片を含んでいた。
- SB 31・33 この小溝跡と切り合う掘立建物跡と、この西方にもう一棟同規模とみられる掘立建物跡がある。東をSB31、西をSB33掘立建物跡とした。この部分の調査は、最初に小溝の落込みが確認され、この時点で切り合う掘り方は見えないことから溝の埋土を掘り上げた。事後の清掃で掘り方の存在に気づいたため、両者の前後関係は面では確認されていない。2棟の建物は、このトレンチにかかる他のすべての建物の方位と異なる。
- SB 26 FMライン・トレンチ西端にあたる南北群（水路を伴う）の下で、花崗岩の礫片が多数存在するのを発見し、南北両側に拡張した結果、掘り込み地業であることが判明した。掘り方を伴う根石が3ヶ所検出され、東西棟の東妻と判断された。断ち割りにより12層の黄・黒互層の版築が観察され、遺物を包含する黒土層中に掘り込まれていることがわかった。黒土層の上の部分は整地層であるらしい。この掘り込み地業を伴う礎石建物跡は、SB26の番号を付した。東妻を検出したのみで、西側は水路となり拡張できなかった。この建物跡の規模は2間×2間とみることができる。理由は西側に発見されているSB10礎石建物跡との間隔を他の隣棟間隔の例に合せて11mとすると、2間以上ではそれより狭くなるからである。SB11・
- SB 34 10・26は3棟セットで等間隔に配されていると推定した。SB26礎石建物跡の東側に大きい掘り方が3個検出されている。東西2個のみで南北は地区外となり不明である。遺構番号はSB34掘立建物跡とした。この掘り方と同じような楕円形ビットが、SB26礎石建物跡東妻柱列
- SB 35 の北方延長上に1個発見された。重弧文軒平瓦の大型破片をはじめ、瓦片を多く含んでいる。柱の当りが検出され掘り方であることが判明し、SB35掘立建物跡とした。時間の関係で拡張できなかったが、掘り方の埋土内に瓦片を多く含んでいたのは他に例がなく注目された。SI236
- SI 236 竪穴住居跡についてみてみよう。これは、南辺大溝の左折点つまり南東屈曲部を3町と想定して設定した調査区内で発見された。3×6mのトレンチ内に検出され、一部掘り過ぎのため壁を失っている。竪穴住居跡の西辺が水路によって切られており、プランの全容は把握し得ない。カマドは右袖の一部が残存するのみで群の下になる。カマド右側にビットが2ヶ所あり、土師器壺・杯が出土した。周溝と円形ビット13個、他周溝に1個、壁外に2個計16個ある。

第4次調査は、昭和50年11月20日に終了した。

(鈴木 啓)

5. 第5次調査

調査目的 第5次調査は、第4次調査で検出された遺跡を区画する大溝の南東コーナーから、その北の延長を調査し、遺跡の東辺及び北辺を確認する目的で開始された。

東辺部調査 第4次調査では、明地地区で遺跡の東西は約2町半であることが確認されていたので、まず、南東コーナーから北への延長上の南辺から2町やや南に当る地点にトレンチを設定した。トレンチの場所は、SD27が北に向い曲ってその下に入っていく農道の北の延長上の、古寺・中宿地区の台地上った部分の道路の東と西で、東西に長く3 m×12m, 3 m×15mのトレンチである。この部分では20cm～25cmで地山のロームに達し、遺溝はまったく検出されず、若干の土師器・須恵器片が出土したのみであった。

S B 38～40 さらに、トレンチを南に移し、古寺・中宿地区台地南の台地直下に当る水田で、明地地区の北を区画すると考えられていた一段低い水田北側、前述の農道の西と東に HO-32～41区に設定し



第21図 調査状況

た。農道の西 HO-38～41区では東西3間、南北2間の総柱の掘立柱建物跡 SB37, HO-33～36区では農業を挟んで重複した3棟分の掘立柱建物の柱穴跡 SB38～40, その東には、トレンチ北壁沿に壁のグラグラ落ち込みピットの南半部を検出した。このことにより、明地地区の北に当る部分にも建物遺構が存在することが確認された。また、明地地区においては、外側の区画施設である大溝と建物跡が切合った例は見られないので、SB38～40の位置している部分は、SD27の北の延長上であるが、SD27はここまでは達してはいないものと判断した。

S D 28・36 東辺の構造を確認するため明地地区東辺部と考えられる農道の西側に、第1次調査のトレンチの東の延長上に当る GP36～42区にトレンチを設定、第1次調査の一層下である黒褐色砂利混じり層まで掘り下げたが、幅50cm程の新しい溝を検出したのみであった。さらにその南に設定した GI-36～41区でも同様の結果であった。このような結果から東辺大溝の一部が、第4次調査で推定した方向と異なる場所を走っている可能性も考えられた。さらに第4次調査で検出された SD27・28のみから溝の方向を推定するのは、困難であるという結論に達し、昨年発掘区を含む FJ～FM-37～39を発掘し、方向を確認することにした。その結果、昨年検出した SD36は N-8°-E と東に振れており、この溝は旧い大溝の埋土を切って掘られていることが判明した。その旧い大溝は SD28の延長上にあり、N-3°-W を方位を取っていた。しかも、SD28の上面は薄い黒褐色の砂利混じり層で覆われていた。

以上の所見により GP36～42, GI36～41区を再精査し、黒褐色砂利混じり層を剥離したところ、茶褐色砂利混じり層に掘り込まれた SD28の延長を検出した。

一方、SD36の延長を検出する目的でGI34・35、GP33～35区にトレンチを設定し調査したところ、GP33区より約N-6°-Eの方向を示す大溝跡が検出され、これはSD36の延長上であることが判明した。またSD27はGA37区で農道の東側に溝の東半分が検出されたのみであり、SD36とは農道の下で切合ってほぼ真北の方向を持って農道の下を走るものと推定した。なお、前述のSD28は明地地区北側の一段低い水田を越えたHO38～40には検出されておらず、一段低い水田の部分が大溝的なものになっておりそこへ合流するか、そこで曲っているものと判断した。

また、当初目的の一つであった北辺は検出されず、明地地区より北から遺構が検出されたため、古寺・中宿地区の台地上、南辺より2町以上の所に想定せざるを得なくなった。

(木本元治)

第2節 中宿・古寺地区

1. 第6次調査

調査目的 第5次調査の結果遺跡の北辺は中宿・古寺地区の台地上以北にあることが判明したので、遺跡の範囲をほぼ2町半四方と想定し、台地上で遺跡の北辺及び郡庁院の確認、遺跡東辺の北への延長の検出を目的として開始された。

SD 145 まず、東辺を確認するため台地南東コーナー直下の水田部に、IB24～33区にトレンチを設定し発掘したところ、IB31・32区より幅2.2mでN-13°-Eの方位を示す溝跡が検出された。これはSB36の北に近い位置にあるが方位が異なり、また昨年調査のHO32区では溝は検出されておらず、東辺の溝であるがSD36と連なるかは問題として残った。

台地上の調査 並行して台地上の一番高い部分で、遺跡の東西の想定中軸の東15m～20m付近のJD～JN-70・71区に東西6m南北33mのトレンチを設定し発掘したところJD～JG-70・71区では多数の小ピット、一辺約3mの方形のピット、中世陶器片が出土し、中世の遺構群であることが判明した。

SB47・SD42 JG～JN区では、2～3期の切り合いを有し、南北に並ぶ2列の掘立柱群と、その東と南を囲むような大溝、西の柱穴列を切る小溝などを検出したため、JF～JO-72、JO-70・71区を拡張したところ、東の柱列は3期の切り合いを有し、JG-71区で西に曲り1間分の柱穴を検出した。これはさらに西に延びるため、東西2間程度、南北7間以上の長大な建物と推定されSB47とされた。その東と南の大溝SD42はその外側を画するもの、西の柱穴列それを切る小溝はこれとは時期を異にする建物群と考え、この付近に一



第22図 第6次調査記念写真

つの官衙ブロックを想定した。この部分には6～7期の切り合いがあり、かなり長期にわたり使用されていたものと考えられ、長屋風の建物があり台地中央付近であることから郡庁院の可能性が考えられた。南辺から2町半の地点が官衙ブロックであったため、それに対応する遺跡の東辺の区割施設を検出するため、台地東縁部のKA-24～33区にトレンチを設定し発掘したところ、KA-27～28区で地山の黄色ロームに掘り込まれた南北に走る大溝を検出、位置、地形から、これを東辺区割施設と判断した。

SD 142 並行して遺跡の西辺を確認するため、明地地区の北の一段低い水田の部分にJ区HF-13～25トレンチを設定した。この地区では地表下約90cmの第2水田床土下から、西辺大溝SD14とは方向の異なる近世の遺物を若干含む溝を検出した。さらにその下層を約1.2mまで掘り下げたが、砂質シルト・砂層・小砂利が交互に堆積した水成層が堆積しており遺構は検出されず、若干の須恵器片が出土したのみであった。したがって、この一段低い遺跡の中央部を東西に走る水田は、遺跡が機能していた時期には水路又は沼地状であったと推定される。

北辺の検出を目的とし南辺から3町付近で、遺跡中軸線であるKJ～LC～77区とKP-75～80区にトレンチを設け発掘したところ、この地点では一部黒褐色の旧表土が残っており、この面から掘り込まれた掘立柱建物群、この建物に切られた竪穴住居跡・袋状ピット等が検出された。これらの掘立柱建物群は出土土器から平安時代前半と推定されるもので、官衙ブツの一部であろうと考えられ、遺跡はさらに北まで広がる事が確認された。

2. 第7次調査

調査目的 第6次調査で、遺跡の北辺が明地地区南辺から3町以北であることが判明したので、第7次調査では、3町半か4町付近で区画施設を検出できるものと考え調査を開始した。

第1トレンチは遺跡の東西中央近くで、明地地区南辺より3町半の地区がかかるR区LB～LM-69区に3m×36mのトレンチを設定した。ここから第2トレンチにかけての部分は、中宿・古寺地区の台地上平坦面の北西隅にあたり、遺跡北西の丘陵より発する緩斜面と平坦面が接する付近である。

第1トレンチ 第1トレンチでは、遺構は黒色の旧表土と考えられる層及び北部では、この旧表土とローム漸移層である黒褐色土上面で検出された。最初に検出された遺構は、トレンチ中央部で南北に並ぶ15個以上の掘立柱列であった。この掘立柱列の南半部では4回、北半部では2回の切り合いがあり、数棟の建物が重複しているものと考え、その建物のプランを検出するためトレンチの東LF～LM68、LH～LM67区を拡張した。その結果、対応する柱穴は検出されずに柱列の東に沿った溝跡が検出された。さらにLL・LM-68～70区では柱列に伴う門らしき建物が検出され、この南北に並ぶ柱列は、櫛的性格を有する一本柱列であろうと推定された。そして、この柱列SA72は第6次調査で検出されたSB47の延長上に完全にのっていることが確認された。SB47が建物でなく一本柱列のコーナーであるとなれば、第6次調査で問題となった柱間の不ぞろいな点も解決できることになる。またLF-68・69区で検出されたSA72に切られた東西に走る溝の西側を、検出するためにLF・LG70・71を拡張したところ、溝跡

は検出されたが柱穴は検出されず、SA72は一本柱列であることが確認された。

第2トレンチ 第2トレンチは、明地地区南辺より3町半付近の第1トレンチで柱穴群が検出されたため、4町付近にあたるLM～MJ-74区設定された3m×57mの南北方向のトレンチである。遺構・遺物は、LL～MB-74区から集中して検出されており、その遺構は掘立柱建物及び溝跡である。MC～MJ-47区では遺構はまったく検出されず、遺物も少なかったが北限の区画施設と考えられるものは検出されなかった。

第3トレンチ また、SA72の北への延長を調べるため、MA・MB-68・69に6m×6mのトレンチを設定したところ、概報ではSB80とした南北に並ぶ掘立柱列が検出された。この位置にSA72の北の延長上に近いところで、これはさらに北に延びているものと考えられた。

以上の結果から、遺跡は明地地区南辺から4町より北の丘陵の裾付近であろうと推定せざるを得なくなった。そして今回検出されたSA72は第6次調査のSB47と組になる一本柱列であり、その西側にある「院」と外を区画する施設であることが判明した。



第23図 第7次調査調査状況



第24図 第8次調査調査状況

3. 第8次調査

調査目的 第6・7次調査の結果、判明した中宿・古寺地区の台地西半部に存在したであろう官衙ブロックの様相と性格を確認する目的で、第8次調査は開始された。方法としては、まず一本柱列の南東コーナーにあたるSA47（第6次調査のSB47）の西の延長を検出し、これら区画施設の内側を調査することとした。

第1トレンチ 第1トレンチはSA47の西の延長上にあたるO区JJ・JK-47～81区に6m×24mの東西SB81・SA82に長いトレンチを設定した。ここからはSA47の西の延長上に四脚門SB81に伴う一本柱列SA82、それ以前の門を伴わないSA83、南辺の溝などが検出され、この部分が南の正面である可能性がでて来た。

S B90・91 そこで、門の部分から第1トレンチに直交するように北に向ってJL～JK-76・77区に6m×30mのトレンチを設定した。JM・JN-76・77区では、方形の大形の黒色の落ち込み、JO～JQ-76・77区では3～4期の切り合いのある掘立柱穴群が検出された。この掘立柱穴はかなり大きな掘り方を有し、柱間隔も3m近くあるかなり大規模な建物跡であろうと推定さ

れるので、周囲を大きく拡張することとした。

- SX 89 その結果、JO～JQ-76・77区より検出された柱穴群は東西5間、南北2間のSB90・91となり、それは黒色の大形の落ち込みSX89を切っており、これらは南辺の区画施設SA83 SB81、SA82と同時的な変遷をするものであろうと推測された。さらにSB90・91の周辺から、これらに付属するであろうと考えられる掘立柱建物群SB85・96・97なども検出された。このSB90・91建物は、関和久遺跡ではSB24と並んで最大級の建物で一本柱列に囲まれた区画内にあり、その正面には四脚門SB81があり、その位置は遺跡のほぼ東西の中心線にあることから、かなり重要な建物であろうと推定された。しかも、その建物は10世紀まで続くことは確実となった。さらに、それ以前の方形の黒色の大形落ち込みは、明地地区の例からして倉庫の掘り込み地業ではないかと考えられ、年代は8世紀とされた。

その一方で、郡庁院の可能性も考えられる重要な部分であるにしては台地の西端すぎ、この官衙ブロックの西にある約2 m程低い水田の部分は後世の削平であり、官衙ブロックはさらに西まで広がる可能性に検討された。

後に判明したことであるが、明治以降に中宿・古寺地区の地形を変えるような工事行われてはおらず、穂積家文書によれば江戸時代後期にもほぼ現在と同じような地形であり、ほとんど削平は考える必要はないことがわかった。(第3図)



第25図 第8次調査現地説明会で

4. 第9次調査

- 調査目的 西官衙ブロックの東外、中宿・古寺地区の台地中央部の性格を確認するために第9次調査を行った。方法としては、まず西官衙ブロックの東辺の一部を検出し、それに東側の台地中央部で検出される遺構の関連を検討することとした。

最初に西官衙ブロックの東辺の一部とその周辺遺構を検出するため、台地西半部を南北に走る農道の東側(N区)で、トレンチの西端が区画施設にかかるようJT・KA-62～71区に、6m×30mの東西トレンチを設定した。トレンチの西端部JT・KA-69～71区では、西官衙ブロックの東の区画施設の一部と考えられる一本柱列跡と、それが取り付く門らしき建物跡が検出されたので、その南JR・JS-69～71を拡張したところこれが八脚門になり、これらに伴う区画の溝跡も検出された。

- SB 104 第1トレンチ東半部では、東西4間以上になるらしい掘立柱建物跡を検出したので、その南と北に当るJS・KB-62～65区を拡張したところ、東西5間、南北2間に南端の付くSB105になることが判明した。さらにSB105に切られた建物群、SB105を切る溝跡なども検出された。それらのうちSB111は、第2トレンチよりもさらに東に延びる2間×10間以上の東西に長い建物であることが後に判明した。また、SB105を切る溝SD109からは9世紀前半の遺

物が出土し、SB105の掘り方埋土からも同時期の遺物が出土することから、この建物は9世紀前半のもので、西官衙ブロックの東門（八脚門）及び中心となる建物と考えられたSB90aとも同時期であろうと推定された。

第2トレンチ 第2トレンチは、第1トレンチ東半部建物群の東と南の遺構を検出するため、JK～KB—50・60区に6 m×36mの南北に長いトレンチを設定した。トレンチの北端部では、SB111の一部SD109の一部が検出されたが、その他では、SK110以外には古代の遺構としては見るべきものは無く、中世の溝SD102が主な検出遺構である。

第3トレンチ 第3トレンチは、第2トレンチに直交して台地中央部のJQ・JR—51～58区に設定された、東西に長い6 m×24mのトレンチであるが、SD102に並行して走るSD118、土取穴以外の遺構は検出されなかった。

以上の結果から、西官衙ブロックの東側台地の中央部には、8世紀～9世紀前半には西官衙ブロックとは性格を異にする建物群が営まれていたことが判明した。しかし、その建物群は東へと広がりをも有するものでない可能性もある。また西官衙ブロックでは9世紀前半のSB90a、南面に四脚門が建てられた時期に東面には八脚門が建てられており、一本柱列に伴う溝もこの時期に掘られたことが判明した。

なお、SB105の南面は作物の都合で発掘できなかったが、SB111と組になる建物がこの部分に入ることはなさそうである。

5. 第10次調査

調査目的 史跡指定調査最終年度の第10次調査は、明地地区南辺より4町以上の位置にあると考えられる北辺の区画施設の検出、西官衙ブロックの建物配置及びその性格の確認を目的として行われた。

第1トレンチ 第1トレンチは、西官衙ブロック東辺の区画施設とその近くの遺構を検出する目的で、R区のKJ～KN—68～71

に設定した。表土下約30cmの黄褐色の地山及び黒褐色の地山と、旧表土の漸移層の面から南北に走る一本柱列及びその東西に沿った溝跡を検出した。その位置はSA72と106の間である。

第2トレンチ 第2トレンチは、西官衙ブロック東辺の一本柱列から西に枝分かれし、南北に区画するものの有無を確認するためR区のKI～LB—75・76区に6 m×42mの南北に長く設定した。その結果、区画施設らしきものは検出されず、KI～KK—75・76区より掘立柱建物の一部が検出されたためその西側を拡張した。この建物が東西5間、南北2間になるSB126である。さらに、この部分からはSB128、SX129・130、SI60などが検出されている。



第26図 第9次調査調査状況

SB138・139 また、第2トレンチ北端に建物らしき柱穴群が検出されたので、KS~LC-76区を拡張したところSB138・139の建物跡となり、SB138は切り合い、埋土からSB126と同時期と推定された。

これら第1・第2トレンチの結果から、西官衙ブロックは一つの区画として考えることができるものであり、そこには南北方向に東西棟の2間×5間の建物が並んでいたと推定された。

第3トレンチ 第3トレンチは、北辺の施設を検出するため中宿・古寺地区の奥R区のMN~MT NA~NC-95・96区に、6m×33mの南北に長く設定した。MN~MO-95・96区よりの表土下約60cmで、真西より若干北に傾いた幅約3mの溝を検出した。この溝から北の丘陵の裾に当る部分までは、遺構・遺物はまったく検出されず、これを北辺を区画する溝跡であろうと判断しSD140とした。

この溝の東の延長を検出するため、R区のML~MR-64区に3m×21mの南北に長い第4トレンチを設定した。第3トレンチ溝跡の東の延長上MM~MN-64区より幅約3mの溝跡を検出した。これにより北辺を区画する溝は、真西より約4.5°北に振れていることが確認された。これにより、遺跡の南北は明地地区南辺のSD13からSD140までの約460mを潤るややゆがんだ方形を呈するものと判明した。

(木本元治)



第27図 文化庁指導
(坪井委員 川原主任調査官
鈴木調査員 瀬戸文化課長)



第28図 新聞で報道された関和久遺跡

第4章 発見遺構

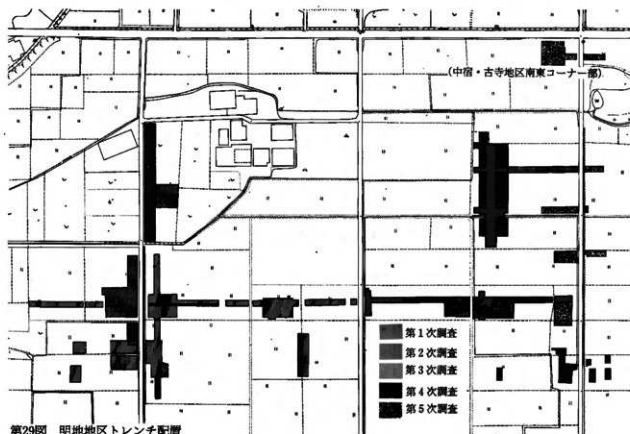
第1節 明地地区

1. 建物跡

SB01 (第31図・第7・11～13図版)

検出状況 明地地区中央部東側で南北に並ぶ3棟の建物のうち南のものであり、第1・2次で調査されている。昭和46年の踏査で水田の畦畔下より発見された礎石はこの建物跡の中柱・西側柱列のものである。

遺構の検出面は建物跡の南半部と北半部では異なっている。北半部は南半部に比べ約30cm高い水田面となっており、表土下約30cmの旧表土と考えられる黒褐色土が遺構検出面である。遺構検出面の上10～15cmにはやや汚れた黒褐色シルト質土があり、その上が水田床土となっている。この汚れた黒褐色土層は遺構掘り込み層上部の擾乱と考えられる。遺構検出面下約5cmで黄色のやや軟弱な砂質土となり、その約30cm下には円礫を多量に含むしまりのある黄色砂質土となる。南半部の確認面は北半部より30～40cm低く、円礫を多量に含む黄色



砂質土の上面となっている。

建物プラン 遺構北半部では黒褐色土面に掘り込まれた掘り込み地業の面に礎石の据え方、根固め石が検出されている。南半部では掘り込み地業はなく、浅い据え方度と根固め石のみが遺構面より検出されている。礎石は北妻の西より2番目、中柱中央の2個が原位置を保った状態で、西側柱の北より2番目が穴を掘って落し込まれた状態で検出されている。礎石は白河石と呼ばれている石英安山岩質熔結凝灰岩の自然石を用いており、根固め石は白河石の砕いたものや安山岩質の河原礫が用いられている。この礎石、根固め石は側柱、内部の柱とも同じ規模であると考えられる。

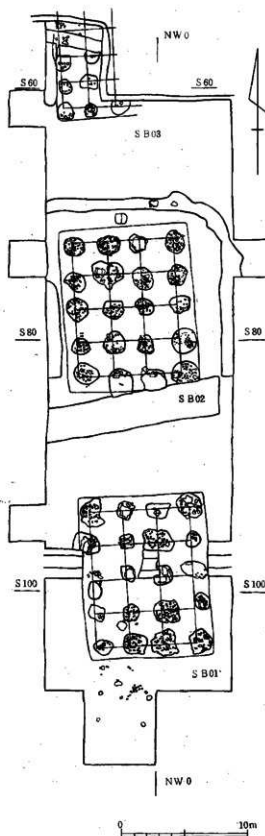
建物の規模は東西3間、南北4間の総柱のものであり、柱間隔は原位置を保つ礎石が少なく、原位置を保つものでも柱位置を示したものはなく正確な測定はできなかった。しかし、桁行・梁行とも1間を2.7mとすると柱位置が礎石・根固め石のほぼ中央に収まるので1間約2.7m等間の建物と考えられる。従って桁行が4間で10.8m、梁行が3間で8.1m、つまり36尺(9尺×4間)、27尺(9尺×3間)の建物となり、方位は桁方向でN-4°-Wを指す。

掘り込み地業は西側柱列より約1m、北妻柱列より約1.2m外まで見られる。東側も西側とほぼ同じものとすれば東西約10.1mの規模であり、ほぼ34尺(3.5尺+27尺+3.5尺)と考えられる。

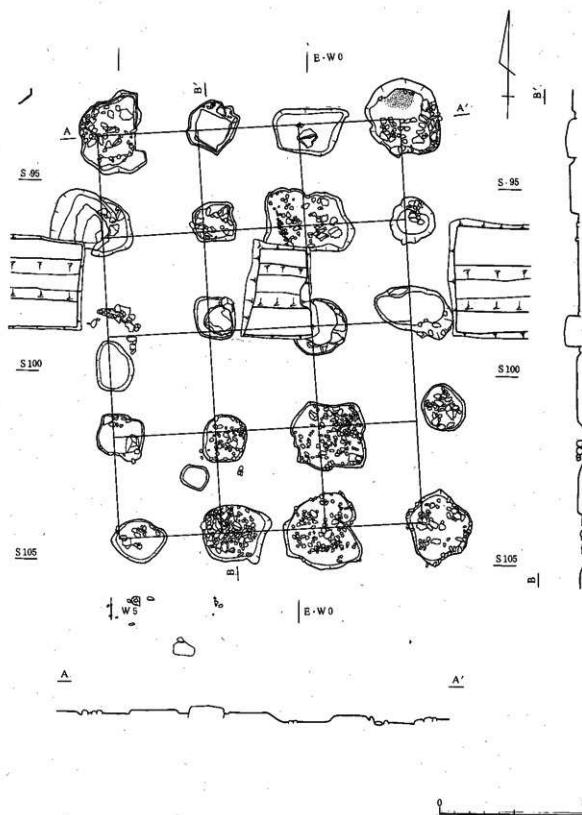
SB01の位置はSB02の南10.8mにあり南北方向の柱筋は一致している。従ってSB01の桁行と同じ距離を置いて南北方向の一直線上に配置されていたものと考えられる。

SB02 (第32図、第10・16~18図版)

検出状況 明地地区中央部東側で南北に並ぶ3棟の建



第30図 SB01・02・03



第31図 SB 0 1

物のうち真中のものであり、第1・2次で調査されている。

遺構検出面はSB01の北半部と同じ黒褐色シルト質土層の上面であり、その上下の層もほぼ同じである。この遺構検出面に掘り込み地業が見られ、その上面で据え方、根固め石、礎石が検出されている。

礎石は北妻の東から2番目のものが原位置を保っており、中柱北列の西から2番目のものが穴に落とし込まれた状態で検出されており、SB01同様白河石の自然石を用いたものである。他は全て据え方と根固め石を残すのみであり、これらもSB01と同じく破砕凝灰岩と河原礫が用いてある。なお、南妻中央の2ヶ所の据え方は大部分が礎石を落とし込むための穴で切られている。

建物プラン 建物の規模は東西3間、南北4間の南北棟総柱のものであり、柱間隔については原位置を保った礎石は1個だけであり、正確な測定はできなかったが、1間2.7mとすれば柱位置は礎石、根固め石のほぼ中央に収まるので1間2.7m等間となる。従って桁行が4間で10.8m、梁行が3間で8.1m、つまり36尺(9尺×4間)、27尺(9尺×3間)の建物と考えられ、方位は桁方向でN-4°-Wを指す。

掘り込み地業は各柱列の外側約1mまで及んでおり、東西約10.1m、南北12.9mとなり、東西は約34尺(3.5尺+27尺+3.5尺)、南北は43尺(3.5尺+36尺+3.5尺)又は44尺(4尺+36尺+4尺)で作られていたと考えられる。深さは検出面より約80cmまで及んでいる。

SB02の位置は南妻でSB01の北10.7m、北妻でSB03の南10.7mにあり、SB01とは完全に南北柱列の柱筋が通っており、SB03とは西側柱列の柱筋が通っている。従ってSB02はSB01とSB03の南北に並んだ中間にあり、その間隔はSB01・02の桁方向と同じ10.8mである。

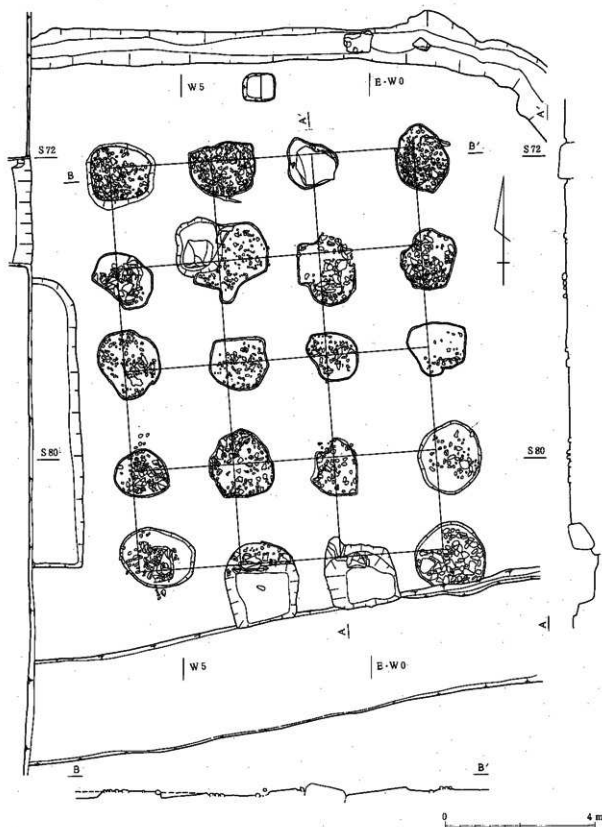
SB03 (第33図、第10・19図版)

検出状況 明地地区中央部東側で南北に並ぶ3棟の建物跡のうち北のものであり、第1・2次で調査されている。

遺構検出面はSB02と同じ黒褐色シルト質土層の上面であり、その上下層ともほぼ同じである。この遺構検出面で掘り込み地業が見られ、その上面で据え方、根固め石が検出されている。この建物跡の東側と北側は一段低い水田に切られ、南より3間目付近は東西に走る幅約1mの後世の溝によって切られている。

建物プラン 据え方及び根固め石の痕跡は西柱列で4箇所、中柱列で3箇所、東柱列で1箇所の計8箇所が検出されている。これらについて柱位置を決定することはほとんど不可能であるが、1間2.1m又は2.4m等間の総柱建物跡と考えると収まりがよくなる。従って1間7尺又は8尺の建物と考えることができる。この場合、方位は南北方向でN-4°-Wを指し、西側柱列とSB02の西側柱列は柱筋が通っている。

掘り込み地業は西側では柱列の西約40cm、南側では80cmまで見られ、深さは40cmを測る。また、東柱列据え方痕の東では遺構検出面が出ており、地業は見られないことから建物の規模は東西2間と考えられる。一番北の柱列には掘り方は無く、根固め石とされたものも砕けた凝灰岩の集まりであり、この部分まで建物が延びるかどうかは不明である。



第32図 SB02

以上のことから、この建物は掘り込み地盤を有する礎石の総柱建物であり、規模は東西2間南北2間を確認した。SB02の北妻よりSB03の南柱列までの距離は10.7mあり36尺と考えられる。これはSB01・02の桁行、建物間隔と同じであり、SB01, 02, 03は方位、柱筋をそろえ等間隔で配置されていたものと考えられる。

SB07 (第34図、第20~23図版)

検出状況 明地地区西側北半部から検出された総柱の掘立柱建物跡であり、第2次で調査されている。

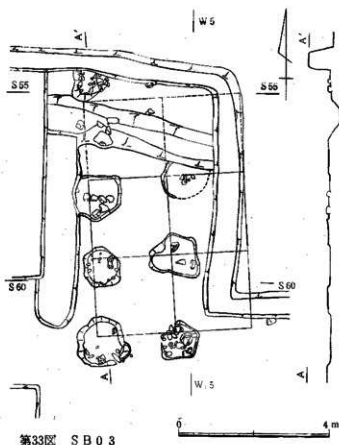
遺構検出面は水田床土下の黄褐色砂利層上面であり、この層には砂を多く含み粘性はまったく無く、軟弱である。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1.5~2mの不整形の大きなもので、埋土は砂利混じり黒褐色土と地山の黄褐色砂利が不規則に突き込まれている。掘り方の平面形は不規則だったので切合いか抜き取り穴の存在が考えられたが、平面では確認できなかった。最後に東柱列を断ち割ったところ、大きな抜き取り穴が掘り方を切っていることが判明した。従って、SB07の正確な柱位置は不明である。

建物プラン 柱間隔は柱位置から割り出すことはできないが、1間2.4mと仮定すると柱穴内に矛盾なく収まるので、1間2.4m(8尺)で桁行4間で9.6m(36尺)、梁行3間で7.2m(24尺)と考えることができる。この場合、方位は梁方向で真北を指す。

SB07の東妻とSB05の東妻では柱筋が通っており、南側柱列間の距離は56.8mを測る。

遺物は柱穴掘り方、抜き取り穴埋土中からもまったく出土しなかった。

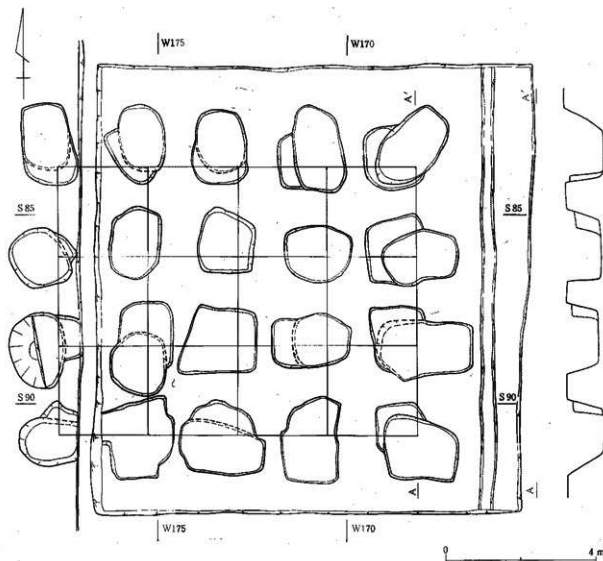


第33図 SB03

SB05 (第35・36図・第27～28図版)

検出状況 明地地区南半部で南限の溝SD13から約30m北で東西に並ぶ建物群のうち西から2棟目のものであり、第2次調査で所在が確認され、第3次調査で全体の調査が行われている。遺構確認面は黄褐色シルト質土で、やや軟弱である。その上面で掘り込み地床が見られ、そこから礎石の据え方の痕跡、根固め石の一部など11ヶ所が検出されている。この根固め石の上を砕けた凝灰岩が覆っていたが、これは礎石の白河石を後世に破砕して処理したものである。

建物プラン 遺構上部は耕地整理時に削平されており、残った据え方、根固め石は痕跡的であり柱位置を決定することはできなかった。しかし、東西方向で1間2.4mの4間、南北方向で1間1.95mの4間と仮定すると柱位置が据え方痕、根固め石痕のほぼ中央を通るようになる。従ってSB05は桁行9.6m(8尺×4間)、梁行7.8m(6.5尺×4間)の東西棟総柱の礎石を有する建物と考えられ、方位は梁方向で真北を指す。



第34図 SB07

第4章 発見遺構

掘り込み地業はややゆがんだ長方形を呈し、平均で東西11.46m、南北9.4mを測り、柱列の外側平均1.17まで及んでいる。これを建物と併せ考えると東西はほぼ4尺+32尺+4尺、南北はほぼ4尺+26尺+4尺になると考えられる。この地業は東辺部で25cm、西辺部で15cmの厚さで検出され、黒色と黄色の版築層が4層認められる。礎石据え方と考えた穴はこの版築層を突き抜け、一部地山層である黄褐色土層面に達している。

建物の位置 建物の位置は南側柱列が遺跡南限の溝SD13の北岸から北に29.95m、西妻がSB06の東妻より12mを測る。またSB06とで北より1間目の柱筋が通っている。従って、SB05はSD13より北に100尺、SB06より東に40尺の間隔をもってSB06と東西方向の一直線上に並べ建てられていたものと考えられる。又、この建物の東妻とSB07でも柱筋が通っており南側柱間の距離は56.8mある。

出土遺物 遺物は据え方と考えた穴の埋土中より平瓦第5類、遺構上面より軒平瓦1500が出土している。又、掘り込み地業北西コーナーの西側約50cmの地山上面から焼け米がかたまつて出土している。

SB06 (第37図、第24～26図版)

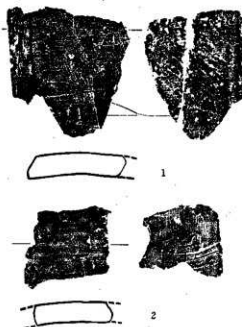
検出状況 明地地区の南限のSD13から約30m北側で東西に並ぶ建物群の一番西の建物跡であり、第2次調査で検出されたものである。

遺構確認面は黄褐色粘土質土でやや軟弱である。そこに掘り込み地業が検出され、地業の上面に若干の根石を伴う据え方の痕跡が9箇所検出されている。この配置からしてSB06は東西4間、南北3間の総柱の建物跡と推定される。

建物プラン 遺構上面は耕地整理時に削平され、柱位の半分以上は据え方の痕跡も失われており正確な柱位置を決定することは不可能であるが、1間2.7mとすれば礎石据え方痕跡、掘り込み地業内に矛盾なく収まる。従って、SB06は桁行4間、梁行3間、9尺等間、東西棟の礎石を有する総柱の建物跡と考えられる。方位は梁方向が真北を指している。

掘り込み地業は東西が長い不整長方形を呈し、厚さは約40cmあり黒色土と黄色土による4枚の版築が見られる。大きさは平均で東西12.82m、南北10.5mを測る。建物は東西10.8m、南北8.1mと考えられ、掘り込み地業も併せると東西1.01m+10.5m+1.01m、南北1.2m+8.1m+1.2mとなり3.5尺+36尺+3.5尺、4尺+27尺+4尺であろうと考えられる。

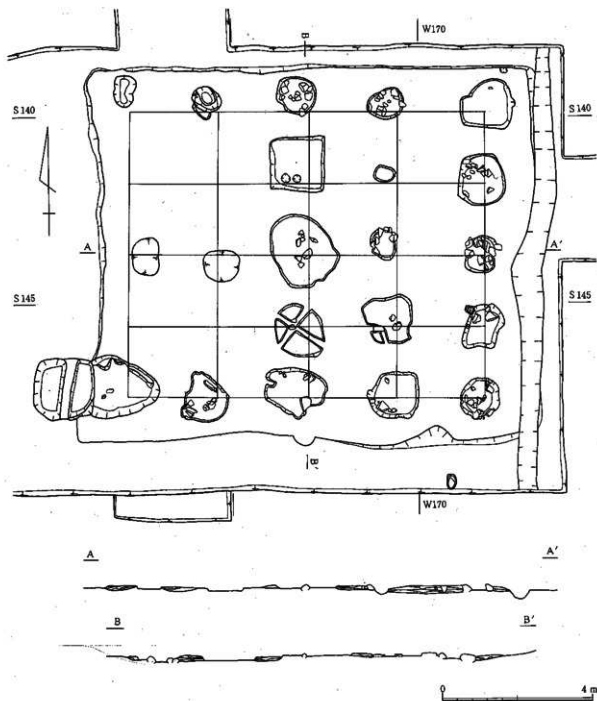
建物の位置 建物の位置は南側柱列でSB13北壁より北に30.6m、東妻でSB05の西妻より12.02m測り、



第35図 SB05出土瓦 (縮尺4/5)

北より1間目の柱筋がSB05の北より1間目と通っている。従って、SB06より40尺西側に配されていたものと推定される。

遺構に伴った状態の遺物はまったく出土しなかった。



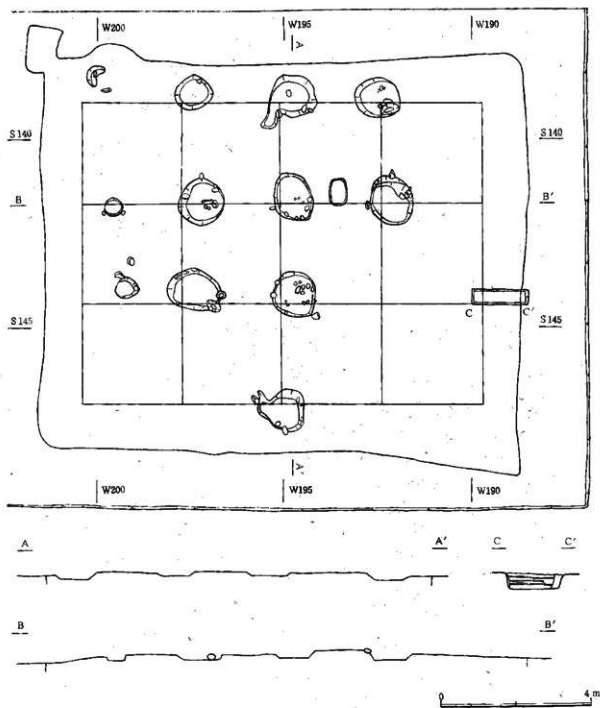
第36図 SB05

第4章 発見遺構

SB04 (第39図, 第31・32図版)

検出状況 明地地区東西コーナー部で南限の溝SD13に平行に並ぶ東西5間、南北2間の掘立柱建物跡で、第2・3次で調査されている。

遺構検出面は水田床土下の砂利混じり黒褐色層であり、この層は整地層でありその下層の



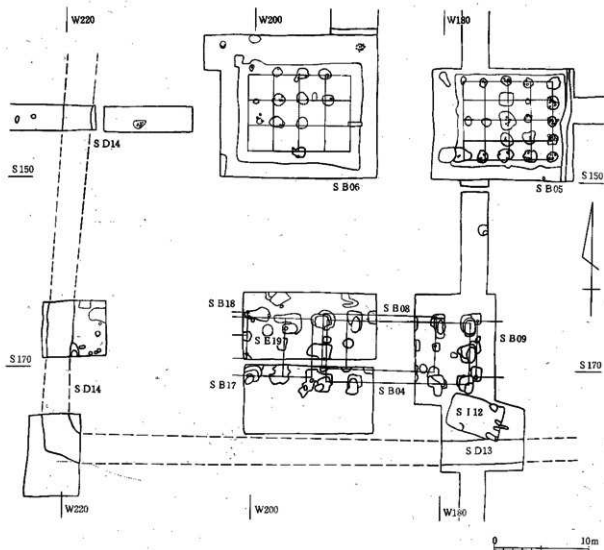
第37図 SB06

砂利混じり黄褐色土層が地山である。SB04付近の遺構はS I 12以外はすべてこの面で検出されている。

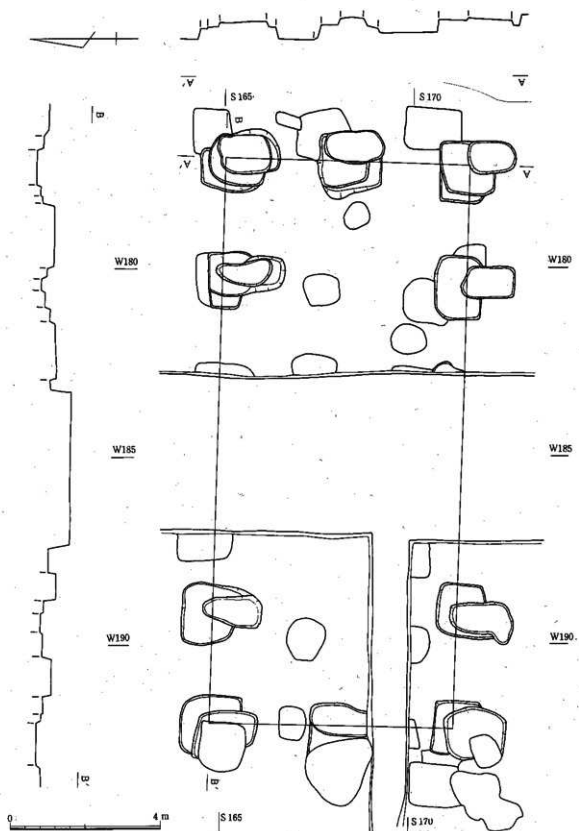
建物の切り合い SB04はSB08・19・17と重複している。SB04の西妻がSB17に切られ、南・北側柱がSB04と同じ場所に建てられた一まわり小さなSB08を切り、SB04の東妻がSB09を切っている。さらにSB04には2期の切り合いが認められる。従ってSB04と重複する遺構の前後関係はSB17→SB04a→SB04b→SB08・09となる。

柱穴の掘り方はSB04bで一辺に1.2～1.5mの隅丸方形又は不整形方形を呈し、これの南に楕円形又は不整形形の抜き取り穴が付いている。又、東妻及び北側柱の東から2番目にはSB04bに切られたSB04aの柱穴の一部が見られる。

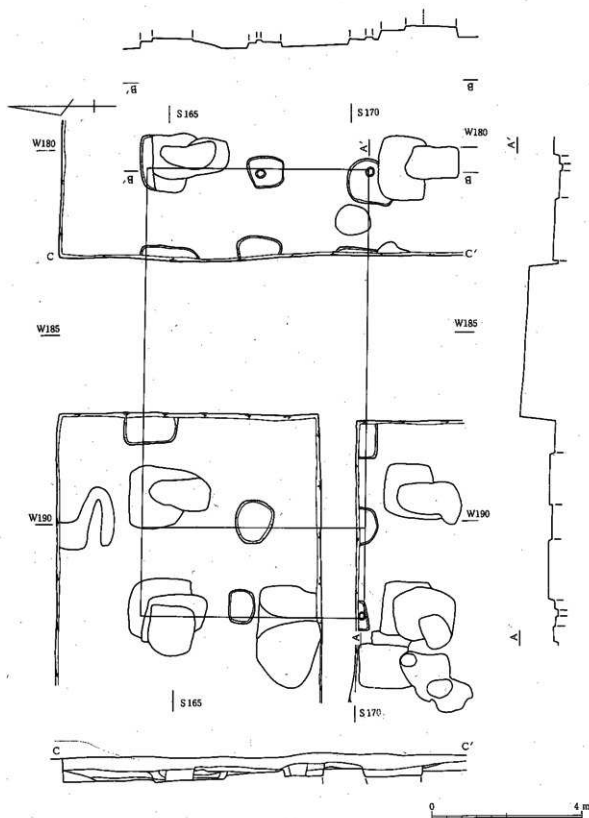
建物プラン すべての柱穴に抜き取り穴が付いているため正確な柱位置は不明であるが、抜き取り穴末端付近を柱位置と仮定すれば桁行15m、梁行6.6mとなり、50尺・22尺と考えられる。桁方向



第38図 明地地区南西コーナー部



第39図 SB04a・b



第40図 SB08

の柱間を10尺、梁方向で11尺とすれば抜き取り穴と柱位置もバランスよくまとまる。この場合の方位はN-1°~2°-Eとなる。

SB08 (第42図, 第31・32図版)

明地地区の南西コーナー部で南限の溝SD13と並行して作られた建物跡の1基で、第2次調査で一部分が検出され、全体は第3次で調査されている。



第41図 SB04出土瓦 (9)

検出状況 遺構検出面はSB04と同じ砂利混じり黒褐色土の整地層面であり、SB04と同じ場所に建てられたひとまわり小さな建物跡でSB04に切られている。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺80cm~1.3mの隅丸方形もしくは不整形形を呈しており、埋め土は整地層の黒褐色土とローム混じり土が不規則に入っている。

建物プラン 東妻の中・南柱、西妻の南柱で柱痕跡が確認され、東・西妻柱穴の柱痕間隔は中心間で11.75m、東妻の中・南柱の柱痕の中心間隔は2.95mを測る。建物の中央部を奥道が南北に走り、また北柱列がSB04に切られているため柱穴の一部が検出されていないが、東西5間、南北2間の建物跡と考えられる。従って、南柱列の柱間隔は平均2.35m、東妻では2.95mとなり、桁行1間8尺、梁行1間10尺と推定される。又、この建物は東及び西から1間目に間仕切り柱が見られ、建物の方位は桁方向で真東より2°南に振れている。

この建物の南側柱列からSD13まで7.2m、東妻からSB09の西妻まで4.2mを測る。

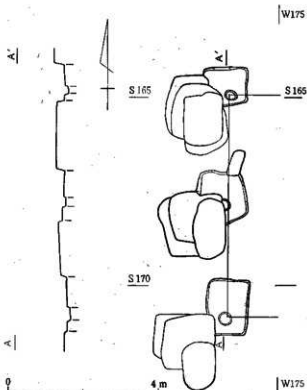
SB09 (第42図・第32図版)

検出状況 明地地区南西コーナー部で南限の溝SD13と並行に並ぶと考えられる掘立柱建物跡の1つで、西柱列の柱穴が3箇所検出されている。

遺構検出面はSB04・08と同じ砂利混じり黒褐色土の整地層面であり、この面で1辺90cm~1.5mの長方形又は不整形形を呈する柱穴掘り方が検出され、3箇所とも直径約30cmの柱痕跡が認められた。これらの柱穴は西半部又は南西コーナー部をSB04の東妻柱穴に切られている。

柱間隔 柱間隔は柱痕の中心間で2.95m+2.95mとなり10尺+10尺と考えられ、方位はほぼ真北を示す。

建物の位置はSB08の東妻の東4.2m、SD13の北側より北6.6mにある。



第42図 SB09

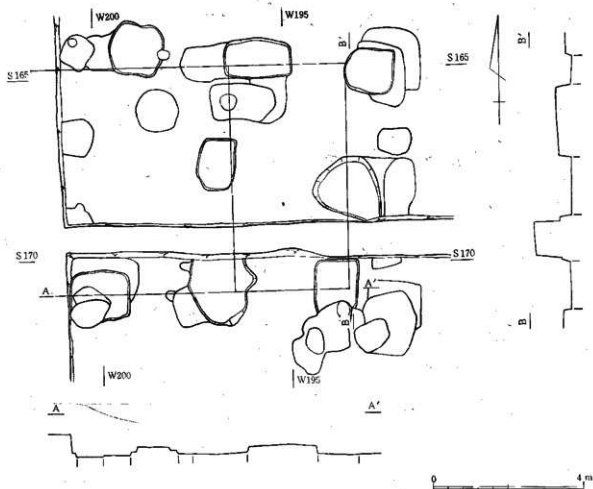
SB17 (第43図)

検出状況 明地地区南西コーナー部で南限の溝 SD13に並行して並ぶ掘立柱建物跡の1基で、第3次調査において調査されている。

遺構検出面は砂利混じりの黒褐色整地層上面であり、SB17の東妻柱列がSB04の西妻柱列を切っている。又、SB18・SE19とも場所としては重複しているが、柱穴の切り合いがなく前後関係は不明である。

建物プラン 柱穴は一辺1m～2mの方形又は不整形を呈するもので、柱痕跡は検出されなかった。建物のプランは南北2間、東西3間又はそれ以上のもので、東より1間目に間仕切りの柱が見られる。柱痕跡が検出されなかったため正確な柱間隔は不明であるが、約3m(10尺)1間と考えることができる。従ってSB17は梁行2間、桁行3間又はそれ以上10尺等間の東西棟の建物であると考えられ、方位は梁方向でほぼ真北を指している。

建物の位置は北側柱列よりSB06の南側柱列まで17.7m、南側柱列よりSD13北側まで6.8mを測り、SB06より南約60尺と考えられる。



第43図 SB17

第4章 発見遺構

SB18 (第44図)

明地地区南西コーナー部より検出された掘立柱建物跡で、第3次調査で検出された。

検出状況 遺構検出面はSB17と同じ砂利混じり黒褐色整地層の上面である。プランは東柱列の3個が検出されたのみなので不明である。又、SB17と一部重複した位置に建てられているが、柱穴の切り合いが見られないため前後関係は不明である。

柱間隔 柱痕跡は北側の1ヶ所に検出されたのみであり正確な柱間隔、方位は推定できないが、一応1間2.4m(8尺)の南北2間と考えることができる。その場合、方位はほぼ真北を指すものである。

出土遺物 東柱列中央の掘り方上面よりクロロ調整で底部に回転糸切り痕を残す黄褐色の杯形土器が1点出土している。

SB10 (第45図)

明地地区南半部中央に東西に並ぶ3棟の建物跡のうち中央のものであり、一部分が第3次調査で検出されている。

検出状況 遺構検出面は水田床土下の若干の砂利を含む黒褐色土でやや粘性がある。この面で東西に長い3m幅のトレンチに8ヶ所の根固め石の痕跡を検出したが、遺構の確認を行ったのみでそれ以上の調査を行わなかったので詳しいことは不明である。

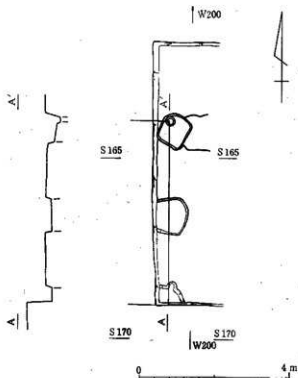
根固め石 根固め石には河原礫と破碎された凝灰岩が用いられており、この根固め石群は東西に5列、南北に2列と考えられ、礎石はまったく無いので柱位置は不明である。これら根固め石群の並びから東西4間、南北2間以上の総柱の建物跡であろうと推定される。この場合柱間隔は1間約2.4m(8尺)等間と考えられる。方位は南北方向でほぼ真北を指す。なお北柱列はSB11の北側柱列と柱筋が通るので、これが北側柱列と考えられるものである。

建物の位置 建物の位置はSB11の東妻から西柱列まで11.9mあり、SB11の40尺(8尺×5間)東にあたると考えられる。

出土遺物 遺物は、東柱列北付近から直径10cm、深さ5cmの丸い窪みを穿った凝灰岩が出土している。

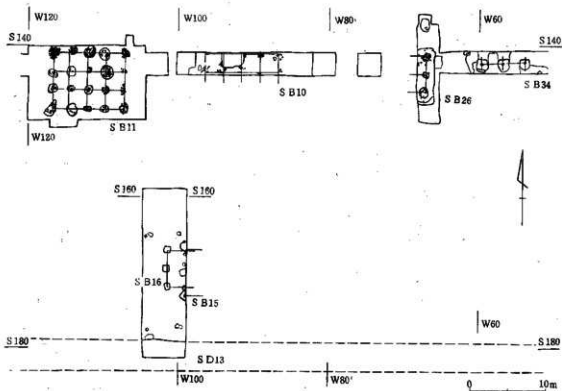
SB11 (第47・48図、第29・30図版)

明地地区南半部中央に東西に並ぶ3棟の建物跡のうち西のものであり、第3次調査時に検出されている。

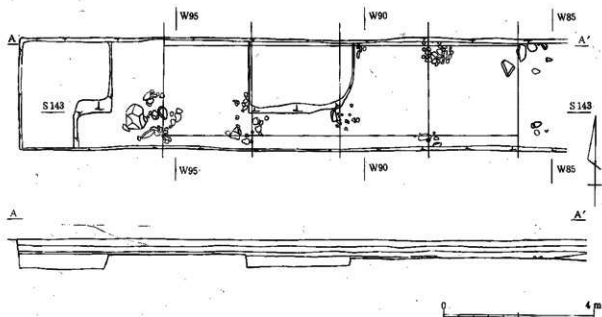


第44図 SB18

検出状況 遺構検出面は水田床土下の若干砂利の混じる黒褐色土でやや粘性がある。この面から掘え
建物プラン 方跡、根固め石群が東西5列、南北4列検出されているが、礎石はすでに撤去されてなかつた。この根固め石は破砕された白河石、安山岩質の礫が用いられており、掘え方は径1.2~1.8



第45図 明地地区中央南辺部



第46図 SB10

mの不整円形を呈している。礎石がないため正確な柱位置は不明であるが、1間約2.4m(8尺)として桁行4間、梁行3間、東西棟の総柱建物とすれば各柱位置は据え方、根固め石のほぼ中央に来る。建物の方位は梁行がほぼ真北を指す。

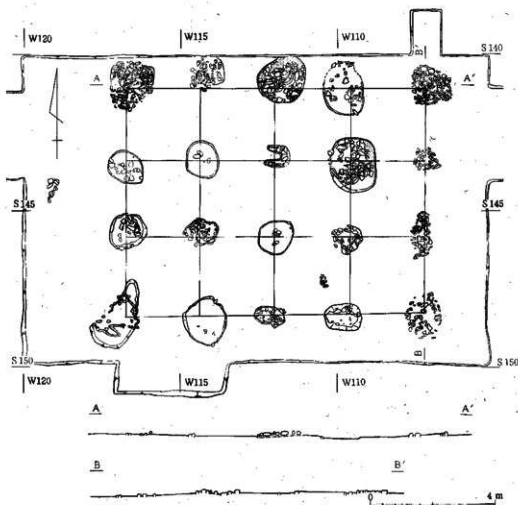
建物の位置 建物の位置は東妻がSB10の西柱列より11.9m、南側柱列がSD13より29.5mに位置しており、SB10の西40尺、SD13の北100尺と考えられる。北側柱列はSB10の北柱列と柱筋が通っており、これがSB10の北側柱列とすれば同一規模の建物が柱筋をそろえて40尺離し東西に並んでいたと考えられる。

SB15 (第49図、第39・40図版)

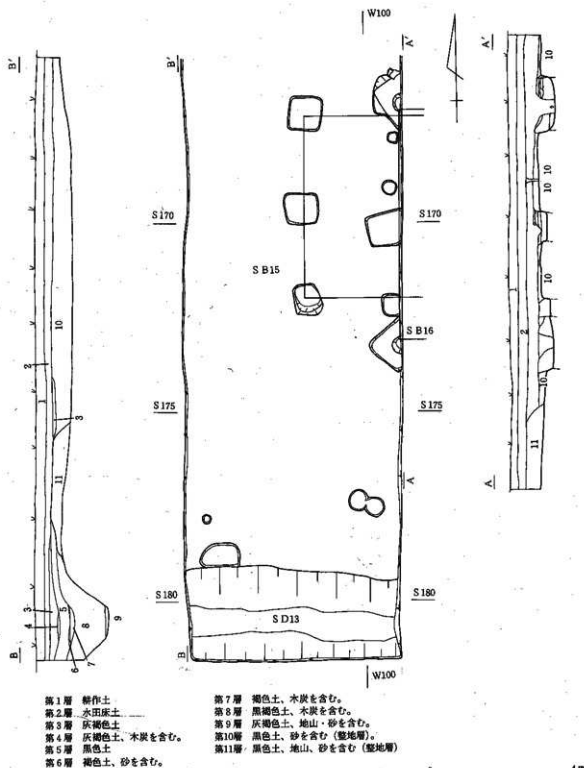
明地地区南半部中央のSD13沿いから検出された掘立柱建物跡で、



第47図 SB11
出土瓦 (36)



第48図 SB11



第49図 SB15・16, SD13

第3次調査で検出されている。

検出状況 遺構の検出面はローム混じり黒褐色土の整地層の上面で、柱穴はトレンチ東壁にかかって西柱穴列のみが検出された。柱穴は3個あり1辺80cm～1.2mの方形又は不整形を呈するものと考えられる。隅柱になると考えられる南と北柱穴は掘り方が大きく、軸線が柱列の線に対し約45°で斜行し、柱痕が見られる。SB16との切り合いは南柱穴では不明であるが、北柱穴ではSB15がSB16を切っている。

建物プラン 柱痕間の距離は中心間で6.35mを測る。中間の柱穴の柱痕跡が不明で正確な柱間隔は不明であるが、1間10尺～11尺の南北2間の建物と考えられる。方位はほぼ真北を指している。建物の位置はSD13の推定北壁上端から1間10尺とした場合6m北となり、SD13より20尺北に南限の溝と平行に建てられていたと推定される。

SB16 (第49図, 第39・40図版)

明地地区南半部中央のSB15とほぼ同じ位置に重複して検出された掘立柱建物跡で、第3次調査で検出されている。

検出状況 遺構検出面はSB15と同じ整地層上面であり、西柱列及び西より2番目のところまで検出されている。柱穴は1辺60cm～90cmの方形に近い掘り方を有し、黒褐色の埋土が見られるが柱痕跡は検出されなかった。

建物プラン 柱痕跡が検出されなかったので正確な柱間隔は不明であるが、西柱列で柱穴の中心の距離を測ると、2.4m+2.4mとなり1間8尺の値となる。また南柱列でも不都合は見られないので、この建物は南北2間、東西2間又はそれ以上の建物で1間8尺と考えられる。方位は西柱列でほぼ真北を指すものと考えられる。

建物の位置 建物の位置はSB11の南側柱列より北柱列まで19m、南柱列よりSD13北側まで7.2m、推定上端まで7mを測る。SB11からの距離は63.97尺で64尺、SD13推定上端まで23.57尺で約24尺と考えられる。

SB26 (第50図, 第48・49図版)

明地地区南半部の中央付近、SB10の東側に位置する礎石建物跡で第4次調査で検出されたが、建物跡大部分が農道の下に入るため、東側約1/3を調査した。

検出状況 遺構検出面は砂利混じりの黒色の整地層上面であり、そこに深さ約40cmの掘り込み地業がなされ、その上面から礎石据え方、根固め石の痕が検出されている。調査部分が少ないため掘り込み地業の一部と南北に並ぶ3個所の建物東柱列の据え方痕を検出したのみで、全体のプランは不明である。

建物プラン 建物の礎石はすでに撤去されており正確な柱位置は不明であるが、北と中の据え方の中心を測ると約2.4mで方位は真北を取る。それを同じく南へ折り返すと南据え方の南北の中央に来る。従って、柱間は2.4m(8尺)の南北2間の建物で方位は真北を指すと考えられる。この柱間で西へ3間分延長すると農道の西側に出るが、この部分では遺構はまったく検出されていないので、建物は農道の下で終わっている東西2間の建物と考えられる。又、本遺跡の他の礎石建物跡を見た場合、礎石建物は4間×4間から3間×4間、2間×2間の3種類の

プランがあるが、これらはすべて総柱の建物であり SB26も同様に総柱と考えられる。

建物の位置 建物の位置は SD13の北側より南柱位置まで32.7m あり約110尺と考えられる。又 SB26を2間×2間、8尺等間とした場合 SB10の東妻より SB26西柱列まで14.27m となり47.57尺で8尺×6間の長さと考えることができる。

SB35 (第50・52図, 第54図版)

SB26の北より柱穴が1個検出されている。1.6m×1.3mの楕円形の掘り方で、黒褐色の整地層に掘り込まれており、覆土上部では多量の瓦が出土している。

柱穴1個のみであるため、これ以上のことは不明である。

SB34 (第53図・第53図版)

明地地区南半部の中央近く、SB26の東にある掘立柱建物跡で、第4次調査で検出された。

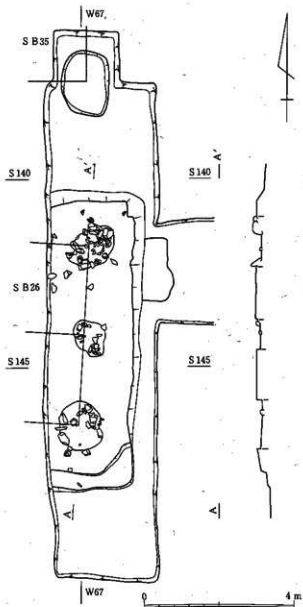
検出状況 遺構検出面は黒褐色の整地層で、所々に黄色土混じりの大きな斑が見られる。検出された柱穴は東西方向の1列3個のみであった。柱穴の掘り方は1辺1.2m～1.7m あり、各柱穴とも直径約30cmの柱痕が見られる。この中心の距離を測ると西より2.9m+3.0m となり平均2.95m であり、1間2.97m (10尺) と考えることができる。

方位は東西方向で東が1.5°北に振れているが、全体のプランを検出していないので詳しいことは不明である。建物の位置は西柱が SB26の東柱列より7.4m (約25尺) 東に位置している。

SB31 (第55図, 第50図版)

建物プラン 明地地区南半部 SB24, SD29の西側にある建物跡で、第4次調査時に検出された。

SB31の柱穴は全部で4個検出されており、3個は東西に並んでおり、その西端の柱の南に東西方向とほぼ同じ間隔で1個の柱穴が見られる。東西に並ぶ3個の柱穴はすべて SD30により切られており、東側2個は底面近くを



第50図 SB26・SB35

残すのみであり、西側の柱穴は半分が無くなっている。しかし、3箇所とも柱痕は残っており、その中心の距離を測ると西より1.95m+1.8mとなる。これは1.95m(6.5尺)+1.8m(6尺)に近い値となる。但し、6尺+6尺である可能性もあるが建物全体のプランを検出してはいないので断言はできない。

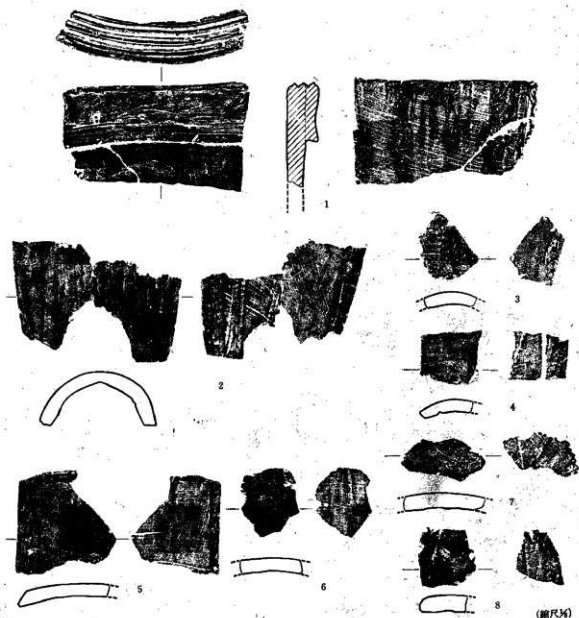
方位は東西南方向で東が4°南に振れており、東西の柱筋はSB33より約40cm北にずれている。

SB33 (第55図、第33図版)

明地地区南半部SB31の西側にある掘立柱建物跡で、第4次調査で検出された。



第51図 SB34出土瓦 (36)

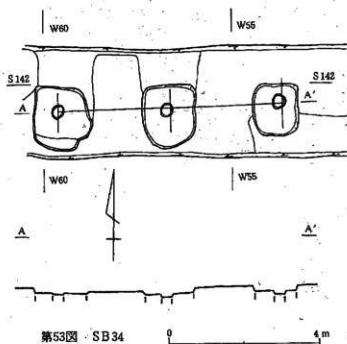


第52図 SB35出土瓦

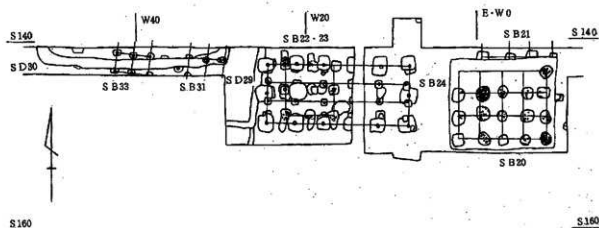
(縮尺1/4)

検出状況
建物プラン

柱穴は東西方向に並んで2列、北列で4個、南列で3個の計7個が検出されている。この柱穴の掘り方は1辺60cm～80cmの長方形又は不整形を呈するもので、南柱列の西端、北柱列の東の2個はSD30により切られている。柱痕はこのうち各列の東の1個所を除く計5個所で検出されており、その中心間の距離を測ると南列では1.88m、北列では西より1.78m+1.77m、南北柱列の間では西より1.9m、1.85mとなり1間1.8m(6尺)



第53図 SB34



第54図 明地地区南東コーナー部

等間の東西3間の建物と考えることができる。

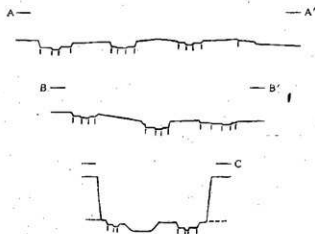
方位は東西方向で東が5.5°南に振れている。柱筋は北柱列がSD31より約40cm南にあり、東柱列がSB31の西柱列より2.5m西に位置している。

SB22 (第56・57図, 第44~46図版)

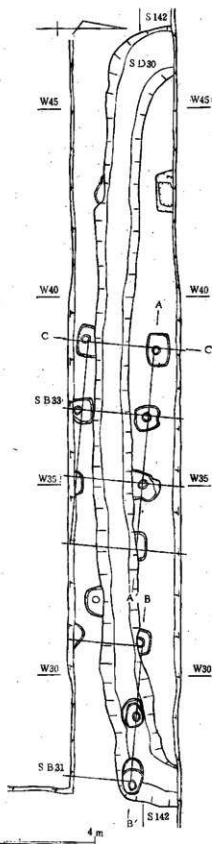
明地地区南半部東側のSB20・21の西から検出された建物跡の1つで、第4次調査時に検出されている。

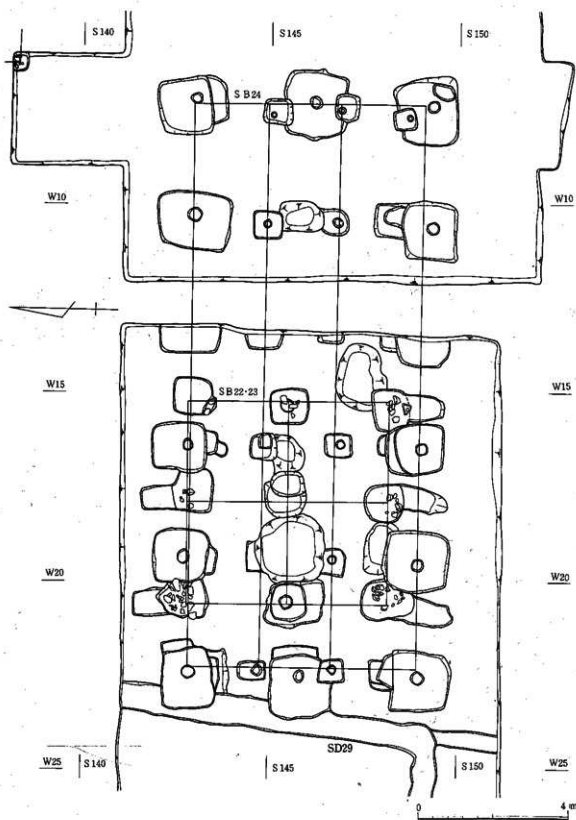
検出状況 遺構検出面は砂利混じり青灰色土で、検出面は攪乱によりかなり凸凹が見られる。SB22は東西2間、南北2間の総柱の掘立柱建物跡であり、その上にまったく同一規模、同一場所に建てられた礎石建物SB23に切られ、それをSB24が切っている。従って、建物の順序としてはSB22→SB23→SB24となる。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺85cm~1.2mの隅丸方形を呈すると考えられるが、SB23に切られ形態が不明瞭なものもある。南柱列すべてと北柱列の西2ヶ所には抜き取り穴があり柱痕は残っていない。この抜き取り穴はSB23を建てる時に埋められている。柱痕が検出されたのは東と西柱列の中央の柱穴のみであり、その中心の距離を測ると5.25mとなる。これは175尺であり、1間2.7m(9尺)と考えると各柱穴のほぼ中心に柱位置が来る。従って



第55図 SB31・33, SD30





第56図 SB22・23・24

第4章 発見遺構

SB22は東西2間、南北2間、1間9尺の総柱の建物であり、方位は南北方向でほぼ真北を指すものと考えられる。

SB23 (第56・57図, 第44~46図版)

検出状況 建物プラン

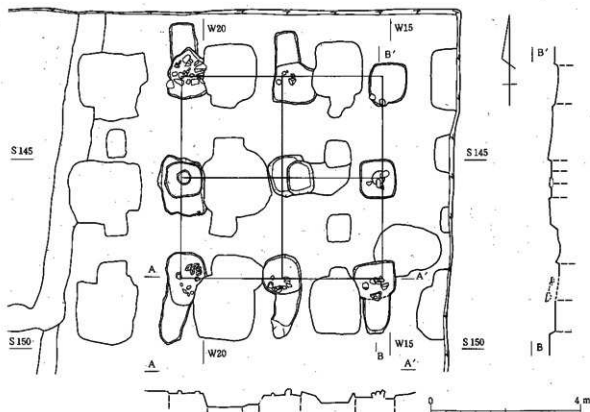
SB22とまったく同じ場所に同じ規模で建てられた礎石の建物であり、SB24に切られている。この建物はSB22の柱を抜き取った後、その穴を埋め、そこに据え方を掘り根固め石を入れている。現在は根固め石の一部を残すのみであるが、その配置からSB22と同じ柱位置と考えられる。又、建物中央のSB22の柱穴を切る浅い落ち込みは礎石据え方の一部と考えられるので、SB23も総柱の建物であろうと考えられる。礎石建物である以外はプラン、柱間、方位などはSB22と同じである。

SB23の南柱列はSB20の南から2列目と柱筋が通っており、東柱列からSB20の西妻まで13.25mを測り、これは44.2尺となり約45尺と考えることができる。

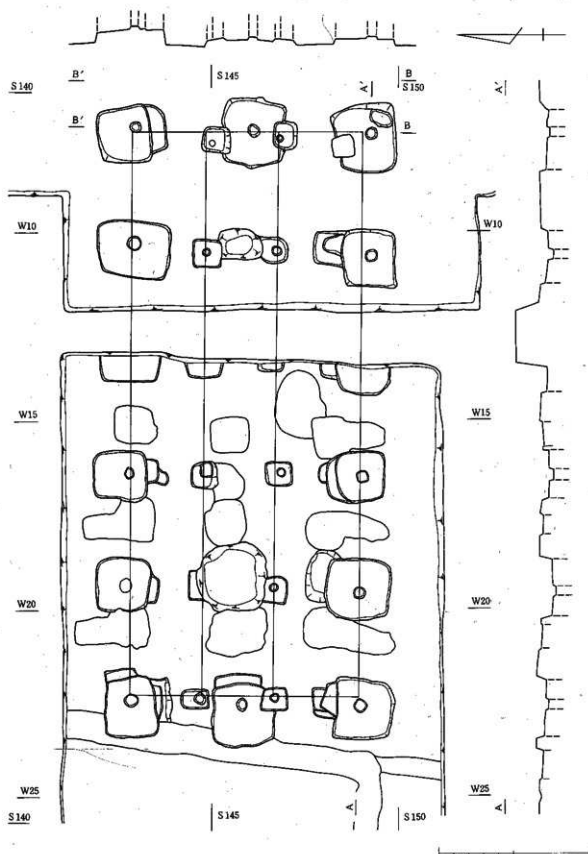
SB24 (第58図, 第44~47図版)

明地地区南半部東側のSB20・21の西から検出された建物跡で、この群で最大のものであり第4次調査で検出されている。

検出状況 地山の砂利混じり青灰色土層上面で検出された東西5間、南北2間の掘立柱建物跡であり、西妻がSD29を、建物西半部がSB22・23を切っており、このブロックでは一番新しい遺構で



第57図 SB22・23



第58図 SB24

ある。

柱穴の切り合い

柱穴は1辺1.3m～1.9mのややゆがんだ方形又は長方形の掘り方を有し、黒色土と黄色土が交互に埋め込まれている。畦にかかり半分を検出しただけの東より2間目の柱穴2ヶ所を除きすべてに柱痕が検出されており、直径25cm～38cmの円形を呈する。又、西妻の北と中柱、南側柱の西より2間目、北東の隅柱にはこの大きな掘り方に切られた1辺1.1mを越えると考えられる掘り方の一部が検出されており、建て替えがあったことが知られる。この古い方の柱穴をSB24a、新しく柱痕を残すものをSB24bとすると、SB24aはSB24bに大部分切られており、同一規模のものであったと考えられる。

建物プラン

柱間隔については、各柱痕間の中心を測ると北側列では西より3.02m+2.95m+6.08m(2間)+3.07m、南側柱列では西より2.98m+3.05m+5.84m(2間)+3.26mとなり、平均は3.024m、3.026mとなる。又、東妻では南より3.12m+3.04m、西妻では南より3.14m+2.96mとなり、平均は3.08m、3.05mとなる。従って1間は約3m(10尺)で計画されたものと考えられる。

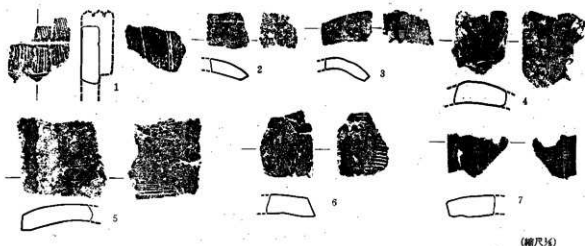
東柱列

建物の内部を東西に並ぶ2列の小形の掘り方を有する柱列は桁方向と並行であり、南北は梁の位置に乗っており、床東痕と考えられる。この柱穴が妻中央の柱穴掘り方を切っているのは建物の妻と側柱を建てた後、床東の柱を建てるという手順によるものと考えられる。床東の柱列の位置は北側柱列より6尺+6尺+7尺と考えられる。旧SB25である。

方位は東西方向で東が1°南に振れている。建物の位置はSD13北側より南側柱列まで30.7m、SB20の西妻から東妻まで5.5mを測る。SB24Bと柱筋の通った建物は今のところ検出されていない。

出土遺物

遺物は柱穴掘り方埋土内より平瓦1類片3点、軒平瓦片1点、丸瓦片2点、不明1点が出土している。



(縮尺3/4)

第59図 SB24出土瓦

SB20 (第59図, 第42・43図版)

明地地区南半部東側で検出された建物跡で、南半部で東西に並ぶ建物のうち大型の建物では一番東側のものである。第4次調査時に検出されている。

検出状況 遺構検出面は地山の砂利混じり青灰色土であり、そこに掘り込み地業がなされ、掘り込み地業の上面から据え方の痕跡、根固め石の一部が検出されている。このSB20の掘り込み地業の北辺がSB21の柱穴を切っている。

建物プラン 礎石の据え方痕及び根固め石は全部で16ヶ所検出されている。そのうち北柱列は北東の隅柱を検出したのみであったが、他の3列はすべて据え方痕・根固め石が検出されており、東西4間、南北3間の礎石を有する総柱の建物であったと考えられる。現在、礎石は残っていないので正確な柱間隔は測定できないが、南側柱列で南東隅柱と南西隅柱の据え方の中心間を測ると9.5m、東妻の南東隅柱と北東隅柱の据え方の中心を測ると6.95mとなる。従って、東妻から西妻までの距離は31.67尺、南側柱から北側柱までは23.17尺となる。これらは8尺×4間、8尺×3間に近い数値となり、桁行4間、梁行3間、8尺等間の東西棟と考えた場合バランスよく据え方痕に収まる。方位は梁行方向で真北を指すと考えられる。

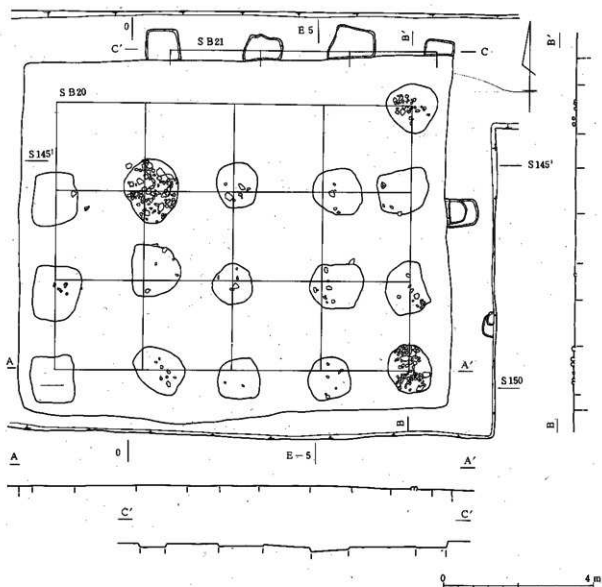
掘り込み地業の大きさは東西が平均で11.42m、南北が平均で9.38mとなり東妻から平均1.01m、西妻から平均92cmで3尺〜3.5尺、南側柱より平均1.16m、北側柱より平均1.14mとなり平均1.15m、約4尺外側になると考えられる。

建物の位置 SB20の位置はSD13の北側より29.5m、SB23の東柱列より13.25m、SB24の東妻より5.2mとなっている。SD13からの距離は98.3尺で約100尺と考えられる。建物の間の関係では、SB20の南から2間目とSB23の南柱筋が通っておりSB20と21、SB22と23では礎石建物が掘立柱建物を切ると同じパターンを示すことから、SB20と23の関連を考えてよさそうである。さらに、SB20と23の間は44.2尺で約45尺と考えられるので、この2基は同時存在の可能性が高い。又、SB20はSB01のほぼ南に位置しているが、建物の方位が異なり正確な比較はできない。その間隔は103.9m〜104.5mを測る。

SB21 (第59図, 第42図版)

検出状況 SB20の掘り込み地業に切られた柱穴4ヶ所が、掘り込み地業北側に東西に並んで検出されたもので、第4次調査で検出された。

柱間隔 遺構確認面はSB20と同じ砂利混じり青灰色土であり、掘り方は1辺80cm〜1.2mの方形又は不整形をなすものと考えられる。埋土は砂利混じり黒褐色土であり、柱痕跡は検出されなかった。従って、正確な柱間隔、方位を割り出すことはできないが、東西両端掘り方の中心距離を測ると7.4m、24.7尺、中間の2つの掘り方の中心間は2.38m、約8尺となる。従って、東西は1間8尺の3間となるものと考えられる。方位は柱穴の並びからほぼ真東西を指すものと推定される。



第60図 SB20・21

2. 溝 跡

SD14 (第61・62図, 第34・45図版)

明地地区と外部を区割する西辺の大溝であり, 第3次調査時に検出された。

検出状況 遺構検出面はコーナー部及びSB06の西側では砂利混じり黄褐色の地山上面であるが, SB17・18の西側の部分ではローム混じり黒褐色の整地層上面であり, 溝沿いでは一部崩れているものと考えられる。

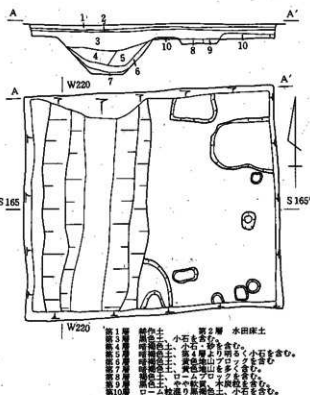
プラン コーナー部では上幅3.8m~2.9m, 下幅2.3m~75cm, 深さ約1m, SB18・19の西で上幅約2.5m, 下幅約70cm, 深さ95cm, SB06の西で上幅3m, 下幅1m~85cm, 深さ105cmを測る。

方位はN-4°-Eを取るが, コーナーの部分は丸味を持っている。位置的にはSD14のコーナーがSD27のコーナーより溝の内側で約260m, 中心で262.8m, 外側で264.4m, 同じくSD28からは248m, 252m, 253.6mとなっている。

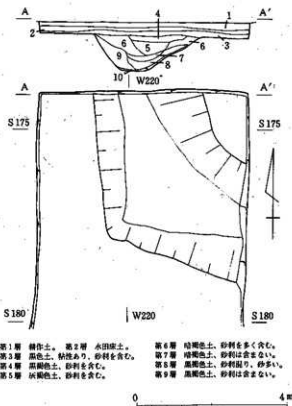
SD13 (第63・64図, 第36~40図版)

明地地区と外部を区割する南辺の大溝である。西半部・中央部は第3次調査, 東半部は第4次調査で検出されている。

検出状況 西半部, SII2の南付近では整地層から掘り込まれているが, 整地層の部分は崩れている。地山面では上幅2.4~2.6m, 下幅70cm~1.4m, 深さ約90cmの逆台形の断面を呈しており, 北壁の一部がSII2の南東コーナーを切っている。埋没状況は自然堆積と考えられ, 最初に整地層が崩れた状況が知られる。

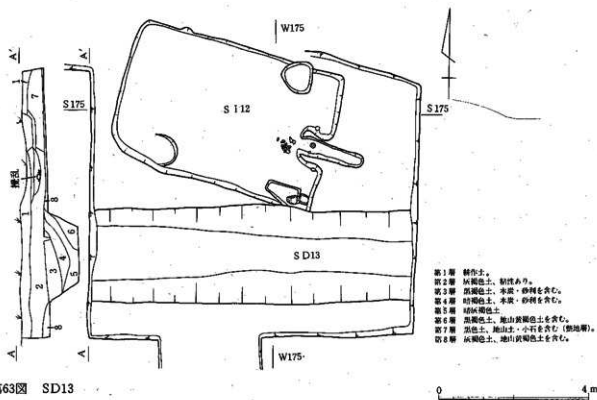


第61図 SD14

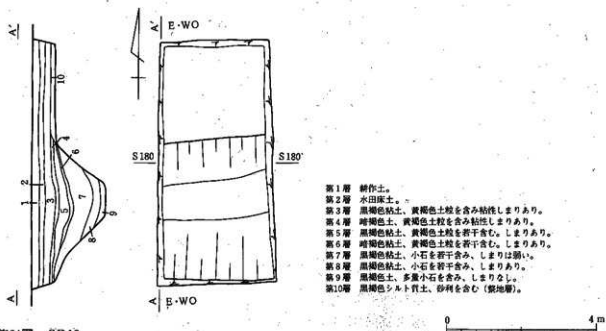


第62図 SD14南西コーナー

第4章 発見遺構



第63図 SD13



第64図 SD180

第2表 SD13出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)								調 査		備 考
			口 径	胴 径	口 径	底 径	口 径	体 径	高 径	高 径	外 面	内 面	
1	土師器	杯	12.0				3.3	10.7			横ナデ、ケズリ	ミダキ	青ロクロ
2	〃	〃				7.8					ロクロ、目絵・タテズリ		
3	〃	高台付杯				8.0				9.6	1.06	ロクロ	

中央部、SB15・16の南側の部分でも掘り込み面は整地層上面と考えられ、整地層の溝沿いの部分は崩れている。崩れた整地層下の地山面で見られる溝の北肩までは幅2.3~2.4mあり、南側も完掘すれば地山面で2.7m前後になるものと考えられる。下幅60~80cm、深さは整地層上面より1.5m、地山面より1.1mを測る。

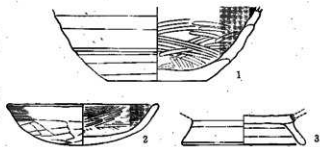
東半部、SB20の南のところで掘り込み面が地山面であり、上幅は3.6~3.8m、下幅90cm~1.1m、深さ1.3mを測る断面逆台形を呈し、埋土の状況は自然堆積と考えられる。

ブ ラ ン SD13の上幅について見ると、各地点ごとにより差が見られる。しかし、西半部・中央部では整地層が崩れ明確な肩は掘り込み面より下の地山面で確認しており、実際よりは幅が狭くなっている。逆に東半部では地山に掘り込まれた肩の部分が崩れ、幅が広がっているものと思われる。これを壁の立ち上がり掘り込み面の関係を想定して復元すると上幅約3m、深さ1.5m前後の断面が逆台形になる溝と考えられる。

SD13は一直線上を東西に走っており、その中軸線を見ると真東より1°南に偏している。この溝の底面は西から東に向かって約 $\frac{1}{100}$ 程度の緩い傾斜で低くなっている。そして、遺跡中央を東西に走る運河と推定される窪地の南岸よりSD13の北岸まではほぼ134mを測る。これは446尺、約1町と $\frac{1}{4}$ と考えることができる。

出土遺物 遺物は少なく、実測できたのは3点のみであった。(第65図)

1はロクロ調整の大形杯又は鉢で技法は第1類である。これは南辺東半部(第58図)の埋土上半部より出土している。2は丸底の杯で口縁と底部の辺にかすかに段の痕跡をのこしており、口縁部は横ナデ・底部は削りとなっている。1の土器と同じ地点のSD13北壁を形成する整地層から出土した。3はロクロ調整の土師器高台付杯で南辺中央部のSD13(第49図)埋土上半部より出土している。



第65図 SD13出土土器 1・2・3 土師器 (1/4)

SD27 (第67・69図、第55・56図版)

明地地区南東コーナーを隔すようにSD13の東延長上に検出された溝跡で、東辺の部分はほとんどが農道の下に入っており、一部分を検出したのみである。南東コーナー部は第4次調査、東辺部は第5次調査で検出されている。

検出状況 遺構検出面は粘性の強い黒褐色シルト質土であり、南東コーナー部では約20cm、東辺部では10~15cmで薄い漸移層を経て茶褐色砂質シルト層へと移っていく。

ブ ラ ン 南東コーナー部では上幅2m、下幅約70cm、検出面からの深さ98cmを測る底部がやや丸味を帯びる逆台形を呈している。埋土は上半部3層は褐色に近い砂層で、それ以下は粘性のある粘土質土・砂質粘土となっている。南辺東端部では真東より12°北に振れながら東に向かい、検出された末端で屈曲して北に向かっている。東辺部では南東コーナーの約57m北で農

道東側に一部検出されている。検出された部分で上幅1.1m, 下幅60cm, 検出面からの深さ80cmがあり, 全体のほぼ東半分と考えられる。埋土最上部には埋没後に蓋をしたような状態で10cm~15cmの灰褐色粘土層が見られ, その下は灰色の砂質土から粘土質土へ移っていく。

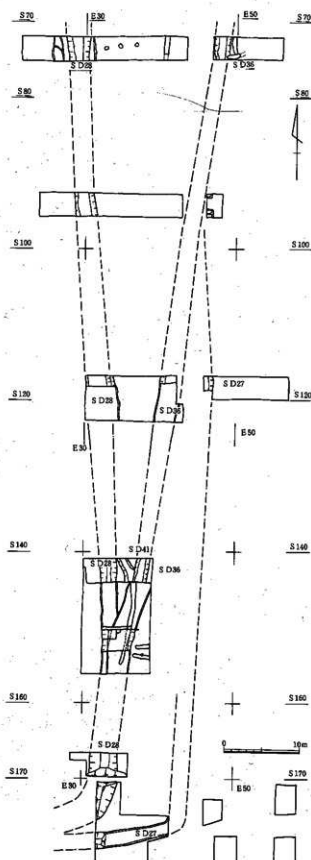
溝の方位は部分的検出で推定の域を出ないが, 南東コーナーからN-3°-Eで北に向かい, 東辺で検出された部分から若干西に振れて北に向かうのではないかと考えられる。

SD28・36 (第67~69図, 第57~64図版)

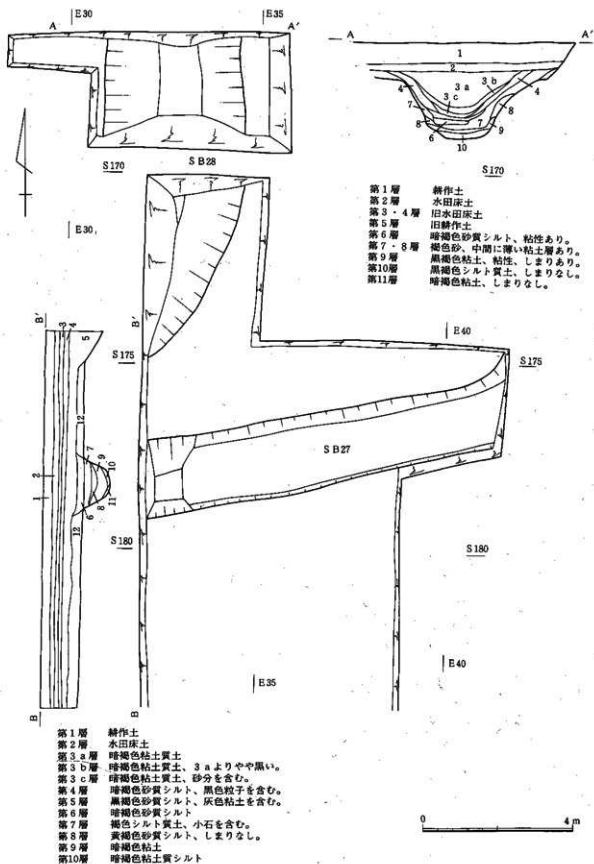
SD13の延長で明地地区の東辺を区画する溝の一部であり, 第4次調査で南東コーナー部でSD28として検出されたが, 第5次調査でSD28・36が重複したものであることが判明した。

検出状況 遺構検出面は南半部では黒褐色シルト質土, 北半部で砂利混じり茶褐色土となっている。この溝はコーナー部より約25m北のあたりで重複しておりSD36がSD28を切り, それぞれN-8°-E, N-4°-Wの方向で北に向かっていく。

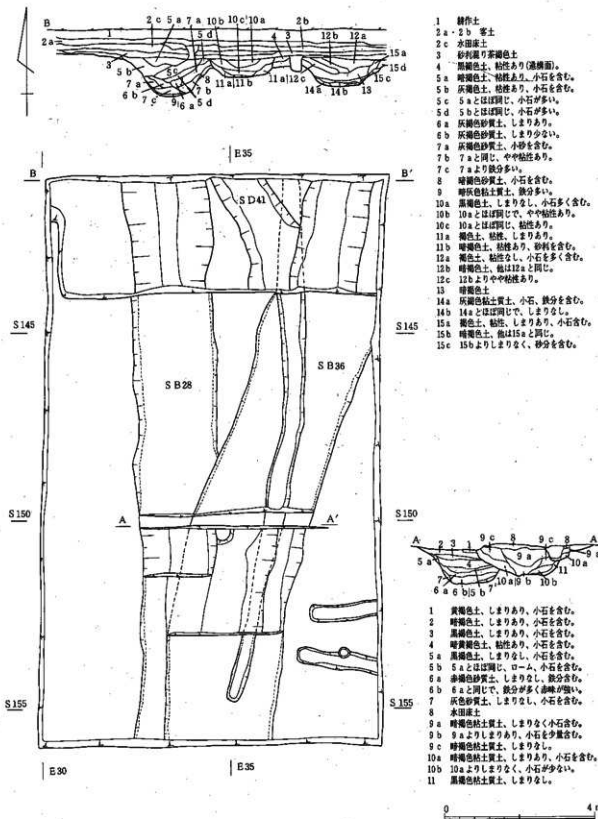
プラン SD28は上幅2.2m~3.8m, 下幅2.4m~90cm, 深さ1.1m~80cmの断面逆台形を示し, 各地点とも砂利, 砂を含む層がレンズ状に堆積しており, 底部近くは粒子が細



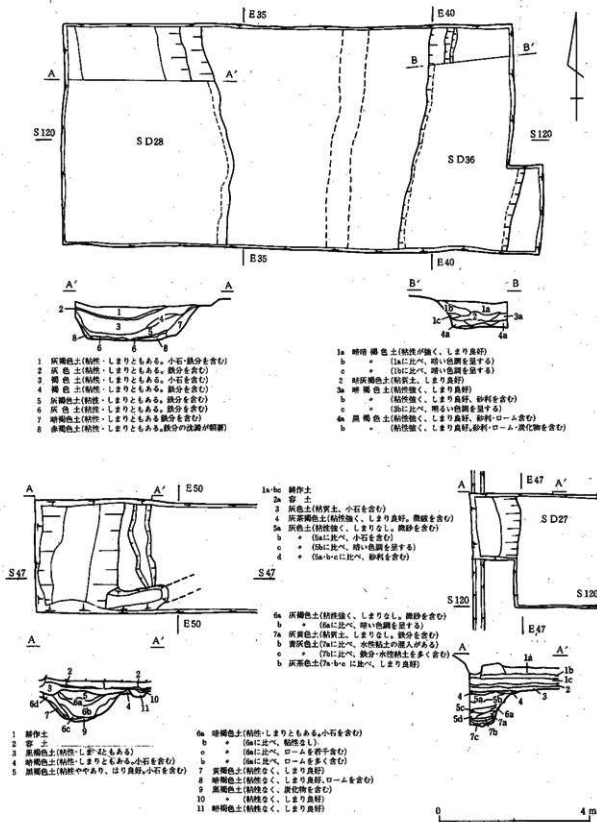
第66図 明地地東東辺部



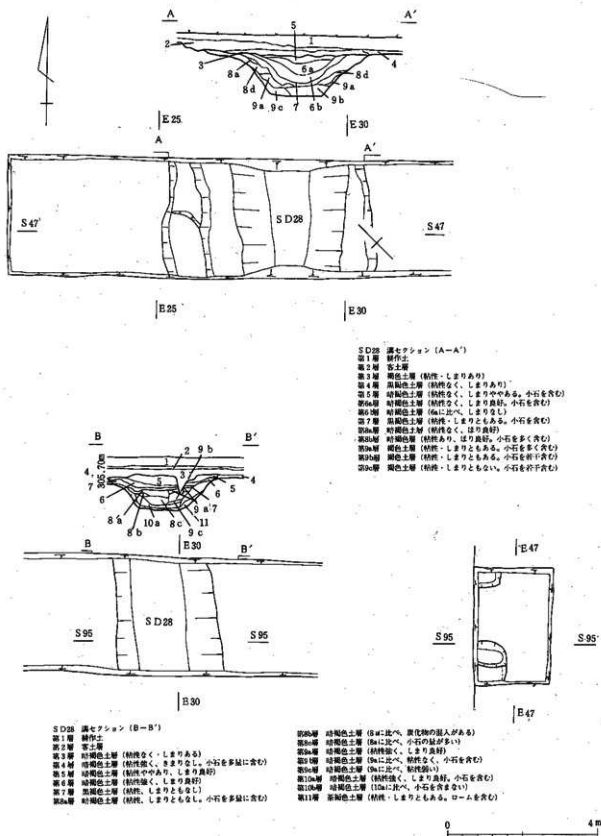
第67図 SD27・28 南東コーナー



第68図 SD28・36・41



第69図 SD27・28・36



第70図 S D28

くなり粘も強くなる。

SD36は上幅3m~2.5m, 下幅1.1m~80cm, 深さ1m~80cmの逆台形を呈しており, 堆積はSD28とほとんど同じである。

SD29 (第56図, 第45図版)

検出状況 SB24の西側で検出された溝跡で, 遺構検出面はSB24と同じ砂利混じり青灰色土層上面である。上幅85cm~54cmの溝で, 西から続きSB24西南隅柱付近まで東に向かいそこでほぼ直角に折れ北に向かい, 一部分でSB24の西妻柱穴の掘り方に切られている。この溝のコーナーが南から延びる幅45cm~50cmの小溝を切っている。

溝の方位は南北方向でN-8°-Eを取っている。

SD30 (第55図, 第50図版)

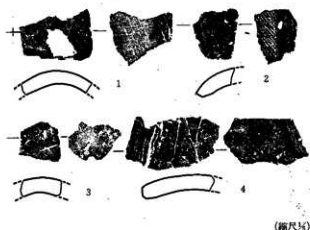
検出状況 明地地区南側の東半部, SB24の西で「コ」字形に検出された溝跡であり, 第4次で調査されている。この溝はSB31・SB33の柱穴を切って東西に走り, その東西両端で北に向かって屈曲している。そのコーナー間の距離は外側で20.4m, 内側で約18mを測り, 上軸1.5m~90cm, 下幅90cm~40cm, 深さ20cm~38cmの断面逆台形を呈している。

出土遺物 覆土は2層がレンズ状に堆積しており, 上層は暗褐色土, 下層は黒褐色土であり, この覆土中からは1100軒丸瓦, 1500軒平瓦の破片を含む多量の瓦, 土師器片, 須恵器片などが出土している。

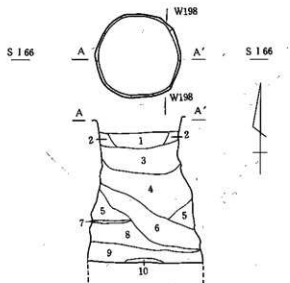
3. その他

SE19 (第72図・第33図版)

明地地区南西コーナー部のSB17と同じ場所から検出された井戸跡で, 第3次調査で検出されたが, 調査中壁が崩壊するため1.85m掘って調査を中止した。



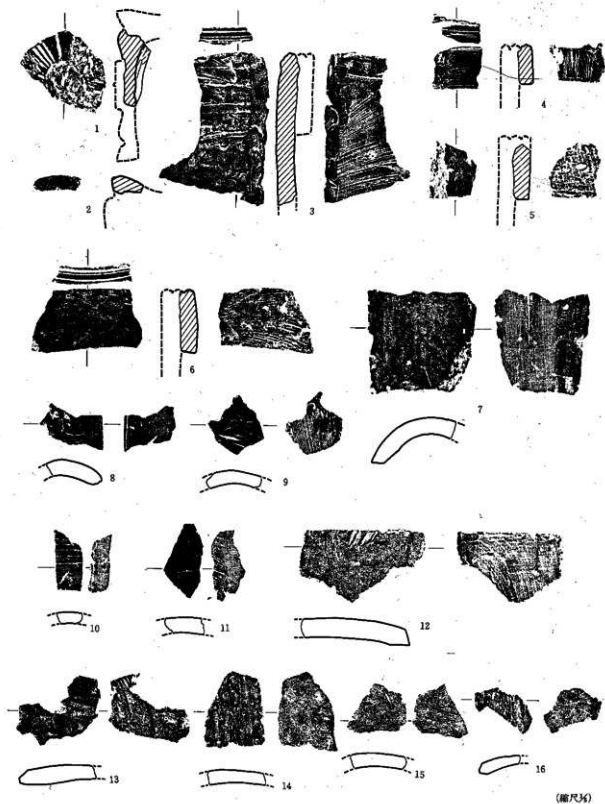
第71図 SD29出土瓦



SE19井戸断面図

- | | |
|------------------|-----------------|
| 第1層 黒褐色土層 | 第6層 黒褐色土層 (灰混り) |
| 第2層 黒山土層 (黒褐色土層) | 第7層 黄色砂状土層 |
| 第3層 砂利混り黒褐色土層 | 第8層 黒褐色砂層 |
| 第4層 砂層 (赤色土入り) | 第9層 黒褐色砂状土層 |
| 第5層 砂層 | 第10層 黒褐色砂状土層 |

第72図 SE19



(縮尺)

第73圖 SD30出土瓦

プランは直径約1.1mの円形を呈し、ほぼ垂直に落ちているが、深さ約60cm付近からは壁が崩壊したらしくだんだん下に行くに従い広がっている。

埋土は1～3層は遺構面の崩れ土を主とした層、4～8層は砂～砂利層、9・10層は粘土質土となっている。底まで掘ってはならず、遺物は出土していない。

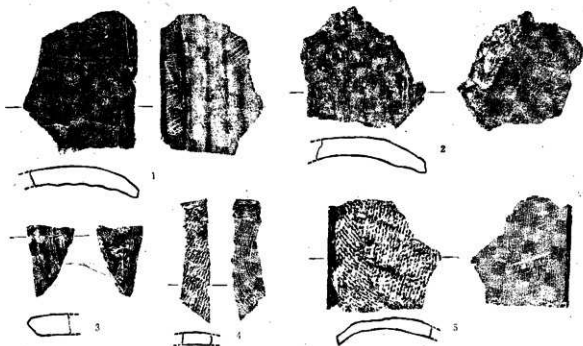
SI12 (第75・76図, 第38図版)

明地地区南辺部 SB04・09とSD13の間から検出された竪穴住居跡で、第3次調査のとき検出されている。

検出状況 遺構の検出面は地山のローム・砂利混じり灰褐色土で、確認面の上にSD13の北側に並行して走る幅約3m、厚さ30～40cmの土塁状遺構とされた黒色土層があり、その北(内側)では地山面から土塁状黒色土上面と同じレベルまで整地層が見られ、その上面からSB04・08・09が掘り込まれている。従って、土塁状の黒色土も含め地山上に30～40cmの整地層があることになり、SI12はその下より検出されており、南東コーナーの一部をSD13により切られている。

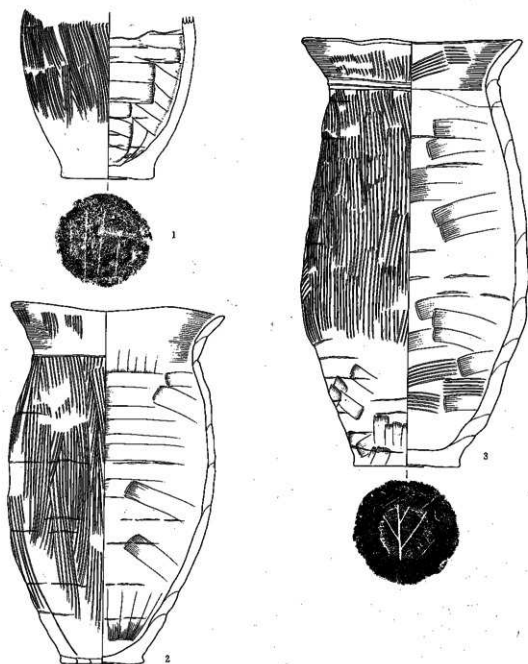
プラン プランは東西5.7m、南北3.8mの長方形を呈するが、南西コーナーのみ隅丸となっている。住居跡の方位は北壁に並行する東西軸で真東より18°南に偏している。カマドは東壁中央に作られ、煙道は東壁と直交している。

覆土 覆土は粘性のある灰褐色～黒色土がレンズ状に堆積しており、上層の整地層の土は埋まっていない。従って、SI13が廃絶し埋まった後に整地が行われ、さらにSD13が掘られ掘立柱建物が建てられたと考えられるので、SI13と建物跡遺構群の間にはやや時間差を考えなければならない。



(縮尺)

第74図 SD36出土瓦



第75図 SI12出土土器 1・2・3 土師器甕

(縮尺3/4)

第3表 SI12出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)								調 査		備 考
			口 径	頸 径	胴 径	底 径	胴 高	体 底 径	高 台 径	高 台 高	外 面	内 面	
75-1	土師器	杯	17.3	15.9				23.9			黒ナズ、ハケメ	黒ナズ、ナズ	非ロクロ
75-2	〃	〃	17.0	13.2		6.8	28.7	16.3			黒ナズ、ハケメ	黒ナズ、ナズ	非ロクロ
75-3	〃	〃	17.2	13.5		8.3	34.8	18.1			黒ナズ、ハケメ	黒ナズ、ナズ、ハケメ	非ロクロ

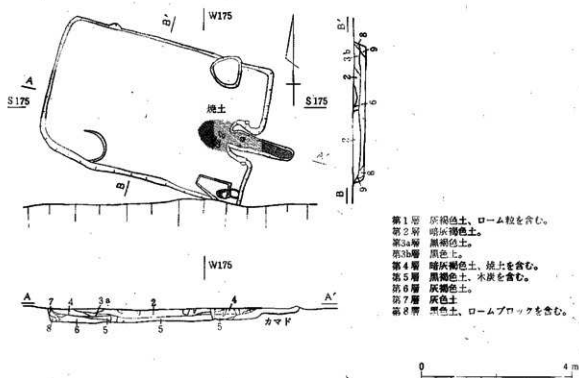
床・ピット 床面はほぼ平坦であり、南壁沿いの西半部にはほぼ円形となる浅い窪み、南東コーナー部には深さ約5cmの不整形のピットが見られる。南東コーナー部のピットはカマドの右側に当たり、土師器甕を出土しており貯蔵穴と考えられる。

壁は各壁とも約30cmを測り、床面からの100°～115°で立ち上がっている。

カマド カマドは東壁中央より若干南に作られており、袖は白色粘土で構築され内部はよく焼けている。煙道は幅約25cm、長さ90cm、深さ約10cmで東壁に直交するように作られている。

出土遺物 遺物はカマド前面の床面、貯蔵穴内、カマド内、煙道から土師器の甕が出土している。これらはやや胴の張る長胴形で、体部外面には縦のハケ目、頸部には沈線状の段が見られる。

(木本元治)



第76図 S175

第2節 中宿・古寺地区

1. 南東コーナー部建物群

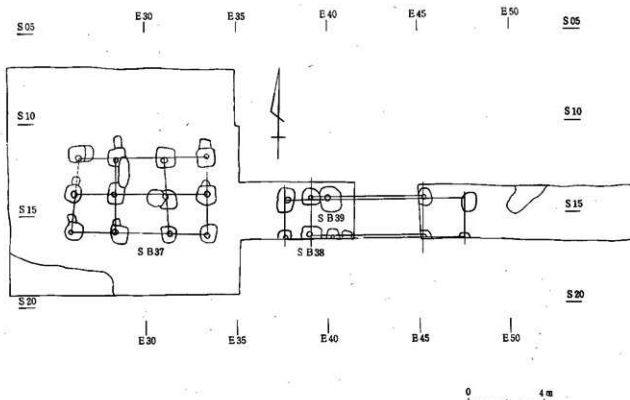
SB37 (第78図, 第65図版)

遺跡の中央を東西に走る大溝の北側、遺跡のほぼ東辺に当たる部分より第5次調査で検出された掘立柱建物跡である。

検出状況 この部分は第1層が耕作土、第2層が水田床土の酸化鉄の沈着した赤褐色土質土、その下が遺構検出面である黒褐色砂利混じり土であり、しまりはあるが粘性はほとんどない。この面から黒色砂利混じり土が埋った柱穴跡が検出された。

建物プラン プランは東西3間、南北2間の総柱の建物であり、柱穴は1辺60cm~1.1mの方形又は不整形方を呈している。柱穴は12箇所とも柱痕が見られ、その直径は25cm~30cmである。その柱痕の中心間の距離は北側柱列で西より2m, 2.5m, 2.3m, 中柱列で2.1m, 2.7m, 2.3m, 南側柱列で2.3m, 2.85m, 2m, 東妻で北より2m+2.2m, 西妻で1.9m+2mとなっており、南と東が開いたゆがんだ方形となっている。

柱痕で見たプランがゆがんでいるため正確な方位は不明であるが、東妻柱列で真北、北側柱列で真東西を指すものと推定される。



第77図 SB37・38・39

SB38 (第79図)

第5次調査でSB37の4.1m東から検出された掘立柱建物跡で、この建物の一部の柱穴6箇所を検出したのみである。

検出状況 遺構検出面はSB37と同じ黒褐色砂利混じり層上面である。SB38と同じ位置にSB39の柱穴が見られ、西より3間目の位置に当たる農道のすぐ東の部分ではSB39と考えられる柱穴は見られるが、SB38の柱穴は見られず、SB39に切られているものと考えられる。

柱間隔 東西の柱間隔は柱痕の中心間で北柱列で西1間は2.05m、西1間目より東柱列まで7.5mを測る。南北の柱間隔は西柱列の柱痕の中心間で2.05mを測る。

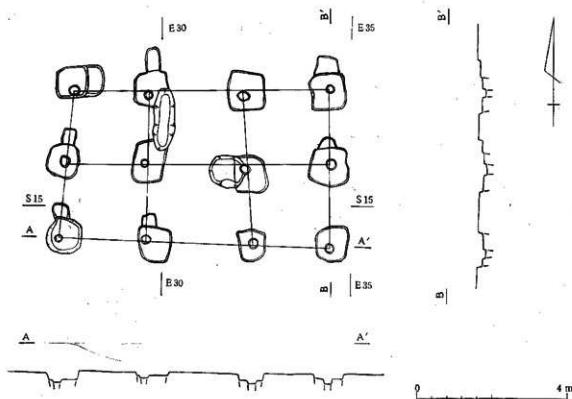
SB39 (第79図)

検出状況 SB37の東、SB38と同じ場所に農道を挟んで検出された掘立柱建物跡である。

遺構検出面はSB37・38と同じ黒褐色砂利混じり層上面である。柱穴は4箇所検出されており、農道の東の部分ではSB38の柱穴と重複する部分であるが、SB39と考えられる柱穴のみが見られ、SB38を切っているものと考えられる。

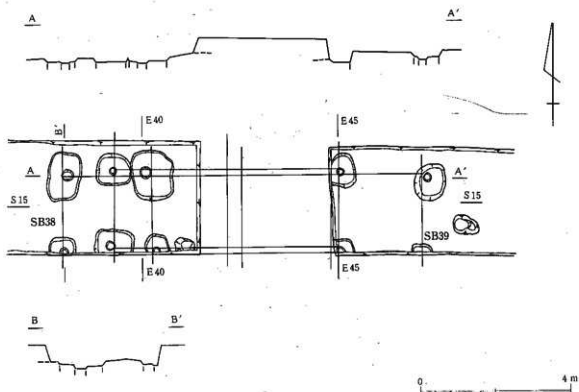
柱間隔 柱間隔は東西方向では北柱列柱痕の中心間で3.05mあり2間分と考えられ、同じく南柱列では3.1mを測る。南北方向は西柱列で2.0m、東柱列で2.1mを測る。

方位は東柱列、西柱列とも真北を指す。

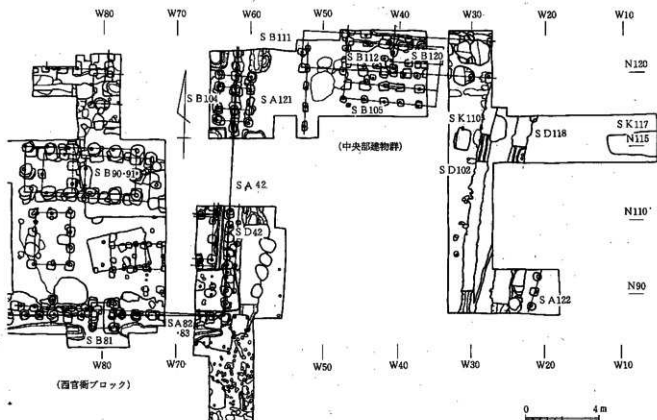


第78図 SB37

第4章 発見遺構



第79図 SB38・39



第80図 中宿・古寺地区中央部建物

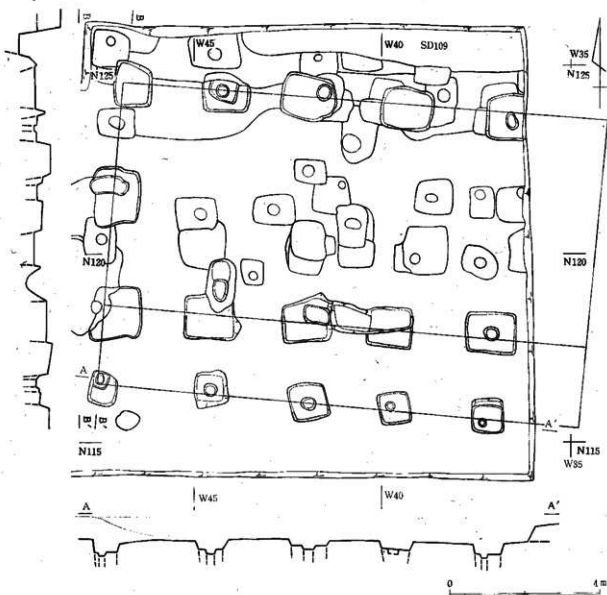
2. 中央部建物群

SB105 (第81図, 第66~68図版)

第9次調査で台地中央部, SB104 (SA106) の東で検出された南面に廂のある掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土上面であり, SB111, 112, 120, 143を切っており, この部分では最も新しい遺構である。

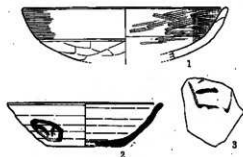
建物プラン 身舎の部分の柱穴の掘り方は1辺1 m~1.5 mのほぼ方形を呈するもので東西4間, 南北2間分検出されている。但し東端の柱穴は東妻とはなっておらず, この遺溝の東側にある幅約3 mの農道を越えた東側には遺構は延びていない。従って, この建物跡の東妻は農道の下



第81図 SB105

にあるものと考えられ、身舎は東西5間、南北2間と推定される。廂の部分の掘り方は1辺70cm～1mの方形を呈しており、一部斜めを向いているものもある。埋土はロームブロック混じりの黒色土であり、柱痕は北側柱列の西より1・2・4間目、南側柱列の西より4間目、廂の一番東を除く4個所で検出されている。

北側柱列の柱痕、掘り方中心の距離を測定すると西より(2.7m)+2.7m+(2.2m)+(2.8m)、廂では西より2.9m+2.65m+2.15m+(2.55m)となり、桁方向の柱間は9尺+9尺+7尺+9尺+(9尺)であろうと考えられる。身舎の梁方向については柱痕が少なく不明な点が多いが、東より1間目の柱痕の中心間を測ると5.6mとなり9尺+9尺であったものと推定される。又、この東より1間目で廂の柱痕の中心までを測ると2.4mとなり、廂は8尺と考えられる。



第82図 SB105出土土器

1・3 土師器 2 須恵器 (1/4)

出土遺物 遺物は掘り方埋土中よりロクロ土師器杯破片1類6片、2類3片、3類1片、有段丸底の内黒土師器杯1点、須恵器杯5a類1点が出土している。

SB111 (第83図、第66～68図版)

第9次調査で台地の中央部、SA106の東に検出された東西9間以上、南北2間の長大な掘立建物跡である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層面であり、SB120を切り、SB105・112・143、SD109に切られている。

柱穴の掘り方は1辺90cm～1.6mの方形又は長方形に近い形を呈する。唯し、東より2番目は大部分が攪乱を受け底部のみ検出されたので他とは異なる形を呈している。

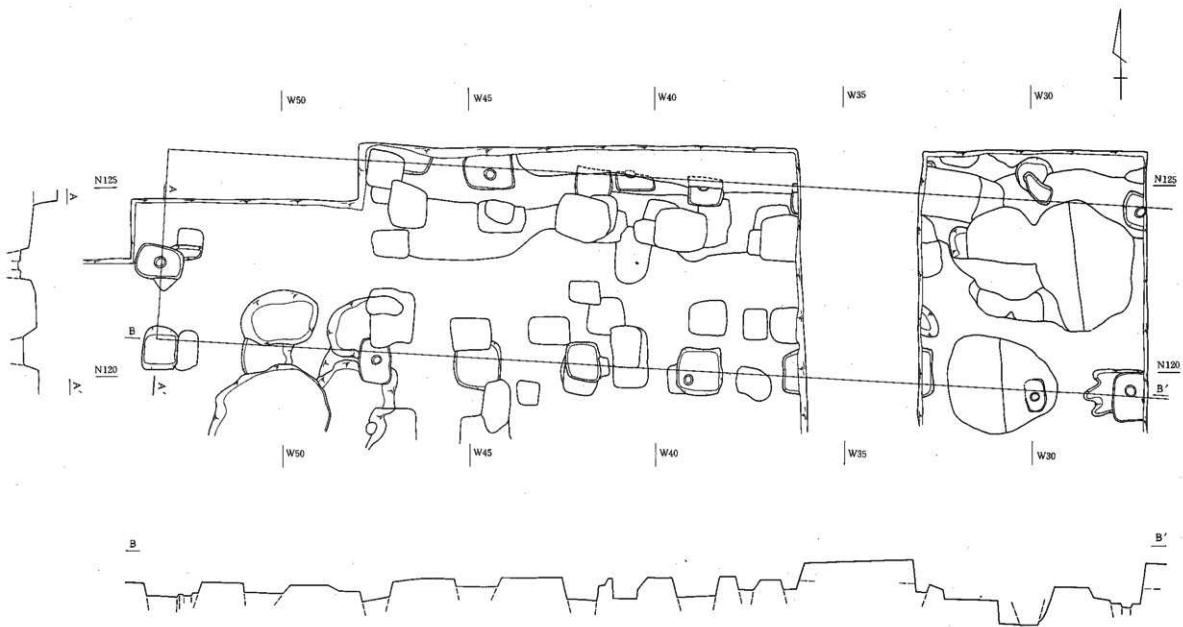
建物プラン 掘り方埋土はローム小ブロックを含むやや硬質の暗茶褐色土である。柱痕が検出できたのは8箇所のみであり、連続して検出されたのは最大で3個が1箇所のみであるので正確な柱間隔は不明である。連続して柱痕が検出されたのは北側柱列の西より4間と5間にかかる部分でその中心間距離は西より2.7m+3mとなる。掘り方の配列等も考えると桁行は9尺又は10尺間隔であろうと考えられ、又、一番東の柱痕の中心間で北と南の側柱間隔を測ると4.8mであり、梁行は8尺+8尺の可能性が高い。

方位は北側柱列で3個連続する柱痕では真西より3.5°北に振れており、一番東の南北側柱の柱痕間では真北より3°東に振れている。

SB112 (第85図、第66～68図版)

第9次調査でSB105、111とはほぼ同じ位置に重複して検出されたところの東西3間、南北3間又はそれ以上の掘立建物跡である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層面であり、SB111・120・143を切りSB105に切られている。SD109との関係はSD109上面にSB112の底面が接するような状態のため前後



第83图 SB111

関係は不明である。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺90cm～1.5mの長方形又は不整形を呈し、埋土はロームブロックを含む暗褐色土である。柱痕は6個所で検出されており、東柱列中央のものは直径約45cm、他は約30cm程度である。

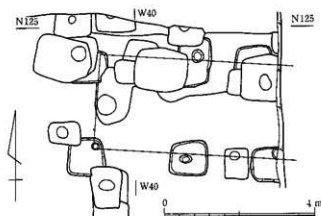
建物プラン 南柱列で柱痕の中心及び南西隅柱位置と考えられる部分を測ると、東より2.1m+1.9m+(2.3m)で、平均2.1mとなる。東西柱列もこの間隔で収まるので1間7尺の建物と考えられる。方位はN-3°-Eを指すものと考えられる。

なお、西官衙ブロックの東辺区画施設からSB112西柱列までの距離は15.1m+50.3尺を測り、50尺の間隔であったものと考えられる。

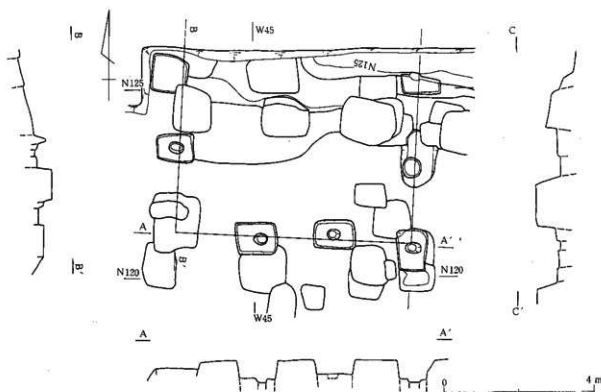
SB120 (第84図, 第66～68図版)

検出状況 第9次調査でSB105, 111, 112, 144と重複した位置より検出された掘立柱建物跡である。

建物プラン 柱穴は南列に3個所、北列に3個所の計6個所、東西2間、南北



第84図 SB120



第85図 SB112

第4章 発見遺構

1間分が検出されている。掘り方は1辺80cm~1.2mの方形又は長方形を呈し、埋土は若干のロームブロックが混じる黒色土である。柱痕は南柱列と北柱列の中央の計4箇所検出されており、南柱列の柱痕中心間で2.4m+2.4mを測る。中央柱穴の柱痕の中央で南北柱列の間隔を測ると2.7mとなる。従って、東西は8尺+8尺、南北は9尺の柱間と推定される。

方位は南柱列で真西より3°北に振れている。

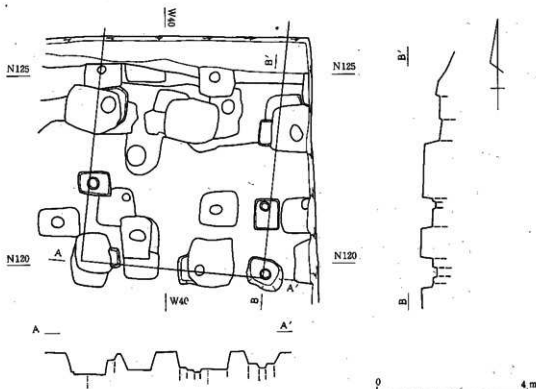
なお、この建物は東側の農道の下へもう1間延びる可能性もあり、又すぐ北でSD109がすべての柱穴を切っていて不明であるが、さらに北に延びる可能性もある。

SB143 (第86図, 第67・68図版)

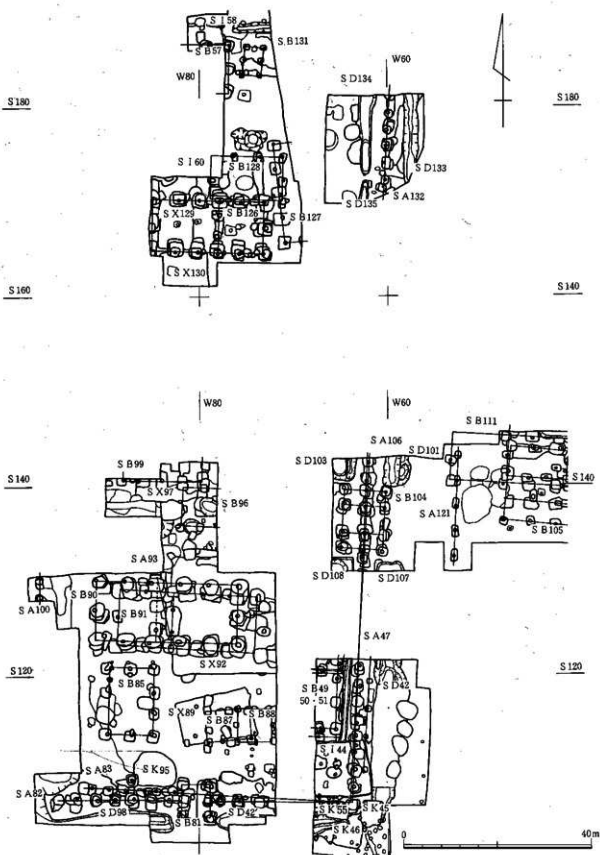
第9次調査で台地中央部でSB105・111・112・SD109と重複して検出された東西3間、南北3間又はそれ以上の掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層であり、SD111, 120を切りSB105, 112に切られている。又、この建物は南より2間目では完結しておらず、3間目に当たる部分にはSD109があり、3間目以北はこれに切られているものと考えられる。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺50cm~1mの長方形又は不整形を呈しており、埋土はロームブロックを含む黒色土である。柱痕は南東隅柱とその北・西の柱、西柱列の南より1間目と計4箇所検出されている。南東隅柱から北に1.8m、西に1.75を測り、6尺間と考えられる。但し、南柱列の東から3間目、南西隅柱ではこの間隔では柱穴に収まらないので5尺と考えることができる。



第86図 SB143



第87図 中宿・古寺地区西官街ブロック主要部

3. 西官衙ブロック建物群

SB49 (第88図, 第78図版)

中宿・古寺地区の台地西半部, 西官衙ブロックの南東コーナー近く, SA47沿に検出された掘立柱建物跡であり, 第6次で調査された。

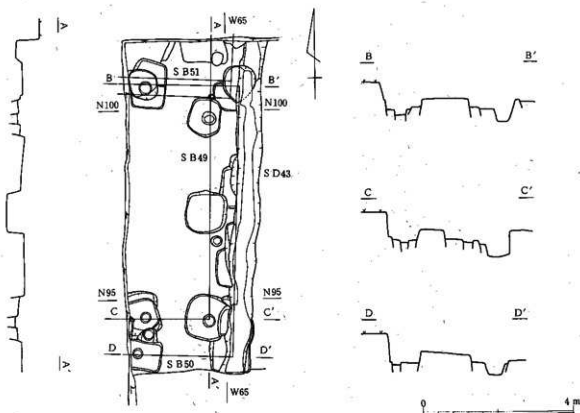
検出状況 遺構検出面は地山ローム面であり, 南東コーナーから西に1間, 北に3間分検出されており, SB50・51を切っている。なお3間目に当る道路の西で柱穴は検出されていないので東西は2間になると考えられる。

建物プラン 柱穴は1辺80cm〜1.2mのほぼ方形に近い形を呈しており, 南東の隅柱, そこから西に1間目, 北に2間目に柱痕が検出されている。柱痕の間隔は南柱列の中心間で1.7m, 東柱列の南東隅柱から2間目まで5.4mを測り, 東西の間尺は6尺, 南北は9尺と考えられる。方位は南北方向で真北を指す。

SB50 (第88図, 第78図版)

SB49とほぼ同じ位置から検出された掘立柱建物跡であり, SI44・SB51を切り, SD43・SB49に切られている。

検出状況 遺構検出面は地山のローム面であり, 柱穴は全部で6箇所検出されており, 東柱列には4箇所検出されており, 南北3間, 東西2間又はそれ以上の建物と考えられる。柱穴掘り方は1辺70cm〜1mの方形又は不整形方形を呈し, 埋土はロームブロックを含む暗褐色でいる。



第88図 SB49・50・51, SD43

建物プラン 柱痕は南柱列と北柱列の東から1間目に見られ、直径はそれぞれ25cmと30cmである。この中心間の距離を測ると7.1mあり、南北は3間あるので1間は2.37mで約8尺と考えられる。又、これらの柱痕の中心と南東隅柱、北東隅柱について測ると南北の推柱間隔と同じ距離でそれぞれ隅柱の掘り方のほぼ中央に納まる。従って、東西方向の柱間隔も南北と同じと考えられる。

SB50の西半部は道路となっており調査できなかった。しかし、東西方向の柱間で3間分折返した場合西側の第8次調査区に入ってしまうが、そこでは柱穴は検出されていないので東西は2間の建物と考えられる。

以上のことからSB50は東西2間、南北2間、1間8尺の建物で方位はN-3°-Eを取る。

SB51 (第88図, 第78図版)

SB50の北妻の柱穴に切られて検出された2箇所の柱穴であり、SD43・SB49にも切られている。

検出状況 遺構検出面は地山のローム面であり、a・b 2期の切り合いが見られる。新しい掘り方は1辺50cm~90cmの方形を呈している。

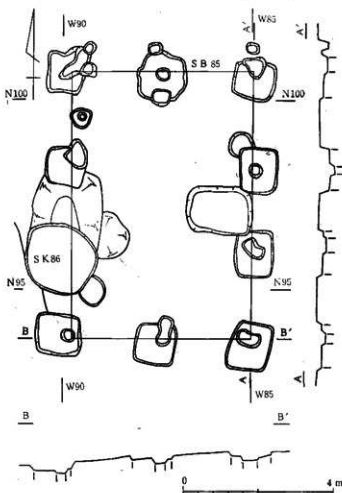
柱穴の大部分はSB50の柱穴に切られ柱痕は不明であるが、柱穴の中心間の距離は約2.1mを測る。この柱穴群は東と南には延びていないので、調査区外に延びる建物と考えられる。

SB85 (第89図, 第69・71図版)

第8次調査でSA82の北、SB90・91の西半部南側で検出された東西2間、南北3間の独立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は大部分が地山の黄色ローム上面であるが、南西隅柱の外半分は台地西端部に見られる整地層にかかっている。又、西側柱列の南より1間目はSK86に切られている。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺80cm~1mのほぼ方形を呈し、埋土はロームブロックを含むボソボソの黒褐色土である。各柱穴とも柱痕はあるが、不整形のものが



第89図 SB85・SK86

多い。東側柱列で柱位置らしき部分の距離を測ると、北より $2.6\text{m}+2.1\text{m}+2.5\text{m}$ 、南妻で東より $2.3\text{m}+2.6\text{m}$ とるが、8尺等間の可能性もある。方位は東側柱列で $N-1.5^{\circ}-E$ を指す。北妻の位置はSB90の南側柱列の 2.9m 南にあり、ほぼ10尺と考えられる。

SB87 (第90図, 第69・71図版)

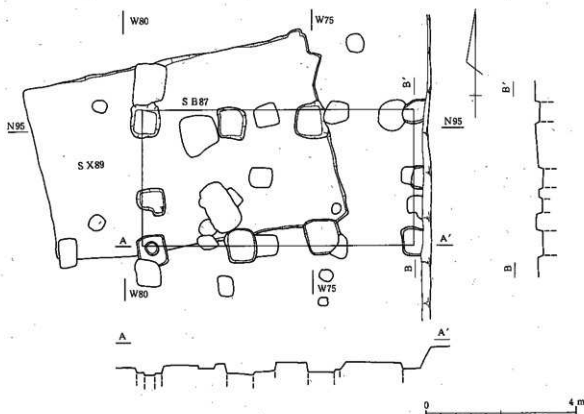
第8次調査においてSB90の南, SA82の北, SB85の東に当たる部分より検出されたところの東西3間, 南北2間の掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は地山の黄色ローム層上面であり, SB88, SX89を切っている。柱穴の掘り方は1辺 $90\text{cm}\sim 60\text{cm}$ の方形又は不整形を呈しており, 埋土は軟質で粒子の細かい黒色土である。

建物プラン 柱痕は南西隅柱で検出されたのみで, 他は不明である。従って正確な柱間隔は不明であるが, 南柱列の柱痕及び掘り方の中心間を測定すると東より $2.4\text{m}+2.2\text{m}+2.4\text{m}$, 北柱列の掘り方の中心間では東より $2.7\text{m}+2.1\text{m}+2.3\text{m}$, 東妻で $1.7\text{m}+1.7\text{m}$, 西妻で北より $2.05\text{m}+1.4\text{m}$ と対応する柱列でかなりばらつきがある。柱穴の並びから方位は南北方向はほぼ真北を指すものと推定される。

SB88 (第91図, 第69・71図版)

第8次調査でSB87とほぼ同じ位置から検出されたところの東西2間, 南北2間の掘立柱建物跡である。



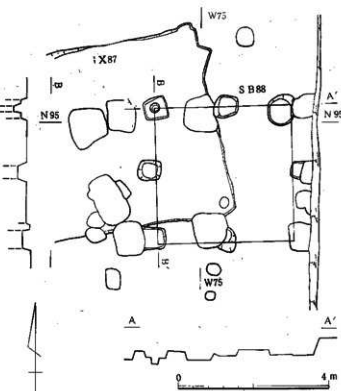
第90図 SB87

検出状況 遺構検出面は地山の黄色ローム上面であり、SX89を切り、SB87に切られている。柱穴の掘り方は1辺45cm～80cmの方形又は楕円形を呈しており、埋土はロームの小ブロック混じりの黒褐色土である。

建物プラン 柱痕は北西隅で検出されたのみで他は不明である。従って、正確な柱間隔は不明である。北柱列で柱痕及び掘り方の中心間距離を測定すると、西より1.85m+1.5m、西柱列で北より1.65m+1.75mとなる。

SB90 (第92図、第69・72・73図版)

第8次調査で台地中央西端部のSA47・82に区画された内側より検出されたところの大形の掘立柱建物跡である。



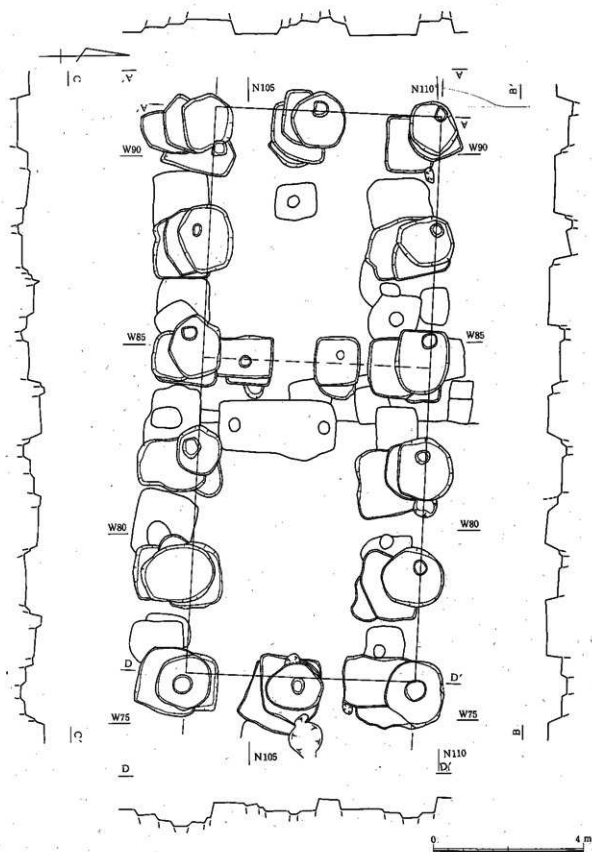
第91図 SB88

検出状況 遺構検出面は地山ロームの上面でありSA93、SX92、SB91を切っており、3期の切り合いのある東西5間、南北2間の建物である。a期とb期の西から2間目には間仕切りが付いている。

柱穴の状況 a期の柱穴はb・c期に切られ柱痕は不明であり、南西隅柱及び南の西から2間目の柱穴には抜き取り穴が付いている。掘り方は大部分のものが1辺1.8m～1.2mのほぼ方形を呈するが、南西隅柱、北の東より1間目、南の東より2間目は不整形を呈する。埋土は黄色のロームブロックを多く含む暗褐色土である。

b期の掘り方は1辺1.7m～80cmの方形又は不整形を呈し、埋土は硬質のロームブロックを含む暗褐色土である。3期のうちでこの柱穴が一番深く、北西隅柱では検出面より底面まで約1.2mある。上半部約70cmはc期の柱穴に切られており、その下には直径35cmの柱痕を残しており、建替え時に抜き取りは行わず、柱の根の部分を残して切り取ったものと考えられる。柱痕の底部には径15cm～20cmの河原礫が丸く敷きつめられており、礎板のような役割をしていたものと考えられる。

c期の掘り方は径1.2m～1.9mの不整形円形又は楕円形を呈しており、埋土は少量の黄色ローム小ブロックと多量の焼土を含むしまりのない暗褐色土である。柱痕は東裏、北側柱列、西裏中柱、南側柱列の東より2間目で柱痕が検出されている。間仕切りはa・b期とも西から



第92図 SB90

2間目に付いており、2本の柱により3間に分割されている。

建物プラン 柱間隔は柱痕の全部残っているSB90c北側柱列について柱痕の中心を測ると、東より3.2m+2.9m+3.1m+2.85m+3.02mとなり平均は3.014mである。東妻では3.1m+3.0mとなり、10尺等間とすれば全体に矛盾なく柱痕内に収まる。方位はN-3°-Eを取る。

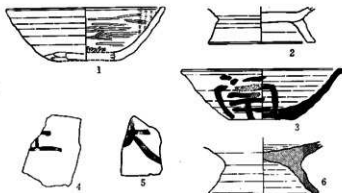
b期については北西隅柱断ち割りによって検出された柱痕及び間仕切り柱の位置からして、10尺等間で柱筋はc期より東・南にそれぞれ50cmずつずれていると考えられる。間仕切り柱の間隔は2つの柱痕の中心の間隔は2.45m、北側柱列推定線より1.85m、南側柱列推定線より1.7mあり、6尺+8尺+6尺であったものと考えられる。方位はc期と同じと考えられる。

a期については柱穴が大きくb・c期に切られ不明であるがb期と同じものと推定される。

出土遺物 遺物はa期掘り方埋土中よりロクロ土師器杯1類1片、2類2片、不明3片、須恵器杯5b類1点、破片2点、不明2片、土師器高台付杯2片、須恵器高台付杯1点が出土している。b



第93図 SB90出土土器 (34)

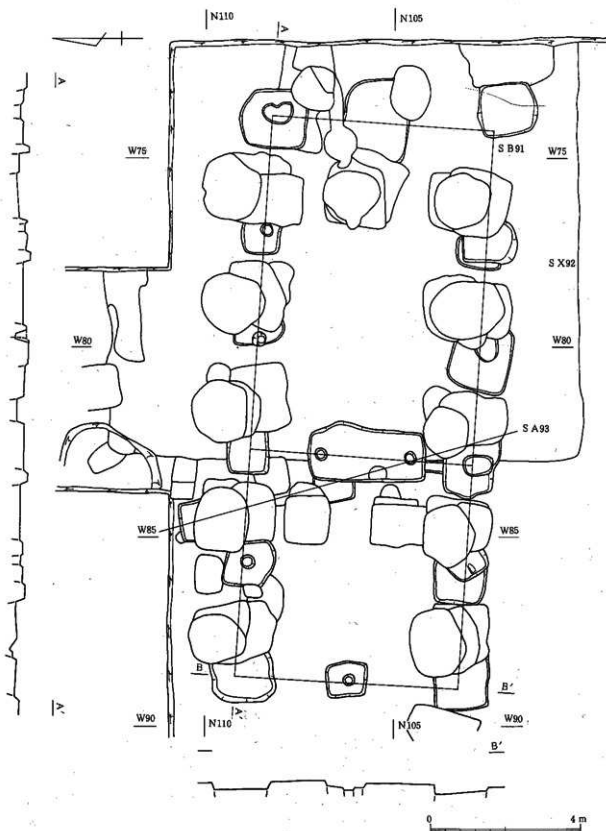


第94図 SB90出土土器 1・2・4・5 土師器 3 須恵器 6 赤焼き土器 (縮尺1/2)

第3表 SB90出土土器

図・番号	名 称	形 状	法 量 (単位 cm)							調 整		備 考	
			口 径	頸部径	頸 径	底 径	器 高	体部径	高台径	高台高	外 面		内 面
94-1	土師器	杯	12.5			4.8	4.2				ロクロ, 手持ヘラケズリ	ミダキ	最上「上」 最上「大」 最上「南」
94-2	〃	高台付杯				6.8			8.4	1.95	ロクロ	ロクロ	
94-3	〃	杯破片											
94-4	〃	〃											
94-5	須恵器	杯	12.8			5.4	4.0				ロクロ	ロクロ	
94-6	赤焼き	高台付杯				6.0			8.6	2.3			

期の埋土ではロクロ土師器杯2類3片、4b類1片、5b類4片、須恵器杯3片、赤焼き土器片3片、須恵器高台付杯1片が出土している。c期は遺物が多く、埋土中よりロクロ土師器杯1類16片、2類15片、4b類5片、5b類17片、須恵器杯5b類4片、不明1片、赤焼き土器2類5点、5b類10点、土師器高台付杯4片、赤焼き土器高台付杯3片が出土している。その他b期のヌキ穴埋土中より表面に白土が塗られた壁の破片が出土している。



第95図 SB91・SX92・SA93

SB91 (第95図, 第69・72・73図版)

検出状況 第8次調査でSB90とほぼ同じ位置から検出されたところの大形の掘立柱建物跡である。遺構検出面は地山ロームの上面でありSA93, SX92を切っており, SB90に切られているところの東西5間, 南北2間の建物であり, 西から2間目に間仕切りがある。

柱穴の状況 妻及び側柱の柱穴掘り方は1辺95cm~2.1mと大きさにバラつきがあるが, ほぼ方形に近い形を呈し, 埋土はロームブロックを多く含む黒色土である。柱痕は西妻中柱, 北側柱の西より1・3・4番目, 北東隅柱, 南側柱西より2・3間目に見られる。間仕切り柱の掘り方は東西約1.4m, 南北3.1mのほぼ長方形を呈する布掘りで直径30cmの柱痕が2箇所見られ3間に分割されている。

建物プラン 柱間隔は柱痕の中心間を測定すると北側柱列で東より3.05m+2.9m+(3m)+(3m)+(3.05m)で平均は3m, 南側柱列で柱痕を残す3間目の間隔が3.1mであり桁方向は3mの間隔と考えられる。梁方向については, 間仕切り柱についてみると布掘柱穴の柱痕中心の間隔は2.4m, 南側柱より1.8m, 北側柱列推定柱位置より1.8mで1.8m+2.4m+1.8mの計6mとなる。従って, 妻では南北は2間なので1間は3mと考えられる。以上のことから東西5間, 南北2間, 1間3m(10尺)の建物であったと考えられる。

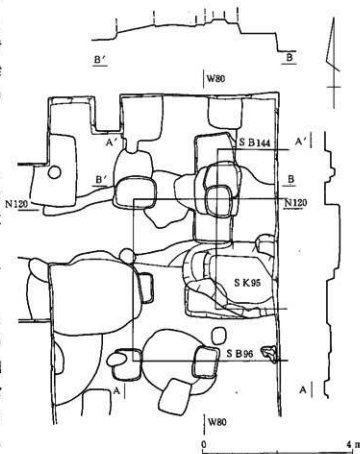
方位は北側柱列の柱痕の並びがSB90cとほぼ並行しており, 間仕切り柱ではSB90bと並行しているので, これらと同じ梁方向でN-3°-Eを取るものと考えられる。

SB96 (第96図, 第74図版)

第8次調査でSB104の西側, SB90・91の北側より検出された東西2間以上, 南北2間の掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は地山の黄色ローム層上面であり, SB144・99, SX97を切り, 西妻中柱の大部分, 南側柱列の柱穴の上部が擾乱のピットに切られている。柱穴の掘り方は1辺70cm~1.1mのほぼ隅丸方形を呈しており, 埋土はローム粒混じりの黒褐色土である。

建物プラン 柱痕は検出されなかったが, 掘り方の中心間を測定すると西



第96図 SB96・SB144・SK95

妻で北より2.5m+2 m, 南側柱列で西より2.05m+ , 北側柱列で西より2.3m+-となる。
方位は柱穴の並びから梁方向でほぼ真北を取るものと考えられる。

SB144 (第96図)

検出状況 第8次調査でSB90の北, SB104の西より検出された3個所の掘立柱柱穴で, SX97を切り, SB96・99, SK95に切られている。

柱穴掘り方は1辺約1 mの方形に近い形を呈すると推定される。南端のものは東西に長い長方形を呈し, 隅柱になるものと思われる。埋土はローム粒混じり黒褐色土であり, 柱痕は検出されなかった。

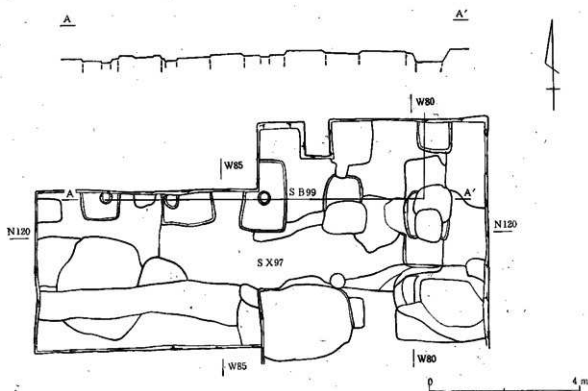
建物プラン 柱間隔は不明であるが, 掘り方の中心と考えられる位置の距離を測ると1.8m+1.8mとなる。方位は掘り方の並びからしてほぼ真北を指すものと推定される。

SB99 (第97図, 第74図版)

第8次調査でSB104西側の県道沿いで検出された東西4間又はそれ以上, 南北2間又はそれ以上の掘立柱建物跡である。

検出状況 SB144・SX97を切りSB96に切られている。柱穴の掘り方は1辺1 m~1.9mの長方形に近い形を呈している。埋土はローム粒子を含むやや軟質の黒色土であり, 柱痕は南側柱列の西側3個所で検出されている。

建物プラン これら柱痕の中心間距離は西より1.75m+2.4mとなり, 次の掘り方の中心と東南隅柱掘り



第97図 SB99・SX97

方の中心までは2.05m+2.3mとなり、6尺+8尺+8尺+6尺であろうと推定される。

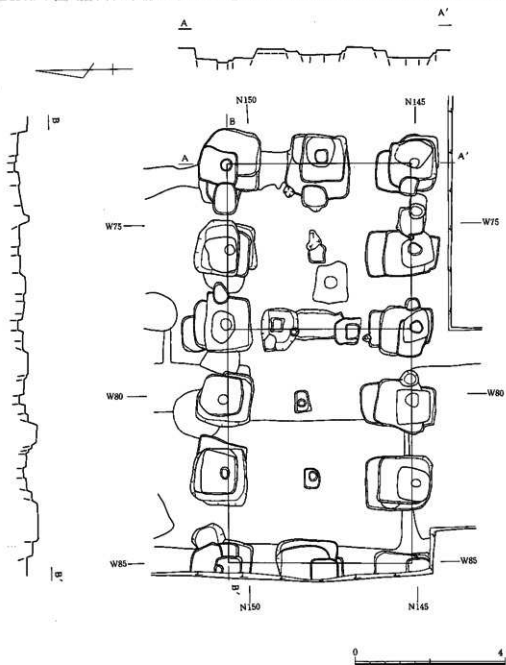
方位は南側柱列で真西より約2°北に振れている。

SB126 (第98図, 第75・77図版)

第10次調査で台地の北西部で検出された東西5間、南北2間の掘立柱建物跡であり、一番新しい時期には間仕切り、床東が見られる。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土及びこの層と地山ロームとの漸移層である暗褐色土である。そしてSB126はSI60, SB128, SX129, 130を切っている。さらにSB126自身にもa~d期と4回の切り合いが認められる。

柱穴の状況 SB126aの柱穴掘り方は大形のもので1辺1.1m~1.9mの方形又は長方形を呈している。



第98図 SB126

0 4 m

SB126b・c もほぼ近い大きさで1辺1.7m 程度の方形又は1辺90cm～1.7mの不整長方形を呈する。a・b期とも埋土はロームブロック混じりの黒褐色土であり、a期はブロックを多量に含んでいる。c期はローム粒子を含む黒褐色土である。SB126dは掘り方が小さく65cm×90cm～1.1m×1.2mの不整形又は方形を呈し、埋土は焼土・ローム粒混じりの黒色土である。柱痕は西妻以外のすべての柱穴に見られ、直径は25cm～45cmである。なおa～c期はd期に切られ、柱痕は検出されなかった。間仕切り柱は東より2間目にあり、2本の柱で3間に区画している。この柱穴は浅く深さ10cm～15cmであり35cm、40cmの角を有するものであるが、埋土は東より2間目の梁筋上に柱痕が位置していることからd期と考えられる。床束と考えられる小柱穴も東より1・3・4間目の梁筋のほぼ中央に1箇所ずつ認められる。

建物プラン

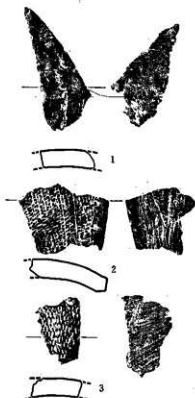
柱間隔については柱痕の中心間を測ると、北側柱列で東から2.5m+2.2m+2.2m+2.2m、南側柱列で東から2.6m+2.3m+2.1m+2.5m、東妻で南から2.7m+2.8mとなる。この建物は柱痕が比較的大きく、南と北柱列で間隔がうまく対応しないが、南側柱列の間隔からして桁行は8尺+8尺+7尺+8尺+8尺であると推定される。梁行は9尺+9尺、間仕切りは5尺+8尺+5尺となるものであろう。方位はN-1.5°-Eを指す。

出土遺物

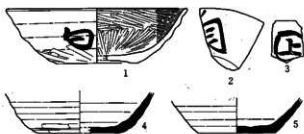
遺物は柱穴掘り方埋土中より出土しており、a期ではクロロ土師器杯1類14点、1c類1点、2類3点、国分寺下層式の杯片1点、クロロ調整の内黒塞1点、須恵器杯口縁部片2点、他にクロロ土師器杯口縁部破片51点が出土している。

b・c期は遺物が少なく、b期ではクロロ土師器杯2類3点、鉢の口縁破片1点、国分寺下層式の杯破片1点、蓋破片1点、他にクロロ土師器口縁部破片11点、c期はクロロ土師器杯1類2点、須恵器の杯5a類1点、鉢らしきものが1点出土している。

d期からはクロロ土師器杯2類3点、2b類1点、4b類1点、須恵器杯3点、いわゆる須恵系土器4点、その他クロロ土師器杯口縁部20点が出土している。これらはすべて破片であ



第99図 SB126出土瓦 (縮尺1/4)



第100図 SB126出土土器

1～3 土師器 (均)
4・5 須恵器

第4表 SB126出土土器

図・番号	名 称	器 形	法 量 (単位 cm)						調 査		備 考	
			口 径	胴 径	胴 径	底 径	器 高	体 部 径	高 台 径	高 台 高		外 面
100-1	土師器	杯	14.1			5.4	4.4			ロクロ、手捏ヘラズリ	ミガキ	遺骨「白」
#-2	#	杯破片										遺骨「白」
#-3	#	#										遺骨「白」
#-4	須恵器	杯				6.6				ロクロ、目付ヘラズリ	ミガキ	遺骨「白」
#-5	#	#				6.0				ロクロ、目付ヘラズリ	ミガキ	遺骨「白」

り、実測できたのはc期の須恵器杯、d期の土師器杯、須恵器杯各1点、墨書土師器の破片2点である。

SB127 (第101図, 第76図版)

第10次調査でSB126の東側で検出された南北4間の掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層と、その層と地山の黄色ローム層と漸移層である。この建物はSB128を切っていると同時にSB126の約2m東に接するように位置しており、方位も異なっているのでSB126とも時期を異にするものと考えられる。

建物プラン 柱穴の掘り方は1辺1m～1.6mの長方形を呈し、埋土はロームブロックを含む暗褐色土であり、各柱穴とも柱痕が検出されており、直径は25cm～35cmを測る。この柱痕の中心間距離を測ると北より2.7m+2.7m+2.6m+2.7mとなり、南北方向の柱間隔は9尺等間であろうと考えられる。方位はN-8°-Eを指している。

出土遺物 遺物は少なく、掘り方埋土から手捏土器1点、柱痕からロクロ土師器杯1類の破片1点が出土したのみである。

SB128 (第104図, 第75・76図版)

第10次調査でSI60・SB126・127と重複して検出されたところの東西3間、南北2間の掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層であり、重複した遺構との前後関係はSI60を切り、SB126、127に切られている。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は西妻・南側柱で全体の形が不明なものがあるが、おおむね80cm×50cm～1.1m×80cmの長方形又は不整形長方形を呈するものと考えられる。埋土はローム小ブロックを含む黒褐色土であり、柱痕は東妻・北側柱列で検出されており、直径は25cm～30cmである。

建物プラン 柱間隔は柱痕の検出された北側柱列と東妻で見てみると、北側柱列の柱痕の中心間の距離は東より2.4m+2.75m、東妻で北より2.45m+ となっている。桁方向を2.4m+2.7m+2.4mとした場合南側柱列の掘り方のほぼ中央に柱位置が取り、東妻を2.4m+2.4mとすれば南東隅柱内に柱位置がくることになる。従って、桁方向で8尺+9尺+8尺、梁方向で8尺+8尺の柱間の建物跡と考えられる。方位は梁方向でほぼ真北を指している。

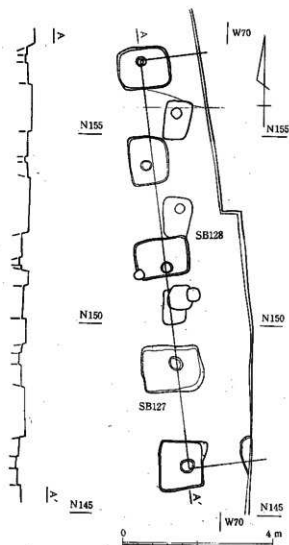
SB56 (第105図)

台地北半部西側で検出された東西3間、南北2間の掘立柱建物跡で、第6・10次で調査が

行なわれている。

建物の位置はSB126, SI60の北にあり、遺構検出面は旧表土と考えられるやや軟質の黒褐色土層であり、北側柱がSI58を、南側柱がSB57を切っている。なお北西隅柱と西妻中柱は調査区外のため検出できなかった。

建物には2期の切り合いがあり東妻南と南西の隅柱には抜き取り穴が付いている。柱痕が検出されたのは北東隅柱のみであり、その他にはまったく検出されなかった。柱痕中心間の距離は南側柱列中央で3.05m、北側柱列中央1間目で2.15mとなる。又、南側柱列中央の柱間から西に延長すると南西隅柱の抜き取り穴中央にあたる。従って桁方向は7尺+10尺+7尺、梁方向は正確には不明であるが8尺+8尺であろうと推定される。その場合の方位は桁方向でほぼ真東西を示す。遺物は南西隅柱の抜き取り穴中からロクロ土師器杯2類の完形品が1点出土している。これは内黒で内面にミガキが加えられ、体部外面に「万」墨書が見られる。

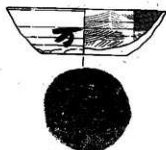


第101図 SB127



第102図 SB127出土瓦

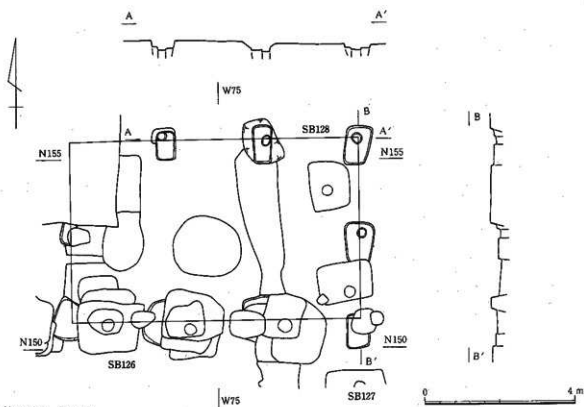
(縮尺1/4)

第103図 SB56出土土器
土師器

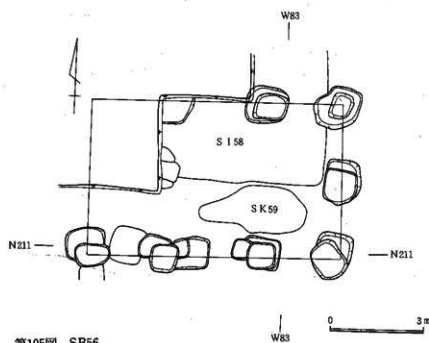
(3)

第5表 SB56出土土器

図・番号	名 称	器 形	法 量 (単位 cm)							調 査		備 考
			口 径	胴部径	胴 径	底 径	器 高	体部径	高台径	高台高	外 面	
103-1	土師器	杯	12.5			6.9	3.6			ロクロ、手押ヘラズリ	ミガキ	墨書「万」



第104図 SB128



第105図 SB56

SB131 (第107図)

第10次調査でSB56の東側より検出された東西1間、南北2間の小規模な掘立柱建物跡である。

遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層であり、柱穴の一部は擾乱により切られている。

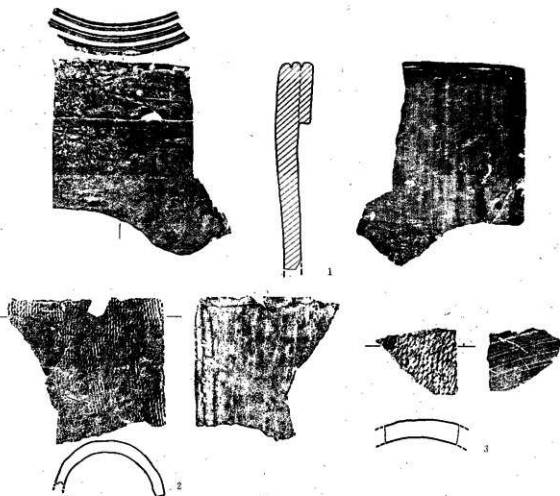
柱穴の掘り方は45~75cmの長方形又は不整形を呈しており、埋土は軟質でしまりのない黒色土である。すべての柱穴で柱痕が検出されており、直径は20~30cmである。

又間隔は柱痕の中心間を測ると北妻で2 m、南妻で1.9m、東側柱列が北より1.4m+1.55 m、西側柱列が北より1.45m+1.6mとなる。従って梁行が1間6.5尺、桁行が1間5尺で作られていたものと考えられる。方位は桁方向でN-6.5°-Eを示す。

SB138 (第108図)

第10次調査で台地の北半部、用水路の南 SB126、SB56のほぼ真北に当たる位置から検出された掘立柱建物跡であり、南と北側柱の一部を調査している。

この部分では旧表土と考えられる黒褐色土はなく、黒褐色土からローム層への漸移層及び



第106図 SB56出土瓦

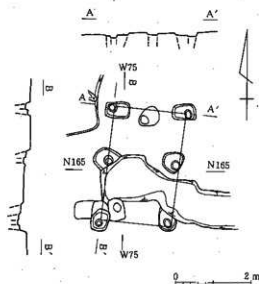
(縮尺3/4)

地山の黄色ローム層の上面が遺構検出面となっている。SB138にはa～dの4期の切り合いがあり、又、約1.5m南にずれて重複しているSB139を切っている。

a期の柱穴では全体が検出されたものではなく形態は不明であるが、南側柱列で見られる例からすると、1.5m×1.5m又はそれ以上の長方形のものになると考えられる。柱痕は検出されていない。b期も掘り方の大部分が検出されたのは南側柱列の2箇所のみであり全体形は不明であるが1m×1.5m～1.5m×2mの大形の掘り方を有するものと考えられ、2箇所とも直径30cmの柱痕が検出されている。埋土はa・b期ともロームブロック混じりの黒色土であり、a期はブロックも大きく、量も多い。c期の柱穴は北柱列で2箇所、南柱列で箇所検出されているが、南柱列の1個はごく一部分であり、形態は不明である。北柱列の2箇所はそれぞれ約1/2が検出されており南北1.8m～2mと大きなものであり、南柱列中央のものは1m×1.5mの不整形を呈し、それぞれ埋土には若干の焼土とローム粒を含む。d期の柱穴はa～c期より東西方向で約1.5mずれており、90cm×1m～1m×1.5mの掘り方を有しており、埋土は多量の焼土が混じる赤褐色土で、やや軟弱である。柱痕は南側柱列で2箇所、北側柱列で1箇所検出されており、直径は30cm～45cmを測る。

柱間隔はb期南側柱列の柱痕中心間で2.2m、d期の南側柱列で2.3m、南北側柱間が5.15mを測る。方位は東西方向で真東西に近いものと推定される。

遺物はc期・d期の掘り方埋土中より土器片が出土している。c期ではロクロ土器器杯1類1点、2類3点、ロクロ調整の内黒の甕、ハケ目のある甕の体部それぞれ1点、須恵器杯、蓋が1点ずつ出土している。d期はロクロ



第107図 SB131

土器器杯1, 2, 4b, 5b類各3点, 5a類2点, 体部・口縁部23点, 内黒甕1点, 須恵器杯5b類1点, 口縁部1点, 赤焼き土器杯2b類1点, 5b類1点が出土している。

SB139 (第108図)

第10次調査でSB138とほぼ同じ位置で検出された掘立柱建物跡であり、SB138と同様に建物の中央部を検出したのみで、東西両方向の延長は不明である。

検出状況

遺構検出面はSB138と同じく黒褐色土層からローム層への漸移層と、地山の黄色ローム層の上面である。柱穴は南側柱列で3箇所、北側柱列で1箇所検出されており、各柱穴とも2期の切り合いがある。そして南側柱列では約1.5m北にずれて重複しているSB138に切られている。

柱穴の状況

a期の柱穴掘り方のうち南側柱列は3箇所とも約半分を検出したのみで全体形は不明であるが、北側柱列の1箇所は形態が推定できる。それによれば90cm×1mのほぼ方形を呈して

第4章 発見遺構

おり、他も1辺約1mの方形を呈するものと考えられる。b期の柱穴は北側柱列の掘り方は60cm×70cmの方形、南側柱列は1m×1.2m～1.5mの長方形を呈し、北側柱列及び南側柱列の2個所で柱痕が検出されている。柱痕は直径約30cmの円形を呈する。

柱間隔・方位 柱間隔は南側柱列で柱痕の中心間が2.2m、南側柱と北側柱の間は4.95mを測る。方位は東西方向で真東西に近いものと推定される。

出土遺物 遺物はb期柱穴掘り方の埋土中から土器片が出土しており、土師処は無段丸底で口縁近くまでケズリが加えられた内黒の杯1点、ロクロ土器器杯lc類1点、ロクロ土器器杯の口縁部から体部の破片11点、須恵器杯の口縁部が1点ある。

SB69 (第109図)

第7次調査で台地の奥、用水路北側の一番高い面より検出された東西2間又はそれ以上、南北5間の掘立柱建物跡であり、SA72の北の延長上の西側に位置している。

検出状況 遺構検出面は粘土化した暗黄褐色土層上面で、SD76を切り、SB70に切られている。

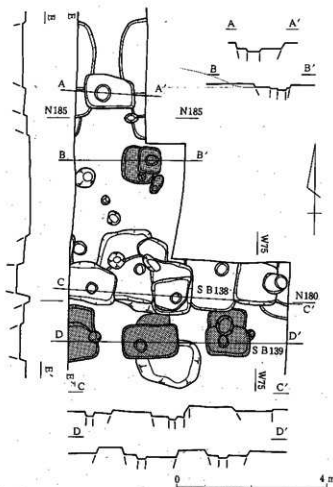
柱穴掘り方は1辺1m～1.4mの隅丸方形を呈し、埋土は黄色のロームブロックを含んだ黒褐色土である。柱穴には柱痕が検出されたものと抜き取り穴の付いたものがあり、柱痕は直径約30cmの円形のものであり、抜き取り痕は細長い楕円形である。

柱間隔・方位 柱間隔は抜き取り穴の先端を柱位置にすると、桁行で北から2.51m+2.2m+2.29m+2.29m+2.55m、梁行は北妻で1.92m、南妻で1.9mを測る。1間の平均は桁行で2.37mとなり8尺と考えることができ、梁行は6尺の可能性ある。方位はN-1.5°-Wを示す。

SB70 (第109図)

第7次調査で台地の奥、用水路北側の1段高い面より検出された南北2間の掘立柱建物跡であり、SA72の北の延長上の西側に位置している。

検出状況 遺構検出面は粘土化した暗黄褐色のローム層上面であり、SB69を切っている。又、この建

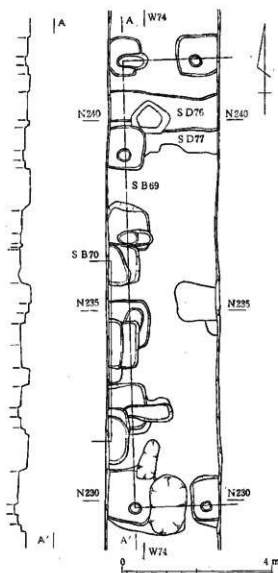


第108図 SB138・139

物にも2期の切り合いが見られる。

柱穴の状況 柱穴はトレンチ西壁に半分かかって3箇所検出されているが、東に対応する柱穴が検出されていないのでトレンチの西に広がる建物の東柱列と考えられる。a期の柱穴は一部調査区外であり、その上b期に切られており全体の形は不明であるが、南北1m～1.2mの方形を呈するものと考えられる。埋土は黄色のローム小ブロックを含んだ暗茶褐色土であり、柱痕は検出されなかった。b期の掘り方はa期とほぼ同じ大きさのややゆがんだ形を呈しており、埋土はローム粒を含む暗茶褐色土である。柱痕は検出されなかった。

柱間隔・方位 柱痕が検出されなかったので柱間隔は不明であるが、b期の掘り方の中心らしき所を測ると北より2.1m+2.45mとなる。方位はほぼ真北を指す。



第109図 SB69・70, SD76・77

4. 区画施設

SB81 (第111図, 第69～71図版)

検出状況 第8次調査で台地中央西端部で検出された掘立柱建物跡で、東西両面に SA82が取り付けられている。

建物プラン この建物は東西1間、南北2間の建物で SI84, SA83を切っており、建物の南前面は SA82の南に沿って東から来る SD42と西から来る SD98が途切れて陸橋状になっている。

柱穴には3期の変遷が認められ、各期とも柱痕は検出されていない。a期の掘り方はb・c期に切れ形は不明であるが、1辺80cm～1.2m程度になるものと考えられ、埋土はほとんどがロームブロックである。b期は1辺80cm～1.2mの長方形又は不整形を呈し、ロームブロック混じりの黒色である。c期は東妻中柱が1辺70cm、西妻中柱が1辺90cmの方形であるが、各隅柱は径60cm～70cmの不整形を呈しており、しまりのない焼土混じりの黒褐色土が埋められている。

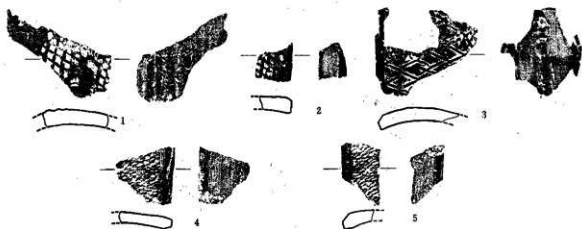
出土遺物 遺物はc期掘り方埋土中からロクロ土師器杯1類・4b類、赤焼き土器杯、灰胎陶器などの小片が出土している。

SA82 (第111図, 第69～71図版)

検出状況 中宿・古寺地区の台地中央の西端部、SA47の西の延長上に第8次調査で検出されたところ東西に走る一本柱列である。

この一本柱列は現在の道路をはさんで SA47の西側にあり、遺構検出面は地山のローム面上である。SA83, SI84を切っており、SI82自身にはa～cの3期の変遷があり、これが SB81の変遷と対応し、SB81の中柱に取り付けている。又、この一本柱列の SB81の前面を除く南側にはほぼ並行に SD42, SD98が走っている。

柱穴の状況 SB81の東で3間分、西で7間分検出されており、柱穴の掘り方でa期のものはb・c期に切れ3箇所検出したのみであるが、1辺90cm～1.3mの大形のものであろうと推定される。



第110図 SA82出土瓦

(縮尺1/4)

埋土はローム混じりの黒褐色土である。b期はすべての柱穴が検出されており、掘り方は80 cm×80 cm～1.1 m×1.3 m 程と大きさに変化があり、埋土はローム粒子混じりの黒色である。1番西と西から2番目には抜き穴が付いている。c期の掘り方は1辺70 cm～1.1 m の方形又は不整形を呈しており、埋土はしまりのない焼土粒混じりの黒色土であり、一番東を除く他のすべてに柱痕が検出されている。柱間隔は柱痕の中心間を測ると東側より(2.05 m)+2 m+(1.1 m)+(3 m, SB81)+(1.35 m)+1.8 m+1.85 m+2.05 m+1.85 m+2.2 m+2.15 m を測り、SB81に取付く部分を除いて平均1.9 m となる。

SA83 (第111図, 第69～71図版)

検出状況 第8次調査で台地中央西端部で検出された東西に走る一本柱列で、SI84を切り、SB81、SA82に切られている。

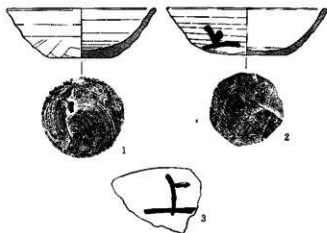
柱穴の状況 遺構検出面は地山のローム面で、柱穴には2期の変遷が認められる。a期の柱穴は大部分b期に切られており全体が判明したものはないが、1辺50 cm～1.1 m 程度の方形又は不整形をなすものと考えられる。埋土はロームブロックが多く混じった黒色土である。b期でSB81の東はSA82に切られているが、西は方位が異なるためSA82と重複せず大部分の柱穴掘り方の形が判明している。SB81の東は1辺65 cm～1 m のほぼ方形を呈するが、西側はさまざまな形をしており、1.2 m×1 m の方形から1 m×60 cmの楕円形までさまざまだる。埋土はローム小ブロック混じりの黒色土である。

柱間隔 柱穴はb期でSB81の東に2間、西に6間、a期では東はb期に完全に切られているが2間、西に5間分と推定される。柱痕はb期で5箇所、a期で2箇所検出されており、この柱痕の中心、及び掘り方の中心間を測るとb期で東から(1.9 m)+(2.2 m)+(2.85 m)+(1.45 m)+2 m+(1.6 m)+(1.65 m)+1.8 m+(2.7 m)、a期では東から? m+? m+(2.7 m)+(2.1 m)+(1.8 m)+(2 m)+(1.8 m)+(2.3 m)となる。方位は東西方向で西から3°北に振れている。

SD42' (第111図)

検出状況 第8次調査でSA82の南に沿ってSB18の東にあたるJI・JJ-74・75区から検出された溝である。

遺構検出面は地上の黄色ローム面であり、SI84を切っている。上幅は約2 m であり、SB81の南面近くで「U」形になっておわる溝で



第112図 SD98出土土器 1～3 赤焼き土器 (1/5)

あり、第6次調査で検出されたところのSD42の延長と考えられる。

SD98 (第111・112図, 第69～71図版)

検出状況 第8次調査でSA82の南に沿って、SB81の西方に検出された溝跡である。

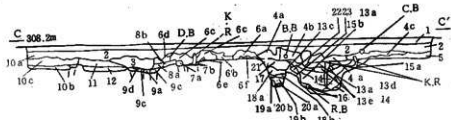
第4章 発見遺構

第6表 SD98出土土器

図・番号	名 称	器 形	法 量 (単位: cm)							面 図		備 考
			口徑	胴部徑	胴 径	底 径	器 高	体部徑	高台徑	高台高	外 面	
112-1	赤焼き	杯	11.8			5.1	3.9			ロクロ, 手轆ヘタケリ	ロクロ	
H-2	#	#	12.6			6.0	3.7			ロクロ, 手轆ヘタケリ	ロクロ	最上「上」
H-3	#	杯破片										最上「上」

この溝はSB81の西側に始まり、台地西側の崖に達して終っている。遺構検出面はSB81近くのJI・JJ-77・78区付近は地山の黄色ローム面であるが、西半部JJ-79~83区にかけては整地層と考えられるローム粒を含む黒褐色土である。

ブ ラ ン この溝はSB81近くで上幅約2m、底幅46cm、深さ38cmを測り、中間に掘り直しの痕跡が見られる。西の崖の部分では深さ1.2m以上と深くなる。

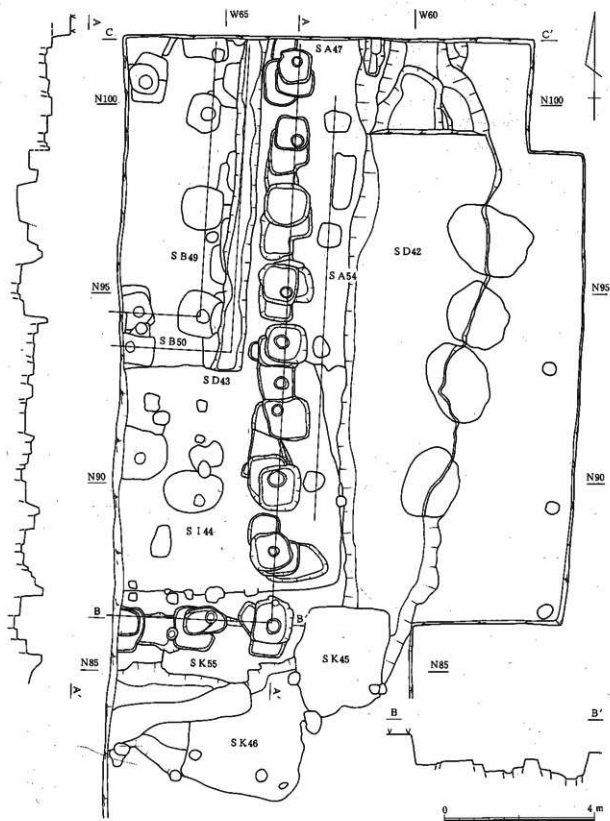


SB47・48セクション (C-C')

- 第1層 表土層 (耕作土)
- 第2層 暗褐色土層
- 第3層 暗褐色土層
- 第4a層 暗褐色土層
- 第4b層 暗褐色土層
- 第4c層 暗褐色土層
- 第5a層 茶混暗褐色土層
- 第6a層 茶混黒褐色土層
- 第6b層 黒混暗褐色土層
- 第6c層 黒色土層
- 第6d層 明茶褐色土層
- 第6e層 黒混暗褐色土層
- 第6f層 黒混黄褐色土層
- 第7a層 黄混黒色土層
- 第7b層 黄混黒褐色土層
- 第8a層 黄斑茶褐色土層
- 第8b層 暗茶褐色土層
- 第9a層 黄斑暗茶褐色土層
- 第9b層 黄混暗褐色土層
- 第9c層 黄混黒褐色土層
- 第10a層 黄斑黒混暗褐色土層
- 第10b層 黄斑黒褐色土層
- 第10c層 黄斑黒褐色土層
- 第11層 黄斑暗褐色土層
- 第12層 黄斑暗褐色土層

- 第13a層 暗茶褐色土層
- 第13b層 暗茶褐色土層
- 第13c層 暗褐色土層
- 第13d層 黒混暗茶褐色土層
- 第13e層 黄斑暗茶褐色土層
- 第14層 暗褐色土層
- 第15a層 黄斑暗茶褐色土層
- 第15b層 暗褐色土層
- 第16層 黄混暗褐色土層
- 第17層 黄斑暗茶褐色土層
- 第18a層 黄混暗茶褐色土層
- 第18b層 黄混暗茶褐色土層
- 第19a層 黄斑黒褐色土層
- 第19b層 黄斑黒褐色土層
- 第20a層 黒混黄褐色土層
- 第20b層 ロームブロック
- 第21層 黄斑暗茶褐色土層
- 第22層 黄斑暗茶褐色土層
- 第23層 黄斑黒混暗黄褐色土層
- A.B (Aブロック) 暗褐色土ブロック
- B.B (Bブロック) 黄斑暗褐色土ブロック
- C.B (Cブロック) 暗褐色土ブロック
- D.B (Dブロック) 黒混明茶褐色土
- R.B
- K.R 攪乱

第113図 SA47・SD42セクション (SD43) (SD42)



第114図 SA47・SD42

第4章 発見遺構

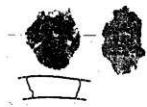
出土遺物 遺物は埋土上半部からロクロ調整土師器杯1類3点、2類5点、赤焼き土器杯2類が3点出土している。

SA47 (第114図, 第78・79図版)

検出状況 第6次調査で中宿・古寺地区の台地中央のやや西寄りから検出された一本柱列であり、SD42とともに中宿・中寺地区西官衙ブロックの東南コーナーを画するものと考えられる。

遺構検出面は地山の黄色ローム上面で、SA47がSI44を切り、コーナーから西に向かう部分の柱穴上部をSK55に切られている。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺60cm～1.2mの長方形又は不整形を呈するもので、コーナーから北に8間、西に2間分検出されている。コーナーから北1間目、及び5間目～8間目には4回、他は3回の切り合いが見られ、各柱穴とも多量に地山のロームブロックを含んだしまりのない黄褐色～茶褐色土が埋土として見られた。



第115図 SD42出土瓦 (3)

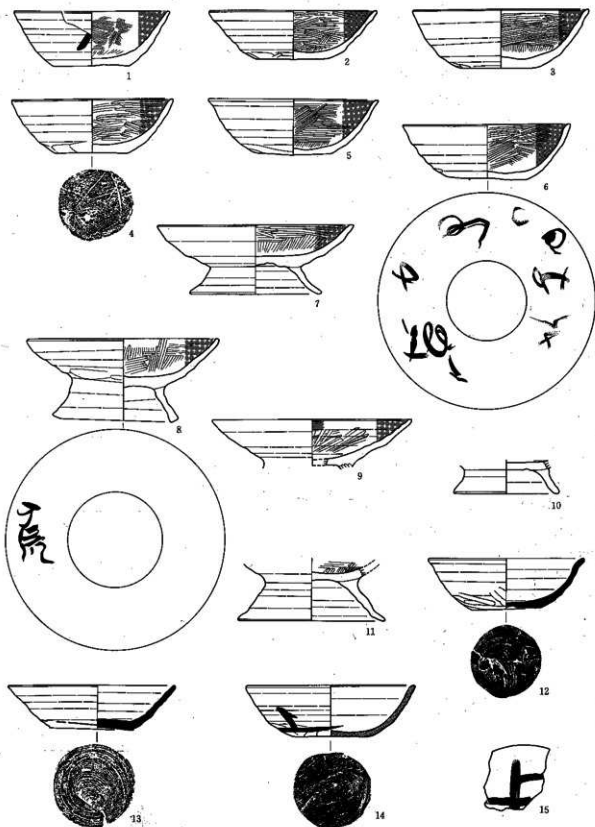
柱間隔 柱痕は直径が25cm～45cmあり、南北方向のa期及びc期の

第7表 SD42出土土器

図・番号	名称	図形	法 量 (単位 cm)								調 整		備 考
			口径	口深	胴径	底径	胴高	体部径	高台径	高台高	外 面	内 面	
116-1	土師器	杯	12.3			6.1	3.9				ロクロ、細板ヘタケズリ	ミガキ	遺構「不明」
H-2	H	H	14.3			5.5	3.9				ロクロ、手挽ヘタケズリ	ミガキ	
H-3	H	H	14.0			6.0	4.7				ロクロ、手挽ヘタケズリ	ミガキ	
H-4	H	H	13.9	5.8	4.3						ロクロ、手挽ヘタケズリ	ミガキ	
H-5	H	H	13.6			6.3	4.5				ロクロ、手挽ヘタケズリ	ミガキ	
H-6	H	H	13.4			4.3	6.4				ロクロ、手挽ヘタケズリ	ミガキ	
H-7	H	高台付杯	15.7			7.3	5.5		10.4	2.2	ロクロ	ロクロ、ミガキ	
H-8	H	H	15.4	7.6	6.6				10.5	3.0	ロクロ、手挽ヘタケズリ	ロクロ、ミガキ	
H-9	H	H	15.8			7.2					ロクロ、ミガキ	ミガキ	
H-10	H	H				6.8			8.4	1.95	ロクロ、ミガキ	ロクロ、ミガキ	
H-11	H	H				7.4			11.6	3.0	ロクロ	ロクロ、ミガキ	
H-12	須恵器	杯	12.5			5.4	4.1						遺構「上」 遺構「上」
H-13	H	H	13.5			6.6	3.2						
H-14	赤焼き	H	13.5			6.2	4.1						
H-15	H	杯破片											

第8表 SD43出土土器

図・番号	名称	図形	法 量 (単位 cm)								調 整		備 考
			口径	口深	胴径	底径	胴高	体部径	高台径	高台高	外 面	内 面	
118-1	土師器	杯	12.3			6.3	3.8				ロクロ、細板ヘタケズリ	ミガキ	遺構「不明」 遺構「口(0)」
H-2	H	H				5.6					ロクロ、細板ヘタケズリ	ミガキ	
H-3	H	高台付耳									ロクロ		
H-4	H	鉢	23.4			10.6	9.8				ロクロ、細板ヘタケズリ	ミガキ	遺構「方法」
H-5	H	壺	21.5			10.6	29.9				ロクロ、ケズリ、ナデ	ロクロ、ケズリ	



第116図 SD42出土土器 1～11 土師器 12・13 須恵器 14・15 赤焼き土器 (縮沢)

第4章 発見遺構

コーナーより北へ3間目の柱穴に認められる。このa期の柱痕の中心間の距離を測定すると、コーナーから北へ1.95m+1.92m+1.82m+1.8m+1.3m+(2.2m)+(1.7m)+2.13mとなり、コーナーと1番北の柱穴の柱痕の中心を結ぶ線の方はN-2.5°-Eを指す。

この一本柱列の北の延長はSA106, SB104, SA132, SA72, SB73へと続くものであり、西の延長はSA82・83, SB81へと続いている。

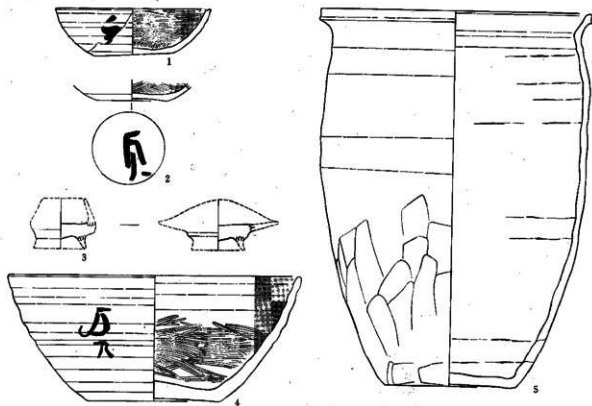
SD42 (第114図, 第78・79図版)

検出状況 中宿・古寺地区台地中央やや西寄りではSA47の東・南に沿って検出された溝跡で、SA47とともに中宿・古寺地区西官衙ブロックの南東コーナーを画する溝跡と考えられる。

遺構検出面はSD42西側では地山の黄色ローム上面であり、東側は地山



第117図
SD43出土瓦 (4)



第118図 SD43出土土器 1~5 土師器

(縮尺1/4)

第9表 SB104出土土器

図・番号	名 称	器 形	検 量 (単位 cm)							調 査		備 考	
			口 径	胴部径	胴 径	底 径	器 高	体部径	高台径	高台高	外 面		内 面
120-1	土師器	杯	12.0			7.5	3.7				ログロ、凹部ヘラケズラ	ミガキ	器身「白」
B-2	#	杯破片											器身「白」

の上に若干残った旧表土と考えられる黒色土上面である。

プラン 上幅は東側で3.7m～1.9mあり、コーナーより北10m付近が1番幅が広く、コーナー付近は幅が狭くなり、コーナーではSK45・46に切られ不明である。南側では上幅2.2m～2.7mを取っている。下幅は北端部で1.3m、コーナー付近で1.1m、南側は完掘していないため不明である。深さは北端部で65cm～96cm、コーナー部では51cm～66cmと底面に凹凸が見られる。

北端部西側の1部に古い溝の跡(SD42a)が見られ、これが埋った後SD42bが掘り直されたものと考えられる。埋土とともに自然堆積と考えられる。

出土遺物 遺物はすべてSD42bの覆土中出土であり瓦は丸瓦I類2点、平瓦III類1点、V類3点が出土している。土器はロクロ土師器杯1類1点、2類5点、底部資料で1類7点、2類7点、2b類1点、4b類1点、5b類2点、高台付杯3点、須恵器杯1類1点、5b類1点、赤焼き土器杯2点が出土している。

墨書はすべて土師器に書かれており杯には「倍・万・大家・晋書文字」、高台付杯には、「万呂所」が見られる。

SD43 (第114図, 第79図版)

検出状況 SA47に沿って、北端からコーナーより北へ3間目付近まで見られる溝でSA47の内側の溝と考えられるものである。遺構検出面は地山黄色ローム面であり、SB50・51の東側柱穴、SI44の北壁を切っている。

プラン 溝の断面は「コ」形を呈し、上幅55cm～70cm、下幅20cm～50cm、深さは50cm～65cmを測る。

出土遺物 遺物は覆土中から丸瓦小片1点、土師器・須恵器片が出土している。土師器はすべてロクロ調整で、鉢1点、杯1点とともに技法としては1類である。杯底部資料は1類30点、2類10点である。その他に甕・須恵器の壺、甕の破片がある。墨書は鉢に「万乃」、杯に「瓦」が見られる。

SB104 (第120・121図, 第80・81・83図版)

中宿・古寺地区の台地中央からやや西寄りの部分で第9次調査で検出された掘立柱建物跡である。

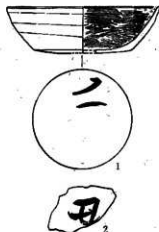
検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層であり、SA106a・bを切っている。北東、北西、南東、南西の隅柱の外側の部分までそれぞれSD101, 103, 107, 108が掘られているが、建物の東西両面に当たる部分は遺構はなく空いている。又、この建物はSA47, SA132, SA72の延長線上にあり、これらの新しい時期のものの続きと考えられるSA106c・dは南妻・北妻の中柱に取り付いている。

建物プラン SB104は東西2間、南北3間の総柱の建物で、a・b 2時期の切り合いがある。a期の掘り方は1m～1.3mの方形又は長方形を呈す大きなもので、ローム粒子を含むややしまりの悪



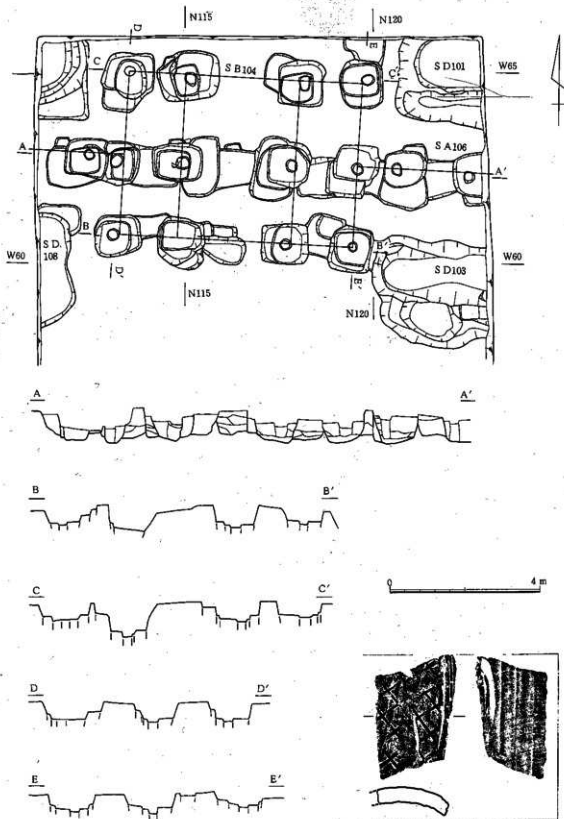
第119図 SB104出土瓦

(34)



第120図 SB104出土土器

1・2 土師器 (34)



第122図 SA106出土瓦 (縮尺 $\frac{1}{4}$)

第121図 SB104・SA106

い暗茶褐色土が埋土となっており、各柱穴ともb期の柱穴に切られているため柱痕は残っていない。

b期は1辺60cm～1.1mの不整形の掘り方を有しており、埋土は軟質の黒褐色土である。東側柱列の南から2番目以外は柱痕が検出されており、径25cm～40cmのものである。柱間隔は柱痕の中心間を測ると、梁方向が南裏で東から1.95m+2.4m、次が(2m)+2.25m、次が2.05m+2.2m、北裏で2.05m+2.35m、桁方向が東側柱が南より(1.65m)+(2.9m)+1.95m、中柱列が1.7m+2.95m+1.7m、西側柱列で1.65m+3m+1.7mとなる。これは梁行7尺+7尺、桁行5.5尺+10尺+5.5尺であったものと推定される。



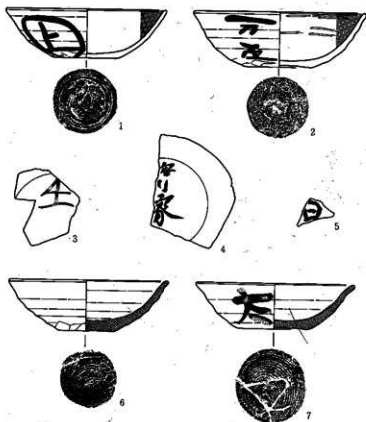
第123図 SD101出土土瓦 (36)

出土遺物 遺物はSB104b柱穴掘り方埋土中よりクロコ調整土師器杯1類5片、2類1片、栗園式・国分寺下層式と考えられる杯片各1片が出土している。

建物の位置 SB104にはSA47、132、72の延長線上にあるSA106・dが取りついており、中宿・古寺地区西官衙ブロックの東辺を区画する一本柱列に伴う八脚門跡と考えられる。そして、SA74の南東コーナーからSB104の中心までは30.1m、SB73の中心からSB104の中心までは106.5mを測る。

SA106 (第121図, 第83図版)

検出状況 第9次調査で中宿・古寺地区の台地中央からやや西寄り検出された一本柱列であり、a～dの4期があり、a・b期はSB104に切り、c・d期はSB104に取り付いている。



第124図 SD101出土土器 1～5 土師器, 6・7 赤焼き土器 (縮尺3/4)

柱穴の状況 遺構検出面は地山の黄色ローム面でありa期は6ヶ所、b期は4ヶ所、c・d期は3ヶ所検出されている。掘り方はa・b期は1辺80cm～1.5mの不整形長方形、c・d期は1辺70cm～1.2mの不整形のものであり、a期は南北に長いもの、b期は東西に長いものが多い。

埋土はa期のものはロームブロック土とロームブロック混じり黒色土が交互に埋められ、

第10表 SD101出土土器

図・番号	名 称	器 形	法		量 (単位 cm)				調		備		
			口 径	胴 径	胴 径	底 径	器 高	体 部 径	高 台 径	高 台 高		外 面	内 面
124-1	土師器	杯	12.5			5.0	3.9			ロクロ、手押ヘラズリ	ロクロ		墨書「㊦」
B-2	B	B	13.6			5.4	4.4			ロクロ、手押ヘラズリ	ミガキ		墨書「万五」
B-3	B	杯破片											墨書「王」
B-4	B	B											墨書「■91米」
B-5	B	B											墨書「白」
B-6	赤褐色	杯	12.8			4.6	4.0			ロクロ、手押ヘラズリ	ロクロ		
B-7	B	B	12.6			5.8	3.5			ロクロ	ロクロ		墨書「土」

b 期はローム粒子の多い黒褐色土であり、c・d 期は SB104a・b に対応するものである。

柱穴の間隔 柱痕が残っているのは d 期のみであり、他は正確な柱間隔は不明である。d 期は南より 80 cm + SB104 + 1m + 1.9m を測る。c 期もほぼ同じと考えられる。a・b 期については掘り方の中心と考えられる位置の間隔を測ると b 期は (2.5m) + 2.1m + 1.9m + (2.1m) + (1.5m), a 期は 1.7m + 2.1m + 2.3m + 1.5m + 1.5m となる。方位は d 期で N-1.5°-E から N-3°-E を取るものと考えられる。

SA106は SA47, SA132, SA72の延長線上にあり、これら一連の一本柱列の一部であり、c・d 期には掘立柱の八脚門 SB104が開いており、これらが中宿・古寺地区西官衙ブロックの東辺を区画していたものと考えられる。

SD101 (第121・128図, 第83図版)

検出状況 第9次調査で SB104の北, SA106の東側に並行して検出された溝跡で、南端は SB104北東隅柱北側で終っており、SD107との間、SB104の東面は陸橋状になっている。

プラン 遺溝検出面は旧表土と考えられる黒褐色土である。溝上半部の東半分及び西壁の一部には耕作による攪乱により破壊されており、正確な数値は不明であるが上幅は 1.8m ~ 1.6m, 深さ 1.3m 前後になるものと推定される。底部近くは丸味を帯び底面幅は 95cm ~ 65cm を測り、断面は「U」形に近いものと考えられる。

堆積状況 東半部壁下半 ~ 底面に貼り付いて見られる B-7は古い溝 SD101aの底面堆積土と考えられ、その上の B-3 ~ 6は SD101aを掘り直した SD101bの堆積である。この堆積も B-2・3はローム粒子を含むやや軟質土であるのに対し、B-4 ~ 6は黒色ブロックやロームブロックを含む硬質土で粘性があり、B-3と4の間で堆積の停滞があったものと推定される。

出土遺物 遺物は瓦では平瓦 I 類が 2 点, ロクロ土師器杯 1 類 11 点, 2 類 6 点, 5b 類 2 点, 他に杯体部の破片が出土している。墨書は「㊦」が 2 類に「文」が 5b 類に各 1 点見られる。

SD103 (第121・128図, 第83図版)

検出状況 第9次調査で SB104の北, SA106の西に並行して検出された溝跡で、南端は SB104北西隅柱北側で終っており、SD108との間、SB104の西面は陸橋状になっている。

建物プラン 遺溝検出面は旧表土と考えられる黒褐色土である。溝西壁部が調査区外のため正確な幅は不明であるが 2.5m 以上はあったものと思われる。底幅約 1.2m, 深さ約 1.5m を測り、東壁中

位には40cm～50cmの段が付く。これは古い溝SD103aの痕跡であり、検出面から底面まで約80cmを測る。それをSD130bが掘り直している。

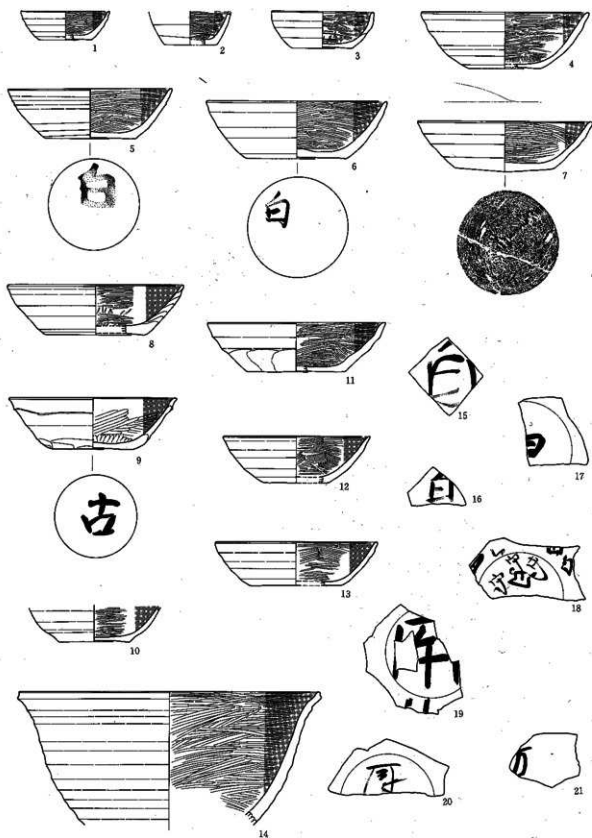
堆積状況 覆土は第2層が最終堆積であり、ほぼ均一にローム粒子を含む。第3層は灰や木炭を含み、3a・3b層は灰・木炭を含んだ土を投げ込んだような堆積を示している。3c・3d層は砂分が多く、3d層には酸化鉄の沈殿が見られ、この層が一時SD103の底であり水が溜っていたものと推定される。第4層も木炭・灰を含むが、第3層よりロームブロックが多い。4d層でも砂分と酸化鉄の沈殿が見られ、ここも一時底として水が溜っていたものと考えられる。第5層は木炭粒を含むがローム分が多く、やや軟質である。第6層はSB103bの最初の堆積で、ほとんどがロームブロックからなり、第7層SB103aの堆積の残りである。以上のことからSB103は、(SB103a)→(SB103b)→(第4層)→(第2・3層)と4期が考えられる。

出土遺物 遺物で瓦は平瓦Ⅰ類2点、Ⅲ類1点、Ⅳ類が1点出土している。土器は土師器のみで2・3層でクロロ土師器杯1類43点、1b類1点、2類7点、3a類3点、第4層では1類8点、2類10点、2c類1点、5b類1点、第5・6層では1類2点、2・2b・2c類各1点、鉢1点、その他各層から杯の体部破片及び若干の甕の破片が出土している。

墨書はすべてクロロ土師器杯であり第2・3層では「白」2点、「驛家」、「厨」、「古」、「万」、「白」、「守」の習書各1点、第4層では「白」2点、「閉」1点が出土している。これ

第11表 SD103出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)								調 査		備 考
			口徑	頸部長	胴径	底径	器高	体部長	高台径	高台高	外 面	内 面	
125-1	ミナブ 土師器	杯	7.0			4.2	2.3				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
11-2	11	11				4.2					クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
11-3	11	11	8.0			4.8	2.9				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
11-4	土師器	11	13.3			5.8	4.5				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
11-5	11	11	13.0			7.2	4.0				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	墨書「白」
11-6	11	11	14.4			8.0	4.5				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	墨書「白」
11-7	11	11	14.0			8.0	4.1				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
11-8	11	11	13.8			8.1	4.0				クロロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
11-9	11	11	14.0			7.7	3.9				クロロ、手押ヘラケズリ	ミガキ	
11-10	11	11	13.2			6.4	4.1				クロロ、手押ヘラケズリ	ミガキ	
11-11	11	11	11.7			5.4	3.7				クロロ、手押ヘラケズリ	ミガキ	
11-12	11	11	12.8			7.2	3.5				クロロ、手押ヘラケズリ	ミガキ	
11-13	11	11				5.8					クロロ	ミガキ	
11-14	11	杯破片											墨書「白」
11-15	11	11											墨書「白」
11-16	11	11											墨書「白」
11-17	11	11											墨書「マ」3「白」3他2
11-18	11	11											墨書「同」他1
11-19	11	11											墨書「同」
11-20	11	11											墨書「万」
11-21	11	鉢	24.0								クロロ	ミガキ	



第125図 SD103出土土器 1～21 土師器

(縮尺3/4)

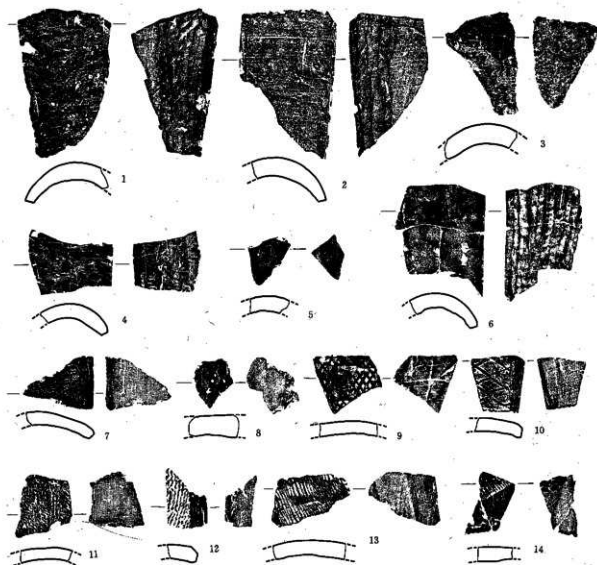
らのうち、「古」、「万」がロクロ土師器杯2類、他は1類である。

SD107 (第121・128図, 第82図版)

検出状況 第9次調査でSB104の南SA106の東に検出された溝跡で、北端はSB104の南東隅柱付近で途切れており、SD101との間つまりSB104の東面は陸橋状になっている。

プラン 遺跡検出面は旧表土と考えられる黒褐色土である。溝末端約1mを調査したのみなので本体は不明であるが、上幅約2m、底幅1.1m、深さ1.2mを測る。SD107bの西側はSB107aの覆土、古いピットの覆土であり、上面はかなり崩れ幅が広がっている。

堆積状況 覆土の堆積状況はSD101と類似しており、第2層はローム粒を含む軟質暗褐色土であり、第3～5層になるとやや大きめのローム粒子、黒色粒子を含むやや軟質土である。第6層は



第126図 SD103出土瓦

(縮尺1/4)

第4章 発見遺構

同質で灰褐色となる。第7層以下は黒色～暗褐色土で、ロームブロックを含み、ややしまつてくる。第12層はSD107a覆土の残りである。

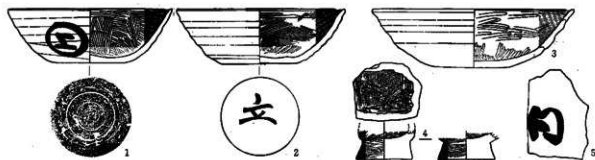
出土遺物 遺物は土師器のみで第3～7層で出土している。ロクロ土師器杯1類9点、2類7点、5b類4点、内外面ミガキで黒色の耳皿1点、他に杯の体部破片、若干の甕の破片が出土している。墨書は3点出土しており「立」はロクロ土師器杯2類、「白」は1類の底部、「㊦」は体部に書かれている。

SD108 (第121・128図, 第82図版)

検出状況 第9次調査でSB104の南側, SA106の西側で検出された溝跡で、北端はSB104の南西隅柱付近で途切れており, SD103との間, SB104の西側は陸橋状になっている。

プラン 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土である。溝の西壁部は調査区外なので正確な大きさは不明であるが、上幅は2.2m以上、下幅1.4m以上、深さ1.5mを測る。この溝もSD103同様に古い時期のSD108aを掘り直しているため、東側に幅約50cmの段がある。

堆積状況 覆土は第1～3層は軟質の暗褐色土層であり、第4・5層は木炭・焼土を含む大きなブロック状を呈するもので、投げ込まれたものかも知れない。第6～8層は自然堆積と考えられるもので、第8層は粘土質の均一に近いものであり、溝の底の水性堆積の可能性はある。第9・10層も自然堆積と考えられ、第10層には酸化鉄の沈殿が見られ、第11・12層が堆積した後この層が溝の底となり、一時堆積が停滞していたものと思われる。以上のことから(SD108a)→(SD108b)→(第10層)→(第8層以上)の4期が考えられる。



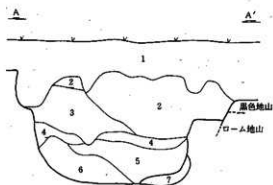
第127図 SD107出土土器

1～5 土師器

(縮尺凡)

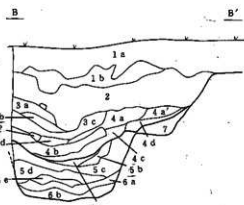
第12表 SD107出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)						調 査		備 考	
			口 径	胴部径	胴 径	底 径	器 高	体部径	高台径	高台高		外 面
127-1	土師器	杯	13.0			6.2	4.3			ロクロ, 黒絵ヘナケズリ	ミガキ	墨書「㊦」
#-2	#	#	16.0			6.2	4.7			ロクロ	ミガキ	
#-3	#	#	13.5			6.6	4.4			ロクロ	ミガキ	墨書「立」
#-4	#	耳 皿						4.4	1.4	ミガキ	ミガキ	
#-5	#	杯 破 片										墨書「白」



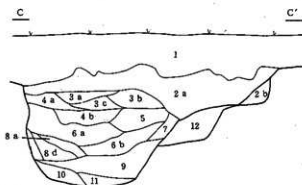
S D101セクション (A-A')

- 第1層 耕作土、茶褐色、軟質（ヤラヤリ）。
 第2層 茶褐色土層、木炭・ローム粒を含む。やや軟質。
 第3層 黄茶褐色土層、ローム粒が多い。やや軟質。
 第4層 暗茶褐色土層、黄褐色・黒色ブロックを含む。やや硬質。
 第5層 暗茶褐色土層、黒色ブロックが多い。
 第6層 黄褐色土層、ロームブロックを含む。硬質。
 第7層 暗褐色土層、黒色ブロックを含む。



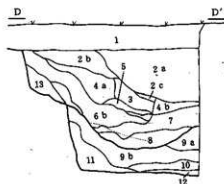
S D103セクション (B-B')

- 第1層 1a・1b層 茶褐色土層、軟質。1bは木炭を含む。
 第2層 黄茶褐色土層、ローム・木炭粒を多く含む。
 第3層 3a・3b層 灰褐色土層、灰・木炭を含む。3aはやや細かい。
 第3層 3c・3d層 灰褐色土層、3cは灰分、3dは鉄分が多い。
 第4層 4a・4b層 茶褐色土層、2層と同質。a'はロームブロックを含む。
 第4層 4c層 茶褐色土層、灰・木炭・ローム・鉄分を含む。
 第4層 4d層 赤茶褐色土層、砂分・腐化鉄分を含む。
 第5層 5a・5c層 暗茶褐色土層、木炭粒多し。5cは鉄分多し。
 第5層 5b層 茶褐色土層、軟質（フワフワ）。
 第5層 5d・5e層 暗茶褐色土層、5aより粘性・砂分多し。
 第6層 6a層 黄褐色土層、黒色ロームブロックより黒褐色土層。
 第6層 6b層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。やや軟質。
 第7層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。やや軟質。



S D107セクション (C-C')

- 第1層 耕作土。
 第2層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。a・b・cと粒が大きくなる。
 第4層 暗茶褐色土層、黒色土ブロックを含む。
 第5層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第6層 灰褐色土層。
 第7層 黒色土層、ローム粒を含む。
 第8層 黒色土層、ロームブロックを含む。bはブロックが多い。
 第9層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第10層 黒色土層。
 第11層 暗茶褐色土層。
 第12層 暗茶褐色土層。



S D108セクション (D-D')

- 第1層 耕作土。
 第2層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。bは黄褐色、cは灰褐色がかる。
 第3層 暗茶褐色土層、小ロームブロックを含む。
 第4層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第5層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第6層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第7層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第8層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第9層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第10層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第11層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第12層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。
 第13層 暗茶褐色土層、ローム粒を含む。



第128図 S D101・103・107・108セクション

SA132 (第129図, 第84・85図版)

検出状況 第10次調査で SA72 SA106の中間から検出された一本柱列で、南北方向に5間分が検出されている。その東と西に SD133, SD134・135の溝が並行して走っている。

柱穴の状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層上面であり、遺構の切り合いは3期又は4期と考えられる。a期は比較的大きな掘り方を有するものであり、1辺1m～1.2m程度の方形又は1m×1.5m程度の隅丸長方形を呈する。但し、1番北のものは80cm×1.7m以上の布掘り状のもので、柱2本分の掘り方と考えられる。b期の掘り方は1辺60cm程度の方形・不整形、又は50cm×90cm程度の長方形を呈しているが、南より2番目はc期に完全に切られており検出できなかった。柱痕は1番南の柱穴で検出されている。c期は70cm×70cm程度の方形・不整形か85cm×1.2mの長方形を呈しており、半分調査区外の1番北を除いて柱痕が検出された。なお、北より2・3番目の東側にa又はb期に切られた柱穴のコーナーらしきものが見られる。これが柱穴であれば4期になる可能性も考えられる。

柱間隔の方位 柱痕は径25cm×40cmを測り、その中心間の距離は南から1.8m+1.85m+1.6m+1.9mとなり平均1.79mであり、方位はN-2°-E～N-3°-Eとなる。

SD133 (第129図, 第84図版)

第10次調査で SA132の東に並行して検出された溝跡であり、西壁は柱推定位置の東1.7～2.1m付近を走っている。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層上面であり、最初やや東にあった古い溝を掘り直しており、2時期の切り合いが認められる。

プラン a期は東半部を残すのみであり、それからすると上幅90cm以上、下幅45cm以上、現在の深さ55cmであり、底面はほぼ平坦で若干蛇行していたものと考えられる。第6～8層がこの時期の堆積である。b期は上幅1.3m、下幅は70cm～25cmで底面のやや中央が窪み、深さは約70cmを測る。第1～5層がこの時期の堆積である。

壁上面及び底面も若干ずつ蛇行しているため正確な方位を測定することはできないが、ほぼ真北に近いものと考えられる。

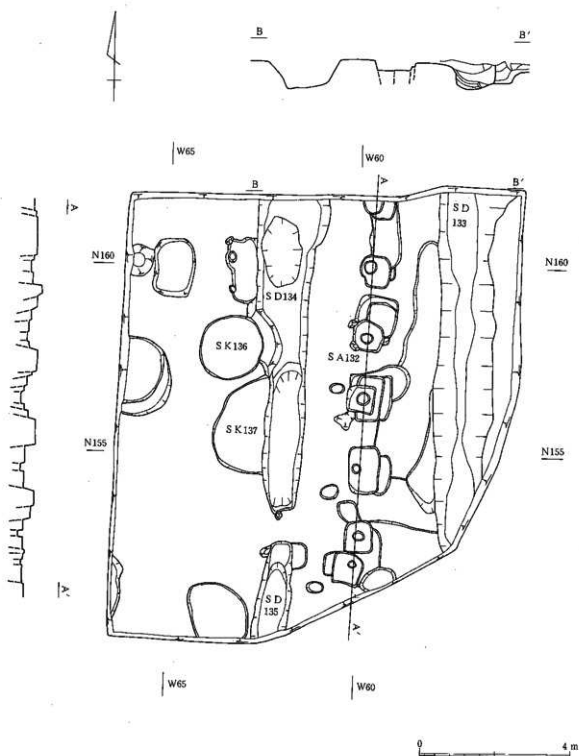
出土遺物 遺物はb期埋土中より若干の内黒のクロロ土師器杯片、須恵器片が出土している。

SD134 (第129図, 第84・85図版)

第10次調査で SA132の西に並行して検出された溝跡であり、調査北端から南に向かって走り約8mで途切れ、約80cmにおいて SD135が続くような形になっている。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層上面であり、SK137を切り、SK136に切られている。調査区北端近くの底面の一部に古い時期の埋土と考えられるものが残存しており、2期にわたる溝跡であると推定できる。

プラン 調査区の北端付近では上幅1.9m、下幅1.2m～1.5m、深さ73cmを測るが、南に約1.2m行った所で東壁にくびれがつき上幅1.6m、下幅1.1mとなり、そこから徐々に細くなり約4.5m行った部分で上幅1m、下幅70cmとなりほぼそのままで南に8.2m行った所で途切れている。方位は溝の中心でほぼ真北に示し、東壁で SA132の推定柱位置から西側1.1m～2mを測る。



第129図 SA132, SD133・134・135, SK136・137

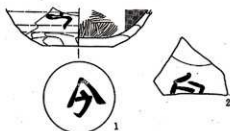
第4章 発見遺構

出土遺物 遺物は埋土中より内黒のロクロ調整土師器杯片、縄文土器片が出土している。

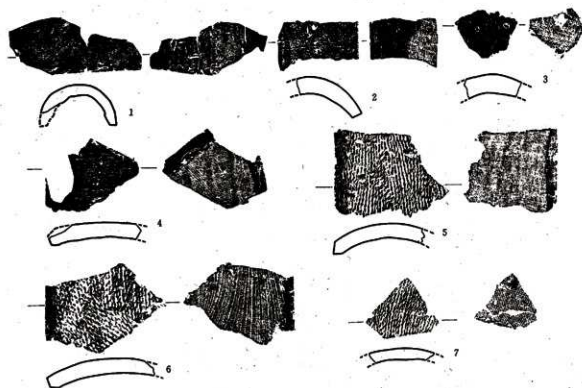
SD135 (第129図, 第84図版)

第10次調査でSA132の西に並行して検出された溝跡であり, SD134の南端から約80cmの所から始まり, 南に向かって走っている。

プラン 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土層であり, 上幅80cm~90cm, 下幅60cm, 深さ約65cmを測り, 断面は「U」形を呈する。方位は中心線でN-7°-Eを示す。



第130図 SD134出土土器
1・2 土師器 (縮尺1/2)



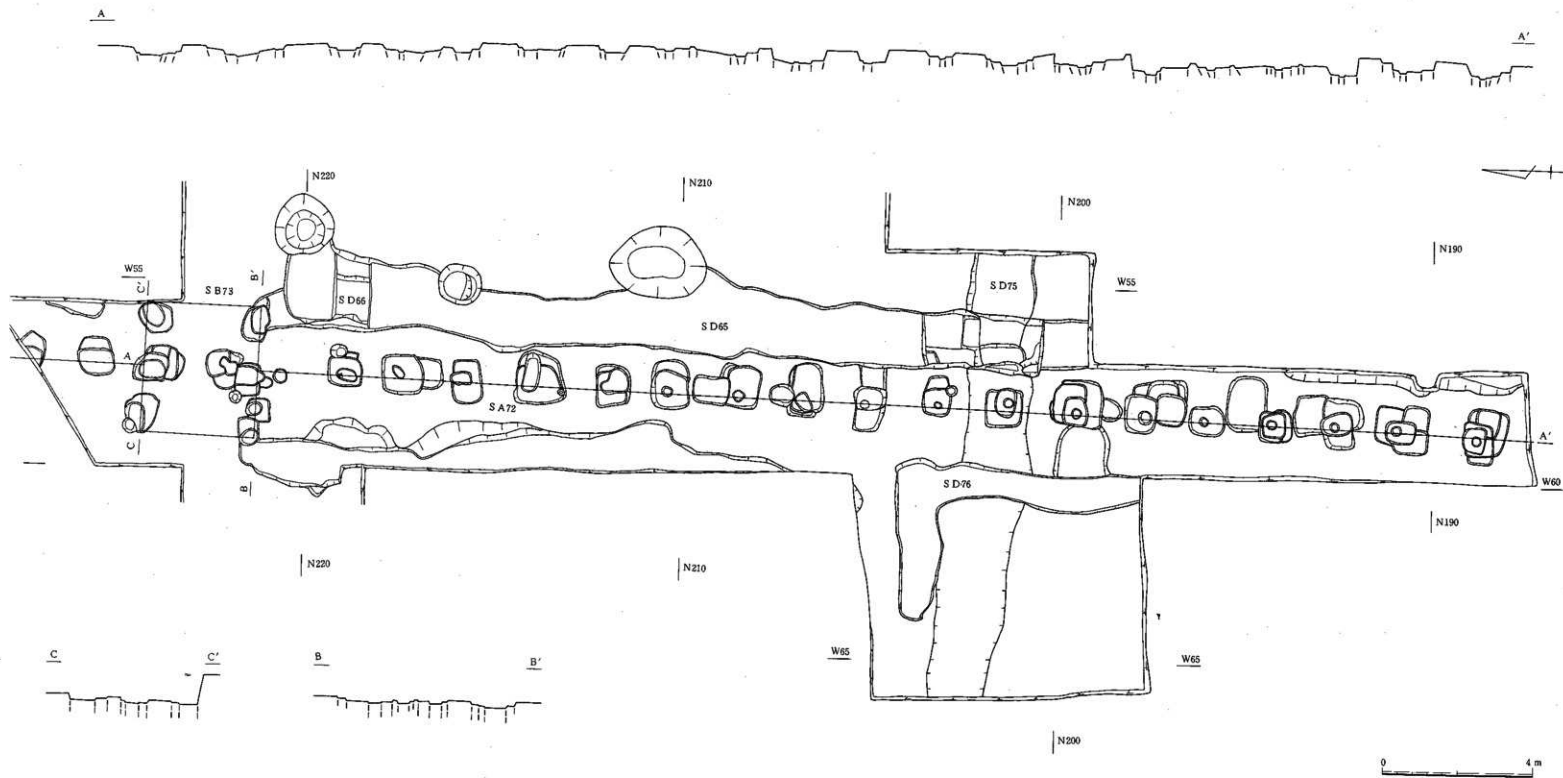
第131図 SD134出土瓦

(縮尺1/2)

SA72 (第132図, 第86~89図版)

中宿・古寺地区の中央北半部で第7次調査で検出された南北に走る一本柱列跡であり, 北端はSB73に取りついている。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒色土で, 粒子は細かくしまりが少ない。この土層は地山ローム層の上の若干の漸移層を経て約20cm程度堆積している。これらは中宿・古寺地区の北半部, 現在の県道付近から用水路の南側まで見られ, 南と西に向かって薄くなっており, 用水路北側のやや高い面には見られない。



第132图 SA72, SB73, SD65·66·75

SA72はSA47, 106, 132の北の延長線上にあり、c・d期はSB73の南約20mを東西方向に走るSD75を切っている。又、この東側を並行してSD65が南北に走っており、この溝はSB73の南側で東に曲がりSK64に突き当たる。SD65に切られているSD66はSB73の南柱列に切られながら西に曲がり、SB73のコーナー部でさらに南に曲がりSA72の西側を16m程南に走り終っている。SA72南半部の約2m西側をほぼ並行にSD68が走り、SD75を切ってから西に曲がり途切れている。

SB73の南側は一番新しい時期で18間分、北側で2間分検出されている。そして、南から7間目までは4時期の切り合いがあり、それより北では2時期となっている。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は55cm×70cm～1.1m×1.5mとさまざまな大きさがある。埋土はローム粒又はローム小ブロックを含む黒色土、又は黒褐色土であり、南半部では古い柱穴ほどローム分が多く見られる。北半部の2時期のみの部分では埋土のロームが南半部の新しい部分より多く見られる。但し、南半部の新しい柱穴埋土にローム分が少ないのは古い柱穴の埋土を何度も掘り返したため表土が多く混じったものと考えられ、北半部は切り合い回数が少ないので埋土にローム分が多くてもかならずしも古い時期のものとはいえない。

柱間隔 SB73の南ではSA72dにはすべて柱痕が検出されており、その中心間の距離を測定すると南より2.1m+1.7m+1.7m+1.8m+1.6m+1.8m+1.8m+1.9m+2.0m+1.7m+1.7m+1.8+1.7m+2.0m+1.7m+1.8m+1.5mであり、さらに2.2mでSB73となり、平均で1.81mである。SB73の北は柱痕が検出されていないので不明であるが、1.8m+1.8m程度と考えられる。

SA72cはSA72dにほとんど切られており正確な柱位置は不明であるが、SA72dとほぼ同じ位置に柱穴があるので同じような柱間隔を取るものと推定される。但しSB73には取り付かず、SB73の1つ南の柱穴から約3m北にあるSB73南柱列に切られたSB73の内側に位置する柱穴へと続いており、この部分にはSB73以前にも入口の性格を有していたものかも知れない。その北はSB73北柱列に切られ、さらにSA72dに切られた柱穴が北に2ヶ所あり、柱痕は不明であるが1.8m+1.8m+1.8mでほぼ掘り方の中心に納まる。

SA72bは南より6間分検出されているが、SA72dの距離では7間分である。柱痕は切られて残っていないため正確な柱間隔は不明であるが、掘り方のほぼ中心間を測ると南より1.7m+1.7m+1.8m+3.0m+2.5m+1.7mとなる。

SA72aは一本柱列で1番古い時期のもので、南より6間分が検出されている。これは、b期以降に比べて大きな掘り方を有するもので、1辺が1.1m～1.7mを測る。柱痕は検出されなかったので正確な柱間隔は不明であるが、掘り方の中心間を測ると南より2.5m+2.2m+1.7m+2.3m+2.1m+2.2mとなり、平均は2.17mである。

SA 72 と SD 75 なお、第7次調査概報ではSA72a・72bの一番北の柱穴はSD75を切るようになっているが、追加確認調査の結果その部分にはSA72a・72bに相当する柱穴は認められず、SD75を切っているのはSA72c・72dのみであることが確認された。したがって、SA72a・72bはSD75の約1m南で終っており、この区画の北辺は一本柱列でなく溝(SD75)により区切られていた

ものと考えられる。(第133図)

遺物はSA72cの掘り方埋土中より平底の小形杯が出土している。これはロクロ調整らしく、その後内外両面にミガキを加えている。

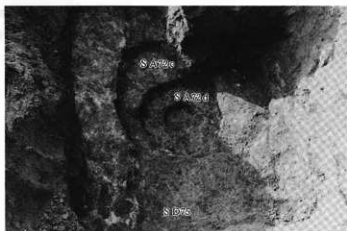
この一本柱列はSA47, SA106, SB104, SA132の北の延長線上にあり、これらとともに中宿・古寺地区西官衙ブロックの東辺区画施設を形成するものと考えられる。

SB73 (第132図, 第84・85図版)

第7次調査で中宿・古寺地区北半部中央からSA72が取り付いて検出された掘立柱建物跡である。

検出状況 遺構検出面は南柱列はSA72と同じ黒色土上面であり、それより北は黒色土とローム層の漸移層であり、この部分の黒色土は耕作によりほとんど攪乱を受けていた。

SB73の南柱列中央の掘り方北辺がSA72cの北から3間目、北柱列中央の柱穴が北から2間目の柱穴を切っている。従って遺構の前後関係はSA72c→SB73 (SA72d) となる。



第133図 SA72c・d, SD75

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺50cm～1.05mの不整形を呈し、各々抜き取り穴が付いている。そのため正確な柱位置は不明であるが、SA72の軸線を中心とすると南北両柱列とも東西に1.5m+1.5mの2間、南北方向が3mの1間で抜き穴に収まる。SA72の軸線でSB73の中央からSB104の中央まで106.5m, SA47のコーナーまで136.66mを測る。

SD65 (第132図, 第84・85図版)

検出状況 LF～LM-68区より検出されたSA72の東に沿って南北に走る溝跡である。上幅は1.2～1.4m, 下幅約1.1～1.3m, 深さ20～25cmを測り, SD66と同じ位置に掘られ, その上部を切っている。

プラン その北の末端はSB73の東前面をあけるように東に曲り, SK64に切られて終っている。この溝はSA72c・72dに沿っており, その新しい方のものなのでSA72dと同時のものであろうと考えられる。

SD66 (第132図, 第86~88図版)

検出状況 SD65とほぼ同じ位置に掘られ、SD66に切られているため LL-68区で末端が検出された以外は、SD65を掘り込んだ部分の底の下より検出されている。この溝の北の末端はやや西に曲り、SB73の抜き取り穴に切られている。他の部分は SD65の下にあり SA72の東に並行して走っており、SA72cの時期のものと考えられる。

SD76 (第132図, 第89図版)

検出状況 LE~LG-70・LG-71区より検出された溝跡で SD75を切っており、上幅は1.2~1.5mを測る。LE・LF-70区では SA72の西を並行して走っているが、LG-70区に直角に西に折れ4mほど行って止まっている。SA72c期又は72d期のものであろう。

SD75 (第132図, 第89図版)

検出状況 LF-68~LG-71区にかけて検出された東西に走る溝で、SA72c・72d, SD65, 66, 68の各遺構に切られている。

プラン 上幅1.5~2m, SD65, 66に切られた部分で下幅約1.2m, 深さ55cmを測る。この溝の両肩はややうねっており正確な方位は不明であるが、真西より約5°北に振れているものと推定される。

堆積はほぼレンズ状堆積に近いものであるが、下層に黒色土、最上層にローム粒混り土が見られ、人為的に埋められた可能性もある。

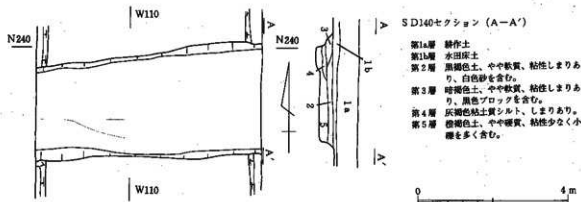
遺物は出土しなかった。

SD142 (第136図, 第90・91図版)

第6次調査で台地東縁部中頃より検出された南北方向に走る溝跡である。

検出状況 遺構検出面は地山の黄色ローム上面である。SD142の西側に並行して、又 SD142を東西方向に切るような小溝が走っているが、この溝の埋土中から近・現代の陶磁器片、ガラス片が出土している。

プラン SD142は上幅3.2m, 下幅2.4m, 深さ90cmで底面がやや丸味を帯びる断面逆台形を呈しており、溝の方向は東西両壁より N-4°-W前後と推定される。



第134図 SD140

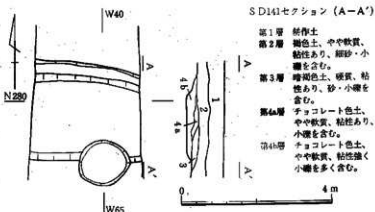
堆積状況 覆土は自然堆積と考えられるレンズ状を呈しており、第2～3層はローム粒を含むやや軟質の茶褐色土～黒褐色土であり、第4層はローム小ブロックを多く含む黒色土、第5層は崩壊ロームのブロックからなる層である。

出土遺物 遺物は第2層から平瓦第1・2類の破片1点ずつ、第2・3層から土師器・須恵器の破片が出土している。土師器杯はすべて口縁調整・内黒のもので、第1類の破片14点、口縁部・体部の破片31点、高台付杯の脚が2点出土している。須恵器は長頸壺の頸部1点、大甕の破片6点が出土している。

SD145 (第138図, 第92・93図版)

第6次調査で台南の南東コーナー直下の水田の部分で検出された溝跡である。

検出状況 遺構検出面は水田の旧床土下の黒褐色シルト質土上面であり、一部2時期にわたる旧用水路により切られている。



プラン 上幅2.25m, 下幅1.75m, 深さ41cmを測る断面

第135図 SD141

逆台形を呈し、覆土は黒色土～黒褐色土で砂分を含みやや軟質でベタベタしている。

溝の方位は東壁ではN-17°-E, 西壁ではN-22°-Eを示す。これは台地東縁部で検出されたSD142の延長と考えられ、南の末端はSB37の東約15mの所に見られる。

出土遺物 遺物は土師器、須恵器の小片が若干出土している。

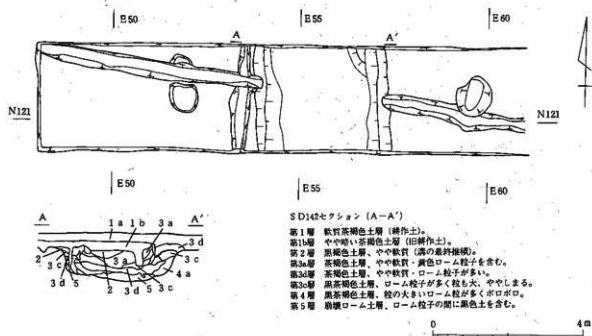
SD140 (第134図, 第94図版)

検出状況 第10次調査で台地の奥、遺跡北側の丘陵の裾近くより検出された東西に走る溝跡である。遺構検出面は黒青灰色の砂利混じり土で軟質で粘性があり、水分を多く含んでおりベタベタしている。

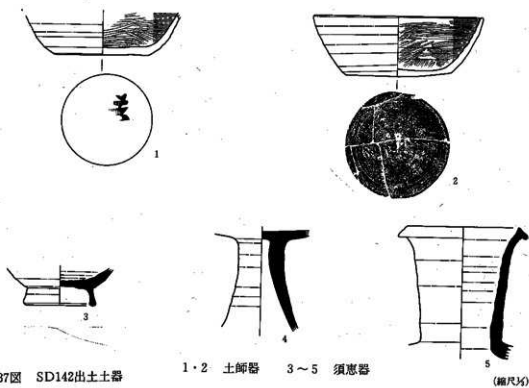
プラン 溝の上幅は東側で3m, 西側で2.55m, 下幅は東側で2.65m, 西側で2.1m, 深さ30cmを測る。覆土は黒褐色～灰褐色の砂・小礫を含む粘土質のものであり、滞水した溝の底の堆積の可能性がある。この覆土及び検出面の直上には酸化鉄の沈殿した水田の旧床土がある。この部分は正から昭和40年頃にかけて畑・水田と何度か作り替えておりかなり削平を受けているものと考えられる。溝の方位は南壁で真東より北に2°, 北壁で北に7°振れている。

SD141 (第135図, 第95図版)

検出状況 第10次調査で台地の奥、SD140の東の延長上64mから検出された東西に走る溝跡である。
プラン 溝の上幅は東側で2.3m, 西側で2.62m, 下幅は東側で1.7m, 西側で1.8m, 中央部で深さ25cmを測る。この溝の北壁の傾斜はゆるやかで中頃に段を有している。南壁の検出面は北壁に



第136図 SD142



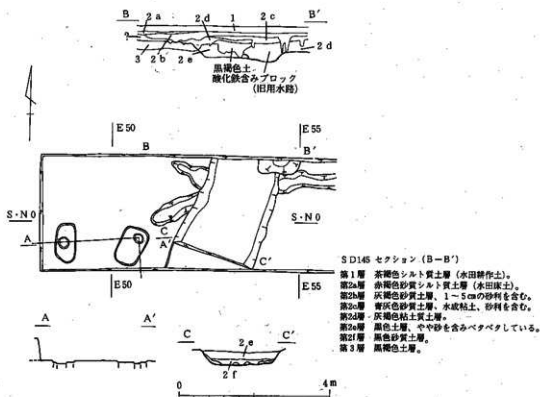
第137図 SD142出土土器

第13表 SD142出土土器

図・番号	名 称	器 形	法 量 (単位 cm)							調 査		備 考
			口 径	胴部径	胴 径	底 径	器 高	体部径	高台径	高台高	外 面	
137-1	土師器	杯	7.3							ロクロ, 彫版ヘナズリ	ミダキ	墨書「不明」
#-2	#	#	13.6			8.6	4.8			ロクロ, 彫版ヘナズリ	ミダキ	
#-3	須恵器	高台付杯				5.3		5.8	1.4	ロクロ	ロクロ	
#-4	#	高 杯				4.7				ロクロ	ロクロ	
#-5	#	長 頸 壺	9.0							ロクロ	ロクロ	

比べやや低くなっており削られている可能性があり、段があったかどうかは不明である。又、南壁の一部は直径1.3mの新しいピットにより切られている。

覆土はチョコレート色の砂・小礫を多く含む粘性の強い軟質土である。この覆土の上には一部溝の覆土の残在又は攪乱と思われるものがあり、その上層は砂礫混じりの軟質茶褐色土、水田の耕作土となっている。この部分のかつて畑であったものをいったん削り、そこへ盛土をして水田としたもので、砂礫混じりの軟質茶褐色土はその時のものであるとのことである。



第138図 SD145

5. その他

SA54 (第114図, 第78・79図版)

検出状況 第7次調査でSA47とSD42の間に沿って検出された柱穴列である。

径50~60cmの楕円形から隅丸方形を呈するものが4個検出されており、一番南の柱穴はSI44を切っている。

柱間隔 柱間隔は南から3.6m+3m+3mで12尺+10尺+10尺となるものであろう。方位はSA47と同じN-3°-Eを取る。

SA93 (第95図, 第72・73図版)

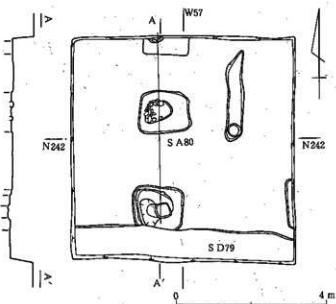
検出状況 第8次調査でSB90とSB91の間仕切り柱列と重複して検出された掘立柱群である。遺構検

出面は地山の黄色ローム上面でありSB90・91, SX92に切られて柱穴が3ヶ所検出されている。南はSX92の下, 北は調査区外へと延び全体のプランは不明なので仮にSA93としておく。柱穴の掘り方は1辺約1mの方形を呈するものと考えられ、埋土は混じり気のない黒色土であり、柱痕は

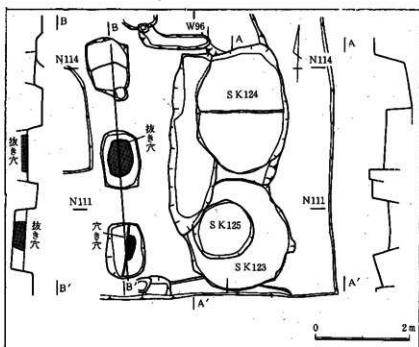
検出されなかった。掘り方のほぼ中心点間の距離を測定すると北より3.6m+3.0mとなり、方位はN-15.5°-Wとなる。

SA80 (第139図, 第97・98図版)

検出状況 第7次調査で台地の奥MA・MB-68・69区, SA72の延長付近より検出された南北に並



第139図 SD79・SA80



第140図 SA100

ぶ3個の柱穴であり、南柱穴の一部がSD79に切られている。

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺約1.2mの方形を呈し、柱痕の部分には浅い抜き穴が付きそこに河原石が投げ込まれている。柱痕は直径25~30cmと考えられる。

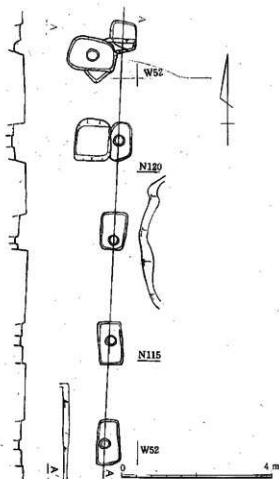
柱間隔 柱間隔は南から2.45m+2.35mであり平均2.4m、8尺と考えられる。柱の並びの方位は真北を指している。

この柱列はSA72の延長の近くに位置しているが、その場所はやや西にずれている。また切合の数、柱間隔、方位も異なっておりSA72とは別のものと考えられる。

SA112 (第141図、第66図版)

第9次調査で台地中央部、SB104の東、SB105の西に当たる部分より検出された南北に走る一本柱列である。

検出状況 遺構検出面は旧表土と考えられる黒褐色土上面であり、5ヶ所検出されている。北の2ヶ所の柱穴はSB111と重複し西妻柱の東に接しているが、前後関係は不明である。



第141図 SA112

柱穴の状況 柱穴の掘り方は1辺50cm~1.1mの長方形を呈し、柱痕は1番北を除く4ヶ所に検出されており、直径25cm~30cmの円形を呈する。柱痕の中心、又は掘り方の中心間の距離を測定すると南から2.75m+2.65m+2.7m+(2.75m)となり、平均は2.71mで9尺間隔と考えられる。方位はN-2.5°-Eを示す。

遺構の位置からしてSB104とSB105の間の目隠し屏の性格のものであろう。

SA100 (第140図)

検出状況 SB90の西、JQ-JR-83区より検出された柱穴列である。柱穴掘り方は60×40cmの不整長方形を呈し、小さな抜き穴が付いている。そのため正確な柱間隔は不明であるが2m前後と推定される。方位はN-4°-W前後であろう。

SA122 (第147図)

検出状況 第9次調査で台地中央部のJJ-JK-57区より検出された南北に並ぶ3個の柱穴跡である。柱穴の掘り方は約1.1mの方形又は円形を呈し、楕円形の小さな柱痕が見られる。

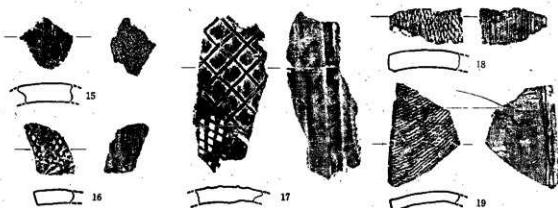
柱間隔 柱間隔は南より2.1m+2mであり7尺と考えられる。方位はN-10°-Eを取る。



第142図 SD109出土瓦

(36)

第4章 発見遺構

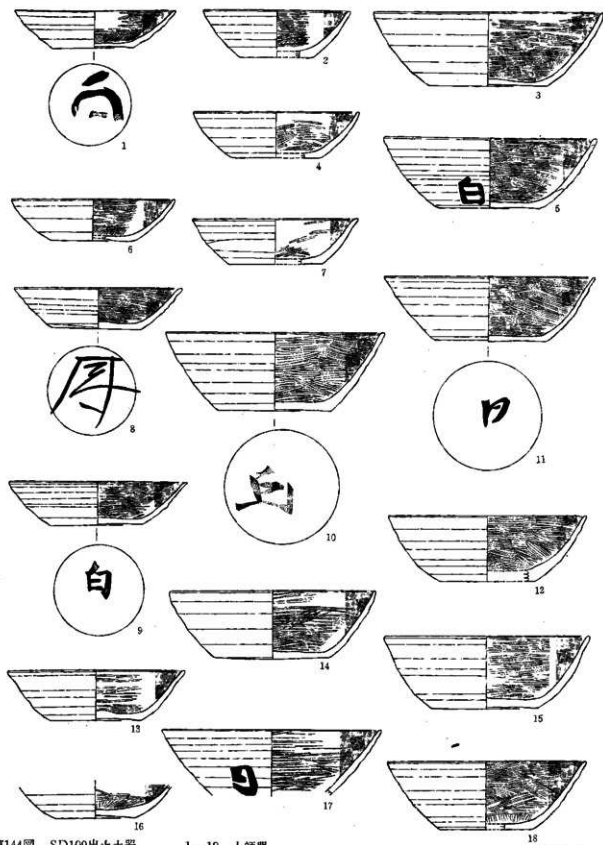


第143図 SD109出土瓦

(縮尺1/2)

第14表 SD109出土土器

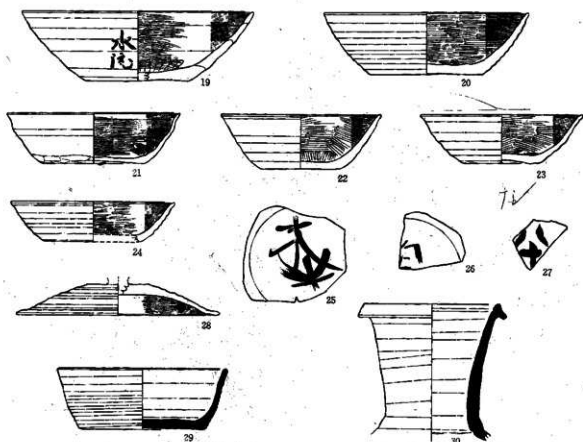
図・番号	名称	形状	法 量 (単位 cm)							質 量		備 考
			口 径	胴 径	口 縁 高	口 縁 厚	口 縁 内 径	口 縁 外 径	口 縁 厚	外 面	内 面	
144-1	土師器	杯	12.7		6.4	3.1				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-2	〃	〃	11.6		5.8	3.8				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-3	〃	〃	18.2		5.9	9.4				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-4	〃	〃	13.1		7.0	3.7				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-5	〃	〃	16.8		8.0	5.6				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-6	〃	〃	13.0		6.6	3.3				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-7	〃	〃	13.2		7.4	3.6				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-8	〃	〃	13.4		7.1	3.3				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-9	〃	〃	17.4		9.0	6.2				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-10	〃	〃	17.6		8.8	5.2				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-11	〃	〃	14.1		7.4	3.5				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-12	〃	〃	16.5		9.1	5.4				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-13	〃	〃	15.8		7.5	5.2				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-14	〃	〃	14.1		7.2	4.1				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-15	〃	〃	16.2		8.4	6.8				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-16	〃	〃			6.4					ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
144-17	〃	〃	18.2							ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
144-18	〃	〃	15.9		7.4	5.4				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
145-19	〃	〃	18.4		9.0	5.5				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	黒色「白」
145-20	〃	〃	16.4		9.0	4.9				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
145-21	〃	〃	13.7		8.2	4.0				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
145-22	〃	〃	12.8		6.2	4.3				ロクロ, 内面ヘラケズリ	ミダキ	
145-23	〃	〃	13.0		6.0	3.8				ロクロ	ミダキ	
145-24	〃	〃	12.9		7.4	3.2				ロクロ	ミダキ	
145-25	〃	蓋	16.0		2.5					ロクロ	ミダキ	
145-26	〃	杯 破片										黒色「木」+文字
145-27	〃	〃										黒色「白」
145-28	〃	〃										黒色「白」
145-29	須恵器	杯	13.3		9.6	4.9				ロクロ	ロクロ	
145-30	〃	長 頸 壺	11.0	7.4						ロクロ	ロクロ	



第144図 SD109出土土器

1~18 土師器

(縮尺)



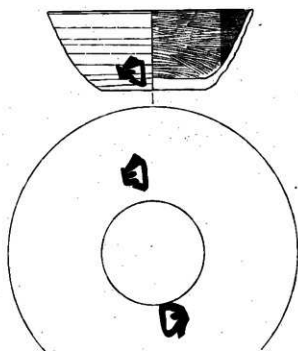
第145図 SD109出土土器 19~28 土師器 29・30 須恵器 (縮尺 $\times 6$)

検出状況
プラン

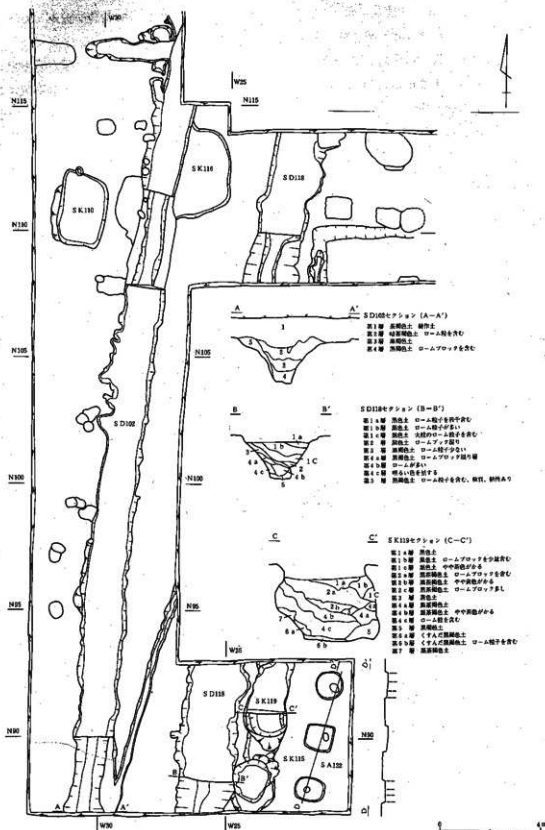
SD109 (第81図, 第66~68図版)
第9次調査で台地の中央部, SB105
の北側で検出された溝跡である。

上部は攪乱を考えられるフワフワの
黒色土の覆土を有する溝状の掘状の掘
り込みにより切られている上幅・深さ
は不明である。深さ40cm~80cm ある
この掘り込みの覆土を除去した段階で
上面幅1.2m, 底幅90cm, 深さ45cmを
測るが, SB105等の検出面から考え1.2
m~1.3mの深さはあったものと考え
られる。

この溝はSB111, 112を切っており,
SB105の北約1mに並行するもので,
溝の西端部はSB105の西より1間目



第146図 SD102出土土器 土師器 (縮尺 $\times 6$)



第147図 SD102, SD118, SA122, SK110, SK115, SK119

付近で途切れているが、北半分が調査区外のため曲がるかどうかは不明である。又、SB105、121などの東側で攪乱が深くまで及んでおり、底面5 cm～6 cmを残すのみであり、溝全体の方向、深さなど不明な点が多い。

出土遺物 遺物は瓦では平瓦Ⅰ類5点、Ⅲ類1点、Ⅳ類4点が出土している。土器は検出面でロクロ土師器杯1類11点、2類4点、3b類1点、5b類1点、高台付杯1点、壺口縁部破片3点、その他に杯・壺の体部破片、須恵器杯で底部の大きな1類1点、長頸壺の頸部1点が出土している。これらの土師器杯1類2点に「白」、「全」の墨書がある。溝内からはロクロ土師器杯1類37点、2類2点、5b類1点、ロクロ調整の甕1点、壺口縁部7点、高台付杯3点、他に杯・壺の体部破片が出土している。墨書は「白」4点、「厨」、「水院」、「李」が各1点ずつ半読できた。土器はすべてロクロ調整土師器杯1類である。

SD102 (第147図, 第99図版)

検出状況 台地中央部、SB105の東約7 mで検出された南北に走る溝跡である。

遺構検出面は黒色土が攪乱を受けており、地山の黄色ロームとの漸移層となっている。遺構の北半部でSK116を切っている。

プラン この溝は上幅1.4m～1.7m、底幅30cm～50cm、深さ1.4mの箱葉研形を呈し、ほぼ一直線で南北132mにわたり検出されている。方位はN-8°-Eを指す。覆土は自然堆積と考えられる状態でローム粒を含むやや軟質の茶褐色～黒褐色が堆積している。

出土遺物 覆土中からは中世陶器大甕の破片、馬の歯が出土している。又、このSD102東に同じようなSD118が並行して走っており、内側の肩の間隔は2.8m～3.3mを測る。この2本の溝に挟まれた間の道路で、SD102、118はその側溝と考えることができる。

SD118 (第147図, 第99図版)

出土遺物 SD102の2.8m～3.3m東側に並行して検出された溝跡であり、遺構検出面はSD102と同様黒色土と黄色ローム層の漸移層上面である。

プラン 溝の上幅は1.8m～2.3m、底幅30cm～50cm、深さ約1.7mの断面は箱葉研形を呈し、方位はN-8°-Eを指している。

堆積状況 覆土は主として西方向からの流入による自然堆積と考えられる状態を示し、ローム混じりの黒色～黒褐色土が堆積しており、下層ほどローム粒が多くなる。

SK45 (第114図, 第79図版)

検出状況 第6次調査でSD42の南東コーナーを切って検出された方形の大形ピットでSK46を切っている東西2.8m、南北約3 mのややゆがんだ方形を呈し、壁はほぼ垂直に立ち深さ40～60 cmを測る。床面はロームを掘り込んだ平坦面であり、四隅に直径約30cmの柱穴が検出され、10～15cmの柱痕が見られる。

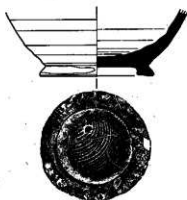
覆土はロームのわずかに混入した暗褐色土で、SD42の覆土と類似している。

出土遺物 覆土中からはロクロ調整土師器杯1類2片、体部破片が4片出土している。

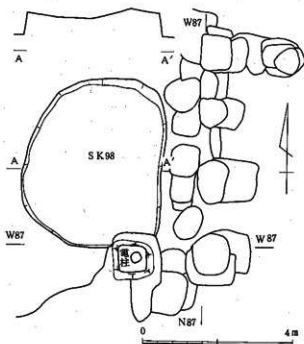
SK46 (第114図, 第79図版)

検出状況
プラン

SK45の南西に検出された方形の大形ピットで、北東コーナー部をSK45に切られている。また西壁北半部と北壁の一部は新しい溝に切られている。このため全体の形態は不明であるが東



第148図 SK98出土土器
須恵器 (縮尺1/2)



第149図 SK98

西3cmの方形を呈するものと推定さ

れる。

深さは約45cmで壁はほぼ垂直に立ち上る。床面は平坦なローム面であり、小ピットが4個検出されたが柱穴になるものではない。

出土遺物 覆土はSK45に類似したものであり、ロクロ調整土師器1類の破片1点、体部破片1点、須恵器甕片1片が出土している。

SK55 (第114図, 第79図版)

検出状況

SK46の北でSA47, SD42を切って検出された方形の大形ピットであるが、南半分は後世の溝に切られ全体の形態は不明である。

プラン

検出された部分では東西2.3m、深さ25cmを測り、壁はほぼ垂直に立っている。床面はSK45, 46と同様に平坦となっている。

SK98 (第148, 149図・第71図版)

検出状況

第8次調査でSB81の西側, SA82の北側、つまり門と櫓列が連結する部分の門の裏側付近から検出された大形のピットである。

プラン

遺構検出面は地山の黄色ローム上面であり、プランは東西4.45m、南北3.75mの楕円形に近い形を呈している。

出土遺物

埋土は砂利を含む黒褐色土であり、埋土中から土師器片、須恵器片、円面碗の脚の破片が出土している。土師器はロクロ調整の杯片29片、非ロクロで外面のみ段のあるもの2片、ロクロ調整鉢1片、高台付杯4片が出土している。杯の底部破片は1類5片、2類6片、5b類5片である。

SK110 (第147・150図, 第99図版)

検出状況 第9次調査で台地中央部のJR-60区より検出された方形のビットである。

プラン 2.7m×1.9mの南北に長い不整形のプランを有し、深さは20cmを測る。覆は一層で黒褐色のやや軟質土で、完形の長頸壺1点、ロクロ調整土師器杯1、類破片2片が出土している。

SK115 (第147図)

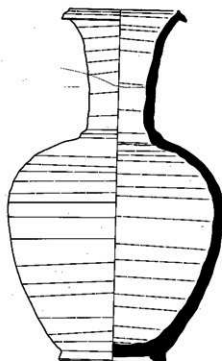
検出状況 台地中央部, SA122の西からSK119の南に検出されたビットである。

プラン プランは直約1.5mの不整形円形を呈する。覆土はローム粒の混入した黒色軟質土である。土取り穴と考えられるものである。

SK117 (第152図・第 図版)

検出状況 第9次調査で台地中央部のJQ・JR-52~54区より検出された溝状のビットである。

プラン 上幅3.3m, 下幅3m, 深さ80cm, 長さ7m以上を測り、壁は約40cm程抉られておりオーバーハングしている。覆土はほぼ黒一色の軟質土であり、壁付近には一部ロームの大ブロックを含む部分も見られる。大形の土取り穴と考えられる。



第150図 SK110出土土器
須恵器 (縮尺1/4)

第15表 SK110出土土器

図・番号	名称	形状	法 量 (単位cm)							調 整			備 考
			口 径	頸部径	胴 径	底 径	器 高	体部径	高台径	高台高	外 面	内 面	
1	須恵器	長頸壺	8.7	5.4		8.4	28.0	17.2			ロクロ、調整ヘタズリ	ロクロ	

SK119 (第147図)

検出状況 台地中央部, SA122の西でSK115と並んで検出された長円形のビットである。プランは東西1.7m, 南北2.8~3mの不整形長円形を呈し、壁はオーバーハングし、深さ約1.5mを測る。覆土はローム混り黒色土が主で、遺物は出土していない。土取り穴と考えられるものである。

SI44 (第153図, 第79図版)

中宿・古寺地区の台地中央から西に寄った部分から第6次調査で検出された竪穴住居跡である。

検出状況 遺構検出面は地山のローム面であり、東半部を南北にSA47に、東壁の一部をSD42、北壁の一部をSD43にそれぞれ切られている。

プラン 西壁部が調査区外だったため正確なプランは不明であるが、南北が6.0m, 東西が5.8mまで検出されており、おそらく1辺6mの方形プランになるものと推定される。検出された各

壁の方位はそれぞれ真東西、南北を指している。

壁・床面 壁の残存は悪く東壁で最大12cm、南壁・北壁で10cm～15cmを残すのみである。覆土も1層のみでローム小ブロック・焼土粒を含む暗褐色土である。北壁中央近くの床面中央近くの床面直上からは焼土の広がりが検出された。

床面はローム混じり暗褐色土を叩き占めた貼り床で約2cmの厚さをもっている。貼り床の下はロームを掘り込んだ面で、全体にかなり細い凸凹が見られる。

カマド カマドは検出されなかったが、焼土の散布状況からみて北壁中央部にあったものがSD43, SB50に切られたものと考えられる。

出土遺物 遺物は覆土・床面から体部外面に段のある丸底の内黒土師器杯が出土している。SI60（第154図、第88図版）

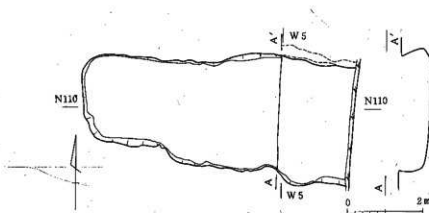
検出状況 第6・10次で調査された竪穴住居跡であり、SB126・128, SX129と重複した位置より検出されている。

この遺構付近は耕作がかなり深くまで及んでおり、旧表土と考えられる黒褐色土層はすでに擾乱されており、遺構検出面は黒褐色土層と地山ロームとの漸移層である。SI60はSB126, 128, SX129に切られており、この部分では一番古い遺構である。



第151図 SK116出土瓦

(縮尺)



第152図 SK117

第4章 発見遺構

プラン 検出されたのは遺構の東側約1/3であり全体プランは不明であるが、南北約5.5mで東壁中央部にカマドを有する方形に近いプランを呈すると考えられる。東壁の方向はほぼN-3°-Eを指し、煙道はこれに直交している。覆土の厚さは約10cmあり、ローム粒・若干の焼土粒を含むやや軟質の黒褐色土I層からなる。

壁・床面 壁は東壁と南東コーナーのみ検出したが、ほぼ垂直に立ち上り、床面より約10cm程の深さを測る。床面は硬くしまりほぼ平坦で、東壁沿いに20cm~25cm幅のらしき溝があり、ローム粒混じりの暗褐色土が埋まっている。

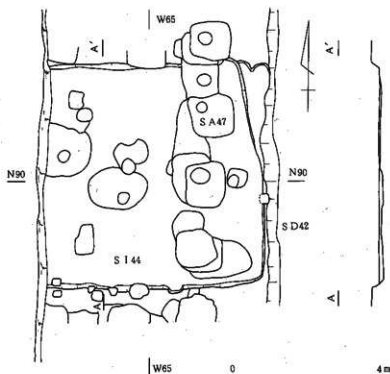
出土遺物 遺物はカマド右の床面から土師器杯2点が出土している。これらは内黒で丸底の杯で、1は深い形で外面口縁部には横ナデ、底部にはケズリが加えられている。2は口縁が内湾気味に立ち上り、底面は平底風を呈し、口縁と底部の間には沈線風の段があり、その上は横ナデ、下はケズリとなっている。

SX89 (第90図, 第69図版)

検出状況 第8次調査でSA47・82に区画された内側、SB90・91の南側、SB85の東側で検出されたところのややゆがんだ長方形を呈する遺構である。

遺構検出面は地山の黄色ロームの面であり、SB87・88及びビット群により切られている。

プラン プランは東辺5.2m, 西辺4.6m, 南・北辺7.6mの不整長方形の掘り込みであり、壁はほぼ垂直に立ち上り深さ47cmを測る。壁から底面には丸味を帯びながら移行し、底面には小さな凸凹が多く見られる。覆土は2層に分かれ、上層はロームブ



第153図 SI44

ロックを含む軟質の黒色土、下層はロームブロック層からなっている。

出土遺物 遺物は平瓦Ⅲ類の破片が1片出土している。

SX92 (第95図, 第72・73図版)

検出状況 第8次調査でSA47・83に区画された内側のSB90・91の東半分とその東側に当たる部分より検出された遺構である。遺構検出面は地山の黄色ローム上面であり、SA93を切り、SB90・

91に切られている。

プラン プランは東西11m以上、南北12.5mの方形又は長方形の掘り込みであり、壁は80°～90°で立ち上っており、深さは74cmを測る。覆土は2層に分かれ、上面はやや軟質な黒色土、下層はロームブロック混じり土と黒色土で虎シマ状になっている。方位は西辺で真北を取っている。

出土遺物 遺物は覆土中より平瓦Ⅲ類の破片が1点出土している。

SX97(第97図・第 図版)

検出状況 第8次調査で台地西側の県道沿いから検出された遺構である。

遺構検出面は地山の黄色ローム面であり、SB96・99に切られており、この部分では一番古い遺構である。

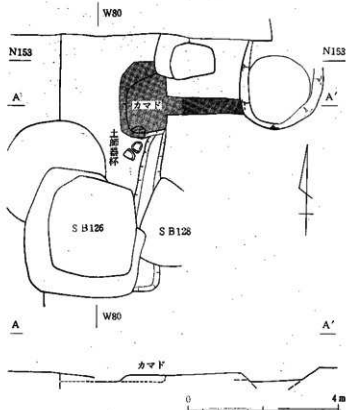
プラン プランは東西7.38mの長方形を呈し、南北は4.1mを検出したが北の延長は調査区外でありその部分は県道により切られており、本来は方形ないし長方形であったと考えられる。

埋土は混じりの少ない軟質の黒色が全体に均一に見られ、つき固められたような様子は観察されなかった。方位は南壁で真西より1.5°北に振れている。

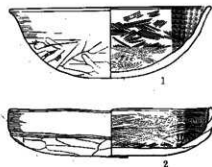
SX129(第157図・第75図版)

検出状況 第10次調査で台地の北西、県道の北方、SX130のすぐ北で検出された遺構である。この遺構はSI60を切り、SB126によって切られている。

プラン プランは南北に長い長方形を呈し、南半部で東西3.6m、北半部で4.0mを測る。南北方向は7.8mを検したが、北はさらに調査区外へと延びている。方位は東壁でN-1.5°-E、西壁でN-1°-Eを指す。



第154図 SI60



第155図 SI60出土土器

(縮尺1/3)

第16表 SI60出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)								調 整		備 考
			口径	胴部径	胴径	底径	器高	胴部径	高台径	高台高	外 面	内 面	
155-1	土師器	杯	15.9				5.6	13.8			横ナズ、ハケメ、手押ヘラナズリ	ミガキ	青ロクロ
155-2	杯	杯	16.3				3.7	15.9			横ナズ、手押ヘラナズリ	ミガキ	黒黒「十」青ロクロ

壁は地山をほぼ垂直に掘り込んだもので、底面には凹突が見られ、一部では古いピットを切り、そのピットの上に蓋をするように埋めている。覆土はI層が軟質の黒色土、II層はI層にロームブロックの混じった層であり、南半部のI層上面の一部には焼土が混じった部分も見られる。この埋土には突き固められた様子は見られず、遺物も出土していない。

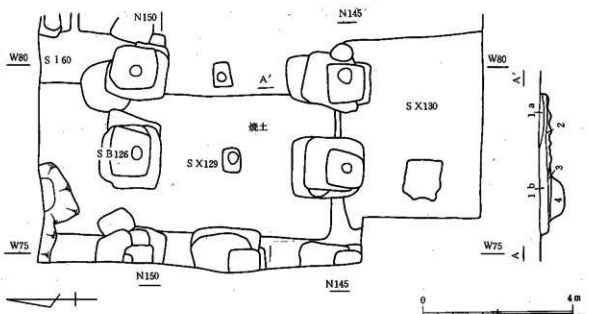
SX130 (第157図・第75図版)

第10次調査で県道の北、SX129のすぐ南に接するような形で検出された遺構である。

検出状況 遺構検出面は地山の黄色ローム層上の漸移層面であり、SB126の南側柱列によって切られている。

プラン プランは北辺がやや丸味を帯びた方形又は長方形を呈すると考えられ、東西は北辺近くで5.0mを測り、南北は3.75mまで検出したが、その南は調査区外であり、用水路により切られている。方位は東壁でN-5°-Wを指す。

覆土はSX129と同質の軟質黒色土であり、東半部の一部ではロームブロック混じり土が検出されている部分もある。
(木本元治)



SX129セクション (A-A')

第1a層 焼土混り黒色土 粒子細くやや粘性あり、焼土粒を含む
第1b層 黒色土 軟質、粒子細くやや粘性あり、細砂粒を若干含む

第2層 ローム混り黒色土 1b層に多くのロームブロックを含む
第3層 黒褐色土 やや硬質、粘性あり
第4層 暗茶褐色土 やや軟質、ローム粒を含む (古いピット)

第157図 SX129、130

第5章 出土遺物

第1節 瓦

10次にわたる関和久遺跡の発掘調査で出土した瓦は総数1871片を数える。これらのうち遺構から出土したものは前章に示したごとく少量で、多くは表土から出土している。本節ではこれらの瓦群を丸瓦、平瓦、軒丸瓦、軒平瓦、道具瓦の順に分類、検討を行ない最後に瓦の出土状況について触れることとする。なお、調査による出土資料は小破片が多く、十分な観察が不能な類もあるため、それらについては岩越二郎氏、藤田定市氏及び穂積国夫氏の収集資料及び、関和久窯跡、関和久上町遺跡、かに沢窯跡出土資料で補っており、各類の様式としてこれらの採集資料、関連遺跡出土資料を用いる場合もある。また、軒丸瓦、軒平瓦については関和久遺跡、借宿庵寺、関和久上町遺跡に共通する分類番号を付したことがあり、⁽¹⁾ 今回の報告でも、整理の過程で新たに加入した軒平瓦1種の他は同じ番号を用いることとする。

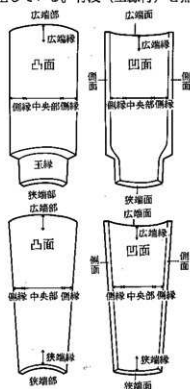
1. 丸 瓦

分類基準 丸瓦は明地地区で268片、中宿地区で50片、計318片が出土している。有段（玉縁付）と無段（行基）の両者があるが、出土資料に完形品がなく、ほとんどが小破片であるため、そのいずれかの判断が不可能な場合が多い。従ってここでは粘土素材の取り方及び凸面の調整、タタキの種類によって分類することとした。以下各類ごとに記述したい。なお、丸瓦の各部位の名称は第158図に示した。

丸瓦第Ⅰ類 第Ⅰ類（第168図1）

粘土板を素材とする桶巻き作りで、凸面をナデ、ケズリで調整するものである。有段、無段のいずれもあるが、狭端部資料以外では区分けができない。量量は、全形を知り得る資料が出土していないので不明な点が多いが、図示した関和久上町遺跡 SI05出土資料によれば広端部幅14.4cm、残存長27.8cmを測る。厚さは、1.2cm前後が普通である。

凸面の調整には回転を利用した横ナデ、縦方向のナデ、不定方向のナデが見られるが、切り合い関係では横ナデが最も古く、後二者はその後に行なわれたもの



第158図 丸瓦の部位名称

である。最初の横ナデで調整を終了しているものは全体の約30%を占め、他の多くのものはその後不定方向のナデを行なう。縦方向のナデは例外的なものである。側縁を縦方向のヘラズリで調整するものも少数ある。

凹面側縁は縦方向のヘラズリを行ない、布目は中央部付近に残されるが、まれに側縁のヘラズリが中央部にまで及ぶことがある。多くのものに斜めに走る糸切り痕跡が確認され、粘土の合わせ目、布の縦じ痕も観察されることがある。

側面はヘラズリで調整される。側面はヘラズリで2面に面取りされるのが普通である。広端、狭端面はヘラズリないしナデで調整される。

丸瓦第Ⅱ類 第Ⅱ類 (第168図2, 3, 第105図版)

粘土紐を素材とする桶巻き作りで、凸面をナデ又はヘラズリで調整するものである。有段、無段の両者がある。関和久遺跡出土資料は小破片だけであるため、以下第Ⅱ類の好資料である関和久窯跡3号窯出土品により観察結果を述べたい。

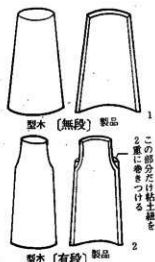
無段のものの法量は広端幅12~14.3cm, 狭端幅8.6~9.0cmを測り、全長は34.8cmよりは長いのが普通である。例外的に全長26.7cmを測る小型のものもある。凸面は回転を利用した横ナデで調整され、さらにその後縦方向のナデないしケズリが加えられることが多い。凹面には布目が残されるが、まれに凹面の全体を縦方向のヘラズリをするもの、部分的なヘラズリを加えるものがある。粘土紐の痕跡が観察されることがあり、糸切り痕跡は見られない。

有段のものは広端幅12.1~12.6cm, 玉縁部幅7.5~8.0cm, 全長40.9~41.5cmを測る。広端部幅と段の位置の幅の差はわずかで、玉縁部はほぼ円筒形を半載した形である。凸面の調整は回転を利用した横ナデが原則でその後縦方向のナデを加えられるものもある。玉縁の狭端に近い部分には縦方向のナワタキが残される。凹面には布目が残され、両側縁をわずかにヘラズリですり消す以外に特に調整されることはない。布の縦じ痕、粘土紐の痕跡が残されることがある。

製作の手順は無段、有段のいずれも、型木に粘土紐を巻きつけ、タキ(有段はナワタキ、無段は不明)を加えた後に回転を利用した横ナデで調整し、2分割するものである。調整の最終段階である縦方向のナデないしケズリは分割後に行なわれる可能性が高い。無段のものに用いられる型木は円堆台形を呈するもの(第159図1)で、有段のものには円筒形の上部をややすばませたもの(第159図2)を用いている。段は型木のすばんだ位置に粘土紐を二重に巻きつけ、横ナデの後にケズリで作り出している。

丸瓦第Ⅲ類 第Ⅲ類 (第169図4, 第105図版)

粘土板を素材とする桶巻き作りで、凸面にナワタキを残すものである。有段、無段の両者があるが、いずれも関和久遺跡



第159図 丸瓦の製作と使用する型木と製品

の調査では、全形に分かるものは出土していない。第169図4に示したものは関和久上町遺跡⁽³⁾SD03から出土したものである。広端部幅17cm、残存長31.5cmを測る。

凸面にはナワタタキが残されるのが通常であるが、部分的なナデが加えられるものがあり、まれに側縁を縦方向のヘラケズリで調整するものがある。まれに側縁にヘラ描きの縦線が認められる。

凹面は特に調整を行わず、全面に布目が残るものもあるが、通常は両側縁を縦方向のヘラケズリで調整し、中央部に布目が残される。無段のものの狭端縁は横方向のヘラケズリで調整される。瓦の長軸に対して斜方向の糸切り痕跡がしばしば認められ、布の織り度も観察される。

両側面はヘラケズリで調整される。側面は凹面側縁のヘラケズリのため、通常は2面に面取りされるが、凸面側縁にヘラケズリが行なわれる場合は3面となる。広端面及び狭端面もヘラケズリで調整される。無段のものの狭端面は凹面狭端縁のヘラケズリのため2面に面取りされる。

2. 平 瓦

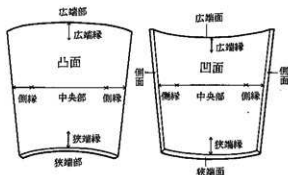
明地地区で1150片、中宿地区で331片が出土している。丸瓦と同様に全形に分かる資料は出土しておらず、分類の基準は粘土素材のとり方、成形の方法、凸面の調整あるいはタタキの種類によることとした。以下各類ごとに記述していきたい。なお、瓦各部位の名称は第160図に示したとおりである。

平瓦第Ⅰ類 第Ⅰ類 (第169図5～7, 第105図版)

粘土板を素材とする桶巻き作りで、凸面をナデないしケズリで調整するものである。全形を知り得る資料が出土しておらず、法量は不明である。平面形は通常のものと同様に台形状を呈するが、ほとんどのものが側端部と狭端部(判定不能のものがあり、広端部の可能性もあるかもしれない。)が接するコーナーの部分を小さく隅切りをしている(第162, 163図)。

凸面の調整には回転を利用した横ナデ、縦方向のヘラケズリ、不定方向のナデの3種類がある。調整の下に荒いハケ目状の痕跡が見られることがあり、ナデ又はケズリ調整の前にハケ目による調整を行なっている可能性が高い。タタキが行なわれているかどうかは判然としない。

凹面は全面をナデないしケズリで調整することもあるが、多くは部分的な調整にとまっており、布目が残されることが多い。杵板圧痕はほぼ7割程度のもに観察される。杵板の幅は2cm前後のものが多い。糸切り痕跡も約半数に見られる。瓦の長軸に対して斜方向のものが多いが、直交するもの



第160図 平瓦の部位名称

もある。粘土板の合わせ目、布の綴じ痕も観察されることがある。布の綴じ方は第161図に示したように上に重なる布の端部を折って縫い合わせに上で、折られて二重になった部分の端と下になる布とを糸で1回ないし2回かがり縫いをするものである。

両側面はヘラケズリで調整され、2ないし3面に面取りされる。広狭両端面もヘラケズリで調整されることが多いが、ナデの場合もある。広端面には乾燥の段階の痕跡と思われる細い棒状のものの圧痕が見られることがある。

第Ⅰ類は凸面の調整の種類によって、Ⅰ-a類、凸面を回転を利用した横ナデで調整するもの、Ⅰ-b類、凸面を縦方向のヘラケズリによって調整するもの、Ⅰ-c類、凸面を不定方向のナデによって調整するものの3類に細分される。



第161図 布の綴じ方

平瓦第Ⅱ類 第Ⅱ類 (第170図8, 第105図版)

凸面に布目および杵板圧痕が残るものである。完形品は出土しておらず狭端部の幅は不明であるが、広端部幅30.5cm、全長42cmを測るものがある。狭端部は広端部よりやや狭いが大きくは変わらないようで、平面形は長方形に近い。



第162図 平瓦狭端部の限切り

凸面の布目は部分的に、杵板の圧痕を消すことを意図したかのような縦方向のケズリですり消されることが多く、まれに全面を縦方向のヘラケズリをするもの、あるいは全く調整されないものもある。杵板の圧痕の幅は1.5cm前後のものが多く、第Ⅰ類凹面に見られる杵板圧痕に比して凹凸が激しいように思われる。布目の上には著名な大和川原寺跡出土資料と同様のいわゆる釘頭状の痕跡が規則正しく並んでいる(第164図、第108-1図版)。この痕

跡には川原寺例と同様にくぼんだものと突出したのが見られる。前者を反転した状態で観察すると(第108-2図版)、糸が布の下から布の上にいったん出て、また布を通して下にもぐり出る状態であることが分かる。糸が布の上に出ている部分以外には布の下にも糸が存在するような痕跡はなく、糸は杵板に小孔をあけ、裏にまわされていると考えられる(第167図)。後者も基本的には同様のものであるが、布が引|張られた場合に糸で留めた部分の回りがしなり、相対的に高くなるために、



第163図 平瓦第Ⅰ類 限切り部分拓影

(縮尺1/6)

るものである。また糸で留めた部分の布が破れたために同様の現象が起きることがある。この糸で留めた痕跡は第164図のように枰板痕跡の上に(枰板と枰板との間ではない)数cmおきに認められる。また布の縦じ痕(第164図)、粘土の合わせ目(第166図)が認められることがある。布の縦じ痕は第Ⅰ類の凹面に見られたものとまったく同じものである。粘土の合わせ目にはしばしば糸切り痕跡あるいは糸切り痕跡が反転した状態のもの(第166図)が認められ、第Ⅱ類が粘土板を素材としたものであることが分かる。また、この合わせ目が剥落した場合、接合面に布目ないし布目の陽型が残される場合がある(第165図)。

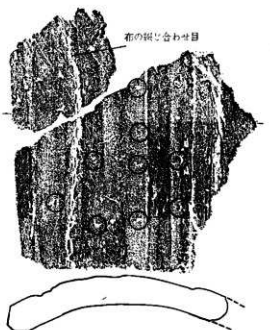
凹面は基本的に回転を利用した横ナデで調整されるが、その後縦方向のナデないしケズリで調整されることも多い。

側面はヘラケズリされ、3面に面取りされる。広端、狭端面はナデないしヘラケズリで調整されるがまれに無調整のものがある。

製作方法 第Ⅱ類のいわゆる凸面布目瓦の製作方法については一枚作り説⁽⁵⁾と桶の内巻き作り説⁽⁶⁾、開閉可能な桶型使用の内巻き作り説⁽⁷⁾に分かれているのが現状であるが、本遺跡出土資料については粘土の合わせ目及び合わせ目の破面に見られる糸切り痕跡ないしその陽型の存在から、粘土板素材の一種の桶巻き作りであって一枚作りとは考えられないことはすでに関和久上町遺跡の報文⁽⁸⁾で述べたとおりである。今回の整理を通じて再度製作技法を検討した結果、未だ不明な点もあるが一応の推定をするに至った。以下推定された桶型の構造、製作手順について述べてみたい。

桶型の構造 まず、製作に使用される桶型の構造を考えてみたい。前述のように一枚作りとは考えられない以上、凸面の枰板圧痕、布目は素材である粘土板が少なくとも成形のある段階では円筒形ないしは截頭円錐形の桶型の内側に密着されていたことを示している。第Ⅱ類の平面形は長方形に近い。従ってこの時点での桶型は円筒形に近い形態であろう。

ところで桶型の内側には布が第167図に示したような形で、糸によって枰板上に留められており、布の末端は縦じられている(第167図参照)。通常の桶巻き作りと違い、固定した桶型を想定した場合、布は輪状に作られていると考える他はない。実際に桶型の内側に布を固定する作業は、あらかじめ糸を通すための小孔を穿ってある板に布を端から順に糸を通して留めてゆき、最後に布の端部を縦じるか、逆に輪状



第164図 釘頭状の痕跡

(横尺)

に作った布を桶型の内側に置いて、桢板上に糸で留めていく二種類の方法が考えられる。しかし固定した桶型を考えた場合、いずれの方法でも桶の内側で布を桢板上に留める作業及び布の末端を綴じる作業にはかなり苦しい姿勢が要求されるし、後者の場合にはそれに加えて桶型の内周とまったく同じ輪状の布を作ることは事実上難しいように思われる。(布の綴じ痕の部分で布があまったり、短くて引っ張られたりした状態を示すものはない。)また粘土板の合わせ目に布目あるいは布目の陽型が見られる場合があることは先に述べたとおりで、このことは粘土板の凸面側全面がいったん布の上に置かれたことを示している。このような現象は、やはり固定された桶型では考えにくいと思われる。

以上のように固定された桶型を想定した場合、諸痕跡との矛盾点が多く、大脇謙氏の復元案⁽⁷⁾と同様の開閉式のしかも開いた場合すのこ状の形態になる桶型を想定するに至った(第167図)。この場合粘土合わせ目の布目あるいは陽型は、すのこ状になった桶型上に粘土板を乗せた後に桶型を円筒形に組んだ時点でいったん布に密着された粘土板の一方の端部を布から離し、他方の粘土板の端部の上に重ねる場合の痕跡として理解されよう。また桢板上に布を留める作業も固定式の場合よりもはるかに容易であろう。また布は第167図のように、すのこ状の桢板に被されており、布の末端を綴じるとともに布の側端(桢板の上下)も綴じられていた可能性が強い。

製作手順 さて、これらの推定をもとに瓦の製作手順を以下のように復元した。

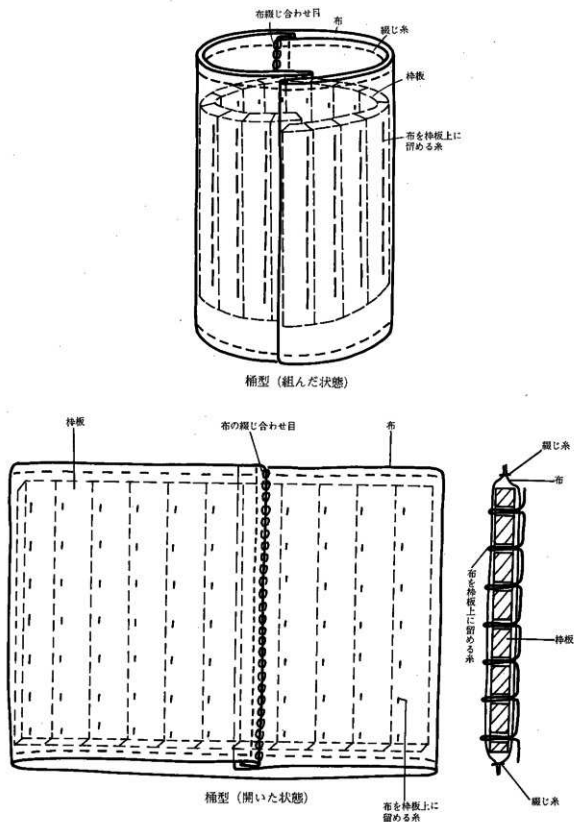
- a 粘土板を切りとる。
- b 開いてすのこ状にした桶型上に粘土板を乗せる。
- c 回転台状に乗せ、桶型を円筒形に組む。
- d 凹面を回転を利用してナデで調整する。
- e 粘土円筒を回転台からはずし、桶型を開いて粘土円筒からはずして乾燥する。
- f 粘土円筒を分割する。
- g 凸面のヘラケズリ、



第165図 粘土板の接合面上の布目



第166図 粘土板の合わせ目



第167図 平瓦第II類製作に用いる桶型推定復元図

凹面のナデ、側面の面取り、広端、狭端面のヘラケズリ等の二次的な調整を行なう。

h 焼成。

以上のような製作手順の推定によれば先に見た製作過程を示す諸痕跡を一応矛盾なく説明することが可能である。しかし桶型を開閉する方法等不明な点もあり、なお検討の余地は多いと思われる。ところでこの方法には桶型上に布を糸で留めるなど複雑な要素もあるが一方では能率的な側面もある。通常の桶巻き作りでは、粘土円筒に布が密着した状態で桶型からはずされるため、粘土円筒から布をはずす作業が必要となり、さらに次の瓦の製作時にはもう一度桶型上に布を被せるか巻きつけることが必要であるのに対して、この方法では桶型を開いた時に簡単に粘土円筒から桶型と布とを同時にはずすことができ、そのまま桶型は次の瓦製作に使用することができる。もちろん桶型から粘土円筒をはずす労力も固定式の場合に比して少ないであろう。

平瓦第Ⅲ類 第Ⅲ類 (第170図9～13, 第106図版)

凸面に格子ないしX形のタタキを残すものである。第Ⅲ類の出土量はわずかで、19片を数えるにすぎない。従って法量、平面形共に不明である。

凸面はナデで調整された後にタタキが加えられる。タタキの後に調整されることは少ないがまれにナデないしヘラケズリされることもある。

凹面には布目が残され、ほとんど調整されない。多くのものに幅1.5cm～2 cmの枠板圧痕が観察される。

タタキの種類によって、Ⅲ-a類、比較的小型の斜格子を密に残すもの、Ⅲ-b類、比較的大型の斜格子をまばらに残すもの、Ⅲ-c類、大型のX形、Ⅲ-d類、X形の連続に大きく分けられるが、各々のタタキの形、大きさにヴァリエーションがあり、さらに細分される可能性がある。また第170図13に示したようにⅢ-a類のタタキとⅢ-d類のタタキが同一の瓦に用いられることもある。各々の製作技法は資料の量的な制約もあって判然としないものが多いが、Ⅲ-b類には糸切り痕跡が認められ、粘土板素材の桶巻き作りと判断される。また、Ⅲ-a、c類、Ⅲ-b類は割れ口から見て粘土紐素材の桶巻き作りの可能性がある。なお、Ⅲ-d類は後で見ると矢吹町かに沢窯跡の製品と考えられる。

平瓦第Ⅳ類 第Ⅳ類 (第170図14)

凸面にナワタタキを残す粘土板素材の桶巻き作りのものである。関和久遺跡の発掘資料では1点のみの出土であるが、借宿庵寺では比較的多く出土しているようである。出土資料が小片であるため、法量、平面形は不明である。第170図に示した資料では第Ⅰ類と同様に側端部と狭端部が接するコーナーの部分小さく隅切りしている。

凸面にはナワタタキを残すだけで特に調整はされない。ナワタタキは後述する第Ⅴ類に比してまばらな傾向がある。

凹面には布目が残され、枠板圧痕が観察される。側縁はナデで調整される。

側面はヘラケズリで調整され、2面に面取りされる。狭端面もヘラケズリで調整される。

平瓦第Ⅴ類 第Ⅴ類 (第171図15・16, 第107図版)

凸面に密なナワタタキを残す粘土板素材の一枚作りのものである。法量にはバラつきがあるがおおよそ広端部幅27~29cm, 狭端部幅22~25.2cm, 全長32~43cmの間に収まる。広端部幅と狭端部幅の差は大きいもので5cm前後から、小さいもので2cmまであり、平面形も台形に近いものと長方形に近いものがある。

凸面には密なナワタタキが残されるのが普通であるがまれに両側縁, 広狭両端縁をヘラケズリするものがある。多くのものに瓦の長軸と平行するかあるいはわずかに斜交する糸切り痕跡が認められる。

凹面の中央部には布目が残される。大多数の両側縁, 広狭両端縁はヘラケズリで調整されるが, 広端縁のヘラケズリは省略されることがある。布の縦じ痕は認められないが, 狭端部に平行する布の折り返した末端及び側端部に平行する布の折り返した末端が残されることが多い。ただし後者は側縁のヘラケズリによって半ば消されていることが多い。約半数のものに糸切り痕跡が残されており, そのうちの多くは瓦の長軸と平行するかわずかに斜交するものである。

両側面はケズリで調整され, 凹面側縁のケズリによって2面に面取りされるものが多い。凸面側縁がヘラケズリされている場合には3面になるが, 数は少ない。広狭両端も同様であるが広端面は面取りされないものもある。

平瓦第VI類 第VI類 (第171図17, 第107図版)

凸面に平行線タタキを残す, 粘土板素材の桶巻き作りのものである。本類は今回の整理を通じて新たに検出されたものである。出土量はわずかで総数6片を数えるにすぎない。従って法量, 平面形共に不明である。第I類, 第IV類と同様側端と狭端部が接するコーナーの部分小さく限切りしている。

凸面には平行線タタキを密に残しており, 側縁をヘラケズリする以外には調整されない。タタキの平行線は叩き板の木目に直交して刻まれている。叩き板の幅は3.5cm前後である。

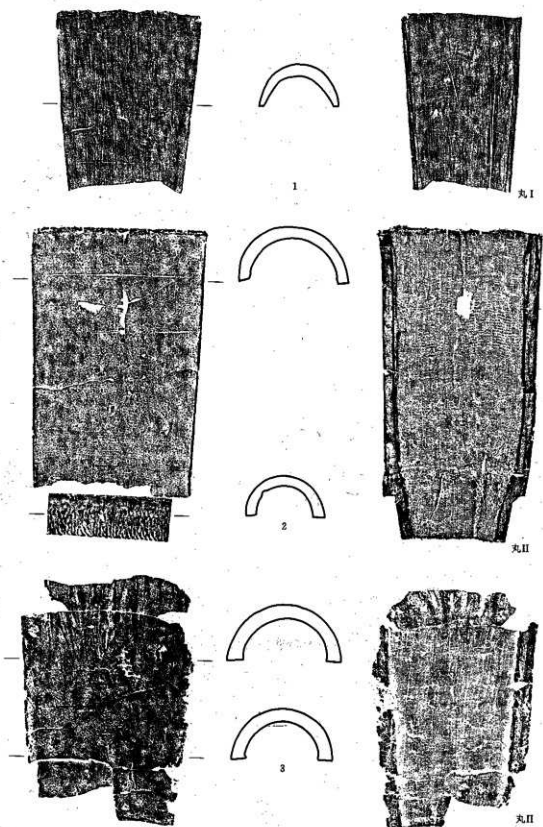
凹面には布目が残され, 調整されることは少ない。幅1.5~2cm程度圧痕が顕著に残され, 粘土の合わせ目, 布の縦じ痕, 斜行する糸切り痕跡が観察される。分割界面⁽⁹⁾が残されているものがある。

両側面はヘラケズリで調整され, 凸面側縁のヘラケズリによって2面に面取りされる。広狭両端面は特に調整されないようである。

3. 軒丸瓦

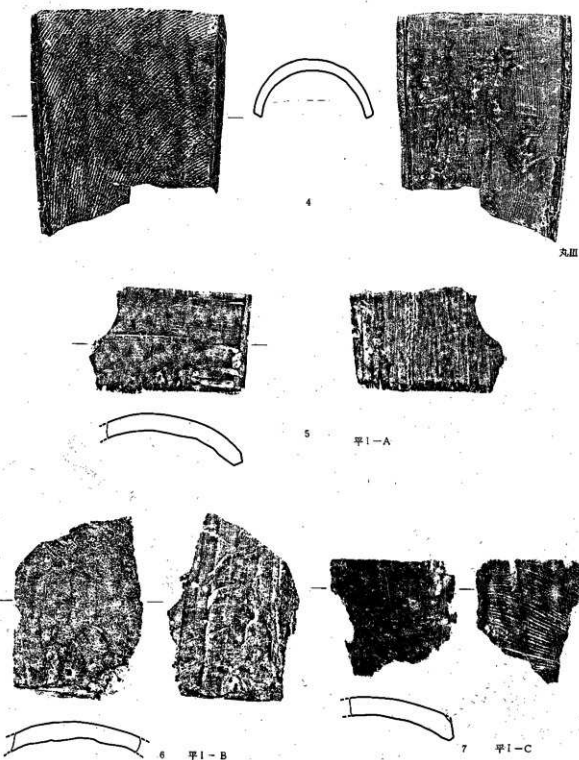
発掘調査によって出土した軒丸瓦は総数19点を数えるが, すべて破片であり文様構成の分かるものは少ない。ここでは過去に採集された資料も含めて関和久遺跡, 関和久上町遺跡, 借宿庵寺資料を合わせて分類する。

これらの遺跡群から出土している軒丸瓦の瓦当文様は複弁六葉蓮華文, 単弁八葉蓮華文, 重圈文, 細弁蓮華文に大別される。以下文様ごとに記述していく。なお, 関和久¹⁰における集成で使用した分類名称を()内に記し, 対照することとした。瓦各部位の名称, 文様要素の名称, 測点等は第172~175図に示した。



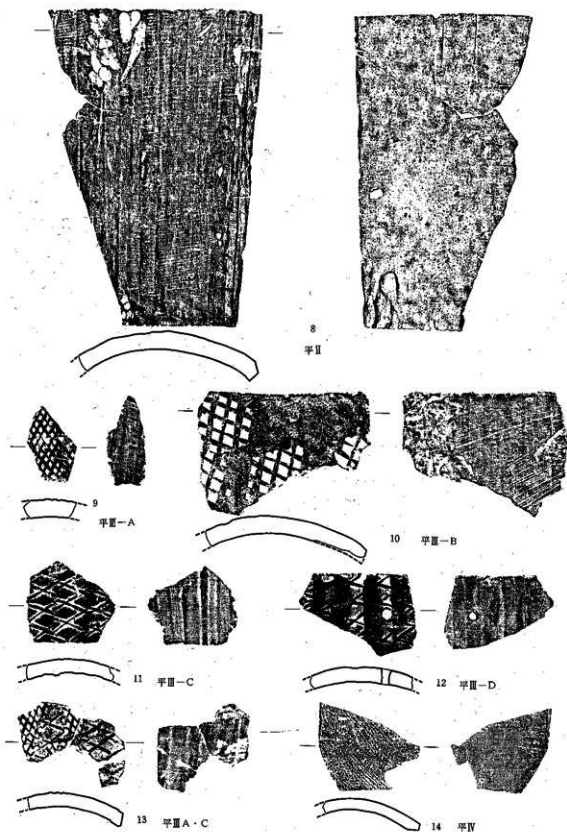
第168図 丸瓦各類拓影

(縮尺3/4)



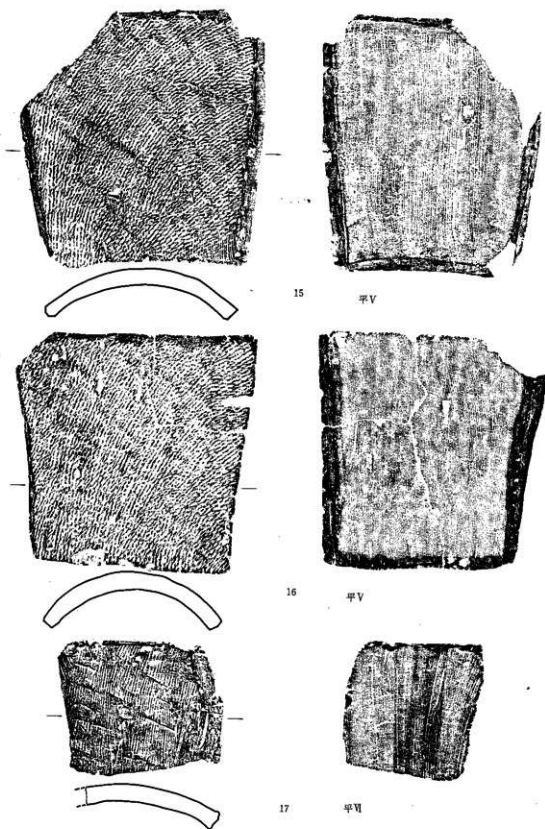
(縮尺)

第169図 丸瓦各類・平瓦各類拓影



第170圖 平瓦各類拓影

(縮尺1/4)



第171図 平瓦各類拓影

(縮尺1/4)

複弁六葉蓮華文軒丸瓦

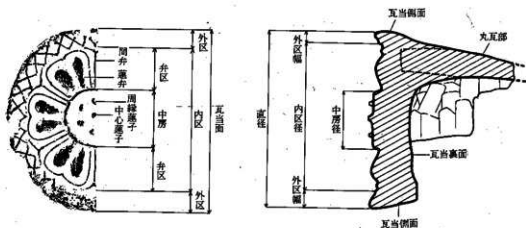
複弁六葉蓮華文のこれまでのところ1100, 1101, 1102, 1110, 1111の5種類の範が確認されている。これらの内1100, 1101, 1102の3種類は瓦当面の直径が異なる程度の違いであって、破片では識別が難しい場合がある。1110は間弁が蓮弁の周囲を包み込む点と特色があり1111は外区の浮文で識別される。

軒丸瓦1100 軒丸瓦1100(複弁六葉蓮華文第一類)は調査で4点出土しており、以前の収集資料を含めると関和久遺跡明地地区で6点、借宿虎寺で9点の出土が確認されている(第176図1)。瓦当面の直径18.5cm, 中房径6cm, 外区幅1.6cmを測る。瓦当文様は中房に1+6の蓮子, 弁区に六葉の複弁と間弁, 外区に連続する×形の浮文を配するものである。中房は周囲よりも約0.8cm突出している。蓮弁は幅5.7cmを測る大ぶりのもので縦断面は外区に近づくにつれてもり上がりが強くなる。間弁はY字形を呈し、細い隆線で表現される。隆線の断面は三角形を呈する。中心蓮子と周縁蓮子を結ぶ線は間弁の位置と一致する。外区は内区に向けて傾斜し、連続するX形の浮文を配する。瓦当側面の丸瓦との接合部分は縦方向のヘラケズリで調整される。瓦当裏面は丸瓦接合の後強いナデで調整している。

丸瓦部は有段、無段の別は不明であるが、凸面をナデで調整するもので、凹面には糸切り痕跡が見られ、丸瓦第Ⅰ類も判断される。

丸瓦との接合は、瓦当裏面に丸瓦広端部に対応する弧状の溝をうがち、丸瓦の広端部をさし込んだ後に上下に粘土を加える、いわゆる印籠つぎである。丸瓦広端部の凸面に縦方向のヘラ傷をつけるのが一般的である。

軒丸瓦1101 軒丸瓦1101(複弁六葉蓮華文第二類)は、関和久遺跡明地地区から4点、関和久上町遺跡から3点採集されている(第176図2)。復元直径15.5cm, 中房径5.0cm, 外区幅1.2cmを測る。1100に比して全体に小型であるが、文様構成、蓮弁、間弁の形態、断面形等多くの要素では共通している。中心蓮子と周縁蓮子を結ぶ線は蓮弁の中央部と一致しており、この点だけは1100と明瞭に異なっている。瓦当側面、瓦当裏面の調整、丸瓦との接合方法は1100と同様である。丸瓦部については良好な資料がなく、不明である。



第172図 軒丸瓦部位名称

軒丸瓦1102 軒丸瓦1102は、関和久上町遺跡から小片が1点出土している(第176図3)。法量は不明であるが蓮弁の幅は3.7cmと1101に比して1cm程小さくなっており、焼成時の収縮率の違いを考慮に入れても異范であると判断した。文様構成は不明であるが、蓮弁の形態から見て1100、1101と同様複弁八葉蓮華文である可能性が高い。蓮弁の縦断面は1100、1101と同様外区に近づくにつれて高くなるものである。外区は内傾し、連続するX形の浮文を配する。瓦当側面、瓦当裏面はナデで調整している。

軒丸瓦1110 軒丸瓦1110(複弁八葉蓮華文軒丸瓦第三類)は、調査によって明地地区から2点の破片が出土しており、同じ明地地区で完形品が1点採集されている(第176図4)。直径17.0cm、中房径5.8cm、外区幅1.7cmを測る。文様を構成する要素は1100と基本的に同じであるが、間弁先端が延びて蓮弁を包み込む点に最も大きな特徴がある。中房には1+6の蓮子が配されるが、中心蓮子が周縁蓮子に比べてやや大きく作られている。蓮弁の縦断面はもり上がりにかかけ、比較的平板である。外区は内傾し、連続するX字形の浮文を配するが、配置は乱れており、X字形にならずV字形に近い部分もある。

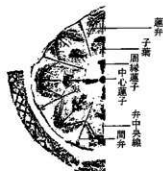
丸瓦との接合は印籠つぎである。瓦当の厚さは最大6.4cmを測り、他に比べて著しく厚い。瓦当裏面は強いヘラケズリでくぼませている。

軒丸瓦1111 関和久上町遺跡から1点採集されている(第176図5)。小破片であるため法量は不明である。文様構成は不明であるが蓮弁の形から見て複弁八葉蓮華文である可能性が高い。蓮弁の縦断面は比較的平坦で、全体的に平板な文様になっている。間弁はV字形の先端と直線の部分に分かれている。外区は内傾し、浮線でV字形、直線がほぼ交互に配されるが、配置はやや乱れており、大きさも不揃いで、内区にはみだしている部分もある。瓦当裏面はヘラケズリで調整されている。

単弁八葉蓮華文軒丸瓦

単弁八葉蓮華文を瓦当文様とする軒丸瓦では1120、1121、1122、1140、1150、1151の6種類の范を確認している。これらの内1120番台の3種類は従来たびたび指摘されているように宮城県多賀城跡¹⁰⁾、陸奥国分寺跡等で出土している重弁八葉蓮華文軒丸瓦と文様構成、文様の各部位の形等多くの要素で共通点を見出せるものである。

軒丸瓦1120 軒丸瓦1120(重弁八葉蓮華文第二類¹⁰⁾)は調査では出土しておらず、これまでに関和久上町遺跡で4点採集されている(第176図6)。直径15.5cm、中房径4.2cm、外区幅1.5cmを測る。中房は約0.9cm突出し1+4の蓮子が配される。中心蓮子は円形を呈するが、周縁蓮子は楔形を呈し、先端を中心蓮子に向けている。中心蓮子と周縁蓮子を結ぶ線は蓮弁の弁中央線と一致する。八葉の蓮弁の幅は各々3.5cm前後であり、各々にやや大きめの子葉が重ねられている。縦断面は子葉、蓮弁共に外方にくにつれて高く反り返り三角形状を呈する。弁中央線及び蓮弁の突端から左右の間



第173図 単弁八葉蓮華文軒丸瓦文様部位名称

弁の中程とを結ぶ微隆起線が明瞭に認められる。間弁は銀杏形を呈し、端部は延びて蓮弁の外側を囲んで隣の間弁と接続する。断面は三角形状である。外区は外側の平坦面と内側の内傾する面とに分かれ、内傾する面には連続するX形の連続する浮文が配する。

丸瓦との接合方法は複弁八葉蓮華文軒丸瓦と同様印籠つぎであるが、丸瓦部の広端にはヘラ傷は認められない。瓦当側面、瓦当裏面はヘラケズリで調整されている。瓦当側面には範のあたりが観察される。

- 軒丸瓦1121** 軒丸瓦1121(重弁八葉蓮華文軒丸瓦第二類)は関和久上町遺跡で1点採集されている(第176図7)。直径19.4cm, 中房径4.3cm, 外区幅2.0cmを測る。文様構成は1120と基本的に一致しており、特に弁区の間弁はほぼ同じである。違いは中房及び外区に認められる。中房はほとんど突出せず、圏線を巡らすことで区画している。1+4の蓮子が配される。中心蓮子、周縁蓮子共に円形を呈し、大小はない。中心蓮子と周縁蓮子を結ぶ線はほぼ間弁の位置と一致する。外区は平坦で範からはずした後にヘラケズリで調整している。本来は連続するX形の浮文があったのかもしれない。瓦当側面、瓦当裏面はヘラケズリで調整されている。中房の部分には平行する木目が観察され、範は柾目材で作られていたことが分かる。

- 軒丸瓦1122** 軒丸瓦1122は関和久上町遺跡から1点出土している(第177図8)。小破片であるため文様構成、法量は不明であるが、蓮弁の形、大きさから見て単弁八葉蓮華文である可能性が高い。蓮弁、子葉の形は1120、1121とほぼ同じであるがややふくらみに欠ける。弁中央線は表現されるが、1120、1121に見られた蓮弁先端から左右の間弁の中程に延びる線は省略されている。間弁は銀杏形を呈さず、直線で表現されている。蓮弁の中程左右及び間弁の中程の部分に「米」形の浮文が付される。外区は平坦で文様はない。瓦当側面、瓦当裏面はナデで調整されている。

- 軒丸瓦1140** 軒丸瓦1140(重弁八葉蓮華文軒丸瓦第一類)は関和久遺跡明地地区で1点、借宿廃寺で2点出土している(第177図9)。直径19.0cm, 中房径4.0cm, 外区幅2.1cmを測る。文様は単弁八葉蓮華文である。中房には1+4の蓮子が配される。中心蓮子と周縁蓮子を結ぶ線は間弁の位置に一致する。蓮弁の幅は3.5cmを測る。子葉、蓮弁共に縦断面は丸味をおびている。間弁の先端は左右に延びて蓮弁の外側を通り、隣の間弁の先端に接続している。外区はナデで調整されており、平坦である。瓦当側面はナデ、瓦当裏面はナデ及びケズリで調整されている。

- 軒丸瓦1150** 軒丸瓦1150(重弁八葉蓮華文軒丸瓦第三類)は関和久上町遺跡から1点採集されている(第177図10)。復元直径17.6cm, 中房径2.2cm, 外区幅1.2cmを測る。瓦当文様は単弁八葉蓮華文である。中房は約0.6cm突出する。蓮子はない。蓮弁には小さな子葉が重ねられており、子葉の先端はつぶされているものがある。蓮弁、子葉の縦断面は丸味をおびている。間弁の先端は左右に延びて隣接する間弁と接続し、蓮弁を包み込む時になっている。外区は平坦でナデで調整されている。瓦当側面、瓦当裏面はナデで調整されている。

- 軒丸瓦1151** 軒丸瓦1151(重弁八葉蓮華文軒丸瓦)は関和久遺跡明地地区で1点採集されている(第177図11)。小破片であるため法量等は不明であるが、瓦当文様は蓮弁の大きさから見て単弁八葉

蓮華文と思われる。蓮弁の先端は1140、1150と同様丸味をおびており、根本に比較的不明瞭であるが子葉が重ねられている。蓮弁、子葉の縦断面はゆるやかで丸味をおびている。間弁の先端は隣接するものと接続し、蓮弁を包み込む形のものである。

重圈文軒丸瓦

重圈文軒丸瓦はこれまでのところ1560 1種類しか確認されていない。

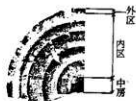
- 軒丸瓦1160 軒丸瓦1160（重圈文軒丸瓦）は関和久上町遺跡から1/4強の破片が1点採集されている（第177図12）。復元直径16.0cm、中房径5.7cm、外区幅0.6cmを測る。文様は中房と外区の間面に違いの隆線で三重の圈線を表現するものである。中房の中央部分にはさらに一段高く円形を表現している。外区は細く、ナデで調整されている。

丸瓦部は外面にナワタキを残す丸瓦第III類である。丸瓦の広端部の半円と瓦当裏面の外周の半円とを合わせ、その下に粘土を貼りたして接合し、ナデで調整している。

細弁蓮華文軒丸瓦

- 軒丸瓦1180 軒丸瓦1180（細弁蓮華文軒丸瓦）はこれまでのところ採集品も含めて関和久窯跡第3号窯から8点、関和久遺跡中宿地区、関和久上町遺跡から1点出土している（第177図13）。関和久窯跡3号窯の出土品は範割れの位置から見てすべて同範である。直径18.5cm、中房径4.1cm、外区幅2.7cmを測る。中房は突出せず、2重の圈線をめぐらせて区画している。蓮子は1+8で中心蓮子は周縁蓮子に比べて格段に大きい。中心蓮子と周縁蓮子とを結ぶ線は蓮弁間の境界の位置に一致する。弁区は浮線で表現された16葉の蓮弁と蓮弁の突端の間に配される間弁の表現と思われるV字形の浮文16個で構成される。外区の内縁には交差する鋸歯文を配する。外区外縁はヘラケズリで調整されている。

丸瓦との接合は印籠つぎである。瓦当側面はナデで調整される。瓦当裏面は強いヘラケズリによりくぼんでいる。



第174図 重圈文軒丸瓦文様部位名称

4. 軒平瓦

関和久遺跡から出土している軒平瓦の瓦当文様はロクロ挽きによる弧文、手描きによる弧文、珠文縁鋸歯文、無文の4種類に大別される。以下文様ごと記述していく。

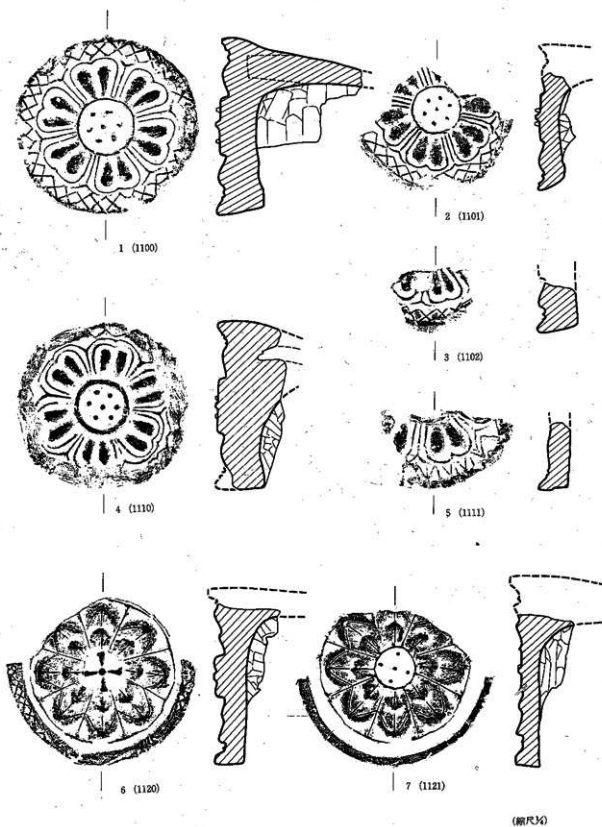
ロクロ挽きによる弧文

ロクロ挽きによる弧文には重弧文と三重弧文の2種類がある。後者は今回の整理を通じて新たに認識されたものである。

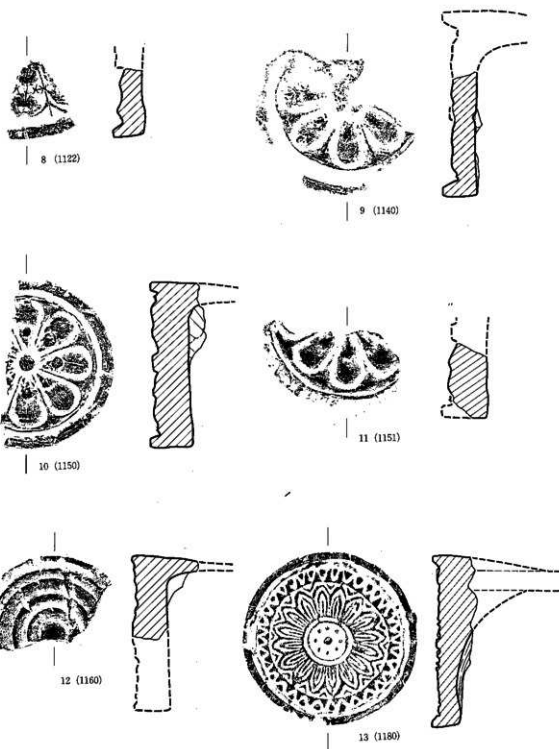
- 軒平瓦1500 軒平瓦1500（重弧文軒平瓦第一類）の瓦当文様はロクロ挽き二重弧文である（第181図1～4）。調査では小片も含めて27点が出土している。完形品は出土していないが、岩越二郎氏の収集資料によると瓦当面上弦幅23.5cm、下弦幅26.5cm、厚さ3.8cm、弧深6.8cmを測る。頸部は平瓦の広端部に粘土



第175図 細弁蓮華文軒丸瓦文様部位名称



第176図 軒丸瓦各類拓影(1)



(縮尺 $\frac{1}{4}$)

第177圖 軒丸瓦各類拓影(2)

第17表 軒瓦観察表

分 類	瓦 当 面										
	直 径 cm	内 区					外 区				
		内区径 cm	中 房		弁 区		外区径 cm	内 縁		外 縁	
			通 cm	底 子	弁 数	弁 幅 cm		幅 cm	文 様	幅 cm	文 様
1100 (複弁六葉蓮華文第一類)	18.5	15.3	6.0	1+6	複6	5.7	1.6			1.6	×字状浮文
1101 (複弁六葉蓮華文第二類)	15.5	13.1	5.0	1+6	複6	4.7	1.2			1.2	×字状浮文
1102	不明	不明	不明	不 明	複 (弁数不明)	3.7	1.2			1.2	×字状浮文
1110 (複弁六葉蓮華文第三類)	17.0	13.6	5.8	1+6	複6	4.2	1.7			1.7	×字状浮文
1111	不明	不明	不明	不 明	複 (弁数不明)	4.9	1.8			1.8	逆V字及び 捺状浮文
1120 (複弁八葉蓮華文第二類A)	18.5	15.3	4.2	1+4 (模形)	單8	3.8	1.5			1.5	×字状浮文
1121 (複弁八葉蓮華文第二類B)	19.4	15.4	4.3	1+4	單8	4.0	2.0			2.0	無 文
1122	不明	不明	不明	不 明	單 (弁数不明)	不明	1.5			1.5	無 文
1140 (複弁八葉蓮華文第一類)	19.0	14.8	4.0	1+4	單8	3.5	2.1			2.1	無 文
1150 (複弁八葉蓮華文第三類)	17.6	15.2	2.2	な し	單8	3.3	1.2			1.2	無 文
1151 (複弁八葉蓮華文第三類)	不明	不明	不明	不 明	單 (弁数不明)	3.3	不明			不明	不 明
1160 (重舌文軒丸瓦)	16.0	14.6	5.7	な し	円心付文		0.6				無 文
1180 (細弁蓮華文軒丸瓦)	18.5	12.6	4.1	1+8	單16	2.0	2.7	1.2	縁繪文	1.5	無 文

板を重ねて作り出しており段額である。額の深さは7.5~10.5cm程度である。粘土板の接合時に平瓦広端部の凸面に縦方向ないし横方向の平行線を刻むのが一般的であるが、ヘラ傷をつけないものもまれにある。額部はナデで調整されており、無文が多いが、借宿庵寺から採集された1点(第181図3)には斜格子がヘラ先で描かれている。平瓦部は大部分が第I類であるが、額部に斜格子を描く第181図3だけは第IV類が使われている。

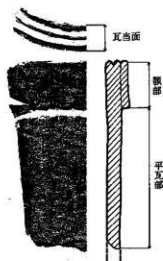
軒平瓦1510 軒平瓦1510の瓦当文様はクロク挽き三重弧文である(第171図5)。関和久遺跡明地地区から1点、中宿地区から1点小片が出土しているだけで、法量は不明な点が多い。瓦当面の厚さは3.7cmを測る。額の形は小片のため判然としないが、段額の可能性が高い。額部は無文である。伴う平瓦の種類は不明である。

手描きによる弧文

軒平瓦1520 軒平瓦1520(重竪立軒平瓦第二類)の瓦当文様は手描きによる二重弧文である(第182図6)。調査では明地地区より小片が1点出土しており、関和久上町遺跡から6点採集されている。完形品が出土していないため法量は不明な点が多い。瓦当の厚さは4.0cmを測る。瓦当面は弧文を描く前にナデで調整している。額部の断面は瓦当面で厚く、平瓦部に近づくにつれて薄くなり、断面三角形形状を呈する。額部は粘土を貼りたして作っており、接合に際しては縦方向の平行線のヘラ傷をつける。額部の文様にはヴァリエティがあるが、量的に多いのは、鋸歯文の下に2本の平行沈線を描くものである。他に竹管を押したような円文と2本の平行沈線の組み合わせ、2本の平行沈線だけのものがある。後2者は額部に比較的細い斜格子のタタキが残されている。1520と組み合う平瓦は明瞭ではないが穂積国夫氏の収集資料が1520の平瓦部に斜格子タタキが残るものがあり、上述の額部に残る斜格子タタキの存在をあわせれば、平瓦Ⅲ類の中のいずれかが組み合うものと考えられる。

珠文縁鋸歯文

軒平瓦1540 軒平瓦1540(珠文縁鋸歯文軒平瓦)は範によって施文されるもので、瓦当文様は珠文縁鋸歯文である(第179図)。調査では中宿地区から小片が1点出土しており、他に1点同じ中宿地区で採集されている。関和久3号窯では小片も含めて16点出土しており、他に関和久遺跡明地地区で1点、関和久上町遺跡で1点採集されている。関和久3号窯資料(第182図8)によれば下弦幅26.5cm、関和久上町遺跡採集資料によれば瓦当面の厚さ5.6cmを測る。文様は横走する2本の鋸歯文とそれを取り囲む珠文で構成される。外区はヘラケズリで調整されるが、第182図8の1点だけはヘラケズリの下にナワタタキを痕跡的に残している。額部は1520と同様断面三角形形状を呈する。額の剥落した面には糸切り痕跡が見られ、額部が粘土板を素材に作られていることが分かる。また同じ面に瓦当面から幅5cmの範囲に布目が見られ、額部が平瓦との接合以前の段階で、布を敷いた台上



第178図 軒平瓦部位名称

で成形されていることが知られる。
頸部には文様はなく、ナデないしヘ
ラケズリで調整される。部分的にナ
ワタキが残されることがある。組
み合う平瓦はV類である。



無文軒平瓦

第179図 軒平瓦1540瓦当文様復元図

軒平瓦1560

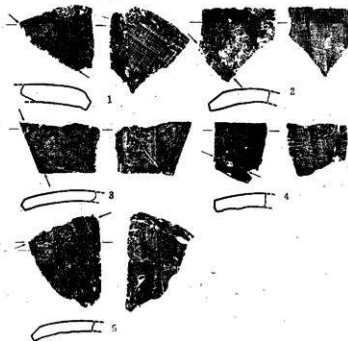
軒平瓦1560は無文の軒平瓦である(第182図9)。1974年の泉崎村教育委員会による関和久遺跡中宿地区の調査で1点、関和久遺跡第3次調査で明地地区から2点出土している。完形品はなく、法量は不明な点が多い。瓦当面の厚さは2.7cm前後である。瓦当面は無文でナワタキが残される。頸部は瓦当面近くが厚く、平瓦部にいくにつれて薄くなり、断面三角形状を呈する頸部は粘土を貼りたして成形しているが、粘土の量が少く、平瓦部との厚さの違いはさほど明瞭ではない。頸部の剥落した面にはナワタキが残され、頸部の接合以前に平瓦の広端を調整することはなかったらしい。平瓦部は平瓦第V類である。

5. 道具瓦

隈切り瓦が5点出土している(第180図)。いずれも側面から狭端部にかけて切り落とすもので、平瓦第I類、第IV類、第VI類に見られるコーナーの小さな隈切りとは明瞭に識別される。切り落とされる部分は凹面を上面とし、狭端部を手前に置いた場合向かって右側が4点、左側が1点(第180図5)である。用いられる平瓦はI-b類が1点(第180図5)、I-c類が4点である。

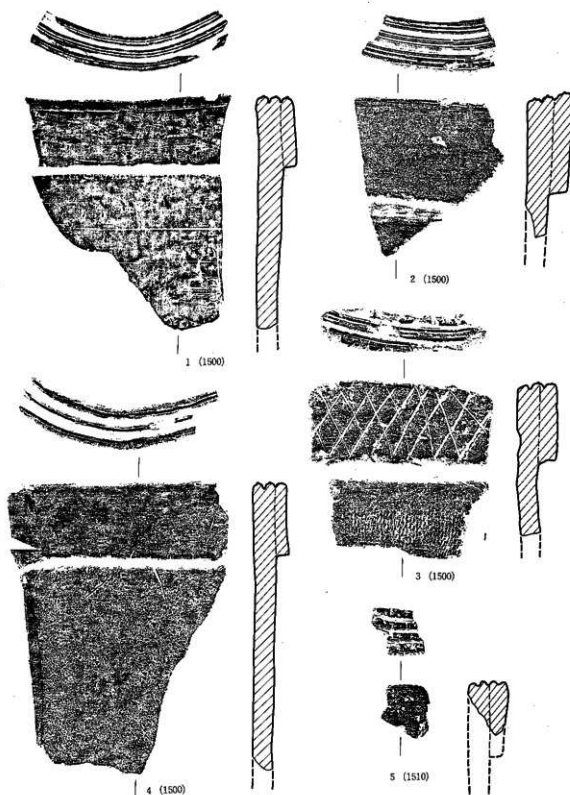
6. 瓦の出土状況

先述のごとく調査によって出土した瓦は少量であり、遺構から出土した資料はさらに少ない。ここでは丸瓦、平瓦については明地、中宿地区の各類の出土量を、軒丸瓦、軒平瓦については関和久上町遺跡、関和久遺跡明地、中宿地区、借宿廃寺の各々について各類の出土量を見ることとする。なお、以下に述べる各類の相対的な比率は資料数が少ないため、本遺跡の瓦の構成比を代表するものであるかを今後さらに検討する必要があるこ



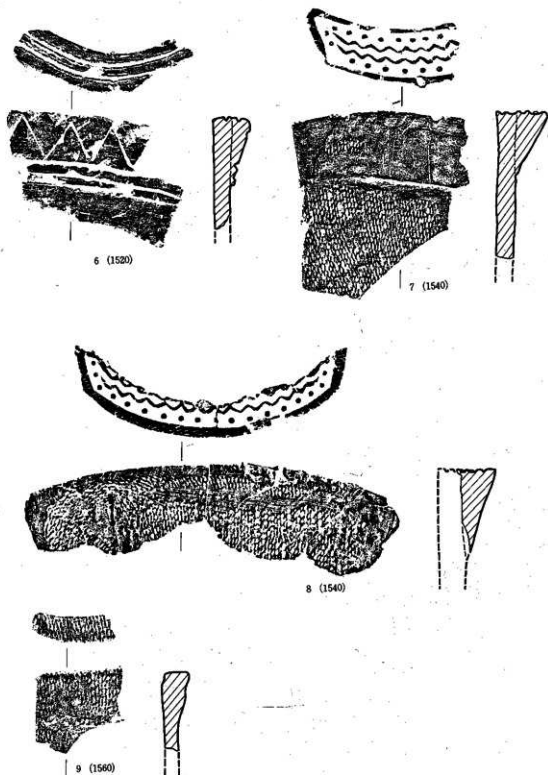
第180図 隈切り瓦拓影

(縮尺1/4)



(縮尺1/500)

第181図 軒平瓦各類拓影(1)



第182図 軒平瓦各類拓影(2)

(縮尺1/2)

とをあらかじめ断っておきたい。

丸瓦，平瓦各類の出土比率

全体の比率 第183図は調査によって出土した丸瓦，平瓦全体及び，明地地区，中宿地区における出土量の比率を示したものである。全体について見れば平瓦第Ⅰ類が83%と大多数を占め，後述するように時期的に近いと考えられる第Ⅱ類を含めると94%を占める。丸瓦では第Ⅰ類と第Ⅱ類の識別が小片では識別が難しく，一括して扱ったために詳細は不明であるが，第Ⅲ類は3%にすぎない。

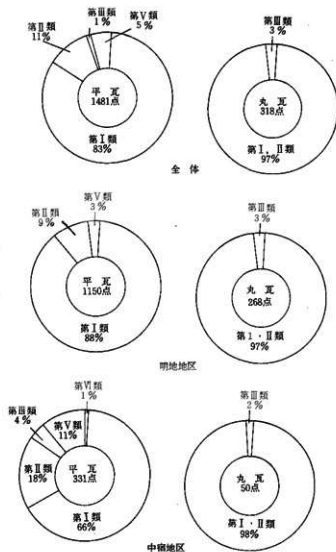
明地地区の比率 明地地区ではこの傾向はさらに強く，平瓦第Ⅰ類は88%，第Ⅱ類を含めると97%に達する。第Ⅳ類，第Ⅴ類は1%にも満たず，第Ⅵ類はわずか3%である。従って明地地区では第Ⅰ類，第Ⅱ類が使われており，他の類は例外的なものと見られる。第Ⅳ類～第Ⅵ類はあるいは補修瓦と見るべきかもしれない。

中宿地区の比率 中宿地区の場合出土総点数が平瓦331点，丸瓦50点と少なく，比率の信頼性に問題があり，将来再検討の必要があるが，現状で一応検討しておきたい。平瓦第Ⅰ類は明地地区同様過半数を占めるが，比率は66%で明地地区よりも22%減であり，第Ⅱ類を含めると84%でやはり13%減じている。一方第Ⅴ類は8%増えて11%に達しており，中宿地区に第Ⅴ類を主に使用した建物もあった可能性を示している。

軒丸瓦，軒平瓦の出土点数

第18表は関和久遺跡明地地区，中宿地区，関和久上町遺跡，借宿庵寺出土の軒丸瓦，軒平瓦の各類別出土点数を示したものである。既出土のものすべて網羅するには至っておらず，今後増補の必要はあるが，大よその傾向は把握できるように思われる。

明地地区 明地地区の軒丸瓦は複弁六葉蓮華文1100，1101及びその模倣瓦と見られる1110が多くを占め，他に単弁八葉蓮華文1140，1151の小片



第183図 平瓦・丸瓦各類出土比率

が1点ずつ出土している。軒平瓦では同様にロクロ挽き重弧文1500, 1510が多数を占める。この傾向は平瓦第1類が大部分であることと一致し、明地地区では基本的に軒丸瓦には複弁六葉蓮華文、軒平瓦ではロクロ挽き重弧文、平瓦では第1類のセットが用いられていることを示している。中宿地区では出土点数が少なく、資料の増加を待つ必要があるが、平瓦と同様比較的ヴァリエティがあるように思われる。

関和久上町遺跡

関和久上町遺跡では穂積国夫氏の精力的な収集によって採集された資料が多い。明地地区と同様に複弁六葉蓮華文軒丸瓦6点、ロクロ挽き重弧文2点のセットも採集されているが、宮城県多賀城跡出土重弁八葉蓮華文軒丸瓦と関連の深い1120, 1121, 1122が計6点出土していることは他と比較して特徴的である。

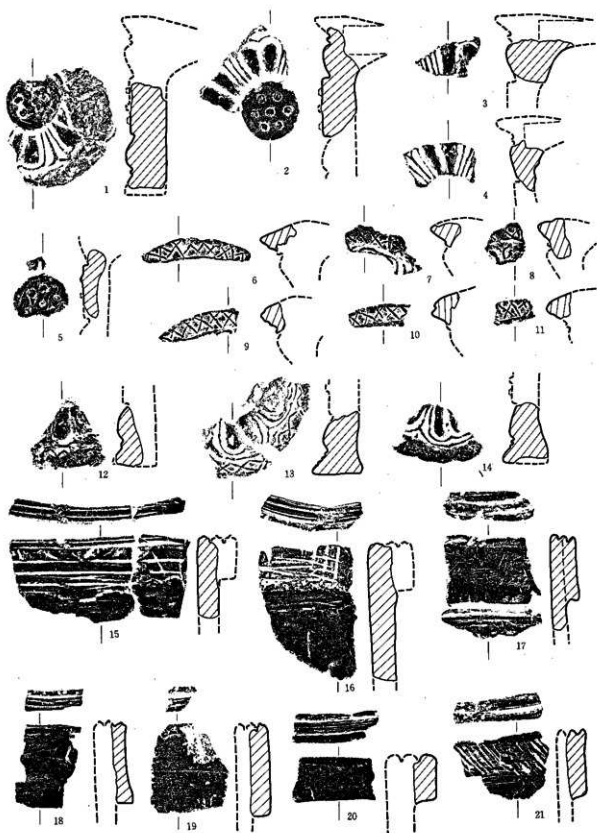
借宿廃寺

借宿廃寺では複弁六葉蓮華文軒丸瓦9点、ロクロ挽き重弧文軒平瓦7点が採集されており、明地地区と同様のセットが主流であったことがうかがわれる。

(辻 秀人)

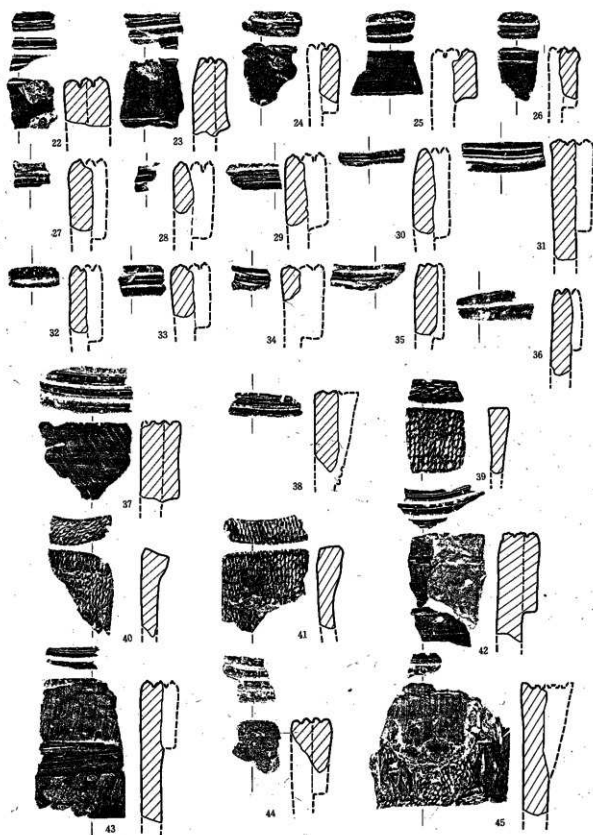
第18表 遺跡別軒丸瓦・軒平瓦各類出土点数

軒瓦	遺跡	関和久遺跡		関和久上町遺跡	借宿廃寺	計
		明地地区	中宿地区			
複弁蓮華文	1100	6			9	13
	1101	4		4		8
	1102			1		1
	1110	3				3
	1111			1		1
単弁蓮華文	1120			4		4
	1121			1		1
	1122			1		1
	1140	1			2	3
	1150			1		1
	1151	1				1
重 圓 文	1160			1		1
細弁蓮華文	1180		1	1		2
ロクロ挽き重弧文	1500	26	5	2	7	40
	1510	1	1			2
手摺き重弧文	1520	1		6		7
珠文縁起曲線	1540		2			2
無 文	1560	2	1			3



(縮尺)

第184図 出土軒丸瓦、軒平瓦拓影



(縮尺3/4)

第185圖 出土軒平瓦拓影

(註)

- 1 木本, 渡辺, 辻他 関和久上町遺跡Ⅰ 一史跡指定調査概報一 福島県文化財調査報告書第110集1983年
- 2 木本, 渡辺, 辻他 関和久上町遺跡Ⅱ 一史跡指定調査概報一 福島県文化財調査報告書第137集1984年
- 3 1に同じ
- 4 奈良国立文化財研究所 川原寺発掘調査報告 1960年
- 5 a 4と同じ
b 佐原真 平瓦桶巻作り 考古学雑誌 第50巻2号 1970年
c 京都大学考古学研究会 播磨繁昌庵寺調査報告 トレンヂ34号 1982年
- 6 進藤秋輝 東北地方の平瓦桶作り技法について 東北考古学の諸問題 1976年
- 7 大脇潔 古代造瓦技術に関する一考察—凸面布目瓦の製作技法を中心として—奈良国立文化財研究所 第50回公開講演会資料 1981
- 8 1に同じ
- 9 この語は佐原真 平瓦桶巻作り 考古学雑誌 第50巻2号 1970年による。
- 10 伊東, 岡田, 鈴木他 関和久遺跡Ⅰ 一史跡指定調査概報一 福島県文化財調査報告書第39集 1973年
- 11 a 内藤政恒 東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦に就いての一考察(下) 宝雲22 1938年
b 岡田茂弘 東北の重弁蓮華文軒丸瓦 関和久遺跡Ⅲ 付章 1975年
c 進藤秋輝 多賀城系古瓦の二系統 研究紀要Ⅴ 宮城県多賀城跡調査研究所 1978年
- 12 註11bの文献では重弁八葉蓮華文軒丸瓦第二類を細分しており, ⅡA類が軒丸瓦1120に, ⅡB類が1121にあたる。
- 13 2に同じ
- 14 弧文の弧文は凹線の数で数えることとする。従って凹線が2本である場合は二重弧文, 3本の場合は三重弧文と呼称する。
- 15 11の文献第8図1
- 16 11の文献第8図3, 4
- 17 出土量の算定にあたっては重量を比較する方法があるが, 本遺跡出土の平瓦の各類間には一枚あたりの重量の差がかなり認められるため破片数によった。

第2節 土 器

1. 明地地区遺構出土土器

a, SD13出土土器 (第65図)

SD13のSI12付近を中心として埋土中より土師器、若干の須恵器片が出土している。

土 師 器 杯 土師器杯は非クロコで丸底のものと、クロコ調整のものがある。丸底のものは口縁部が内湾気味に立ち上り、底部との間に内面ともに軽い段を形成するもので、口縁外面は横ナデ、底部はケズリを加え、内黒でミガキのものが4片、無段丸底でケズリが口唇近くまで及び内黒でミガキのものが7片出土している。

クロコ調整土師器の杯は1類6片、1類で小形のもの1片、2類3片、不明5片が出土しており、これらはすべて内黒でミガキを有するものである。高台付杯(3)は1点で、比較的底径が大きく低い高台を有するもので、杯部内面には内黒でミガキを有する。

土 師 器 甕 土師器甕は16片あり、口縁部5片、体部11片である。体部破片には刷毛目のもの4片、外面がケズリのもの3片、不明4片である。

須 恵 器 杯 須恵器は杯の破片1点のみであり、小片のため実測はできなかった。

b, SI12出土土器 (第75図, 第112図版)

土 師 器 甕 SI12は、遺跡南辺西半部にあり一部をSD13に切られて整地層下から構出された堅穴住居跡で、カマド・貯蔵穴・床面より土師器の甕が3点出土している。1はカマド、2は貯蔵穴、3は床面出土であり、3点とも体部外面に刷毛目、内面にヘラ状のものによるナデが見られる長胴甕である。2・3とも頸部外面に段を有し口縁部は外反しており、2の体部最大径は中

再 調 整	切り離し	類 別	再 調 整	切り離し	類 別
回転ヘラ削り (体下部+底部)  回転ヘラ削り	不 明	1 類	回転ヘラ削り (一部)  回転ヘラ削り 切り離し痕	回転ヘラ切り	3 a 類
	回転ヘラ削り	1 a 類		回転糸切り	3 b 類
	回転糸切り	1 b 類		静止糸切り	3 c 類
	静止糸切り	1 c 類	 手持ちヘラ削り 切り離し痕	回転ヘラ切り	4 a 類
手持ちヘラ削り (体下部+底部)  手持ちヘラ削り	不 明	2 類		回転糸切り	4 b 類
	回転ヘラ切り	2 a 類		静止糸切り	4 c 類
	回転糸切り	2 b 類	再調整なし  切り離し痕	回転ヘラ切り	5 a 類
	静止糸切り	2 c 類		回転糸切り	5 b 類
				静止糸切り	5 c 類

第186図 ロクロ整形杯形土器分類

位よりやや下、3は中位に位置している。底面は3点とも木葉痕が見られ、2は周辺部をリング状に平坦化している。

2. 明地地区遺構外出土土器

a. 整地層出土土器 (第65図2, 第109図版)

SB20の南方のSD13北壁に沿った整地層中より出土した土師器杯である。

小形の丸底の杯であり口縁部は外反している。外面の口縁部には横ナデが加えられ、それを底部のケズリが切っており、その境に稜線が形成されている。内面は口縁部と底部の内に段の痕跡的なものが見られ、全体に内黒・ミガキが加えられている。

b. SB18付近出土 (第187図)

SB18東柱列中央の掘り方上面より杯形土器が1点出土している。この土器は、ロクロ調整で底面に回転糸切り底を残し、内外面ともまったく再調整等は加えられていない。内外面ともにロクロ目は明瞭であり、底部は台状に突出している。胎土はよく精選され、全体に赤褐色を呈しよく焼きしまっており、高温の酸化炎焼成によるものと考えられる。



第187図 明地地区
遺構外出土土器 (縮尺)

3. 中宿・古寺地区遺構出土土器

1) 建物跡出土土器

a. SB56出土土器 (第106図, 第109図版)

南西隅柱抜穴より土師器杯(1)の完形品が1点出土している。ロクロ調整の2類であり、体部外面に「万」の墨書がある。内面は内黒・ミガキである。

その他に東妻の南と中柱の抜き穴中より土師器片が出土している。杯はすべてロクロ調整で、1類1点、2類1点、不明7点、甕の底部2点がある。

b. SB90出土土器 (第94図, 第109図版)

SB 90 a の 土 器 a 期の柱穴掘り方埋土中より、ロクロ土師器杯の破片の1類1点、2類2点、不明3点、須恵器杯5b類(5)1点と破片2点、不明2点、土師器高台付杯片2点、須恵器高台付杯片1点が出土している。須恵器杯は口縁が外反する比較的体部が厚手のもので、胎土は良好で完全な灰色を呈するが、焼きは若干あく表面がやや荒れている。外面には「南」の墨書が見られる。

SB 90 b の 土 器 b 期の埋土中からは、ロクロ土師器杯片の2類3点、4b類1点、5b類4点、須恵器杯の体部破片3点、赤焼き土器杯片3点、須恵器の高台付杯片1点が出土しているが、小片のため実測はできなかった。

SB 90 c の 土 器 c 期は遺物が多く、ロクロ土師器杯1類の破片16点、2類1点(1)、破片15点、4b類破片5点、5b類破片17点、高台付杯片4点、須恵器杯破片5b類4点、不明1点、赤焼き土器杯破片2類5点、5b類10点、高台付杯片(6)3点が出土している。1の杯は胎土が精選されており、内面のロクロ調整もかなり丁寧でありミガキはその上に軽く加えられている。なお再酸

化により内黒は一部に残るのみである。6の高台付杯は、底径が小さくやや高い高台を有するものであり、全体にロクロ調整が見られる。胎土には砂粒を含むが粒子は細くほぼ一定の大きさであり、全体に黄褐色を呈し焼きが良く硬質である。土師器杯の破片中には、1類では「大」(4)、4b類では「上」(3)の墨書があるものがある。

c, SB126出土土器 (第100図)

SB126では、柱穴掘り方埋土中より多くの土器片が出土している。

SB12 6の
土 器

a期では、ロクロ土師器杯片の1類が14点、1c類1点、2類3点、無段丸底の内黒杯片1点、ロクロ調整内黒甕片1点、ロクロ調整土師器杯の口縁～体部片51点、須恵器杯片2点が出土している。このようにかなりの量のロクロ調整土師器杯片が出土しているが、1類が大部分を占め、それに2類が伴う形となっており、4b類、5b類のような底面に回転糸切り痕を残すものは含んでいない。これらはすべて小破片であり、実測できたものはなかった。

SB12 6の
土 器

b期は遺物が少なく、ロクロ調整土師器杯の2類が3点、鉢の口縁部片1点、無段丸底で底面にケズリが見られる内黒杯片1点、両面にミガキのある蓋の破片1点、ロクロ調整土師器杯口縁部破片11点が出土している。器形、調整技法のわかるものが少なく全体の様相は不明である。

SB12 6・d
の 土 器

c期は、ロクロ調整土師器杯1類の破片2点、須恵器杯5a類(5)、鉢らしきものの破片が各1点出土している。

d期では、ロクロ調整土師器杯1類の破片1点、2類3点、2b類2点、4b類1点、ロクロ調整土師器杯口縁部破片20点、須恵器杯口縁部破片3点、赤焼き土師器杯口縁部破片4点が出土している。(1)の土器はロクロ調整土師器2b類で、体部にはロクロ目が明瞭に見られ、体部下半～底面には細く丁寧な手持ちへう削りが加えられ、一部に回転糸切り痕が観察される。内面は丁寧なミガキが加えられ光沢のある内黒となっており、体部外面には「白」の墨書が見られる。その他「自カ」(2)、「田」(3)の墨書のある土師器杯片がある。「自」のものは1類である。

d, SB127出土土器

柱穴掘り方埋土から手捏土器1点、柱痕からロクロ調整土師器杯の小片が1点出土したのみである。手捏土器は、やや大きな底部を有し底面には木葉痕が見られ、底部からつまみ出されたような形で低い体部が形成されている。口縁部はつまみ出されたそのままの形で波打っており、内面は指によるナデが見られる。色調は全体に赤褐色を呈し焼成は良好である。一般に言われている手捏土器とはやや異なるものであり、甕の底の段階で成作を中止したような形を呈している。同類の完形品は遺構外遺物にもある。

e, SB105出土土器 (第82図)

柱穴掘り方埋土中より外面に段を有する丸底の円黒杯1点1、ロクロ調整土師器杯の破片1類6点、2類3点、3類1点、須恵器杯5b類31点が出土している。

1は口縁部と底部の間に軽い段を有し、口縁部は内湾しながら立ち上り外面には横ナデが加えられており、底面は丸底でケズリが加えられている。内面の口縁と底部の境には段の痕

跡が見られ、全面にミガキと内黒処理が加えられている。2はロクロ調整土師器1類の底部破片で「白」の墨書がある。3は須恵器杯5a類であり、体部外面に「㊦」の墨書が見られる。

2) 溝跡出土土器

a, SD42出土土器 (第116図, 第109図版)

土師器で復元・実測のできたものは杯6点(1~6)、高台付杯5点(7~11)であり、そのうち9は杯部のみ、10, 11は杯底部と高台部が実測できたのみである。

土師器杯 杯では1が1類であり、2~6は2類である。1~5は胎土には細かな金雲母及び砂粒を含むが、6の胎土は極めて細い雲母、砂粒を若干含むのみで良く精選されている。外面調は、1, 4は体部から底部へかけての削りが粗いが他は丁寧な作りであり、内面はすべて入念なミガキが施され、光沢のある内黒で荒れてはいない。6の体部外面には筆ならしと考えられる意味不明の墨書がある。

土師器高台付杯 高台付杯では脚の高いもの(7・8・11)と低いもの(10)がある。9は脚部が無いが、杯部の形態が7・8と同じなので脚が高いものと考えられる。これら脚の高いものは2種類あり、7・11は脚の裾が開き、8は脚が「ハ」形に広がり末端がそのままで断面が「コ」形になる。すべて胎土・焼成は良好であり、杯部内面は光沢のある内黒となっている。8の杯部外面には「万呂所」と読める墨書がある。

須恵器杯 須恵器で復元・実測のできたものは杯2点(12・13)のみであった。12は4b類であり、体部は丸味を帯び、口縁部はやや外反している。それに対し13は底部全面に回転糸切り痕を残す5b類で、底部から口縁に向けて直線的に開いており、底径が大きくなっている。これらはともに赤褐色を呈するが、12は硬質で表面も荒れておらず焼き上がった時の状態を残していると考えられるのに対し、13は全体にもろくなっており、後に火を受けたものと考えられる。

赤焼き土器 赤焼き土器は14・15がそれで、色調は内外とも白褐色を呈しやや硬質で軽い感じの焼きである。14は手持ちヘラケズリが体部下端から底部全面に及ぶ2類であり、内面はナデが加えられておりロクロ目は不明瞭である。外面には「上」の墨書がある。

その他、ロクロ土師器の破片が出土しており、杯の底部資料では1類7点、2類7点、4b類1点、5b類1点、5b類2点と各種技法が含まれている。

b, SD101出土土器 (第124図 第110図版)

土器は第3~6層にかけて出土しており、器種は杯のみであった。土師器ではロクロ土師器杯第1類11点、2類6点、5a類1点、5b類2点、赤焼き土器の杯2類1点、5B類1点が識別できた。復元、実測のできたのは土師器杯2点(1・2)、赤焼き土器杯2点(6・7)であった。

土師器杯 土師器の1は内黒のロクロ土師器杯で、口径に比べ底径が小さく、体部にも丸味がある。切り離しは回転ヘラ切りであり、底部の角をこすった程度の若干のケズリと底面へのかすかなナデが観察されるが、仕上りを若干修正した程度であり、切り離し痕も明瞭に残しているのて5a類としておく。胎土には石英を主とした砂粒を含むが、作り、焼成は良好で表面は荒

れていない。内面には極めて細いミガキが丁寧に施された光沢のある内黒となっている。体部外面には「㊦」の墨書がある。2は1よりやや大形の杯で、体部下端から底面に丁寧な手持ちヘラケズリを加えてあるが、底面中央に回転ヘラ切りの痕跡が若干見られる。胎土、焼成等は1とほぼ同じである。体部外面に薄い「万五」の墨が見られる。土師器にはその他「壬」(3)・「驛家」(4)・「白」(5)の墨書のある1類の底部破片が1点ずつある。

赤焼き土器 赤焼き土器は杯2点のみで、6は体部下端から面にかけて粗い手持ちヘラケズリが加えられているが、底面に若干回転系切り痕が残る2b類であり、底径は口径に比べ小さくなっている。胎土には砂粒を含み赤褐色を呈するやや硬質の焼きである。外面にはクロロ目が著しいが、内面はほぼなだらかである。7は底面に回転系切り痕を残し、再調整のない5b類である。口径に比べ底径が小さく、口縁部が外反する器形を呈する。胎土には砂粒を含み、焼きは6よりややあまいようである。体部外面には「太」の墨書が見られる。

c. SD103出土土器 (第125図 第110図版)

出土したのはすべて土師器であり、大部分が杯である。これらは、堆積状況から第2・3層、第4層、第5・6層と分けることができる。杯の切離し、再調整技法について各層ごとに見ると第2表のようになる。これからいえることは、上層より下層に行くにしたがい遺物が少なくなる点、技法はほぼ1類と2類が中心となっている点などである。特に2・3層ではそれが著しい。しかし、ここに見られる技法の比率の変化は資料の量が各層で異なるため、明確なことはいえない。

第19表 SD103 各層出土土師器杯

	1 類			2 類			3a類	3b類	4a類	4b類	5a類	5b類	計
	1	1a	1b	2	2b	2c							
3層	43		1	7			3						54
4層	8			10		1						1	20
5・6層	8			1	1	1							11
計	59		1	18	1	2	3					1	85

土師器杯 実測できたものでは1・2・4・7・10・11・15・16・18・19・21が第2・3層、3・8・12・13・17・20が第4層、5・6・9・14が第5・6層出土である。

器形は1～3が小形杯、4～13が杯、14が鉢である。

小形杯は1～3とも1類で、底面から体部中位まで丁寧な回転ヘラケズリが加えられ、内外面は内黒で入念なミガキが加えられている。

杯の4～8・11・13、墨書のある底部破片15～20は1類、9・10は2類、23は2類又は4類、12は5b類でありすべて内黒である。1類はすべて胎土は良好で微細な砂粒を若干含んでいる。色調は白褐色を呈するもの(4・7)と黄褐色を呈するものがある。内面のミガキは入念ですべて光沢を有している。内側底面のミガキは一定方向に磨き、その後その上をそれと直交する方向に磨いており、一部には最初のミガキ痕が残る格子目状に見えるものもある。

2類は2点のみであるが、胎土には雲母を含む砂粒を含んでいる。内面のミガキは入念で光沢を有しており、底面は放射状のミガキとなっている。

5b類(12)は直径5.5cmと比較的小きな底部を有するもので、胎土には細い砂粒を含む。焼成は良好であり、内面のミガキも入念であるが光沢はなく、底面は一方に磨かれている。

墨書土器 墨書は第2・3層では「白」が2点、「万」「古」「冏」、「白」「守」の修書が各1点ずつある。「古」が2類、「万」が2類又は4類である。第4層では「冏」「白」が各1点、第5・6層では「白」が2点出土しており、これらの土器はすべて1類である。

土師器鉢 鉢(14)は口縁から体部にかけての破片で、ロクロ調整、内黒のものである。口縁部は軽く外反し、口唇上端はかすかに立ち上るように肥厚する。内面はほぼ横方向のミガキが入念に加えられ光沢がある。胎土、焼成とも良好である。

d, SD107出土土器 (第127図, 第110図版)

土師器の杯はロクロ調整杯1類9点、2類6点、2a類1点、5b類4点、不明1点のうち実測できたものは1類(1)、2a類(3)、不明(2)、墨書のある体部破片各1点で、すべて内黒である。

土師器杯 1は胎土には細かな雲母を多く有する砂を含むが、焼成は良好である。内面にはミガキ痕はあまり目立たないが、丁寧なミガキが加えられ光沢がある内黒となっている。底面は放射状のミガキである。3は胎土に細い砂粒を若干含むが、焼成は良く白褐色の硬質である。底部は手持ちヘラケズリが加えられ、ほぼ平らになっているが、一部に回転ヘラ切りの痕跡が観察できる。内面は1と同じ内黒で光沢が残っている。2は大形で底径のやや小さな杯であり、表面のほぼ全体に細いヒビが入っており、体部下端から底部にかけては荒れが著しく、回転ヘラケズリか手持ちヘラケズリかは不明である。内面にも全面に細いヒビが見られ、内黒が消えかかっている部分もあり、火を受けたものと考えられる。

墨書土器 墨書は1の体部に「㊦」、3の底部に「立」、5は体部破片で「白」がある。5の内面はかなり強いミガキ痕が見られ、強い光沢が残っている。

耳 皿 耳皿は土師質の表面黒色であり、全体に強いミガキが加えられており光沢を有しているが、底面のみやや粗いミガキとなっている。皿部の上半は欠損して無くなっている。台の部分はすべてつまっており、胎土には細い砂粒を含んでいる。

e, SD109出土土器 (第144・145図, 第111図版)

土器は遺構確認面と覆土上半部より出土しており、大部分はロクロ調整土師器の杯である。

土師器は遺構検出面では、底部破片資料も含めロクロ調整土師器杯17個体が判別できた。その他高台付杯片1点、甕口縁部破片3点、杯体部破片がある。杯を切り離し・再調整技法で見ると、第1類11点、第2類4点、第3b・5b類各1点となる。実測できたものは、第1類は4点(3・16・25・26)、第2類(22)、第4b類(21)・第5b類(23)各1点である。

覆土中出土は、ロクロ調整土師器杯第1類37点、第2類2点、第5b類1点、蓋1点、ロクロ調整の甕片1点、甕口縁部破片7点、5台付杯片3点、杯、甕の体部破片が出土している。このうち実測できたのは杯第1類17点(1・2・4~15・18・20)、第1類又は3類1点(17)、5類1点(24)、蓋1点(28)である。これを杯の切り離し、再調整技法で見た場合、第1類が大部分を占めそれに若干の2類・5b類が伴う点では確認面と同じであるといえよう。

土師器杯 器形について見ると、杯には口径11.6cm～14.1cmの小形のもの（1・2・4・6～8・11・14・12～24）と、口径15.8cm～18.4cmの大形のものがある。小形のものは浅い形で底形の大きなものが多く、大形のものはその逆の傾向がやや見られる。なお、大形のものはすべて第1類であるが、小形のものは少量の2・4b・5b類が見られる。

小形のもので第1類では内面の底部が一定方向に磨かれているもの（7・8・11・14）と放射状のもの（1・4・6）とがある。これらのうち8・11は作り、焼きともに良いものであり、胎土、器形も極めて類似しており、同一工人の作と考えられる。2類（22）は胎土に砂粒を多く含むが焼成は良好である。内面にはミガキが加えられやや光沢を有するが、粘土ヒモ痕も若干残している。4b類（21）、5b類（23）は胎土に砂粒を含み焼成は良好であるが内面のミガキは粗くややザラついている。この3点とも内面底部のミガキは一方方向である。

大形のものも内面底部のミガキが平行又は格子状のもの（3・5・10・12・13・15・19・20）と、放射状のもの（9・18）がある。ミガキは細く強い丁寧なもので、全体に光沢がある。全体に作りは丁寧で胎土は良好であるが、3・13は焼きがあまり表面が若干荒れている。

土師器蓋 蓋（28）はロクロ調整、内黒のもので、肩の部分には回転ヘラケズリが加えられている。内面は最初一定方向にミガキ、さらにその上を直交する方向の丹念なミガキを加えられ、よく黒色化され光沢が残っている。

墨書土器 墨書が見られるのはすべて杯で「白」（1・5・9・11・17・26）、「厨」（8）、「水院」（19）、「李」（25）、「八十」（27）などがある。これらの杯はすべてロクロ調整杯の第1類である。

須恵器 須恵器で実測できたのは杯（29）と、長頸壺の頸（30）各1点ずつである。

杯（29）は第1類で、底部にのみ回転ヘラケズリを加えている。底径が大きな器形で、体部は急に立ち上っている。胎土には細い砂粒と雲母が若干含まれている。

長頸壺（30）は、頸部から口縁部にかけてで比較的頸の太いものである。体部と頸部の境目には、幅が広く低い凸帯が見られる。胎土には細い砂粒を含んでおり、焼きは硬く良好である。頸部外面は全体に薄くガラス化しており、内面は細い白斑が多く見られ、ガラス化も弱いものと考えられる。

f, SD134出土土器（第130図）

溝渚土中より土師器片21点、須恵器片4点が出土している。土師器は18点が杯で3点が甕の破片である。須恵器は杯の体部破片1点、甕の体部破片3点である。

土師器杯 土師器で切り離し・再調整技法とある程度の器形が知られるのは杯2点のみであった。

1は体部下端から底部に手持ちヘラ削りのある第2類である。内面は凹凸のない細い丁寧なミガキが加えられた光沢のある内黒となっている。底面のミガキは放射状である。胎土には細い砂粒を含むが焼成は良好である。底面には「今」・体部には不明の墨書がある。

2は体部下半から底面に回転ヘラ削りのある第1類である。内面には強く丁寧なミガキが加えられた光沢のある内黒で、底面は一方方向のミガキである。体部外面には「白」の墨書がある。

g, SD142出土土器 (第137図, 第111図版)

土器類は第2・3層より出土しており, 土師器では杯・高台付杯・須恵器では長頸壺・高杯・台付碗・甕の破片がある。

土 師 器 土師器は内黒のクロコ調整杯第1類14点, 口縁部体部破片31点, 高台付杯の脚部2点が出土している。これらのうち実測できたのは1・2の2点で, 完形品は1点(2)のみである。

1は体部から底部にかけての破片であり, 内面は幅3~4mmの幅広い丁寧なミガキが加えられた光沢のある内黒であり, 底面のミガキは方射状である。胎土には細い砂粒を含むが土器の仕上げ, 焼成は良好で外面にも若干の光沢が見られる。底面には不明ではあるが墨書がある。2は火を受けたものらしく, 外面には焼け痕とススの付着, 内面には内黒の消失した部分とやや荒れた部分が見られる。外面の仕上げ, 回転ヘラ削り, 内面のミガキは丁寧であるが, 内面には粘土ヒモの痕跡も見られる。

須 恵 器 須恵器の3は小形の台付碗であろうと推定される。体部は丸味を有し, 底部には高さ1.5cm, 脚部約5.5cmの薄い高台を有している。外面半分及び底面には薄い自然釉が見られる。

4は高杯であり, 中空の細い脚部を有するものであり, 杯部は硯として利用されている。

5は長頸壺の頸部である。やや太め頸部であり口縁部との直径の差はあまりない, 外面と内面の体部との接合部直上まではオリーブ色の自然釉がかかっている。

3) 竪穴住居出土土器

a, SI60出土土器 (第156図, 第112図版)

出土遺物は土師器杯2点のみであり, 1・2とも非クロコの内黒のものである。

土 師 器 杯 1は深い丸底の杯であり, 口縁がやや外反している。内外面ともに口縁部と底部の間に段はなく, 外面では口縁部は横ナデ, 底部はハケ目のちケズリが加えられている。内面は細いミガキのある内黒で, 口唇近くと底面が荒れている。

2は底面中央部が平底状を呈する有段丸底の杯である。口縁部は内弯気味に立ち上り, 外面には横ナデが加えられている。底部との間には軽い段が形成されており, 底面にはケズリが加えられた丸底である。内面には段はまったく見られず, 全体に細いミガキの加えられた内黒で, 底部中央がやや荒れている。

4) ビット出土土器

b, SK110出土土器 (第151図, 第112図版)

ほぼ完形となる須恵器長頸壺であり, これに伴い内黒のクロコ土師器杯第1類の破片が1点出土している。倒卵形の体部と細い頸部を有するもので, 頸部と体部の間には低いリング状の高まりがある。胎土には黒色粒子が混る砂を含み, 焼成は良好である。

4. 中宿・古寺地区遺構外出土土器

a, 非クロコ土師器 (第188図, 第113図版)

杯では有段のもの(3・4)と, 体部と底部の間に稜を有する平底丸底のもの(5)が出土している。3・4は底部と口縁部の間に内外面とも段の痕跡を有する丸底のものであり, 口縁部は横ナデと一部ミガキ, 底部にはケズリが加えられており, 内面は内黒とミガキとなっ

ている。

5は平底風丸底のもので、体部と底部が明確に分かれている。外面は全体にケズリが加えられ、内面はミガキ、内黒の小形でやや深い器形を呈する。

蓋 蓋は内外両面黒色のもの2点(60・62)、ミガキのみで黒色化してないもの1点(63)出土している。内外とも黒色のものは丁寧なミガキが加えられ光沢があり、62は中央に算盤玉状のツマミが付けられている。黒色化しないものはミガキがやや粗く、塊状のツマミ上面はケズリのままでやや荒れている。

鉢 鉢は杯に類似し、大形で深い器形のもを鉢とした。非ロクロのものは1点(54)のみであり、両面黒色で内外面ともミガキが加えられている。底部は厚くやや丸味のある平底風を呈するものである。

盤 盤の出土したのは56の1点のみであった。非ロクロの内黒のもので、内外面ともミガキが加えられており、光沢がある。外面の口唇部付近約5mmは横ナデのままである。

特殊形土器 特殊形土器は手捏ねで、平らな底面を有する残いのものが2点出土している。(1・2)両者とも底面に木葉痕を有し、あたかも甕の底部をそのまま製作を中止したような形となっている。色調はオレンジ色を呈し、硬質で焼成は良好である。

b. ロクロ調整土器 (第188～191図, 第113図版)

杯第1類 杯第1類 (4～6・9～35) 器形のほぼ判明したものは30点あり、それにはやや小ぶりで深い器形のもの4点(4～6・9)、大形杯4点(31～34)が含まれている。これらの大部分は内面のミガキは入念であり光沢のある内黒となっている。内面底部のミガキはほとんどが平行又は井桁状であるが、13・15・22の3点は放射状である。

杯第2類 杯第2類 (36～47) 2類で実測できたのは13点(36～48)あり、そのうち2b類は2点(37・38)であった。これらにも大形のもの(44・47)と中形のものが見られる。中形のもので背が低くやや底径の大きいものは45のみである。胎土には砂粒を多く含むが、41を除いて焼成は良好である。40は再酸化を受け一部内黒が消失し、内面は荒れている。内面底部のミガキは41・45が平行40・42・43・44・46は放射状、他は不明である。

杯第5b類 杯5b類 (49～51) 5b類で実測できたのは3点(49～51)のみである。49は小さな底径を有するものであり、内面のミガキは窪んだ所には及んでおらず、ミガキによりロクロ目・粘土にモ痕を消す作業は行なっておらず、単にミガキを加えたのみであり、所々表面が浮き上り剝離しかかっている所がある。50は底部が歪んでいるもので、これは最初切り離しに失敗し、その後底部に粘土を付け足して再度切り離したものと考えられる。そのため底部内面は突出しており、これを修正するためかなり強いミガキを加えている。しかし、口縁付近はロクロ調整のままである。外面は全体にススが付着し、焼けたような痕跡がある。

高台付杯 高台付杯で実測できたのは脚部から杯下部にかけての破片5点(51～55)であった。すべて脚が比較的高く「八」形に開くものである。脚の裾は断面が「つ」形になるもの(56)と、角ばるもの(52～55・57)がある。53は脚部が硯に利用されたらしく、脚の天井部に朱墨らしきものが付着しており、土器の調整方向とは異なる平行の細い痕跡が見られる。

鉢 鉢の製作技法的には杯と同じと考えられるが、大形で深い器形のもを鉢とした。61・73の2点とも内黒で内面にミガキが加えられている。61は体部下半から底部にかけて回転ヘラケズリ再調整が加えられ切り離しは不明なもので、ロクロ調整杯1類と同じ作りをしている。73も底部を欠くが同様のものと考えられる。

甕 甕で器形の判明したものは2点あり、とも胴のややふくらむ長胴型を呈し、頸部は「く」形に外反する。86は口縁から体部にかけてすべてロクロ調整であるが、79は内外面とも一部に刷毛目の痕跡が見られ、刷毛調整の上にロクロ調整を加えたものと考えられる。外面体部下半には縦方向のケズリが加えられている。

墨書土器の破片 墨書土器のうち全体器形の不明な破片で墨書のあるものである。すべて杯であり、68・83は第2類、64・74・89は不明で、他は第1類である。文字としては「白」6点(64～69)、「上」(70・71)、「田」(75)、「全」(76・77)、「舍」(78)、「倍」(81)、「佐」(82)、「屋代」(84)、「㊦」(83)、「郡」(87)、「佐カ」(88)、「子」(89)がある。

c, 須恵器 (第192図, 第114図版)

杯 杯である程度まで器形の判明したものは3点(91～93)、底部のみの破片が2点(90・102)ある。92・102は底面に回転ヘラケズリ再調整を加えたロクロ調整杯第1類、90・91・93は回転ヘラ切りのもので第5a類であるが、93は角の部分若干ナデしている。102は再酸化により赤褐色を呈した破片であり、内面に「有多」、外面に「計食カ」の習書がある。90は底面に「赤」の線刻がある。

高台付杯 高台付杯 実測できたものは94～96の3点である。94・95は直立する底い高台を有するもので底部から体部への移行がやや角ばっている。96は「八」型に開く高台を有するものであり、杯部は丸味を帯びている。

蓋 蓋は低い円錐形を呈する蓋であり、ツマミは扁平な宝形を呈する。

壺 壺の104・107は長頸壺の破片であり104は頸部にリング状の高まりを有するものであり、107は肩が角張り体部上半に波状文が見られる。94～101、103は高台を有する厚手の破片であり、内面の調整は粗いものであり、これらはすべて壺の底部と考えられるものである。

甕 甕で実測できたものは1点(106)のみである。全体に赤紫色を呈し、入念な作りである。特に肩から口縁にかけてはロクロにより丁寧な調整が加えられている。体部内面には一部下から上に向っての縦方向のナデが見られる。

d, 赤焼き土器 (第193図, 第114図版)

出土したのは杯のみで、酸化炎により赤褐色～黄褐色に焼成されたものであり、内面にミガキは見られない。焼きは土師器より硬質であるが須恵器のようにガラス化はしていない。切り離し、再調整技法について見ると109は体部下半から底面に回転ヘラケズリのある第1類111は体部下端より底部全面に手持ちヘラケズリを加えた2類、110・113～115は回転系切り無調整の5b類である。

内面について見ると110以外のものは軽いナデ状の調整を加え平滑化しているようであり、ロクロ目は痕跡化している。

109の体部には「E」, 108の体部には判読不能の墨書が見られる。

(木本元治)

e, 施釉陶器 (第194図)

これらの他に中宿・古寺地区の遺構外より若干の施釉陶器が出土している。これらには灰釉陶器 (1~5), 緑釉陶器 (6), 天目茶碗 (7・8), 播鉢 (9), 大甕 (11・10) などの破片がある。

1は口縁の若干外反する小形の高台付杯になると思われる。2・4は台付皿の破片であり, 2は口縁部が下に向って小さく屈曲しており, 4は体部が折れ曲るような形態をし, 口縁近くが若干肥厚している。3は付杯の碗であり, 丸味のある深い体部を有し口縁が外反している。5は長頸壺の口縁で, 内外面とも薄いオリーブ色に近い釉がかかっている。

6は緑釉陶器の底部である。脚はほぼ垂直に立つ短いものであり, 濃い灰色の胎土に緑釉がかかっており, 底部内面はやや磨滅して釉の表面が荒れている。

7・8は天目茶碗であり, 7は体部全体に丸味を有し所々にクロロ目が見られる。口縁下はほぼ垂直に近く立ち上り口唇部は小さく外反する。8は7より若干薄手であり, 体部の屈曲部が著しく, ロクロ目も細い。7は内面と外面の底部近くまでくすんだ赤褐色の鉄釉がかかっている。8は薑甲色の釉がかかり7よりは黒っぽい色を呈している。

9は赤褐色を呈し二重口縁を有する播鉢で, 口縁部にのみ薄い釉がかかり, 内面には4本, 又は8本のおろし目が見られる。

10・11は大甕の頸部へ口縁にかけての破片である。10は肩から口縁部にかけて内傾しながら立ち上り, 上端はほぼ垂直に近くなり, 急激に折れ曲り「N字口縁」となる。色調は暗い赤褐色を呈し, 内面は口縁部のみ, 外面は口縁から肩の一部にかけて白くガブレたような釉がかかっている。11は頸部から口縁部にかけての破片であり, 頸部はゆるやかに外反し, 口縁部は屈曲して上方に立ち上る「N字口縁」に近いものである。色調は暗灰褐色を呈し口縁部と頸部下半にのみ薄い釉が見られる。

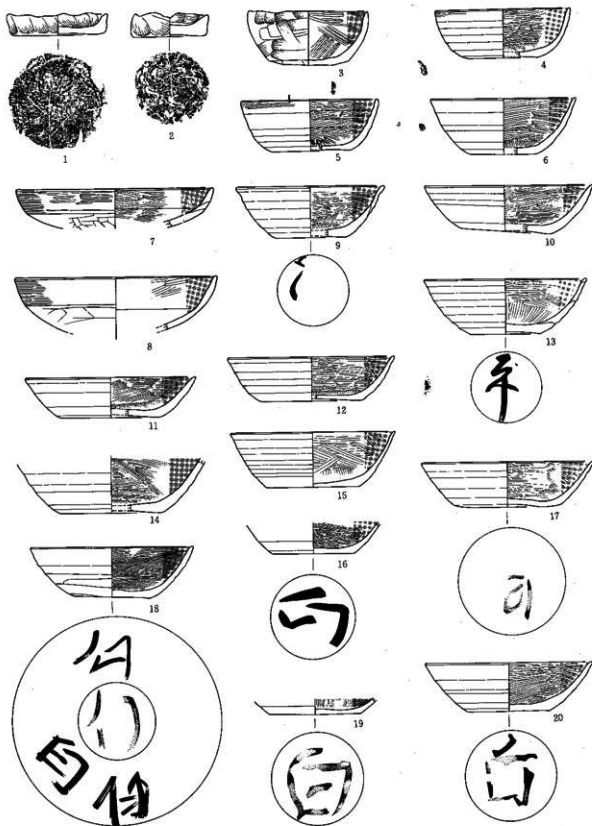
これらのうち1~6は古代のもの, 7・8・10~11は中世の陶器と考えられる。7は美濃天目の大窯Ⅱ期に相当するものであり,⁽¹⁾ 16世紀前半のものであると考えられる。10・11の大甕の破片は色調・焼き・形態から常滑系のものと考えられるものであり「N字口縁」が見られることから檜崎彰一氏の編年の第Ⅳ段階⁽²⁾に近いものであろう。したがって時代としては南北朝時代後半から室町時代前半頃であろうと考えられる。

(註)

1. 檜崎彰一氏の御教示による。

檜崎彰一 「美濃の古陶」 1976年

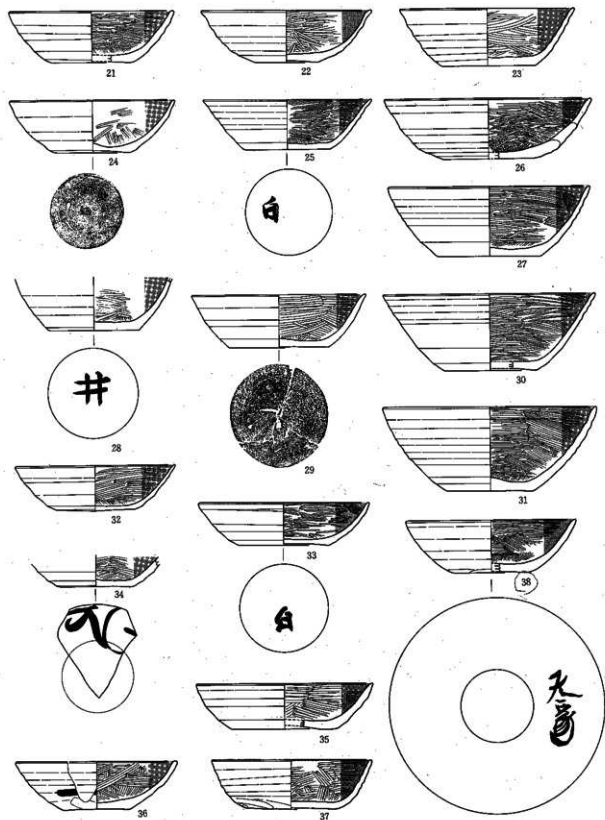
2. 檜崎彰一 「瀬戸, 常滑, 渥美」 日本の陶磁—古代中世編2 1975年



第188図 遼構外出土土器

1~20 土師器 1・2 手捏ね土器
3~20 杯

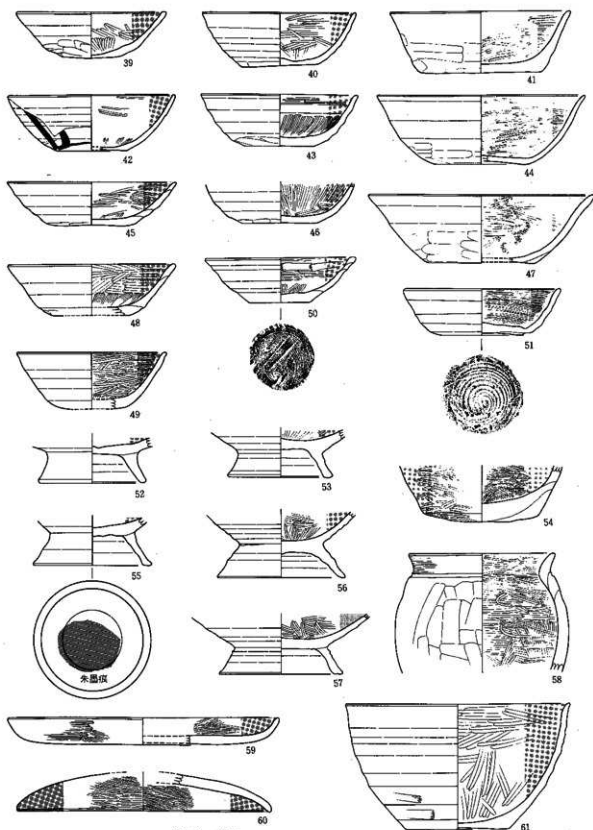
(縮尺均)



第189図 遺構外出土土器

21~38 土師器
21~38 杯

(縮尺1/4)

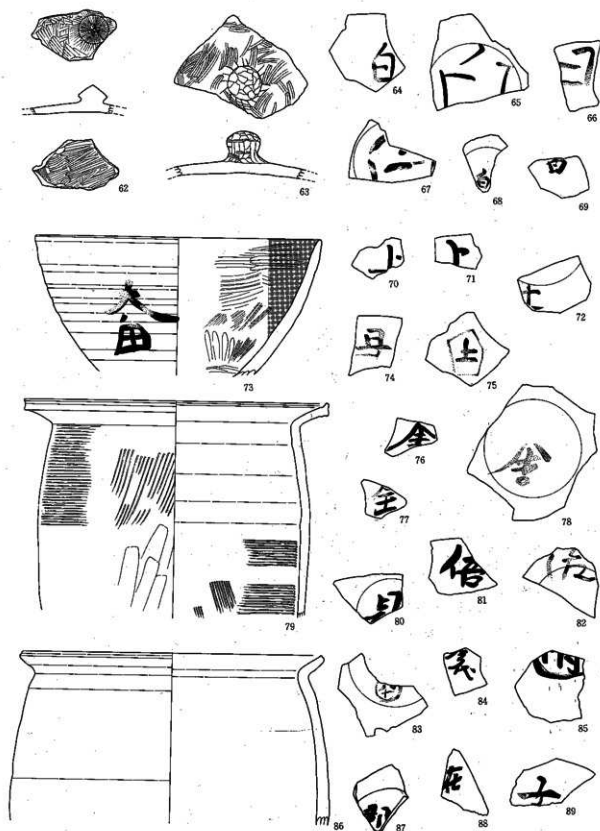


31~61 土師器
39~51 杯 54・61 鉢 58 甕
52・53、55~57 高台付杯 60 蓋

(縮尺1/2)

第190図 遺構外出土土器

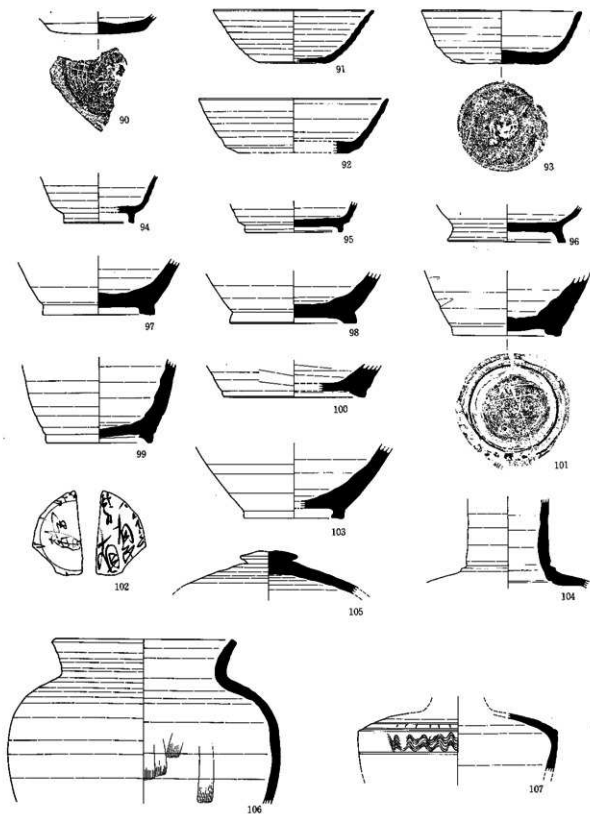
第5章 出土遺物



第191図 遺構外出土土器

62～89 土師器
62・63 甕 73 鉢 79・86 甕
その他 壺・杯破片

(縮尺)



第192図 遺構外出土土器

90~107 須恵器

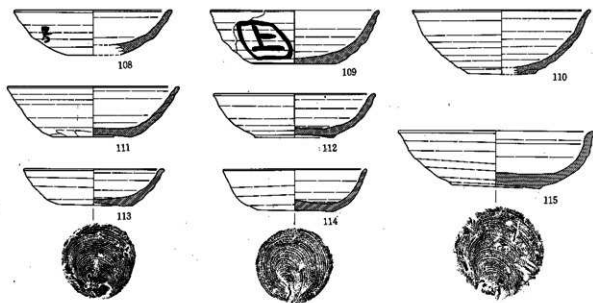
90~93・102 杯

94~96 高台付杯

97~100・103・104・107 壺

106 甕

(縮尺3/4)



第193図 遺構外出土土器

108~115 赤焼土器
108~115 杯

(縮尺3/4)

第20表 遺構外出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)						調 査		備 考
			口 径	胴 径	底 径	器 高	高台径	高台高	外 面	内 面	
188-1	土師器	手捏ね	8.1		7.5	1.7			指ナデ	指ナデ	非ロクロ
H-2	"	"	6.1		5.8	1.7			指ナデ	指ナデ	非ロクロ
H-3	"	杯	9.4		4.0	4.4			ケズリ、ナデ	ミガキ	非ロクロ
H-4	"	"	10.7		5.6	3.9			ロクロ、回転ヘラケズリ、ミガキ	ミガキ	
H-5	"	"	10.8		6.3	4.1			ロクロ、回転ヘラケズリ、ミガキ	ミガキ	
H-6	"	"	11.6		5.4	4.5			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-7	"	"	15.8						横ナデ、ミガキ、ケズリ	ミガキ	非ロクロ
H-8	"	"	16.0						横ナデ、ケズリ	ミガキ	非ロクロ
H-9	"	"	13.4		7.4	5.1			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「不明」
H-10	"	"	13.5		7.3	3.9			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-11	"	"	14.4		8.0	3.2			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-12	"	"	13.3		8.1	3.5			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-13	"	"	13.0		5.5	4.4			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「平」
H-14	"	"			8.3				ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-15	"	"	13.2		6.6	4.1			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-16	"	"			6.6				ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」
H-17	"	"	13.7		8.6	3.6			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」
H-18	"	"	17.0		6.2	4.0			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」 4つ
H-19	"	"			7.2				ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」
H-20	"	"	13.4		3.9	6.6			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」
H-21	"	"	12.5		6.6	4.1			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-22	"	"	13.4		5.1	4.1			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-23	"	"	13.8		7.4	4.6			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-24	"	"	13.1		5.8	4.2			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-25	"	"	13.5		7.0	4.0			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」
H-26	"	"	16.4		7.3	4.8			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-27	"	"	16.0		8.3	5.6			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-28	"	"			7.2				ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「井」
H-29	"	"	14.0		8.0	4.2			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-30	"	"	17.0		7.4	6.1			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-31	"	"	17.0		7.0	6.7			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-32	"	"	12.8		6.4	3.6			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-33	"	"	13.5		7.2	3.4			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「白」
189-34	"	"			5.7				ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	調査「入白」
H-35	"	"	14.2		8.4	3.7			ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
H-36	"	"	12.8		5.4	3.9			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	調査「不明」
H-37	"	"	12.6		7.3	3.9			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-38	"	"	13.5		5.8	4.2			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ、ナデ	調査「大家」
190-39	"	"	11.8		4.6	3.7			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-40	"	"	12.3		6.2	4.3			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-41	"	"	14.5		9.7	4.9			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-42	"	"	13.2		5.6	4.5			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	調査「不明」
H-43	"	"	12.5		5.5	4.2			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-44	"	"	16.7		7.3	5.5			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	

第5章 出土遺物

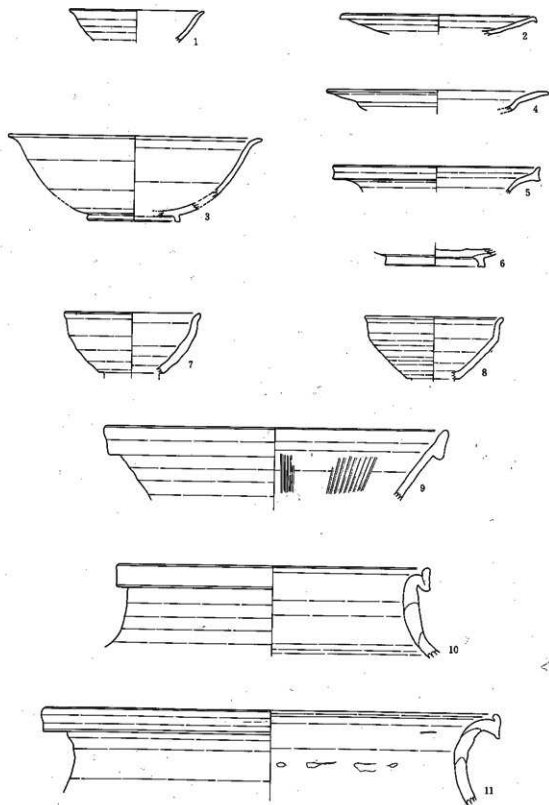
第21表 遺構外出土土器

図・番号	名 称	器 形	法 量 (単位 cm)						調 査		備 考	
			口 径	胴 径	胴 径	底 径	器 高	高台径	高台高	外 面		内 面
190-45	土師器	杯	13.5			5.2	3.4			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-46	H	H				6.0				ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-47	H	H	18.0			8.6	5.5			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ	
H-48	H	H	13.4			6.0	4.1			ロクロ、手持ヘラケズリ	ミガキ、ナデ	
H-49	H	H	11.8			4.0	4.5			ロクロ、回転糸切り	ミガキ	
H-50	H	H	12.0			4.8	3.6			ロクロ、回転糸切り	ミガキ、ナデ	
H-51	H	H	12.7			6.8	3.7			ロクロ、回転糸切り	ミガキ	
H-52	H	高台付杯				7.4		8.4	2.5	ロクロ	ミガキ	
H-53	H	H				7.2		8.1	2.3	ロクロ	ミガキ	
H-54	H	鉢				9.3				ミガキ	ミガキ	内外黒
H-55	H	高台付杯				6.8		9.4	2.6	ロクロ	ロクロ、ミガキ	底部に灰色
H-56	H	H				6.6		10.1	2.7	ロクロ	ロクロ、ミガキ	
H-57	H	H				7.4		9.8	2.2	ロクロ	ロクロ、ミガキ	
H-58	H	壺	11.6	11.0	13.9					横ナデ、ケズリ	ミガキ	赤ロクロ
H-59	H	壺	21.5			15.0	2.2			ミガキ	ミガキ	
H-60	H	蓋	29.4							ミガキ	ミガキ	
H-61	H	鉢	18.0			8.2	9.9			ロクロ、ナデ、回転ヘラケズリ	ミガキ	
191-62	H	蓋								ミガキ	ミガキ	つまみ径2.3つまみ高1.4
H-63	H	H								ケズリ、ミガキ	ミガキ	つまみ径2.7つまみ高1.4
H-64	H	杯破片										黒色「白」
H-65	H	H										「白」
H-66	H	H										「白」
H-67	H	H										「白」
H-68	H	H										黒色「白」
H-69	H	H										「白」
H-70	H	H										「上」
H-71	H	H										「上」
H-72	H	H										「上」
H-73	H	鉢	22.8							ロクロ、回転ヘラケズリ	ミガキ	「太黒」
H-74	H	杯破片										「上」
H-75	H	H										「田」
H-76	H	H										「赤」
H-77	H	H										「全」
H-78	H	H										「赤」
H-79	H	壺	24.2	19.9	21.7					ロクロ、タタキ、回転ハケメ、手持ヘラケズリ	ロクロ、ハケメ	
H-80	H	杯破片										黒色「黒」
H-81	H	H										「黒」
H-82	H	H										「赤」
H-83	H	H										「白」
H-84	H	H										「黒」
H-85	H	H										「不明」
H-86	H	壺	23.9	21.9	25.6					ロクロ	ロクロ	
H-87	H	杯破片										黒色「黒」

第22表 遺構外出土土器

図・番号	名称	器形	法 量 (単位 cm)							調 整		備 考
			口径	胴部径	胴径	底径	器高	高台径	高台高	外 面	内 面	
191-88	土師器	杯 破片										「正」 「方」 編年「前」
H-89												
192-90	須恵器	杯				7.4				ロクロ	ロクロ	
H-91	H	H	12.4			5.4	4.3			ロクロ	ロクロ	
H-92	H	H	15.0			8.8	4.3			ロクロ	ロクロ	
H-93	H	H	12.8			7.6	4.3			ロクロ、ナデ	ロクロ	
H-94	H	壺				5.8		5.6	0.8	ロクロ	ロクロ	
H-95	H	H				7.8		7.6	0.6	ロクロ	ロクロ	
H-96	H	H				8.8		9.4	1.3	ロクロ	ロクロ	
H-97	H	H				9.9		8.9	0.8	ロクロ	ロクロ	
H-98	H	H				9.7		10.1	0.9	ロクロ	ロクロ	
H-99	H	H				8.9		8.6	0.8	ロクロ	ロクロ	
H-100	H	H				11.4	11.1	0.6	ロクロ	ロクロ		編年「中」 編年「有」「多」他 編年「不明」
H-101	H	H				8.9		8.6	0.8	ロクロ	ロクロ	
H-102	H	杯 破片				8.1		7.9	0.7	ロクロ、回転ヘラケズリ	ロクロ	
H-103	H	壺								ロクロ	ロクロ	
H-104	H	兵口表		6.6						ロクロ	ロクロ	つまみ径4.5つまみ高5.5
H-105	H	蓋										
H-106	H	甕	14.0	13.2	21.8					ロクロ	ロクロ、ナデ	
H-107	H	壺			16.0					ロクロ	ロクロ	器形の依據
193-108	赤焼き	杯	12.6							ロクロ、回転ヘラケズリ	ロクロ	
H-109	H	H	13.3			6.4	4.3			ロクロ、回転ヘラケズリ	ロクロ	編年「国」
H-110	H	H	14.2			5.4	5.1			ロクロ	ロクロ	
H-111	H	H	13.6			6.2	4.0			ロクロ、手持ヘラケズリ	ロクロ	
H-112	H	H	12.8			6.3	3.5			ロクロ	ロクロ	
H-113	H	H	11.2			5.9	2.9			ロクロ	ロクロ	中世 H H
H-114	H	H	11.5			6.1	3.4			ロクロ	ロクロ	
H-115	H	H	11.5			7.0	4.6			ロクロ	ロクロ	

第5章 出土遺物



第194図 出土陶器
 1~5 灰釉陶器 6 緑釉陶器
 7・8 天明茶碗 9 櫛鉢 10・11 大鉢

(縮尺)

第3節 その他

1. 硯 (第195図・第117図版)

調査の結果検出された硯は14点である。須恵器を転用した硯が3点・軒丸瓦の転用硯が1点あるが、他はすべて須恵質の円面硯である。完形品は1点もなく、すべて破片で検出された。

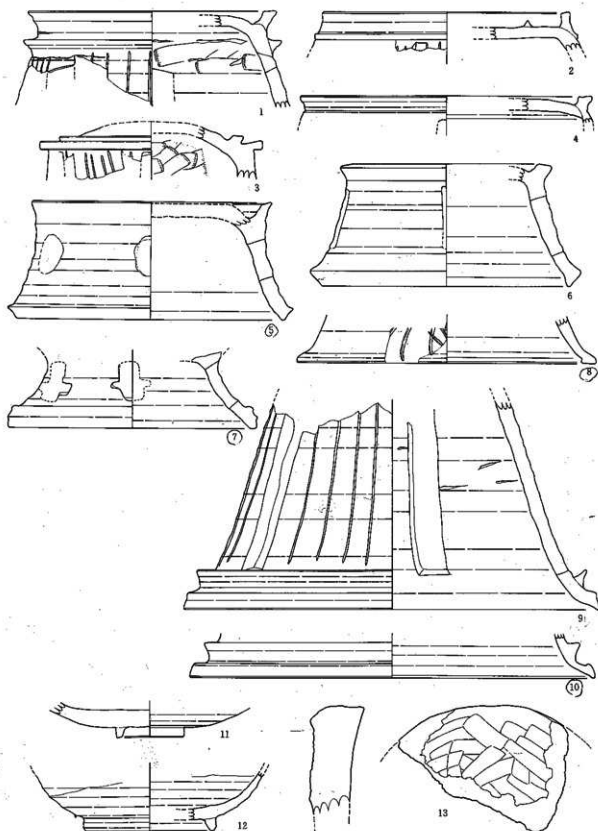
円面硯 1は、円面径16.4cm、残存器高6.2cmである。円面部は無堤式で、脚部上端にのりような形である。脚部には縦に細い沈線が、約1.5cmの間隔で全面に施されている。沈線と沈線の間には計5個所に縦長の長方形の透しがある。粘土紐を積み上げ、ロクロで整形している。2は、円面上に陸と海とが区別される堤を有する「有堤式」で、円面径16.4cm、残存器高2.4cmである。脚部には縦の沈線とその間に1と同じような長方形の透しがあるが、小破片のため数は確認できない。

3は、脚部中央がもりあがっており、外縁部より高くなっている。無堤式で脚部の上端は硯面よりかなり広い。円面径は12cmで、脚部上面の最大径は14.8cmある。残存器高は3.5cmである。やはり、脚部の縦の細い沈線と透しの組み合わせがある。1と比較すると、海部の上縁の高さがきわめて低いのが特徴である。4は、無堤式で円面部の小破片である。円面径は19.3cmで、残存器高1.7cmである。脚部は不明であるが、透しがあることは、わずかに残る線刻によって確認される。

5は、脚部の破片である。円面部と脚部の間に多く見られる隆帯は、5には見られず6と似ている。円面径16.0cmで、残存器高7.8cmある。脚部に径2.5cmほどの円形の透しが8個所あり、ロクロ整形により仕上げている。6は、5と酷似しているが、脚部の透しが長方形である点で異なる。円面部が有堤式か無堤式かの区別は、脚部のみの破片なので不明である。

7は、脚部破片で底部には2段状になった1.4cm幅の隆帯がまわる。脚部の透しは十字形であることがわかる。透しの数は6個所と思われる。破片であるため、円面径は不明であるが、脚部の高さは5cm以下であろうと推定される。脚部底径は16.4cmである。8は、底部の小破片であるため誤差は大きいかも知れないが、底径19.8cm、残存器高2.4cmである。底まで縦の沈線が施され、わずかに透しのあることが確認できる。縦の沈線のあるものは長方形の透しを伴うので、本例も透しはおそらく長方形であろう。

9は、脚部の比較的大きな破片で、小石を含み茶褐色を呈する点と出土地点も近接していることから、1と同一破片である可能性は強いが直接には接合しない。脚の縦方向に約1mmの沈線を施し、長方形の透しが5個所にある。底部には貼付による隆帯がまわるが、形態上は10と似ている。底径27.4cm、残存器高13.7cmである。この破片は内面ほぼ全体に墨が付着しており、磨減痕は見られないが、硯として破片を一時利用していたと思われる。10は、底部破片で、残存器高2.9cm、底径は26.8cmである。底部には隆帯がまわる。透しの存在がわずかに確認できる。



第195図 碗
1~10 円面碗 11・12 転用碗(灰釉陶器)
13 転用碗(軒丸瓦)

(縮尺 1/2.5)

転用 硯 11は、須恵器の蓋を利用した転用硯である。蓋内面は墨が付着している。内外面ともにロクロ調整が見られ、径4.5cmのツマミがつく。12は、灰釉陶器の杯で灰褐色を呈し、内外面の一部に灰釉がかかり、内面には墨が付着している。径8.4cmの高台が付く。残存器高は、3.8cmである。

13は、灰白色の軒丸瓦の裏面を利用した転用硯である。この軒丸瓦の瓦当周縁部は剝離しているが、圏線のあることはわかる。硯面はかなり利用されたらしく、滑らかになっており平滑である。

他に高台付杯の底部に朱墨の残るもの(第190図55)がある。

(渡辺一雄)

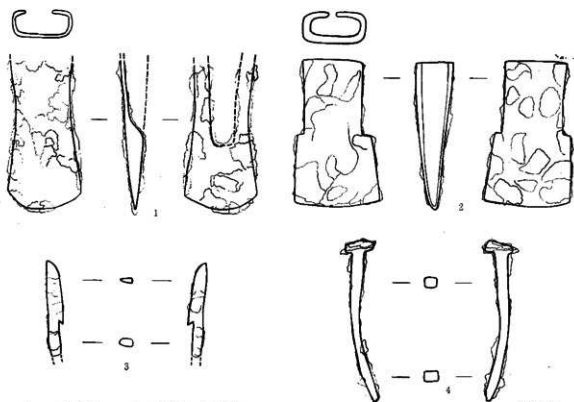
2. 鉄 器 (第196図)

明地地区より鉄斧1点、刀子1点、中宿・古寺地区より鉄斧、鉄鏃、鉄釘が各1点づつ出土している。そのうち刀子は錆化が進行し実測等は不可能であった。

1は明地地区S B 20の上層より出土した鉄斧であり、短冊形に近い形態で、刃部は丸く湾曲している。上部は鉄板を両側より折りまげ袋状にしている。

2は中宿・古寺地区のS A 83bの柱穴掘り方埋土中から出土したもので、有肩の鉄斧であり上半部は両側より鉄板を折りまげているが、錆により不明な部分も多い。

3は第9次調査で中宿・古寺地区中央部建物群表土より出土した鉄鏃である。片刃矢式の



第196図 鉄器 1・2 鉄斧 3 鉄鏃
4 鉄釘

(縮尺1/2)

ものであり、茎の部分は欠損している。

4も第9次調査で中宿・古寺地区中央建物群表土より出土した鉄釘であり、断面は四角形を呈し、先端部は欠損している。

3. 縄文式土器 (第197～199図)

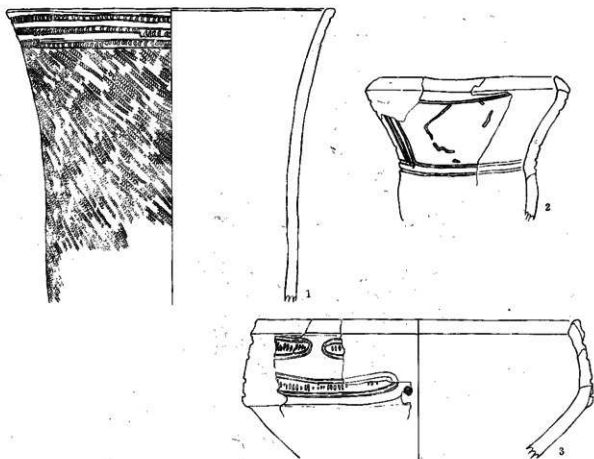
主として明地地区、中宿・古寺地区の表土中より少量づつ出土しており、ある程度器形の判明したのは3点のみであり、他はすべて小破片であった。しかも早期から晩期までの各期のものがあり、時期的まともは見られなかった。

第197図1は口縁の若干開く円筒形の体部を有する深鉢形で、口縁には平行沈線の間に半裁竹管状工具による瓜形刺突を加えた3段の文様があり、体部はR-L縄文、内面粗いミガキが見られる。前期の大木3式と考えられるものである。

2は口縁部「く」形に屈曲するキャリパー形深鉢で、沈線による文様があり内外ともにミガキが加えられている。後期初頭のいわゆる綱取I式の時期のものと考えられる。

3は体部が「く」形に屈曲する大形の深鉢で、沈線により横に長い楕円文が描かれ中にキザミが見られる。縄中期前半大木7b式に相当するものであろうか。

第198図1・2は沈線による文様を有し、内外面がミガキが加えられ胎土が良好なもので早期の田戸下層式と考えられる。3は細長い四角の連続刺突があるもので近い時期であろう。



第197図 縄文土器

(縮尺1/4)

4・5は条痕の上から太い沈線で文様を描いたもので、口唇部にキザミがあり、5は浅く粗い縄文の上から沈線を描いたもので、4・5は彌ケ島台式、6は大畑G式と考えられる。

7は胎土に繊維を含み外面に粗い網目状捺糸文があり大木2式のものと考えられる。8は第197図1と同じものの破片である。9・10、第199図1は並行沈線の間に瓜形刺突を加えた文様で半截竹管状工具を用いる点、内面にミガキが見られ胎土に繊維を含まない点などは第197図1のものと同じであり同時期と考えられる。

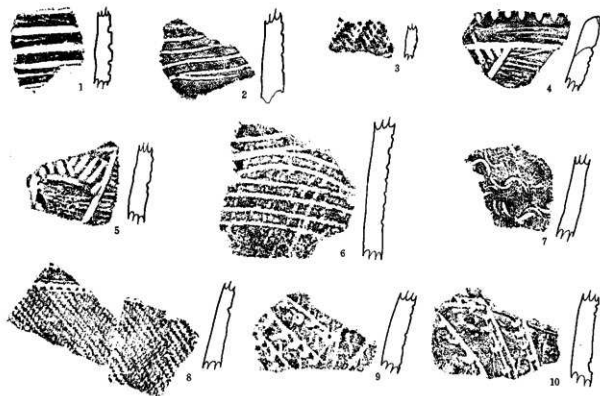
12は口縁に横方向の沈線とキザミの加えられた低い隆帯、その下に沈線による山形文が描かれたもので中期初めの五領ケ台式に並行するものと考えられる。13は小さな突起のある浅鉢であり、文様はないが第197図3と同時期のものかと考えられる。

15・16は縄文の上に3～4本単位の沈線で文様を描いたもので堀ノ内I式と考えられる。17・18・19は横方向に展開する沈線による文様が見られ、18・19は磨消縄文となっており加曾利B式のものである。20～23は沈線による三叉文、磨消縄文により入り組み文、瘤などがあり新地式と考えられる。

24は複合口縁で捺糸文の掘された深鉢の破片、25・26は網目状捺糸文のある破片であり、晩期の大洞C₂～A式の時期の粗製深鉢であろうと考えられる。

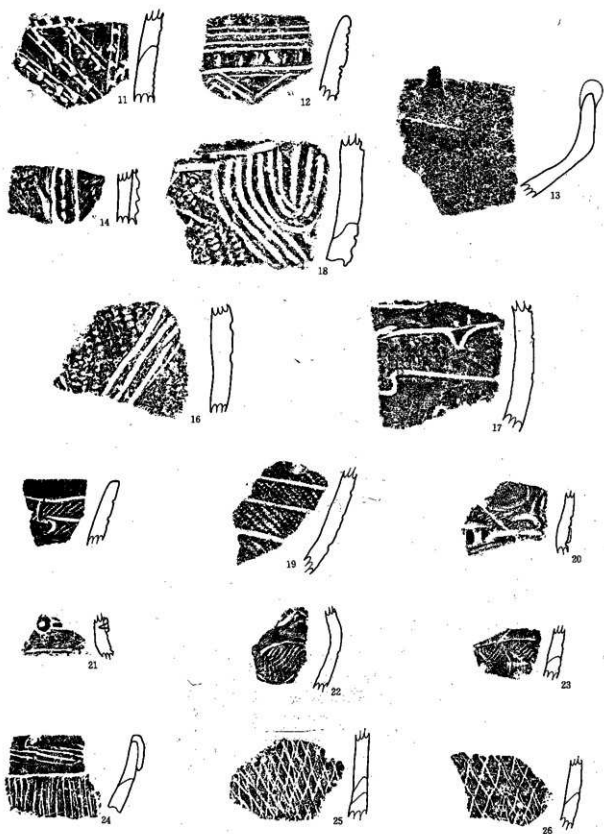
4. 石器 (第200～202図)

明地地区、中宿・古寺地区の表土及び一部の遺構の埋土中より少量の石器が出土している。しかし、まとまったものではなく、すべて単独出土である。



(縮尺1/4)

第198図 縄文土器拓影(1)



第199図 縄文土器拓影(2)

(縮尺1/4)

1は柳葉型ポイントであり、横長剥片を素材としている。表面の剥片部にはすべて細いリタッチが加えられており、離面は左辺部及び右上端に細いリタッチが見られる。基部にはやや大きな剥離が見られるが、すべてのリタッチに切られている。

2・3・6～8はスクレーパーである。2は縦長剥片を利用した変則的エンドスクレーパーである。「く」形に曲った剥片の先端にスクレーパーエッジが形成されている。3は亀甲状を呈するスクレーパーである。表面の打点と反対側の縁辺に急角度の辺部が形成されており、その裏面にも浅い角度でリタッチが加えられている。6は左半部の一部を切り取った台型剥片を用いたサイドスクレーパーであるが、刃部の裏、反対側の縁辺にも細かいリタッチが見られる。7は中央から折った横長剥片を利用した親指状のエンドスクレーパーである。先端部表面縁辺には急角度な刃部が形成されており、裏面にもやや浅い角度のリタッチが見られる。8は横長剥片を用いたエンドスクレーパーであり、両端に刃部が形成されたダブルエンドスクレーパーとなっている。

9は小円礫を用いたピエスエスキューである。小円礫の縁辺から求心的打撃を加え、一部にはその上に小さなリタッチを加えており、一部分には自然面を残している。

10は円礫を素材としたチョッピングツールである。最初円礫の両面に比較的大きな剥離面を残す何度かの剥離を行ない、最後に剥離の加えられた部分の一边に小さな交互剥離による刃部形成を行なっている。この部分の剥離は石核としては小さすぎるものであるので、チョッピングツールと考えることにした。但し、石核を利用したものである可能性もある。

11は台形剥片の一部を折り取り、周辺部にリタッチを加えたもので、ノッチ状の剥離が3ヶ所見られる。

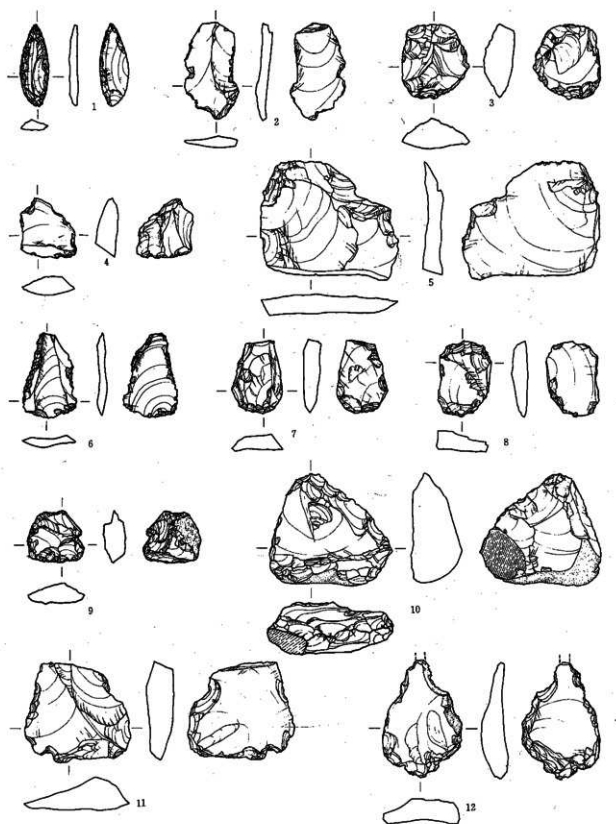
12は横長剥片を用いた大形のドリルである。基部は全周に加工が加えられており、先端の基の部分には両側からノッチ状の剥離が加えられ刃部が作り出されている。刃は折れており長さは不明である。

13は周辺から中心に向う求心的剥離の加えられたディスク状のコアであり、先端の一部には自然面を残している。粗材は円礫と考えられる。

14・15・17は打製石斧である。14・15は分銅型のものであり、表裏両面に自然面を残しており、板状の河原礫を用いたものあり、15の上端辺には若干の磨滅痕が見られる。17は大形でバチ型に近い型を呈しており、加工は主に縁辺部に対し行なわれ、表面の大部分は自然面と節理面、裏面は約60%が自然面となっている。

16は凹石であり、安山岩の河原礫を用い、中央に1箇所浅い窪みが見られる。

(木本元治)

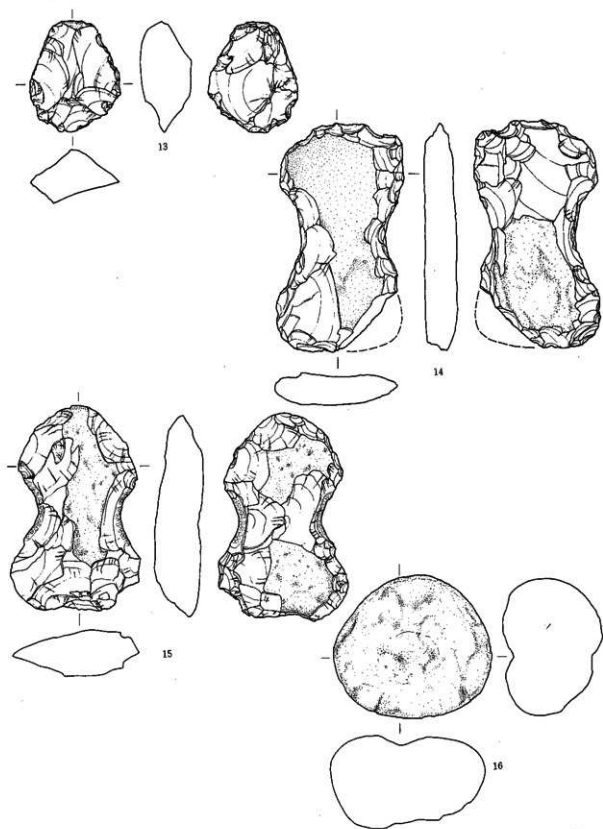


1 ポイント 2・3・6～8 スクレーパー

4・5 リタッチドフレイク 9 ビエス・エスキモ 10 チョッピングツール

11 ノッチ 12 ドリル

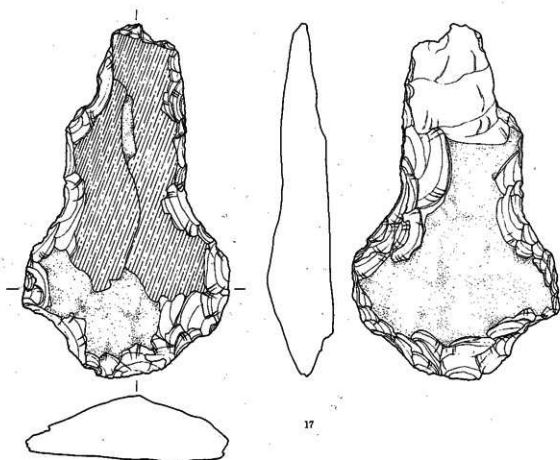
(縮尺)



(縮尺)

第201図 石器(2)

13コア 14・15石斧 16凹石



第202図 石器 17 石斧

(縮尺1/4)

第23表 石器観察表 (1)

図 No	出土位置	器種	最大長 (cm)	最大幅 (cm)	最大厚 (cm)	重量 (g)	石質
200-1	中宿・古寺 第8次 第2トレ	ポイント	4.3	2.4	4.0	3.4	安山岩
2	〃 第6次 第5トレ	スクレーパー	5.1	2.8	0.6	7.0	凝灰質頁岩
3	明地地区 表採	スクレーパー	3.9	3.5	2.6	21.5	頁岩
4	〃 SD30	リタッチド フレック	3.0	2.7	1.0	7.5	凝灰質頁岩
5	〃 SB04	リタッチド フレック	6.0	7.3	1.0	47.2	〃
6	中宿・古寺 第6次 第5トレ	スクレーパー	4.4	2.9	0.4	6.2	頁岩
7	明地地区 第5次 第5トレ	スクレーパー	3.8	2.7	0.8	11.5	チャート
8	中宿・古寺 第6次 第1トレ	スクレーパー	2.4	4.0	0.9	11.2	凝灰質頁岩
9	明地地区 表採	ピエス エスキュー	2.7	3.0	1.1	9.5	珪質頁岩
10	〃 〃	チョッピング トウール	5.8	6.4	2.8	105.5	頁岩
11	〃 〃	ノッチ	5.2	5.5	1.7	53.2	安山岩?
200-12	明地地区 表採	ドリル	6.2	4.0	1.2	30.7	珪質頁岩
201-13	〃 〃	コア	5.9	4.7	2.8	70.5	凝灰岩
14	〃 SB11付近	石斧	12.1	6.5	1.7	180	安山岩
15	古宿・古寺 第7次 第1トレ	石斧	10.8	6.8	2.9	208.5	〃
16	明地地区 表採	凹石	7.5	8.4	5.3	415	〃
202-17	〃 SB20付近	石斧	18.6	10.8	3.4	573	〃

第6章 考察

第1節 遺構

1. 明地地区

この地区の遺跡の範囲は東西に長い長方形を呈し、東・西・南の3辺は大溝で区画されている。北辺の区画施設は遺存しないが、耕地整理以前の字切図にみえる盆の川をもって大溝にあてていたものとみることができる。

建物の配置は東辺大溝に平行する南北棟が並び、一方南辺大溝に平行して東西棟の建物が並んでいる。

1) 建築遺構の分類

昭和47年から50年までの4次に亘る発掘調査で、明地地区で発見された遺構は、第24表に示すように38遺構である。このうち建築遺構は29を数える。これらを、礎石建物のうちで掘り込み地業を有するものと有しないもの、掘立建物で総柱のものと側柱のものに分け、更に規模と柱間寸法によって細分したのが第25表である。この表によって検討してみよう。

礎石建物 掘り込み地業を伴う総柱の礎石建物が7棟ある。掘り込み地業相互に切り合い関係はない。礎石建物の場合建て替えがあっても把握できないが、実際には掘り込み地業1基で複数の建て替えを予想すべきである。4間×3間で柱間9尺の建物が3例あり、これをA型とし柱間を8尺としたSB20はそのバリエーションとみてA'型とした。SB20と同一の桁行・梁行寸法を用いながら、柱を4本追加して荷重の支持力を補強した4間×4間のSB05をB型とした。以上は大型の総柱建物であるが、小型の例をみてみよう。SB26は、しっかりした掘り込み地業を伴う2間×2間の建物である。柱間は8尺とみて誤りはない。これをC型とする。SB03は同じく2間×2間とみることができ、柱間が7尺であるのはC型のバリエーションとみてC'型とする。

掘り込み地業を伴わない礎石建物跡では、A'型同様の4間×3間の例が見られ、柱間も同じく8尺である。これをD型とする。SB23は2間×2間で柱間は9尺である。これをE型とする。

掘立建物 次に掘立建物跡をみてみよう。まず総柱ではSB07にみられる4間×3間で柱間8尺の例がある。これをF型とする。SB21は3間×2間で柱間は桁行8尺・梁行7尺とみることができ、これをG型とする。2間×2間で柱間9尺のSB22をH型とする。

側柱の建物では4例を数える5間×2間で柱間10尺のものをI型とする。これと同じ規模で間仕切りがあるものはバリエーションとみてI'とする。SB16と18は、梁行は2間であるが、桁行は確認されていない。しかしSB18は5間であれば、西側のトレンチに西妻が出るは

第24表 明地地区遺構一覧

番号	遺構番号	種別	地 産	桁 行	梁 行	柱 間 寸 法		方 位	調査年度	備 考		
						桁 行	梁 行			構 造	桁行 (尺)	梁行 (尺)
1	S B01	礎石	掘り込み地蔵	10.8m 4間	8.1m 3間	9尺	9尺	南北棟	47・48	総柱		87.48㎡
2	S B02	〃	〃	10.8m 4間	8.1m 3間	9〃	9〃	〃	〃	〃		87.48㎡
3	S B03	〃	〃	4.2m 2間	4.2m 2間	7〃	7〃	〃	〃	〃		17.64㎡
4	S B06	〃	〃	10.8m 4間	8.1m 3間	9〃	9〃	東西棟	48	〃		87.48㎡
5	S B05	〃	〃	9.6m 4間	7.8m 4間	8〃	7〃	〃	48・49	〃		80.64㎡
6	S B10	〃	なし	9.6m 4間	7.2m? 3間?	8〃	8〃	〃	49	〃		71.25㎡
7	S B11	〃	〃	9.6m 4間	7.2m 3間	8〃	8〃	〃	〃	〃		71.25㎡
8	S B20	〃	掘り込み地蔵	9.5m 4間	6.95m 3間	8〃	8〃	〃	50	〃		69.12㎡
9	S B23	〃	なし	5.25m 2間	5.25m 2間	9〃	9〃	〃	〃	〃		29.16㎡
10	S B26	〃	掘り込み地蔵	4.8m 2間	4.8m? (2間)	8〃	?	〃	〃	〃		23.04㎡
11	S B32	〃	?	?	?	?	?	?	〃	?		?
12	S B07	竪立	なし	9.6m 4間	7.2m 3間	8尺	8尺	東西棟	48	総柱		69.12㎡
13	S B04A	〃	〃	15m 5間	6.6m 2間	10〃	11〃	〃	49	側柱		99.0㎡
14	S B04B	〃	〃	15m 5間	6.6m 2間	10〃	11〃	〃	〃	〃		99.0㎡
15	S B08	〃	〃	11.75m 5間	5.95 2間	8〃	10〃	〃	〃	〃	間仕切り有り 72.0㎡	
16	S B09	〃	〃	?	5.9m 2間	10尺?	10〃	〃	〃	〃	90.0㎡?	
17	S B17	〃	〃	〃	6.0m 2間	10〃	10〃	〃	〃	〃	間仕切り有り 90.0㎡?	
18	S B18	〃	〃	〃	4.8m 2間	?	8〃	〃	〃	〃	?	
19	S B15	〃	〃	〃	6.35m 2間	?	10〃	〃	〃	〃	90.0㎡?	
20	S B16	〃	〃	〃	4.8m 2間	?	8〃	〃	〃	〃	?	
21	S B21	〃	〃	7.4m 3間	?	8尺	?	〃	50	?	?	
22	S B22	〃	〃	5.25m 2間	5.25m 2間	9〃	9尺	〃	〃	総柱		29.16㎡
23	S B24A	〃	〃	15.12m 5間	6.13m 2間	10〃	10〃	〃	〃	側柱		90.0㎡
24	S B24B	〃	〃	15.12m 5間	6.13m 2間	10〃	10〃	〃	〃	〃		90.0㎡
25	旧 S B25	〃	〃	15.0m 5間	1.8m 1間	10〃	6〃	〃	〃	〃		24Bの床東
26	S B31	〃	〃	3.75 2間	?	6〃	6尺?	?	〃	?		?
27	S B33	〃	〃	3.55m 2間	〃	6〃	6〃	〃	〃	〃		〃
28	S B34	〃	〃	5.9m 2間	〃	10〃	?	〃	〃	〃		?
29	S B35	〃	〃	?	〃	?	〃	〃	〃	〃		〃
30	S I 12	竪穴							49			
31	S I 36	〃							50			
32	S D14	大溝							49			
33	S D13	〃							〃			
34	S D27	〃							50			
35	S D28	〃							〃			
36	S D29	小溝						〃				
37	S D30	〃						〃				
38	S I 19	井戸						49				

ずである。しかし出ていないので5間ではあり得ない。従って側柱で柱間8尺の建物の桁行は、4間から3間とみるべきであろう。これをJ型とする。なお、床面積30㎡以下を小型、60㎡以上を大型として区分しておく。中型は存在しない。

以上みたように建物の基礎地業と構造からI～IV類に、規模を加えてA～Jの10のタイプに分類することができる。

第25表 明地地区建築遺構分類

類	桁行	梁行	柱間	遺構	例	型
礎石建物	I 掘り込み地業	4間×3間	柱 9尺・9尺 梁 9尺・9尺	01・02・06	3棟	A
		4間×3間	8尺・8尺	20	1棟	A'
		4間×4間	8尺・7尺	05	1棟	B
		2間×2間	8尺・8尺	26	1棟	C
	II 地業なし	2間×2間	7尺・7尺	03	1棟	C'
		4間×3間	8尺・8尺	10・11	2棟	D
		2間×2間	9尺・9尺	23	1棟	E
	III 総柱	4間×3間	8尺・8尺	07	1棟	F
		3間×2間	8尺・7尺	21	1棟	G
		2間×2間	9尺・9尺	22・34?	2棟	H
掘立建物	IV 側柱	5間×2間	10尺・10尺	04A・04B・09?	6棟	I
				15?・24A・24B (束柱)		
		5間×2間	10尺・10尺	08・17 (間仕切り)	2棟	I'
		2間×2間	8尺・8尺	16・18	2棟	J

計 24棟

※ 不明 (SB31・33・32・35), SB25は24Bの床東

2) 建物の配置

礎石で総柱の建物が11棟、掘立で総柱の建物が3棟ある。掘立建物は礎石建物の下にかくれていることが予想されているので、礎石建物10棟を基準にしてその配置を検討してみよう。これらは次の4群に区分できる。

第1群 SB01・02・03 3棟

第2群 SB20・23 2棟

第3群 SB11・10・35 3棟

第4群 SB06・05 2棟

このほかに、根石1個のみを検出し拡張していないSB32があるが、これは省略する。

第1群 第1群はSD28東辺大溝に平行する南北棟の建物である。方位は真北に対して3度30分西に偏している。SB01と02は同一の規模・構造であるが、SB03は小型である。これらの3棟は、西側桁柱列が直線上にあること、棟間距離が36尺で同一であることから、一つのグループを構成するものとみることができる。棟間の36尺は、SB01・02の桁行寸法に等しい。

第2群 第2群は、地区割りのFMライン上の東端に位置し、SD13南辺大溝に平行する2棟である。これは掘り込み地業のある大型の建物と、地業のない小型の建物の組み合わせである。ともに東西棟でSB20の南2桁柱列とSB23の南桁柱列が直線上にあることから、セットを構成

していることがわかる。ここでは棟間距離は45尺である。

第 3 群 第3群は、FM ライン中央に配された3棟から成る1群である。SB11と10は掘り込み地業のない同規模同構造、SB26は掘り込み地業のある小型の建物である。これらは、北側柱列が直線上にあることから一つのグループを構成するものとみられる。棟間距離は40尺と48尺である。

第 4 群 第4群はFM ライン西端に配された2棟である。西側のSB06は4間×3間、並列するSB05は4間×4間であるが柱間寸法は異なり、後者はひとまわり小さい。SB06は、掘り込み地業・建物規模ともに第1群のSB02と共通する点は注意を要する。双方の北側柱列が直線上にあること、棟間距離が掘り込み地業の桁行寸法に等しい40尺であること、などからセットをなすものとみることができる。

掘立総柱建物 次に総柱の掘立建物についてふれておこう。これは、FM ライン上に配置されたⅡ期以前の一群で、東からSB21・22・34の3棟がある。SB21は20の掘り込み地業に切られているため全容は不明であるが、3間×2間と推定できる。SB22は2間×2間で柱間は9尺、SB34は柱間9尺で2間×2間と推定できる。これらは、軸線を揃えた東西棟で、東西69mの中に配されているから、礎石建物とは時期の異なる計画的設計に基づく一群とみることができる。この段階すでに全体計画があったことは、注目すべきことであろう。

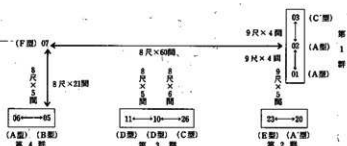
棟間距離をみると、SB21・22間が45尺（9尺×5間）、SB22・34間が99尺（9尺×11間）で、9尺を単位寸法にしていることがわかる。なお、西北部端に発見された同期のSB07は、その南及び北の位置には関連する建物はない。恐らく未調査の西側にSB06・05の如く並列するものと予想される。

側柱建物 ここで、側柱の建物で規模の明確なものについて検討してみよう。

まずSB24A・Bについてであるが、これは同位置同規模の建て替えて5間×2間・柱間10尺で、東側にあるSB20礎石建物とは軸線を重ねている。棟間距離は15尺である。SB24Aの建て替えの際、東柱12本（これを調査時点ではSB25とみた）を添えて床張りにしたのがSB24Bである。これらは、ある時期SB20と棟を並べて配置されたセットをなす建物とみることができる。南辺のSD13大溝に沿って平行する側柱建物で8棟（SB04A・04B・08・09・17・18・15・16）あり、いずれも軸線を重ねる東西棟である。このうち柱間8尺の建物は、桁行が5間にはならないらしいことは、さきに述べた。従って柱間8尺の場合は桁行5間以下、10尺の場合はすべて5間とみて誤りはない。

ここで、各群の型の組み合わせと棟間距離を図示すれば、第203図のようになる。

この図から次のことが指摘で



第203図 各群の型組み合わせ

きる。各群は2～3棟で構成され、同一規模・構造の建物のみ群はなく、必ず規模・構造の異なる建物を組み合せている。棟間距離は、8尺か9尺を単位にその何倍かをとっているが、建物の桁行寸法あるいはそれに近い寸法に合せている。群間の距離を大きくとるのは防火上の配慮と考えられる。

3) 時期区分

明地地区発見遺構で切り合い関係にあるのは次の6カ所をあげることができる。

ア、SB20礎石建物跡とSB21掘立建物跡。 2棟

イ、SB22掘立建物跡とSB23礎石建物跡及びSB24A 掘立建物跡とSB24B 掘立建物跡。

4棟

ウ、SB15掘立建物跡とSB16掘立建物跡。 2棟

エ、SB04A・B 掘立建物跡・SB08・09掘立建物跡・SB17・18掘立建物跡。 6棟

オ、SI12堅穴住居跡とSD13大溝跡。

カ、SD27・28・36大溝跡。 3条

以上のうち、掘り込み地業を伴う礎石建物を建てる以前に、掘立の総柱建物が存在することとを証するのがアである。これはSB21掘立建物の北と東の側柱の一部が、掘り込み地業からはみ出しているのを把握できたが、他の7棟の掘り込み地業下にかくれていることも予想できる。掘り込み地業のあとに掘立建物を重ねた例は、明地地区にはみられない。

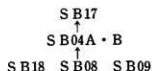
イは、4棟のうち最初に建てられたのはSB22掘立建物跡で、2間×2間の規模である。

これには柱の抜き取り穴があり、その後掘り方を据え方に利用して同規模のSB23礎石建物を建てている。次にこの建物跡の据え方・根石を切ってSB24A 掘立建物跡が建てられた。礎石（瓦葺き）建物が廃棄されたことが判明する唯一の例である。この掘り方は痕跡をとどめる程度であるが、その後建てられたSB24B 掘立建物跡と規模は同一とみることができる。SB24Aは土間であるが、SB24Aは束柱12本を加えた床貼りの建物である。以上4棟の先後関係は、SB22→23→24A→24Bの順であることは明瞭で4期の時期区分が可能である。ウは、SB16掘立建物跡をSB15掘立建物跡が切っている。

エの6棟をみてみよう。切り合いからみると、SB08建物跡→SB04A 建物跡→SB04B 建物跡の順となり、SB09建物跡をSB04B 建物跡が切っている。またSB17建物跡はSB18建物跡を切っている。これ以外の先後関係については、直接切り合う掘り方がないため不明である。しかし、方位と棟間距離から次のようにみることができる。

SB08は、東の棟間を13尺隔てSB09と、西の棟間を25尺隔ててSB18と同時共存が可能である。この3棟は主軸を揃えている。

これが同時共存とすればこの発掘区では最も古く、これ以後にSB04A・Bが建てられ、SB04Bの柱を抜き取った後にSB17が建てられたことになる。この発掘区では以上3期の時期区分が可能であり、これを図示すれば右の通りである。



SI 12 竪穴住居

SB04と09の中間南側に、SB04東南隅柱に接するようにSI12竪穴住居がある。出土遺物は土師器壺4点で、3点が復元できた。ピット中に検出された完形の長壺は、口径17.5cm、底径8.5cm、高さ34.0cmで、最大径が体部下半にあって体部下半を厚手につくり、上半とついでいる。底部は木葉底。上半は薄手で縦に刷毛目調整、頸部に段を有し口縁部より内面にかけて横ナデ調整を行っている。栗囲式である。この竪穴住居の東南隅をSD13大溝が切っている。従ってオでは、この大溝は7世紀前半以前には遡り得ないのは言うまでもない。

大溝の先後関係

この東辺大溝は、東南コーナーから9m東へのびて北折するSD27と、コーナーから30cm北へのびてから西へ枝分れするSD28、東へ枝分れするSD36の3条がある。力の先後関係は、SD27→28→36と判断される。SD27は南北方向で幅4mの農道の下に折れ曲がっているのが確認されている。この屈曲点の手前9mで北折するSD28は、真北より西へ3°30'ふれ第1群のSB01・02・03礎石建物跡と平行している。従ってSD28と第一群の建物は、同一設計に基づく施工とみることができる。SD36が大きく真北から東へふっているのは、北方の建物群の配置に変更があり、それを囲い込む必要から範囲拡大をはかったものと考えられる。

このSD36と関連する可能性をもつのが第2表で不明としたSB31・33掘立建物跡とSD29溝跡である。SB31掘立建物跡は掘り方4か所での検出で東西2間、柱間6尺である。SB33掘立建物跡はその西側にあり、掘り方6か所が検出されている。東西2間で柱間は6尺、柱の太さも同じことから、前者と同規模・同構造と考えられる。明地地区では柱間6尺は異例である。これらは並列する2間×2間の総柱の建物と推定できる。方位は真北から約4°東へふれる。この2棟を東西に切るSD30溝がある。SD29溝跡は真北から約8°東へふれる。SB31・33の東と南を限る幅70cm前後の雨落溝かと考えられる。この2棟の梁柱列・桁柱列とはほぼ平行するからである。SD29の8°のふれは、同じく8°東へふれるSD36大溝跡と平行することになるので、SB31・33・SD29はこの大溝の設置にかかる建物と推定することが可能である。SD30溝跡はSB24Bの掘り方に切られているので、SB24B以前の位置づけができる。またSB31・33を切るSD30溝跡中の多量の瓦は、隣接するSB23礎石建物跡をSB24A掘立建物跡に建て替えた際の瓦と考えられるので、SB23と重なり、かつSB24A以前の時期を考えることができる。

遺構と遺物の関係

遺構と遺物の関係については、瓦片を伴う遺構が次の5か所あるので検討してみよう。

SB05礎石建物跡 平瓦片2点

SB24B掘立建物跡 丸瓦・軒平瓦・平瓦片等14点

SB35掘立建物跡 軒平瓦・平瓦・丸瓦片等34点

SD30溝跡 軒丸瓦・軒平瓦・平瓦・丸瓦片等74点

SD35溝跡 軒平瓦・平瓦・丸瓦片等34点

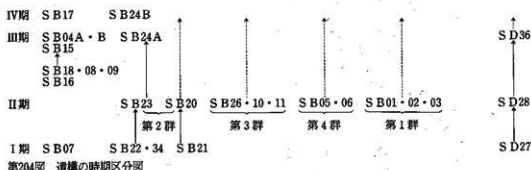
これらの瓦片は、いずれも創建期のものである。SB24B掘立建物跡は、創建期以後であり、SB35掘立建物跡も同様である。SB35掘立建物跡は、掘り方1か所が検出されたのみで拡張していないが、大きさが1.7m×1.3mで径30cmの柱の当りがある。この掘り方内埋め土に重弧文軒平瓦の大型破片を含む34点が入っていた。掘り方の規模・柱の当りからみて恐らく

SB24と同規模の2間×5間と推定され、創建期の瓦葺建物の後に建てられていることが明らかである。

SD30溝跡の74点の瓦片は、前に述べたようにSB23礎石建物をSB24A掘立建物跡に建て替えた時期と関連するものと考えられる。SD29溝跡も創建期の瓦葺建物以後に掘られているとみることができる。以上切り合い・型式・配置・遺物等を勘案して、明地地区全体の遺構の時期区分は次の通りに図式化できる。

遺構の時期区分

この中で基準となるのはⅡ期の一連の礎石建物である。これら4群10棟は、群ごとに主軸



を揃え、棟間距離を一定（8尺から9尺を単位とし、桁寸法を基本する）にとる共通性を有している。更にさらに建物の規模・構造から分類したA～Eの型と群の関係を表にすると次のようになる。

この表から、A・A'型は1・2・4群に共通し、C・C'型は1群・3群に共通することがわかる。以上方位・棟間距離・型の共通性から、礎石建物跡10棟は、同時同一の計画によるものと判断される。この建物群と同時に設置されたのが、第1群3棟の桁柱列と平行するSD28大溝跡と考えられる。Ⅰ期以前に位置づけられるのがSB21・22・34・07で、いずれも掘立総柱の建物群とみられる。そしてこれに伴うのがSD27大溝跡と考えられる。

SB23礎石建物跡は総柱であるが、これを取り払ってSB24A掘立建物跡を建てる。この建物は5間×2間で柱間9尺の側柱建物跡である。これは機能の異なる建物への配置替えであるから、この時に地方行政に手直しを求める政治・経済的背景があったものと推察される。これと同規模・同構造のSB04A・15はSB24Aと同期と考えられる。切り合いから、これら以前に位置づけられるのが、SB18・08・09・16掘立建物跡でいずれも側柱建物である。これらの建物の配置された位置は、遺跡の南辺に限るSD13大溝跡に平行し、その間隔はSB16・08などで24尺、SB15・04などで20尺である。FMライン上の建物の南桁柱列からは52尺である。このように南辺大溝とFMライン上の第Ⅱ期の建物群との間に、無理に平行に配置するような地区割り、当初の計画にはなかったものとみることができる。従って、第Ⅱ期の礎石建

第26表
建物の規模・構造の分類表

型	1群	2群	3群	4群
A・A'	SB01 SB02	SB20		SB06
B				SB05
C・C'	SB03		SB26	
D			SB10 SB11	
E		SB23		
計	3棟	2棟	3棟	2棟

物群の整備後に性格の異なる建物設置の必要に迫られ、新たに配置されたものとみることができよう。SB17・24B 掘立建物跡は、最後に建てられた建物である。

区画施設 明地地区の区画施設は大溝である。平均幅 3 m、深さ 2 m、南辺全長 250m (2 町 17 間) で、東辺 SD28・西辺 SD14 とともに内側へ約 4' ふれるから、全体としては若干台型を呈することになる。第 1 群の SB01・02・03 が東辺大溝と平行して主軸が西に偏するのは南北棟だからであり、西方の SB07・20 が西辺大溝に平行しないのは東西棟だからであろう。東・西辺大溝の長さは明確ではないが、現在 SB03 礎石建物跡の北妻から 15m の東西低地に東流する小水路がある。かつては字渡川地内を経て阿武隈川に合流する盆どの川であった。この川は、耕地整理に伴い北方 42m に移設されている。明治 42 年測図の 5 万分の 1 地図「棚倉」によれば、この盆どの川のうち東～西辺大溝間に 3 基の水車房が設置され、遺跡の東側にも 3 基記入されている。部落の米搗き用である。この渡川の幅は 2～3 m であったという。これが明地地区遺跡の北辺を限る大溝の位置とかわかるものと推定できる。その場合東・西辺の長さは 136m (1 町 14 間) となり、縦横比がほぼ 1:2 の長方形を呈することになる。なお、明地地区北端の SB03 北妻と、中宿地区南端の SB91 南桁の間隔は 150m (50 丈) で、ともに II 期の建物であることを指摘できる。

4) 遺構の性格

II 期の 10 棟の礎石建物は、すべて総柱の構造をとる高床の倉庫である。この周辺から 1,721 点の大小の瓦片が出土し出土瓦全体の 80% を占め、隅瓦が 16 点含まれている。従って 4×3 間の建物は寄棟造り、2×2 間のものは宝形造りで瓦葺の屋根構造であったと想定できる。SB22 礎石建物跡では、掘り込み地業の上面と根石の中に瓦片が含まれており、SB01・05・06 礎石建物跡と SB07・33 掘立建物跡の周辺からは多量の焼物が出土している。これらのことから、建物は穀倉であり、それは火災にあっており、しかも礎石建物は再建されていることが判明する。礎石の総柱の建物が再建された例は、郡山台遺跡の SB04B 建物跡がある (註 1)。これは約 10 t に及ぶ焼物が、三方にめぐらした溝内と基壇上面から出土した。しかし焼物層の中間に整地層があり、明らかに 2 度の被災を物語っていた。明地地区の 10 棟の礎石建物も、取り壊された SB23 礎石建物跡を除く 9 棟は、II 期に建てられそのまま IV 期まで火災後も建て替えをしながら継続使用されたものと推定できる。礎石及び掘立の総柱の建物 14 棟を揃える明地地区の大溝によって囲まれた範囲は、官衙の倉庫院であることは確かであろう。一連の中宿・古寺地区が官舎建物群の区画であることから、明地地区には明確な機能の分担による性格づけがなされているものと考えられる。そこで問題となるのが、側柱の掘立建物群である。側柱建物は、FM ラインに第 2 群に含まれ SB20 礎石建物とセットをなす SB24A・24B 掘立建物跡 2 棟と、南辺大溝に沿う SB04A・SB04B・08・09・15・16・17・18 掘立建物跡 8 棟計 10 棟である。このうち SB16・18 は柱間 8 尺で、他の 8 棟はすべて 5 間×2 間・柱間 10 尺とみて誤りはない。まず SB24A・B について考察しよう。

SB24A は、第 1 期の SB22 掘立建物、次いで第 II 期の SB23 礎石建物の後に建てられていることはさきにみた通りである。SB20 礎石建物とセットをなす瓦葺きの礎石建物を取り壊して

掘立柱建物
群の性格

側柱の掘立建物に建て替えることは、通常は考えられないので、その背景にはさし迫った行政上の要請があったにちがいない。総柱の礎石建物が6棟軸線を揃えて並ぶFMライン上に、ただ1棟設置されたSB24Aの機能は何であろうか。概報(註2)では「本年の調査で発掘されたSB24A・B建物跡は、これまで調査された倉庫群6棟の列の中にただ1棟入りこんでいる。このことは、時期差なのか掘立建物跡が倉庫と同じ用途に供されたものか今検討されなければならない」と判断を保留しておいたものである。

構造的には茅葺き切妻で土間であろうと考えられる。たとえ土間であっても、倉庫列の中にあることから機能は倉庫と同一と考えるべきであろう。那須郡衙(註3)でも総柱の建物群の中に入りこむ側柱の建物について「所謂土間形式の建物群が倉庫形態を持つ建物群に囲まれている様に思われるが、この問題についても倉庫形態を持つ建物群中の所謂土間形式の建物の持つ性格を把握しなければならない」としており、弘川遺跡(註4)ではやはり総柱建物群に混在する側柱建物について「他の倉庫群と軸線を一つにし(中略)やはりこれも倉を考えた方が妥当のように思われる」と、倉庫として認めている。明地地区のSB24Aの建築された時期はⅡ期内のある時期からⅢ期までの間と考えられる。これとほぼ同時期に建築されたと考えられるのが、南西隅及び南辺大溝沿いの側柱建物群である。南西隅の建物について概報では岡田茂弘氏(註5)が、養老令倉庫令を引いたうえで「陸奥国白河郡においても令の規定通りに実行されていたと仮定すれば、倉庫群に近接して並ぶ掘立柱建物群は館舎ではないことになる。さらに前述の和泉正税帳では、倉庫と共に頒給を取る屋の存在が記されており、天平10年の駿河国正税帳にも正倉とともに税屋のあったことが記されている。このように関和久遺跡における掘立建物跡群は、その配置関係から倉と類似する機能を有する建物群の遺構である可能性も否定できない(中略)。関和久遺跡における倉庫群と並列する掘立柱建物群の性格については、今後の発掘調査によって解明させる必要がある。」と宿題と

屋と出挙

されていたところである。屋は上野国交替実録帳では、南向屋・西屋・萱葺屋・東一屋など位置・構造を付して記されている。これら屋は、穀の長期収納用ではないことは明らかであり、稲の短期の出納は出挙以外に考えられない。出挙について宮原武夫氏(註6)は「律令国家が班田農民に貸し付ける公出挙稲は、春と夏の二度に分けて班給されたが、それは、8・9・10世紀を通じて変ることがなかった。春の出挙は2月と3月の播種の時期に、主に種子を貸与するため行われ、夏の出挙は4月・5月・6月の田植の時期に、農民が互いに田植労働を組織しあうときの食糧として貸与されたものである」とまとめている。

これによれば、貸与業務が2月～6月まで5か月、収納業務が10～12月までに完了することになる。稲穀保管の期間は3か月余とみることができる。このような状況から、梯子を使って高床の倉庫に入れする手間を省くことは自明の理であろう。沢田吾一氏(註7)によれば、郡家職員は正員・雑員の他に正税出挙稲の徴収を担当する徴税丁が郷別2名が配置されている。これが郡司一税長(3人)の指揮のもとに出挙の現業にたずさわるものであるが、白河郡は17郷だから、出挙担当が34名の定数となる。南西建物群の中にSE19井戸跡がありFMラインから円面硯2点・刀子1点が出土していることも、ここに職員がはりつけられてい

たことの裏付けとなろう。倉庫が2～3棟で群を成し、徴税丁が郷別2名であることは、群と郷とのつながりを示唆していよう。以上みてきたように、明地地区の14棟の純柱の建物は租稲穀収納保管用の倉庫、10棟の側柱建物は出挙稲の収納用の屋と判断することができ、明地地区は倉庫院とみて誤りはない。倉庫院内の各建物は、文献によれば院内の方位・群・種類で名称が付けられ、甲倉・板倉・土倉などと呼称される。このような外壁構造による区分のほか、収納稲穀とその用途によって動用倉・不動倉に分けられる。明地地区の倉庫はこれら文献の記載にどう対応させようか考察を加えよう。倉庫は大きさに大別すると4間×3間で80平方米(87.48㎡～69.12㎡)前後の大型と、2間×2間で30平方米以下(23.04㎡～29.16㎡)の小型に分けられ(第1表参照)、更に次の如く細分できる。これはさきに分類した(第25表)が、もう一度掲げよう。

大型倉庫と
小型倉庫

構造	大別	型	例	
地業+礎石	大型	A・A'・B	01・02・06・20・05	5棟
	小型	C・C'	26・03	2棟
礎石のみ	大型	D	10・11	2棟
	小型	E	23	1棟
掘立	大型	F	07	1棟
	小型	H	22	1棟

第27表 和泉監正税帳にみる倉

構造	用途	1～10 (㎡)	11～20 (㎡)	21～30 (㎡)	31～40 (㎡)	41～50 (㎡)	61～70 (㎡)	71～80 (㎡)	101～110 (㎡)	131～140 (㎡)	計
甲倉	不動		1	1							2
	願		1	1							1
板倉	不動			2	1	2					5
	動用		1	2							3
	願			3							3
丸木倉	願		10	1							11
	不明	1	1								2
屋	願				1		1	2			4
	不明			1							1
法倉	動用								1	1	2
	計	1	13	11	2	2	1	2	1	1	34

このようにA(A'・Bを含む)・C(C'を含む)・D・E・F・Hの6つの型に分けることができる。大型の倉庫が多く小型のものは少ない。倉は構造と用途に応じて使い分けられるが、これらのものは和泉監正税帳(註8)にてらしどのようなことが言えるのか次の第27表をみてみよう。規模別にみるとまず34棟中73.5%が30㎡以下の小型の倉が占める。次いで31～50㎡が11.76%, 61～80㎡が8.8%, 100㎡以上が5.88%となっている。これは、国レベルだからなのか、和泉監の特殊性なのか、天平9年という時期相なのか不明だが、明地地区の80㎡前後の大型の倉が主流をなすのとは大きな違いをみせる。構造別には甲倉8.8%, 板倉32.4%丸

木倉38.2%，屋14.7%，法倉5.9%，用途別には不動倉20.6%，動用倉14.7%，願倉55.9%となる。西第一屋（14.1×5.01m・70.64㎡）西第二屋（13.8×5.10m・70.38㎡）南院北屋（12.6×4.86m・61.24㎡）などの屋は、明地地区の5×2間の側柱掘立建物跡に近い印象をうける。南院北屋「出挙下尽」とあるのも注目される。

次に郡レベルの文献資料である上野国交替実録帳（註9）をまとめたのが第4表である。

第28表 上野国交替実録帳にみえる倉（郷数は和名抄による）

郡名	郷数	甲倉	板倉	土倉	丸木倉	屋	不明	計
片岡	5		5	1		1	3	10
甘栗	13		6	5				11
多胡	7		2	6				8
緑野	11			6		2	1	9
那波	7	1					17	18
群馬	13	4	5	4			2	15
吾妻	3	3						3
利根	4		4			2		6
勢多	9	2	16	8				26
佐位	8	4	5	6	2		1	18
新田	6			22				22
山田	4		5	5			2	12
邑楽	4		9	4			1	14
計	94	14	57	67	2	5	27	172

この史料については、前沢和之氏（註10）の「欠番となっているものこそが現存する。従って、まだ多数の正倉が残っている可能性も考えられる」との見解もあり、確かに郷数よりも正倉数の少ない甘栗・緑野郡などは、倉には大小あって数は一定しないという考え方もあろうが、法倉の如き巨大倉庫のみを設置することはあり得ないで問題は残る。しかし、一応の目安とはなり得るのでこの表から指摘できるのは、1郷平均2棟、1郡平均15棟、甲倉8%，板倉33%，土倉39%であること、郷数と棟数の比が平均的なもの（1：2）と郷数に比して棟数が多いもの・少ないものに分けられることなどである。例えば、新田郡の土倉は数が多い（1：3.7）ことから倉の規模は小さく、外壁を土壁とするのは大型には不向きとみられる。群馬郡は棟数が少ない（1：1.15）ことから甲倉・板倉の規模は大きいと推定でき、外壁を甲倉・板倉とするのは大型に適しているものとみられる。これらの倉庫の配置について前沢和之氏（註11）は「正倉については各郡ともに並名が示すように縦・横にかなり整然とした並び方をもって群（院）を形成していたものとみられる。そしてこの正倉の配置の形態は、既に八世紀代には成立していたものと考えられる」と述べている。ここで、発掘調査の事例から配置を検討してみよう。

倉庫の配置 倉庫で主軸を揃えて複数並ぶ例のうち小郡遺跡（註12）では第Ⅰ期の809・810・811の3棟が梁行寸法を棟間寸法とし、Ⅱ期の821・822・823の3棟が桁行寸法を棟間寸法と合せて並列する。長者原遺跡（註13）では掘立建物1・2・3号が桁行寸法の約1.5倍を棟間寸法とし、掘り込み地業では1・2号が梁行寸法を棟間寸法として並列している。下本谷遺跡（註14）ではSB7501・7502が梁行寸法と棟間寸法をほぼ合せている。郡遺跡（註15）では第1・2建物が梁行寸法をほぼ棟間寸法としている。三十三間堂遺跡（註16）でも3×3間の礎石建物、1・2、3・4、5・6が2棟ずつ主軸を揃えて配置されている。このように2～3棟を並置する場合、棟間の距離は桁行か梁間の長さに合せる原則があり、この原則によったものはセットをなすものとみることが出来る。倉庫が群（院）をなし外部施設が明らかな例のうち

梅曾遺跡(註17)では、Ⅱ期の配置が掘立建物21棟以上、掘り込み地蔵5棟以上計26棟以上で構成される。那須郡は12郷だから、1郷平均2.5棟となる。外部施設は幅2.0m、深さ1.0mの大溝で、東辺176m・北辺101m・西辺173m・南辺98mの縦長の長方形を呈する。この東に接して東辺180m・北辺209m・西辺176m・南辺286mの大溝で囲まれた横長長方形の部分がある。西側は拡張部分と報告されているが、西側が倉庫院東側が郡庁院とみることはできないだろうか。倉庫院の建物配置は、縦列と横列を組み合わせた、所謂ベタの配置かと思われる。

中村遺跡(註18)ではⅡ期の計6棟の掘り込み地蔵の建物があり、幅3.0～3.5m、深さローム下1.3mの大溝が東・北・南辺を画している。東辺は151.2m、西辺は確認されないが、傾斜面まで160mなので、その範囲におさまるやや横長の長方形とみられる。南辺は140m東に延びて北折する東辺大溝が存在する。梅曾遺跡に似た西側倉庫院東側郡庁院を思わせる地区割りである。倉庫はベタに配置されているらしい。芳賀郡は14郷だから未検出の建物が多くあるものと予想される。神野向遺跡(註19)は、幅4.0～5.5m、深さ2.9mほどの大溝で囲まれた南北約180m・東西約140mの縦長の長方形(東西・南北コーナーは隅丸らしい)の範囲に掘り込み地蔵建物SB010・030・070・077・080・280・290・090・310・400・440・110計12棟が配されている。配置はベタらしい。鹿島郡は18郷なので未検出のものが数多くあるものとみられる。新治郡衙(註20)では、建築跡52基が確認され、基礎地盤は12m×9mを普通とする。建物は北部群25棟(44m×12mの建物2基)・東部群13棟(不動倉)・西部群9棟(庁屋・厨屋)・南部群4棟から成っている。北部群・東部群計38棟は倉庫である。配置はベタで、縦列・横列を組み合わせた縦横型とも云うべきものである。新治郡は12郷であるから1郷当たり3棟ということになる。外部施設は明らかでないが、面の調査によって建物配置の明瞭な日秀西遺跡(註21)をみてみよう。検出遺構は54棟のうち6棟は版築、規模のわかる43棟の内訳は3×2間が14棟・3×3間が10棟・4×2間が6棟・4×3間が7棟・4×4間が2棟・5×2間が1棟・6×2間が1棟・8×3間が1棟・10×3間が1棟である。柱間は桁行で7～8尺、梁行で6尺が多く他は7～8尺である。従って3×2間～3×3間の24棟は30㎡以下の小型、4×2間～6×2間は40～80㎡の大型、8×3間～10×3間の巨大なものは法倉であろう。比率は小型55.8%・大型39.5%・巨大型4.65%である。これらの配置は整然とした口字型とみることができる。内部に入りこんでいる方位の異なる建物は時期差と考えられているからである。口字型を構成するのは北列7棟・東列4棟・南列5棟・西列2棟計18棟である。しかし西南隅が未調査で、ここに東南隅を折り返せば4棟が入る。逆に棟間距離から4棟程度を除外しなければならないので、6郷構成の相馬郡の倉庫数として理解できよう。

明地地区の倉庫の配置

明地地区は、大溝で囲まれた34,000㎡中4,675㎡を発掘している。13.75%にすぎない。これだけで未調査部分も含めた建物配置を云々するのは無謀であるが、ある程度の予測を試みたい。総柱の大型・小型の割合は8棟・4棟で2対1である。これは文献や他の事例に比し大型が主となる特徴をもつ。従って1郷あたり2～3棟あるものとして少ない方をとるべきものと考えられる。白河郡は17郷あるところから34棟程度を予想しなければならない。第1群

(SB01・02・03)の東側のFMラインの南側には存在しないし、SB07の西側には2棟程度しかスペースがない。とすれば第1群・SB07・FMラインに囲まれた東西150m、南北90mの範囲内である。ここにこれまでの間隔と同じに配列しても横列5棟・縦列4棟計20棟程度であろう。この仮定が正しければ口字型でなく縦横列型のベタの配置と推定できる。

掘り込み地業をもち4間×3間のSB06建物跡に伴う焼稻を鑑定した佐藤敏也氏(註22)は、「粒の表面に灰がなお密着し、粒肌を適格に表現する写真をものすることができなかった。このことは、あるいは古いこの時代の貯蔵中に米粒の表面にかなりの米糠が残存していたのかもしれない」と記されている。このことについて氏から、長期貯蔵のため米粒が変質したもの、との教示をいただいている。掘り込み地業をもち礎石建て瓦葺きの倉庫は長期備蓄の用途と考えることができ、外壁は甲倉か板倉、小型の礎石建物は土倉と推定したい。収納量について松村恵司氏(註23)は「2×2間の関和久遺跡のSB22・23や、3×3間の吉田南遺跡SB01が1,000斛倉に近い規模の倉であることがわかる(中略)、同じく4×3間の関和久遺跡第11号礎石建物や掘川遺跡の総柱建物なども、ほぼ同じ床面積をもつことから、4,000斛倉と推定される」とされている。

以上明地地区の遺構の分析及び文献・全国郡家跡調査の知見から、次項をもってまとめたい。

5) 小 結

建物遺構は、切り合い・方位・規模・構造・棟間距離などから、I期～IV期に時期区分できる。I期は総柱の掘立建物で、小型3棟が軸線を揃えて並列し、すでに計画的に配置されている。他に離れて大型が1棟ある。創建期の瓦を用いたのがII期で、第1群南北棟3棟・第2群東西棟2棟・第3群東西棟3棟・第4群東西棟2棟で構成され、各群での棟間距離はほぼ群中の大型建物の桁寸法に合せている。これらの建物は瓦葺で、隅瓦の出土から長方形のものは寄棟造、正方形のものは方形造とみることができ、文献史料から大型は甲倉か板倉小型は土倉か丸木倉の推定が可能である。焼稻の鑑定から掘り込み地業を有するSB06は長期間備蓄を目的とする穀倉とみることができ、SB20礎石建物では根石と瓦が混在することから火災後の再建は確かである。II期とIII期の間に、礎石の総柱建物を長大な側柱建物に改築し、次いでこれと同規模・同構造の建物が、南辺大溝とFMラインの間に数棟軸線を揃えて設置される。これは文献史料から屋とみることができ、用途はさきにみた和泉監正税帳の南院北屋の「出挙下尽」の注記から出挙用と考えられる。側柱建物は建て替えて4期に至るが、礎石建物は同位置・同規模で再建して4期まで併存するものと考えられることができる。区画施設は幅3m、深さ1.5mの大溝が東・西・南辺を画し、北辺は大溝とほぼ同規模の盆どの川をもって境されるらしい。盆どの川は阿武隈川と合流することから、舟運に利用された可能性がある。北方台地を倉庫院とせず、南方低地を利用しているのは、阿武隈川一盆どの川の舟運を考慮したものと判断される。大溝の規模は縦136m・横250m(1町14間・2町17間)で北に接して郡庁院があり、縦型複郭の形をとり、横型複郭の形と推定される那須郡衙に対比できる。

(鈴木 啓)

(註)

- 1 「郡山台Ⅱ」 1978 二本松市教育委員会
- 2 「関和久遺跡Ⅳ」 1976 福島県教育委員会
- 3 「那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告書」 1976 小川町教育委員会
- 4 「弘川遺跡発掘調査報告書—古代郷倉跡—」 1979 滋賀県教育委員会
- 5 「関和久遺跡Ⅱ」 1974 福島県教育委員会
- 6 「古代国家と農民」 宮原武夫 1973 法政大学出版局
- 7 「奈良朝時代民政経済の数的研究」 沢田百一 1972 柏書房
- 8 「和泉監正税帳」 大日本古文書巻之二
- 9 「上野国交替実録帳」 1957 平安遺文 竹内理三
- 10 「上野国交替実録帳についての基礎的研究」 1976 群馬県史研究 4
- 11 「上野国交替実録帳郡衙項についての覚書」 前沢和之 1978
- 12 「福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報」 1971 福岡県教育委員会
- 13 「第9回古代城郭官衙遺跡検討会資料」 1983.
- 14 「推定備後国三次郡衙跡の発掘調査概報」 1975 下本谷遺跡発掘調査団
- 15 「新産業都市指定地区遺跡発掘調査報告書」 1967 福島県教育委員会
- 16 「宮城県史」34 1981 宮城県
- 17 註3に同じ
- 18 「中村遺跡調査報告書」 1979 栃木県教育委員会
- 19 「神野向Ⅱ」 1982 茨城県鹿嶋町教育委員会
- 20 「常陸国新治郡上遺跡の研究」 1944 高井悌三郎
- 21 「千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書」 1980 千葉県文化財センター
- 22 註5に同じ
- 23 「古代稲倉をめぐる諸問題」 1983 文化財論叢、同明舎出版

2 古寺・中宿地区

中宿・古寺地区は東西に走る大溝跡をはさんで明地地区の北側に位置している。地形的には、この地区の大部分を占める北側にある台地上の部分と、その南と西に細く延びる大溝沿の低い部分がある。これらの地区南辺は明地地区との間の大溝(旧釜どの川)、東辺と北辺も大溝により外と区画されている。そして遺構群は一段低い南東コーナー部と台地上で検出されているが、台地上では、中央部建物群と東と南を溝・一本柱列に区画された西官衙ブロックに分かれる。そして、ここでは東西棟の大形の掘建柱建物が南北方向に並んでいる。

1) 西官衙ブロック、区画施設の時期区分の指標

掘立柱建物
時期区分
の指標

一本柱柵列内の建て替えの多い東西棟の大形の建物 SB90・126について見ると、その一番新しい時期の柱穴掘り方埋土 (SB90c・126d) に多量の焼土が入っている。これと同じことは、4期の切合いがあり大形の建物になると考えられる SB138のd期柱穴、南辺の門と考えられる SB81のc期柱穴、南辺の SA82のc期柱穴についてもいえる。この柱穴掘り方の焼土入り埋土を一連のものと考えれば、これが時期区分の一つの指標となるものと考えられる。第2節で詳しく述べるが、遺物から見てもこの点については特に矛盾はみられない。

区画施設
の区分

さらに、これらの遺構群を大きく時期区分する目安となるものが、区画施設である一本柱列 SA82・83、SA106である。SA82・83は、ほぼ同じ位置にある東西に走る官衙ブロックの南辺を区画する一本柱列であり、SA82が3期、SA83が2期の切り合いがあり SA83→SA82の順序が認められる。SA83は真西から3°北に振れた方位を有しており、官衙ブロックの南東コーナーより西15mの部分から柱間隔3mと開き、その西はまた約1.5m～2mの元の柱間隔に戻る。したがって、この3m開いた部分は横門的機能を有していたものと考えられる。それに対し、SB28は真西より1°北に振れ、SA83の開口部に当る南東コーナーより15.2mのところで四脚門SA81に取り付いている。したがって、この部分では開口部のみを有する一本柱列の時期と、それとやや方位を異にし、四脚門に取り着く一本柱列の時期に分けることができる。そして、それは前者には2回、後者には3回の切り合いがある。その一番新しい部分は焼土の入った掘り方埋土を有する時期である。

これらの点については、官衙ブロックの東辺部でもほぼ類似しているが、一部異なった結果が得られている。南東コーナーより30m付近の SB104とその関連遺構について見ると、東辺を区画する一本柱列 SA106にも東辺の八脚門 SB104に取り着く時期と、それ以前の時期に分けることができる。SA106a・bの2時期が SB104以前の時期であり、この柱穴は SB104、SA106c・dに切られている。と同時に柱穴の配置・間隔からして SB104のある部分も一本柱列により閉じていたものと考えられる。この時期の一本柱列は北端は SD75に達する部分で終っており、南東コーナーから114.5mを測る。それに対し、SA106c・dは SA104に取り付いており、SB104a・bが SA106c・dに対応している。この SB104は八脚門であり区画施設のこの部分は開いており、それに対応して SB104の東と西の面に当る部分が途切れて陸橋状になるように SA106の東と西に、SD101・107、SD103・108が掘られている。これらの溝は門と関連があるものであり、門以前の区画施設が閉じている時期に陸橋状の部分を含む溝が掘ら

第29表 中宿・古寺地区主要遺構一覧

番号	遺構番号	種別	柱 間		柱 間 寸 法		方 位	地 区	備 考	
			桁 行	梁 行	桁 行	梁 行			構 造	桁行×梁行
1	S B37	孤立柱建物	6.97m 3間	4.05m 2間	7尺?	7尺?	東西棟	南東コーナー	総柱	28.3m ²
2	S B38	〃	7.5m 4間	2.05m 1間	6尺?	7尺?	東西棟?	〃	総柱?	?
3	S B39	〃	6.0m 2間	2.05m 1間	10尺	7尺?	〃	〃	〃	〃
4	S B105	〃	10.4m? 5間	5.6m 2間	9+9+7+9+(9)	9尺	東西棟	中央部建物群	南端 8尺	58.24m ² (83.2m ²)
5	S B115	〃	9間以上	4.8m 2間	9尺又は10尺	8尺	〃	〃	側柱	?
6	S B112	〃	6.3m 3間	?	7尺	7尺?	?	〃	〃	?
7	S B120	〃	3間?	2.7m 1間	8尺?	9尺	東西棟	〃	?	?
8	S B143	〃	3間間?	2間	6尺?	6尺?	南北棟	〃	側柱	?
9	SA121	一本柱列	10.85 4間	9尺	南北		〃	目隠堀		
10	S B49	孤立柱建物	5.4m 2間	1.7m 1間	9尺	6尺	南北棟?	西官衝ブロック	側柱 (3間×2間?)	
11	S B50	〃	7.1m 3間	2.4m? 1間	8尺	8尺	南北棟	〃	〃	?
12	S B85	〃	7.2m 3間	4.9m 2間	8尺	8尺	〃	〃	〃	35.28m ²
13	S B87	〃	7.05m 3間	3.4m 2間	8尺?	6尺?	東西棟	〃	〃	23.97m ²
14	S B88	〃	3.4m 2間	3.35m 2間	6尺?	6尺?	南北棟?	〃	〃	11.39m ²
15	S B90	〃	15.07m 5間	6.1m 2間	10尺	10尺	東西棟	〃	側柱 間仕切り付	91.93m ²
16	S B91	〃	15m? 5間	6.0m 2間	〃	〃	〃	〃	〃	90.0m ²
17	S B96	〃	2.17m? 1間	4.5m 2間	7尺?	8尺+7尺	〃	〃	側柱 2間以上×2間	
18	S B99	〃	8.5m 4間	?	6尺+8尺+8尺+6尺	?	〃	〃	〃	
19	S B126	〃	11.7m 5間	5.5m 2間	8尺+8尺+7尺+8尺+8尺	9尺	〃	〃	側柱 床裏・度仕切り有り	64.35m ²
20	S B127	〃	10.7m 4間	?	9尺	?	南北棟	〃	?	?
21	S B128	〃	7.5m 3間	4.8m 2間	8尺+9尺+8尺付	8尺	東西棟	〃	側柱	36m ² ?
22	S B56	〃					〃			
23	S B131	〃					〃			
24	S B138	〃					〃			
25	S B139	〃	2.2m 1間	4.95m 2間	7尺?	8尺	〃	〃	〃 (5間×2間?)	
26	S B69	〃	11.84m 5間	1.9m 1間	8尺6尺		南北棟	〃	〃	?
27	S B71	〃								
28	S B81	〃	3m 1間	3.6m 2間	10尺	6尺	東西棟	〃	南門 (四脚門)	10.8m ²
29	SA82	一本柱列	(4.05m 2間) (11.9m 6間)				東西	〃	西官衝ブロック南辺区画施設	
30	SA83	〃	(4.1m 2間) (9.75m 5間)				〃	〃	〃	
31	SA47	〃	14.82m 8間				東西→南北	〃	西官衝ブロック南東コーナー部区画施設	
32	S B104	孤立柱建物	6.4m 3間	4.3m 2間	5.5尺+10尺+5.5尺	7尺	南北棟	〃	東門 (八脚門)	27.52m ²
33	SA106	一本柱列	9.1m 5間				南北	〃	東辺区画施設	
34	SA132	〃	7.15m 4間				〃	〃	〃	
35	SA72	〃	d (30.3m 17間) b (12.4m 6間)				〃	〃	〃	
36	S B73	孤立柱建物	3m 1間	3m 2間	10尺	5尺	南北棟	〃	東門 (四脚門)	9m ²

れるわけは無いので、これらの溝は八脚門 SB104と同時に掘られたものと考えられる。但し、官衙ブロックの南辺は門以前の一本柱列が2回の切り合い、門及びそれに取り付く一本柱列には3回の切り合いがあるのに対し、東辺では門以前の一本柱列は2回の切り合い、門とそれに取り付く一本柱列も2回の切り合いで一時期少なくなっている。南辺の四脚門 SB81cの柱穴掘り方の埋土には焼土が入っているのに対し、SB104ではそのような柱穴が見られない。すなわち、SB104・SA106はこの時期を欠いており、SB81cに対応する建て替えは行なわれなかったか、すでにこの時期には東辺は機能していなかったものと考えられる。

終末遺構 の年代

以上のようなことから一本柱列内の建物群及び南辺区画施設では多量の焼土が入った掘り方埋土を有する柱穴の時期と、区画施設では一本柱列に門が付くようになった時期、つまり遺構の切り合いで言うと5回目と3回目の一本柱列の時期が指標になるものと考えられる。

次にこれらの指標となる遺構の実年代について考えてみたい。

まず、多量に焼土の入った埋土を有する掘立柱建の埋土出土遺物について見ると SB90c・126d・138dの遺物は第2節2で述べるように10世紀前半と考えられるものであり、それらを出土する建物の上限年代も10世紀前半と考えられる。しかし、これらの建物跡を10世紀前半より新しくする積極的根拠もないので遺物の示す年代、10世紀前半を建物の時期と考えておくとすれば、これら建物の最終的建て替は10世紀前半に行なわれたことになる。

区画施設 の年代

次に区画施設に門が造られた時期について検討したい。区画施設の門・一本柱列からはあまり遺物が出土していない。そこでまず、区画施設の門と同時に作られたと考えられる区画の溝跡出土の遺物に注目したい。比格的遺物の多い SD42・101・103・107についても見ると、SD42を除く各溝からはロクロ調整土師器杯1類が一番多く出土している。SD101・103・107では杯のうちロクロ調整杯第1類が45～70%を占め、SD42でも33%となっており、9世紀前半頃の土器が多くなっている。SD103では土器が第3～6層より出土しており、各層とも大部分がロクロ土師器の杯で、その組成より9世紀前半のものと考えられる。各層の土器が一括で、かつ使用された年代に近い時期にこの溝に投棄されたとすれば、SD103は9世紀前半には溝の機能を果たしていたと考えられる。また、SD103と同時に造られた SB104の柱穴掘り方埋土からもロクロ調整土師器杯第1類が2片出土している。若干のロクロ調整土師器杯1類は、非ロクロの丸底・平底丸底杯とセットになる例も見られ、それは8世紀末のものと考えられている。したがってSB104の年代の上限は8世紀末の可能性もあり、SD103の堆積との関連からすると8世紀末～9世紀初めに造られたと推定される。これがSD104a・SA106c・SB81a・SA82aの年代と考えられるものである。

2) 西官衙ブロック南半部の遺構変遷

SB 81 と SB 90 の 変遷

この部分で同一時期と確定できるのは埋土に多量の焼土が入った柱穴を有する SB90c・SB81c・SA82cのみである。ここでSB81とSB90について比較してみると、建物の方位はSB81でN-2'-E、SB90でN-3'-Eでほぼ一致している。この両者の間隔はSB81の北側柱列とSB90の南側柱列の間が15mあり50尺、SB104の南中柱列の延長からSB90の北側柱列までは6.1mであり20尺と考えられる。またSB81とSB90の切り合いはともに、a・b・cの3

回であり、柱筋は通ってはいないがSB81とSB90は50尺の間隔をもって並行に配置され、同じ変遷をたどったと考えられる。SB81の南にも陸橋状の部を有する溝が伴っており、遺構の順序からするとSB81とSB104は同じ時期、9世紀初めに作られたと考えられ、SB90aからも同時期の遺物が出土し、同時性を裏付けていると考えられる。SB104はa・bの2期であるが、ともに柱穴掘り方の埋土に焼土が入っておらずSB90c・SB81cに相当するものが欠けており、SB90a・bに対応するものと考えられる。また、SB90北側柱列はSB104の南中柱列の西の延長上から南6.1mにあり、20尺間隔の配置と考えれば当然この対応を考えねばならない。

- SB 85 SB90の南にあるSB85はSB90の西から2間目の柱筋の延長上に東側柱列があり、SB85の北妻とSB90の南側柱列の間隔は2.95mで10尺と考えられる。したがって、SB85は、SB90の南に直交するように10尺離して配置された建物と考えられる。この柱穴掘り方の埋土には焼土が入っていないのでSB90a、又はb期に対応するものと考えられる。
- SB 96 SB90の北にあり、この建物の南柱列はSB104の南の中柱列の西延長上であ、建物は八脚門であるSB104の扉部分の西正面上に位置している。この建物の南柱列とSB90の北柱列との間隔は6.1mで20.3尺であり、20尺間隔の配置と考えられるので同時期と考えられるが、埋土に焼土が混っていないのでa又はb期に対応するものと考えられる。
- SB 49 SB85の東、官衙ブロックの南東コーナー近くにあるSB49の東側柱列は東辺の一本柱列SA47と並行しており、その間隔は2.05mで柱間の7尺と同じであると考えられる。南辺の門SB81の北柱列の延長線から南側柱列まで6.15mで20.5尺となり、7尺×3の21尺であろうと推定される。切り合いの関係、埋土に焼土の混入が見られない点などからSB90a又はb期であると推定されるが、SB50に後続するのでSB90bの時期であろう。
- SB 50 SB49とほぼ同じ位置でSB49に切られており、規模はSB85と同じで対称的な位置にある。とすればSB85同様SB90との関連の考えられる建物であり、埋土に焼土は含まずにSB49に切られていることからSB90a期のものと推定される。
- SB 104 SB104はSB81a・bに対応するものと考えられ、SB96のところでも述べたように、扉の南柱列の西の延長からSB90の北側柱列まで20尺となっており、建物配置からもSB104a・bはSB90a・bに対応するものと考えられる。なお、SB47南東コーナーからSB104の中心までは30.1mを測り、100尺であると考えられる。
- SB 91 関連遺構 SB91はSB90に切られておりSB90の時期の遺構に先行するものである。したがって、一本柱列は南辺ではSA83、東辺ではSA106a・bが対応する可能性がある。方位について見るとSB91の桁方向が真西より3°北に振れている。一本柱列はSA83が真西より北に3°、SA42が真北より東に2.5°、SA106が真北より東に3°振れており、SA83とSA47・106とは直交しSB91と同じ方位を取っている。SB91の位置はSA106から東妻までは10.8mで36尺、SA83から南側柱列までは15.2mで50.7尺となる。したがって、SB91はSA83より50尺北に作られたと考えることができる。しかし、東妻がSA106から36尺の位置にあり、SA82の開口部がSA47のコーナーより50尺に位置するため、これらの柱筋が通ることはない。以上遺構の方位、切り

合いの順序から考えてSB91とSA83, SA47a・b, SA106a・bは同時期と考えてさしつかえないと思われる。但し, SA91が1期のみの建物で, SA83がa・bの2期, SA106もSB90以前がa・bの2期と一本柱の変遷が2期あるのが問題となる。しかし, SB91以前の官衙の建物と考えられる遺構は見られないので, 一応このような変遷を考えておくことにしたい。

SB 99 このSB91に対応する建物としてはSB99が考えられる。この建物跡はSB90a又はbに対応するSB96に切られている。方位は桁方向が真西より2°北とSB91とやや異なるが, 検出された西側の柱穴が西妻とすればSB99の西妻はSB91の西妻の延長上にあり, 南側柱列からSB91の北側柱列までの間隔は12mあり, 40尺と考えられる。

SX89・92・97 これら掘立柱建物以前にSX89・92・97があるが性格については不明である。配置もばらばらであり, 前に述べた掘立柱建物群との関連は考えにくい。

3) 西官衙ブロック中央部の遺構変遷

SB126と SB 138 この部分では変遷の指標となる多量に焼土の入った掘り方を有する柱穴はSB126d, SB138dに見られる。またSB126・138ともにa～bの4期の変遷があり, 方位もともに真西から1.5°北に振れており, 同時期のものと考えられる。建物の間隔はd期でSB138の南側柱列からSB126の北側柱列まで29.6mを測り98.7尺となる。これは100尺で計画されていたものと考えられる。

SB 56 SB56はSB128とSB138の中間にあり, SB56と126の西妻は土筋が通っており, SB56の南側柱列とSB128の北側柱列の間隔は11.7mを測り39尺となる。これは40尺に近い数字であり40尺間隔で建てられていたものと考えられる。この建物にはa・bの2期があり, 掘り方埋土に焼土は入っていないのでSB126a～c期に対応するものと考えられる。

SB128と SB 139 このSB126・138に先行する建物としてSB128・139がある。これらの示す方位について見るとSB128に北側柱列で真西より1°～1.5°北に振れており, SB139は検出された柱痕は少ないがほぼ同じと推定される。この両建物の間隔はSB128の北側柱列とSB139の南側柱列では23.6mで78.7尺となる。したがって, この建物は南北80尺の間隔で配置されていたものと考えられる。しかしSB128がSB139a・bどちらに対応するか, またSB139のみ建て替えられたのは不明である。

SI 60 と, SX129・130 SB126・128に切られている遺構としてSI60がある。またSX129・130はSB126に切られ, SX129がSI60を切っている。このことからSX129はSI60とSB126の間の時期のものであるが, 直接の切り合いがないのでSB128との前後関係は不明である。

ここでこれら中部の遺構と南半部の遺構について検討してみたい。両者ともに旧表土は削平されており南半部での遺構検出面は地山のローム上面であり, 中部では黒色土とロームの新移層が残っておりそこが遺構検出面となっているが, 遺構が掘られた面は残っておらず, 層位的に検討するのは不可能である。また, 南半部と中央部の間はずでに道路となっており調査は不可能であり, 遺構の切り合い, 平面的連続性等については検討することもできない。ここで, 掘立柱建物掘り方の出土遺物, 建物跡の配置について検討してみたい。もし2つの建物で同時代の遺物が出土し, この建物群の南半部と中央部で規則的配置が見られれば, 1

つのブロックである可能性が高くなる。

まず、SB90とSB126を対比したい。両者の最後はともに焼土入りの掘り方を有しており、一番古い時期は遺物から9世紀初めと考えられ時間的には一致している。SB126であるが、東辺の一本柱列SA106とSA132を結ぶ線から東妻まで約12mを測り40尺と考えられる。さらにこの建物は東西が8尺+8尺+7尺+8尺+8尺と考えられるので、東辺の一本柱列から、建物の東妻から3間目までの距離は63尺と考えることができる。一方SB90は東辺の一本柱列から東妻まで13mあり約43尺と考えられる。この建物の桁行は10尺等間なので、東辺の一本柱列から、建物の東妻から2間目までは63尺となり、SB126の東から3間目までと同じになる。この両者の間隔は、SB90の北側柱列からSB126の南側柱列までは35.9mを測り120尺と考えられるとすれば、これらの柱位置が計画的に配置されたものであり、SB90とSB126は配置から見ても同時性を示すものと考えられる。

SB90以前の建物ではSB91、SB126以前の建物ではSB128がある。両者の位置関係について見ると、東辺の一本柱列からSB90の東妻までは10.8mを測り36尺、SB128は同じく10.7mで35.7尺となり、ともに36尺であろうと推定される。また、SB91の北側柱列からSB128の南側柱列までの間隔は42.1mであり140.3尺となる。これらは同時期に東妻をそろえて、140尺間隔で配置されていたものと考えることができる。さらにSB128の西妻の北の延長上にSB139の柱列の一つがのっており、両者は柱筋が通っているものと考えられる。SB128北側柱列とSB139南側柱列の間隔23.6m、78.7尺は80尺で計画された配置であろうと考えられる。

以上のことから、西官衙ブロック南東コーナーの建物群と西官衙ブロック中部の掘立柱建物群は、各時期を通して一連のものとして建てられていたものであり、これらが一つの院を構成していた可能性が強いといえる。これらの変遷をまとめると第30表のようになる。

4) 西官衙ブロック北部遺構群

この部分は調査面積が少なく、東辺の区画施設である一本柱列SA72、それが取り付く四脚門SB73、それらに伴う溝跡、区画施設内側の掘立柱建物の一部棟分を検出したのみである。それらのうち南東コーナー部・中央部との関連が把握できるのは区画施設とその関連遺構のみである。

SA72とSB73 SA72はSA106・132の北の延長上にあり、これらが北に延びたものがこの一本柱列と考えられる。SA72は南より6間分の部分は4回の切り合いがあり、それ以北は2回となり17間目で四脚門SB73に取り付いており、SB73からさらに北に延びている。その方位はN-2.5°-Eを取っている。南半部の4回の切り合いと北半部の2回の切り合いとの関係は柱穴の埋土、南半部でのあり方からして新しい時期2期が北に延びていると考えられる。南辺及び南部東辺では古い方から3番目の時期に一本柱列に門が付けられており、SA72でもその時期に北に延長され四脚門SB73が建てられたと考えられる。

SB69・70・74 SB73の西又はその北にあるSB69・70・74は、SA72c・dが北への延長である以上これらの時期の建物跡と考えられるのが妥当であろう。しかし、調査されたのは一部分であり、建物跡に伴う遺物も出土していないので詳しくは不明な点も多い。

5) 中央部建物群

中宿・古寺地区の台地中央部、西官衙ブロックのSB104の東に位置する建物群でSB105・111・112・120・143がそれである。切り合いは古い方よりSB120→SB111→SB143→SB112→SB105となっている。

これらの建物跡の相互の位置関係を検討してみると、SB111と次のSB143ではSB111の西から4間目とSB143の西側柱列の一部が重複し、柱筋がほぼ同じであり、南柱列の位置も同様である。SB112と次のSB105でもSB112の西柱列とSB105の西妻の柱位置の一部が、重複しながら一直線上にある。この位置はSB111の西より2間目の柱筋にも当たっている。このように古い建物の位置を考慮した建て替えが行なわれていたらしい痕跡が認められる。したがって、これら建物はこの部分で一連の変遷をとげた建物と考えることができる。

これら建物群のうち年代がほぼ明確なのはSB105である。この建物の掘り方埋土中からは、第2節に述べるように9世紀前半と考えられる遺物が出土しており、北側柱列を切っているSD109からも多量に9世紀前半の土器が出土している。このことから、SB105が建てられたのは9世紀前半でも早い時期であろうと推定される。したがって、SB105以外の建物はすべて8世紀又はそれ以前のものと考えられる。

SB105・
SA121と
SB 104

このSB105の年代はSB104aと同じなのでその配置を検討してみたい。SB105とSB104・SA106は方位が若干ずれているが、SB104に一番近い廂の西隅でSB104の扉位までを測ると15mでちょうど50尺となる。ただ、SB104の前面を通路と考えるとSB105は廂の部分のかなり通路に食べ込んでいる。そこでSB104と105の中間に位置するSA121が自隠扉であったと考えることができる。これはSA106より9.6m、32尺の位置にあり、SA106とSB105の間隔とは異なった数字である。しかし、SB104の南と北の溝SD101・SD107の東辺から距離は5.1m～5.4mであり、これはSA121とSB105の廂西隅との距離5.3mに一致する。この長さはおそらく18尺、3歩に相当するものと考えられる。

SB112と
SB 143

SB105以前の建物としてはSB112、SB143がある。SB105の時期には西官衙ブロックにはSB104があり、それ以前にはSA106b、SA106aがあるので順序としては、SB112とSB143が対応するものと考えられる。そこでこれらとSA106の関係を調べてみたい。SA106はN-2.5°-Eの方位を取り、SB112・143ともN-3°-Eでありほぼ一致している。SA106からの距離はSB112の西柱列までは15.1m、SB143までは20mでありSB112では約50尺であるが、SB143は66.7尺となる。間尺からは、SB112はSA106a又はbと同時期の可能性があるが、SB143はこれからは何とも言えない。

SB 111

SB111は南北2間、東西10間又はそれ以上という長大な建物で、関和久遺跡においては他に例のない建物である。SB112・143以前の時期であり、西官衙ブロックでいえばSB91の時期以前の可能性が極めて強い。形態も西官衙ブロックに見られる建物とは異なっており、西官衙ブロック成立以前の建物であろうと推定される。

6) 竪穴住居跡

竪穴住居跡
の年代

この地区の遺構の切り合い関係と竪穴住居の関連を考えてみたい。ここで、各地点で検出されている竪穴住居について見ると、SI44はSA47、SI60がSX129、SB128・126、SI84がSB81、SA82・83、SI58はSB56に切られている。ここで共通していることは、各竪穴住居跡は掘立柱建物跡又は掘立柱柵列に切られていることである。そして、これらに該当する部分では竪穴住居がその部分で一番古い遺構となっている。したがって、これら竪穴住居跡は掘立柱建物群、掘立柱柵跡からなる遺構群に先行するものと考えられる。その時期を決定する遺物はSI44・60の床面より出土している。その土師器杯は栗罌式の新しい部分と考えられるもので、7世紀後半を中心とした年代が考えられるものである。

中宿・古寺
地区の規模

最後に中宿・古寺地区の範囲と規模であるが、東辺は台地東端部に掘られたSD142・142、北辺は第10次調査で検出されたSD140、南辺は明地地区との境の大溝と考えられる。明地地区との境の大溝の北岸からSD140の南までは、ほぼ300m～310m、中心間は315m～325mとなり南北は約3町で計画されていたものであろう。東西は西が未検出なので不明であるが150m以上あるのは確実である。このような、区画が決定されたのはSD142との関連の考えられる時期であろう。

第30表 時期別遺構分類表

	西宮街ブロック (北部)	西宮街ブロック (中部)	西宮街ブロック (南部)	区画施設 (南辺)	区画施設 (東辺)	中央部遺構群	年代
E期	SB87・88・131 SB45・46 SD102・118						
D期		SB126d SB138d	SB90c	SB81c SA82c			10世紀
C ₂ 期	SB70	SB126b・c SB56b SB138b・c	SB90b	SB81b SA82b	SA74d SD42 SB104b SA106d SD101 SD103 SD106 SD107 SA132d SA72d SB73b		9世紀後半
C ₁ 期	SB69 SB74	SB56a SB126a SB138a	SB49 SB85 SB90a SB96	SB81a SA82a SD99	SA47c SD42 SB104a SA106c SD103 SD107 SD108 SA132c SA72c SB73a	SB105 SA121	9世紀前半
B期		SB128 SB139	SB50 SB91 SB99	SA83	SA47a・b SA106a・b SA132a・b SA72a・b	SB112 SB143	8世紀後半
A期						SB111	8世紀前半 8世紀初頭?
Z期	SI44・58・60・84 SA93 SB120						7世紀後半

7) 遺構の配置と地割りにについて

次にこれら遺構群がどのような地割りに基づいて配置されていたかについてふれてみたい。そのためにはまず各時期の遺構の配置を中心に検討することにする。

A期はSB111が1棟検出されたのみであり、建物配置の地割りにについて検討することはできない。

B期の地割り まず、台地中央建物群と西官衙ブロックの位置関係を知るために、中央部建物群でB期と考えられるSB112、と西官衙ブロックB期東辺区画施設SA106a・bについて検討したい。方位はともにN-3°-Eを取り一致している。SB112西柱列とSA106の間隔は15.1mで50.3尺となり、50尺間隔で配置されていたと考えてさしつかえない。

ここで中央部建物群と西官衙ブロックの成立時期について考えると、中央部建物群はA期に成立し、ほぼ同じ位置で、同じ方位を有しながら続いている。それに対し西官衙ブロックはB期に新たに成立したものである。そのため、中央部建物群のSB112から50尺隔し、台地西部にSB112と方向を合せた区画施設SA106を作ったものと考えられる。

西官衙ブロック内の建物配置について見ると、南辺のSA83からSB91南側柱列までは、15.2m、50.7尺で50尺の間隔と考えられる。SB91とSB99の間隔は12mで40尺、SB91とSB128の間隔は42.1m、140.3尺で140尺と考えられ、SA83からはそれぞれ110尺、210尺北に位置することになる。SB139とSB128の間隔は23.8mで79.3尺となる。これを79尺とすれば、ともに梁行16尺の建物であるのでSB128の南側柱列とSB139の北側柱列の間は111尺で約110尺となり、SA83からSB139の北側柱列までは321尺で約320尺となる。以上のことから西官衙ブロックの南北方向の建物配置は10尺の地割りに合うように計画されていたものと考えられる。

東西方向では、SB91、SB128東妻と東辺の一本柱列の間隔は10.8m、36尺、10.75m、35.8尺でともに36尺にあたる。またSB91の西妻までは86尺、SB99の西妻までは25.8mで86尺である。したがって、SB91と東妻又は西妻の位置を合せていたものと考えられる。

C₁期の地割り C₁期の中央部建物群と西官衙ブロックの関係について見ると、SB105西妻とSA106の間隔は15m～15.2mで、B期と同じ50尺と考えられる。その中間に入るSA121はSB105より5.2m～5.5m、SD101、107の東から5m～5.3mでほぼ18尺となっている。

西官衙ブロックのC₁期は北方に拡張が行なわれ、区画施設に門が付けられ内部の建物の整備が行なわれた時期であり、新たに作られた施設である門には地割りが反映しているものと考えられる。そこでこれら門に注目すると、南東コーナーSA47の角からSB104の中心までは30.1mで100.3尺あり、100尺であろうと考えられる。SB104から北に拡張された部分に作られた門SB73の中心までは106.5m、355尺であり、1町である360尺であろうと推定される。SA47のコーナーから南辺の門SB81の中心までは16.7m、55.7尺でありこれは56尺であろうと考えられる。

次にこれらの門と内部の建物の関係について検討してみたい。

南北方向では通路に当たると考えられるSB104の南北中柱列、及びその延長（今後通路の延長線と呼ぶ）と建物の間隔について調べてみると、まずSB90の北側柱と通路の延長南側の

間隔は16.1m, 20.3尺で20尺間隔と考えられる。SB96の南柱列はSB90北側柱列より6.1m, 20.3尺であり, SB104を通る通路の西正面に位置する。またSB85の北妻はSB90南側柱列より2.95m, 9.8尺で10尺間隔と考えられ, 通路延長の南から50尺南に位置することになる。通路延長北からSB126南側柱列までは26.7m, 89尺, SB65・SB138の北側柱列まではそれぞれ47.9m・159.7尺, 66.3m・221尺となり90尺, 160尺, 220尺に近い数値を示している。したがって内部の建物の南北方向の配置はSB104を通る幅10尺の東西通路から10尺を単位とする線になるようになっていたと考えられる。

東西方向の規準となると考えられるのは南面の門SB81であるが, この位置は先に述べたごとく東南コーナーから中心まで56尺と考えられる。ここ数値は南東コーナーから台地の西端までの距離34mのほぼ半分に当る。したがって西官衙ブロックの東西の中心に南の門を作ったものと推定される。

もう一つ規準となると考えられるのはSB90の東から2間目, SB126の東から3間目, SB61の東から1間目の柱筋を通る線である。この線は東辺の一本柱列より63尺に位置している。SB81中央を通る線との間隔は7尺である。またSB50の推定西側柱列とSA47の間も6.2m・20.7尺であり7尺×3となる。これらのことから東西方向は7尺を規準とした配置が行なわれていた可能性がある。したがって, 西官衙ブロック南辺幅は112尺(7×16)と考えられる。

C₂期の地割

C₂期には中央部建物群廃絶しているので, 西官衙ブロックのみとなる。

この時期の西官衙ブロックでは一部の建物は消失するが, 主要な建物はC₁期と同じ場所に建て替えられており, 同じ地割りを取っていたと考えられる。

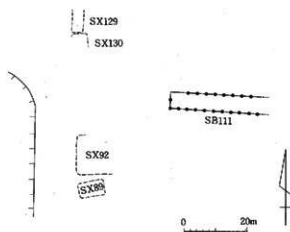
D期の地割

D期には東辺の区画施設も消失するが, 2間×5間の建物, 南辺の区画施設はC₂期と同じ位置に建て替えられており, 原則としてC₁期からの地割りが踏襲されていたものと考えられるが, 東辺区画施設は復興はされず東西方向の地割りはほとんど意味をなさなくなっているといえよう。

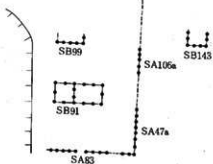
8) 中宿・古寺地区の遺構変遷

以上述べてきた中宿・古寺地区の遺構変遷についてまとめると次のようになる。

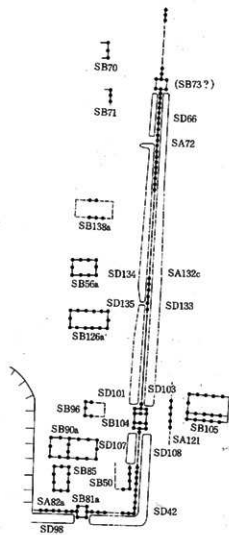
- Z 期 官衙風建物群以前の遺構群でありSI44・58・60・84の堅穴住居跡群がそれである。SI44・60からは栗囲式の新しい時期と考えられる土師器が出土しており, 7世紀後半～8世紀初頭の年代が考えられるが, SB111の存在等も考慮すると7世紀後の可能性が高い。これを仮にZ期としておきたい。なお, SA93, SB120もこの時期かも知れない。
- A 期 西官衙ブロック成立以前の時期であり, 長大な建物SB111がこれにあたる。確実な年代を示す証拠はないが西官衙ブロック以前ということで7世紀末～8世紀前半の年代が与えられる。SB111を切っているSB143はこの時期後半のものの可能性がある。また, 西官衙ブロックで掘建柱建物に切られた黒色土の埋った方形の遺構SX89・92・129・130はこの時期の土埭り穴であるかも知れない。
- B 期 西官衙ブロック成立の時期であり, 西官衙ブロック内の建物ではSB91・99・128・139がこれにあたり, 区画施設では南辺がSA83, 東辺がSA47a・b, SA106a・b, SA132a・b, SA7



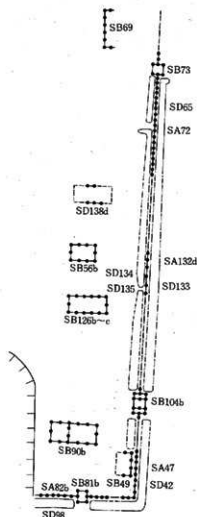
A 期



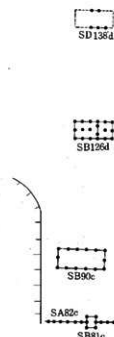
B 期



C 期



C₂ 期



D 期

a・bであり、SA72a・bはSD75により北辺を区画している。

中央部遺構群ではSB143・112がこの時期に相当するものであろう。

そして、その年代は次のC期が9世紀初頭と考えられることからそれに先行する8世紀後半頃と考えられる。

また、中宿・古寺地区の東辺を区画する大溝SD142はSA47南東コーナーより120mに掘られており、その間隔は400尺である。またSD142の埋没途中の2・3層中より9世紀前半の遺物が出土しており、その溝が掘られたのは8世紀後半のB期の可能性がある。その延長であるSD145、その末端に接し明地地区と区画する大溝北岸にあるSB37もこの時期のものと推定される。

C 期 西官衙ブロックの区画施設である一本柱列に門が造られ、この一本柱列に沿って溝が掘られるなど整備が行なわれた時期で、建物の位置や規模の変更が行なわれている。同時に西官衙ブロックは北に拡張が行なわれている。

C₁ 期 西官衙ブロックの整備・拡張が行なわれた時期で、官衙ブロック内の建物としては、SB90a, SB126a, SB138a, 区画施設ではSA82a, SB81a, SA47c・106c・SB104a, SA132c, SA72c, SA72c, SB73aがある。遺構・遺物からC₁期かC₂期か不明であったSB50・85・96・56aも全体の整備ということを考えると、大部分はこの時期のものであろうと推定される。同じ理由で北にあるSB69・74も拡張と同時に建てられたものであろう。

中央部建物ではSB105があり、西官衙ブロックの東門であるSB104の間を目隠塀SA121が区画している。

これらの年代SD101・103・109, SB90・105・126出土の遺物から建て替え、整備が行なわれたのは9世紀初頭と考えられる。

C₂ 期 西官衙ブロックの区画施設はC₁期を完全に踏襲しているが、内部の建物群には変化が認められる。この時期の区画施設はSA82b, SB81b, SA47d, SA106d, SB104b, SA132d, SA72d, SB73bである。内部の建物では主要なものは同じ場所に建てられているが、その周辺の建物が減っている。SB49・90b, SB126b～c, SB56b, SB139b～c, SB70がそれである。

この期の建物は火災にあっており、それが復興した時期が10世紀前半と考えられるので、このC₂期はおよそ9世紀後半と考えることができる。

なお、中央部遺構群ではこの時期のものは認められず、この部分の建物は廃絶していたものと考えられる。

D 期 火災から復興した時期であり、掘立柱掘り方中に多量の焼土を含む時期である。区画施設は南辺ではSA82c, SB81cが認められるが、東辺部ではこの時期に相当するものが認められないので廃絶したままであったと推定される。

復興したのは主要な建物だけであつたらしく、この時期の建物と考えられるのはSB90c, SB126d, SB138dと大形の東西棟の建物だけである。

これに続く建物と考えられるものは認められないので、これが最後の建物群となるものであろう。そして、これらも10世紀中には廃絶してしまったと考えられる。

E 期 今まで述べて来た遺構とやや様相を異にする遺構群がこれである。SB87・88・131のように小さな掘り方を有する小規模な建物群、SK45・46のような方形の大形ピット、SD102・118溝などである。SD102からは馬の歯、中世陶器片が出土しており、SK45・46、SB131付近からも中世陶器片が出土しており、中世の遺構であろうと考えられる。

9) 小 結

いままで述べてきた中宿・古寺地区の遺跡の変遷についてまとめると次のようになる。

中宿・古寺地区の台地は7世紀後半代には竪穴住居と掘立柱建物が共存するような遺構群が存在したものと考えられる。その掘立柱建物はSB120のからするとあまり大規模なものではなかったのではないかと推定される。

この地区に最初に官衙の建物が出現するのは台地中央部であり、A期のSB111がそれであり、8世紀初頭～前半頃と考えられる。この部分は、その後9世紀前半まで建物が営まれ、官衙としての一定の機能を果たしていたと考えてさしつかえない。

その後、ほぼ8世紀後半と考えられるB期になって、台地の西半部に一本柱列により区画された西官衙ブロックが成立する。ここでの建物配置は南北2間の東西棟の建物がほぼ南北に並ぶ形が基本であったと考えられる。この時期の西官衙ブロックの中心となる建物は南の入口に面した大形の建物SB91であったものと考えられる。

中宿・古寺地区と外部を区画する溝SD142・145もこの時期に掘られている。

9世紀初頭に始まるC₁期は西官衙ブロックのを北に拡張するとともに、区画施設の一本柱列に門をもうけ、並行して溝を掘るなど整備を行っている。内部の建物もSB91を踏襲したSB90の他に同じような規模のSB126・SB138も作られ、さらにそれらに付属するような建物も建てられるなど機能が充実してきたことを思わせる点が認められる。

この時期台地中央部では、現在のところ唯一の南面廂を有するSB105が建てられ、この部分も整備されたものと思われるが、これを最後に建物は廃絶し官衙の機能は失われてしまったものと考えられる。

C₂期は9世紀後半と考えられる時期で、西官衙ブロックは基本的にはC₁期の配置を受けている時期である。一方台地中央部にあった建物はこの時期には廃絶しており、その機能が必要なくなったのか、西官衙ブロックに吸収されてしまったものと考えられる。このことから、この時期は中宿・古寺地区の官衙としての機能が衰退に向う時期と考えられる。そして、この時期は西官衙ブロック全体に及ぶ火災によって終わっている。

D期は火災から復興した時期で、その復興は10世紀前半と考えられる。しかし、ここで復興したのは西官衙ブロックの南辺と主な建物のみであり、他は復興しないままであり、官衙として末期の様相を呈している。これら建物も10世紀後半頃には完全に廃絶し官衙としての機能はまったく失われていたものであろう。

その後、中世になってこの台地の一部が使用されるようになるのがE期であるが、これはまた別の用途を考えなければならない。

(木本 元治)

3. 遺構の変遷と性格

明地地区 明地地区は東・西・南辺を大溝で区画された、規則的に配置された総柱建物を主とする遺構群であり、Ⅰ～Ⅳ期の時期大別ができさらにⅢ期は建物の切り合いで4時期に細分できることが判明した。この地区の性格としては倉庫と考えられる総柱の建物が規則的に配置されていることから倉庫院と考えられる。調査面積は約17%で全体については不明な点が多いが、Ⅰ・Ⅱ期の建物は総柱のもののみであるが、Ⅲ期になると総柱建物群の側に側柱建物群が現れたり、総柱建物の一部が「屋」と考えられる長大な建物に建て替えられるなど一部性格の変質を窺わせるような傾向も見られる。またⅠ期の総柱建物は掘立柱建物であったのがⅡ期には礎石建物に建て替えられており、この時期に瓦葺きになったものと推定される。したがってこれまで創建瓦とされたものはこの時期のものであるといえよう。

中宿・古寺地区 中宿・古寺地区は明地地区北の大溝をはさんだ北の主として台地の上に立地している。この地区は主として台地の西半部を調査しているが、A～D期に分けられる官衙の遺構の最も古いA期は台地の中央部に営まれていたらしいが、B期には西半部に一本柱列で区画された官衙ブロックが出現し、C₁期にはこれがかなり整備されるがC₂期の段階では台地中央部の建物ブロックは消失してしまうと推定される。この中宿・古寺地区は明地地区で主体的に見られた倉庫と考えられる総柱建物跡はまったく見られず、そのかわり建物群のブロックを区画する一本柱列、この一本柱列に伴う門などがある。これは明地地区が倉庫院と考えられるのに対し、中宿・古寺地区は官衙ブロックからなる院であったものと考えられる。

全体遺構の区分方法 明地地区と中宿・古寺地区はその中間を大溝で区画され、また遺構の存在する地形面も異なっており両者の遺構の層位的関連は把握できない。さらに前にも述べたように両地区の遺構のあり方もまったく異なるため遺構の類似性から両者に共通した時期区分を導き出すことも困難である。そこでまず両地区の各時期の年代を推定し、その上で両者の遺構変遷を対比し全体の遺構について考えることとした。

1) 明地地区遺構の年代

Ⅰ・Ⅱ期の年代 明地地区南東コーナー部においてはSB21(掘立柱建物)→SB20(掘込み地盤礎石建物)の変遷が認められる。もし、掘立柱建物から礎石建物への建て替えと瓦使用が同時であるとすると、Ⅰ期は関和久遺跡で最も古いと考えられる瓦、第1グループ以前とすることができ、このⅡ期の瓦は第2節で述べてあるように軒丸瓦1100, 1101, 1102, 軒平瓦1500, 丸瓦Ⅰ類, 平瓦Ⅰa, Ⅰb, Ⅰc, Ⅳのセットをなすものであり7世紀末～8世紀初頭の年代が与えられる。また西西コーナー部でSD13に切られた官衙成立以前の時期と考えられる堅穴住居SII2からは栗園式前半の土師器甕が出土している。また、南東コーナー部の整地層からもこの時期の土師器杯が出土している。栗園式前半の年代は現在7世紀前半頃と考えられており、Ⅰ期は7世紀末～8世紀初頭以前で7世紀前半には遡らない年代が考えられる。Ⅱ期は第1グループの瓦から7世紀末～8世紀初頭の年代が与えられる。

Ⅲ期の年代 Ⅲ期に始まるSB24建物に切られたSD29覆土中からは平瓦第1類が出土しており、この溝と同一方向を有し同一時期と考えられるSD36からは平瓦Ⅰ・Ⅴ類が出土している。平瓦第Ⅴ

類は第2節で述べるように8世紀中頃の年代が与えられるものであり、これら溝が機能していた年代は8世紀中頃よりは新しいものと考えられる。したがって、これより新しい時期の建物であるSB24は8世紀後半又はそれ以降のものであろう。このⅢ期は礎石建物の一部を掘立柱建物に建て替えた時期でありその例がSB24aである。それと同規模の建物は南西コーナー部のSB04に見られる。仮にこれが同時期とすればそれに切られたSB08も規模はやや異なるが同位置に建てられており近い時期の性格の類似したものであろう。これらと桁がほぼそろったSB09・18も同時期と考えられる。これら2間×5間の掘立柱建物の出現をもってⅢ期としたのでⅢa期(SB08・09・18)、Ⅲb期(SB04, 24a)に細分でき、Ⅲ期の年代はSB24より若干古い時期から始まるものである。

Ⅳ期の年代 Ⅳ期は床束を有するSB24bの時期でありSB04がSB24Aと同時期とすればそれを切るSB17もこの時期となる。これらの遺構は明地地区で最も新しい遺構であるが年代を決める手がかりはない。

なお、Ⅱ期に礎石建物に建て替えられた倉庫と考えられる総柱建物は第204図のごとく基礎をそのままにしてその後時期にも建て替えて使用されたものと考えている。

2) 明地地区と中宿・古寺地区の年代

明地地区の遺構の時期で開始時期が比較的明らかなのはⅡ期で7世紀末～8世紀初頭と考えられているが、中宿・古寺地区では年代決定のポイントとなったのはC₁期でその年代は9世紀初頭と考えられる。両地区ともその前後の時期の年代に関しては不確定な部分があるので直接結びつけることはできない。しかし、ここで注意しなければならないのは明地地区Ⅲb期とされたSB24aの年代である。これは8世紀中頃よりは新しいもので、8世紀後半～9世紀頃の年代が考えられる。またⅢa期のSB08はⅢb期のSB04に近い時期の類似した性格の建物と考えられるので、年代としては8世紀中頃～8世紀後半頃と推定される。

明地Ⅲa期
と中宿・
古寺B期

一方、中宿・古寺地区のB期には8世紀後半の年代が与えられており、Ⅲa期と重複する部分が多い。この時期は一つの官衙ブロック造営が始まった時期であり、2間×5間の側柱建物もこの時点で多く見られるようになる。したがって明地地区Ⅲa期の掘立柱建物の出現も中宿・古寺地区B期と関連づけて考えることができよう。

以上の点から明地地区Ⅲa期と中宿・古寺地区B期は対応させて考えることができるもので8世紀後半を中心とした時期と考えることができる。

Ⅲb期とC₁期 Ⅲa期とB期が対応するとすれば、それに続くⅢb期とC₁期の対応も考えることが可能となる。C₁期は中宿・古寺地区の西官衙ブロックが拡大・整備された時期であり、それと一緒に倉庫院の一部SB23を異なった形のSB24aに建て替えたものと考えられることもできる。そこでⅢb期とC₁期を同時と考えておきたい。

明地Ⅳ期 Ⅲb期に続くⅣ期はC₁期に対応するのかD期に対応するのか直接は不明である。しかし、SB24bはSB24aと同規模・同位置に建てられており、床束がある点のみが異なるところである。とすればSB24bはSB24aを建て替えたものと考えられるので、C₁期に直接後続するC₂期に対応させておきたい。さらに、D期の遺構からは10世紀前半頃と考えられる赤焼き土器

が出土しているが、明地地区には土器が少ないが赤焼き土器がまったく見られないのはⅣ期がⅢ期まで年代が下らないためではなかろうか。なお中宿・古寺地区Ⅲ期の柱穴掘り方埋土には多量の焼土が入っており、火災の後再建されることが知られているが、明地地区の建物にはそのような柱穴が見られない点も傍証となるかも知れない。

Ⅱ期とⅢ期Ⅲa期・Ⅲb期の前の時期としては明地地区Ⅱ期、中宿・古寺地区Ⅲ期がある。Ⅲ期の遺構は東西棟の長大な建物SB111と土取り穴らしいSX89・92・129・130のみである。SB111のような長大な建物は地方官衙遺跡では7世紀後半～8世紀前半頃に多く見られるものであり、開始時期が7世紀末～8世紀初頭と考えられるⅡ期にⅢ期を対比させることに矛盾は見られない。またSX89・92・129・130が土取り穴とすれば、明地地区にはローム土は分布しておらず、瓦葺き礎石建物の掘り込み地盤を造るのに中宿・古寺地区の台地から土取をした跡と考えられることができる。Ⅱ期とⅢ期を対応させればこの点も都合よく説明がつく。

なお、遺物から見るとⅡ期の開始時期が第1グループの瓦であるが、第2節で述べるように第2グループ(8世紀前半)、第3グループ(8世紀中頃)と分類することができる瓦群があるのでⅡ期も細分できる可能性もあるが、今のところ遺構では細分できないので、この時期は7世紀末～8世紀初頭から8世紀中頃までとしておく。

またⅠ期に相当する遺構は中宿・古寺地区では今のところ不明である。

これらの結果をまとめると第206図のようになる。

3) 明地・中宿・古寺地区の性格

Ⅰ期明地地区の性格

明地地区は最初の段階から周囲を大溝で区画されており、その範囲もⅡ期以降に近い大規模なものであったものと考えられる。その内容の遺構の大部分はⅡ期以降の建物に切られSB07・21・22・34が検出されたのみである。SB21・34は柱列1列を検出したのみで建物の性格は不明である。SB07は3間×4間の大型、SB22は2間×2間の小型のものであるがともに総柱で倉庫と考えられるものである。また、SB21はⅡ期の総柱建物SB20に切られ、SB34も同じ倉庫と考えられる総柱建物の並びの上に位置しており、これらも総柱建物で倉庫跡と考えられる。とすれば、現在まで検出されたⅠ期の建物はすべて倉庫跡と考えられるものであり、大溝で区画された東西約260m、南北約130mの範囲内に掘立柱の倉庫群が配置されていたものと考えられる。SB34・22・21が真東西方向に並んでいる所を見ると規則的な配置を取っていた可能性が高い。

このⅠ期の年代は7世紀前半以降、7世紀末～8世紀初頭以前であり、郡家の成立は太宝元年(701)の太宝律令制定以降であると言われているので、Ⅰ期の遺構群は郡家以前のものである可能性が高い。そして、かなり大規模なもので規則的建物の配置が見られることからすればそれは公的なものであると考えられる。さらにⅡ期以降の明地地区が郡家の倉庫院と考えられるものであり、同じ場所に同規模で作られていることから、このⅠ期は郡家の前身となるものと推定できる。

また、SB34・22・21の並びとⅡ期の2～4群の建物が並ぶ位置が一致していることから、Ⅱ期・郡家の段階でもそれ以前の配置を一部踏襲していたものであろう。

明地地区Ⅱ期は先にも述べたとおり、建物の形態、配置等からして郡家の倉庫院と考えられる地区である。この段階では中宿・古寺地区には南北2間、東西11間又はそれ以上の長大な建物が見られる。このような建物は郡家の古い段階の郡庁院と考えられる部分に多く見られ、このような性格のブロックが明地地区の倉庫院に対応する形で存在していたと考えられる。

明地地区の各建物の性格、占地理由については第6章第1節1、明地地区の部分で詳しく述べてあるので、ここではⅡ期からⅢ期への変化、B期の成立への契機について考えてみたい。先に述べられたごとく明地地区の2間×5間の建物SB08・04・24などが「屋」であり出挙稲の運用にかかるものであるとすれば、その出現時期が8世紀後半頃であることから天平6年(734)官稲出挙との関連が考えられる。Ⅲa期の段階では正倉群とは異なる位置に「屋」を建て出挙稲の運用を行っていたが、出挙による収入が増加するにつれて正倉の一部を建て替えて出挙用の「屋」としたのがⅢb期のSB24aであろう。

一方、このⅢ期の成立頃中宿・古寺地区はB期であり、西官衙ブロックが成立する。この西官衙ブロックの部分はA期では土取り穴以外の遺構は見られなかった部分で、そこに新たに一本柱列に囲まれた官衙ブロックが成立してくる。しかしA期にSB111のあった台地中央部にはこの時点でもSB143があり、この部分はこの部分で建物は連続するので、西官衙ブロックはこれらとは性格を異にするものと考えられる。この西官衙ブロックはC₁期に整備されその形が明確となってくる。その基本は南北に長い一本柱列に区画された範囲内に東西棟の2間×5間を中心とした建物をほぼ一直線上に配置する形を取る。このような建物の配置は今まで他の遺跡で郡庁院と考えられていたものとはまったく異なっている。C₁期では南半部にある最大の建物SB90aの正面に南北棟の2間×3間の建物SB50・85配置されているが、いわゆる「コ」字型の配置ではない。したがって、この西官衙ブロックは郡庁院以外のものであると考えられる。この官衙ブロックは成立期からかなりの規模を有する点、C₁期になると区画施設に数ヶ所の本格的門が付けられる点、井戸が検出されていない点などから院とは考えられない。また井戸が見られない点は館院とするのにも問題は残る。現在のところこの官衙ブロックの性格を特定することはできないが、中宿・古寺地区には8世紀後半にこのような大規模な官衙ブロックが成立し、それと軌を一にして明地地区にも新たな性格の建物が出現する点は注意しなければならない。この段階で郡家としての構造が当初の時期にくらば変質し始めた時期としてとらえることできよう。

Ⅲb期とC₁期

中宿・古寺地区C₁期は西官衙ブロックが北に拡張され、区画施設に門が付けられ、内部の建物が整備されるなど大改造が行なわれている。中央部(西官衙ブロックの東方)遺構群の建物も東西棟の2間×5間の身舎に南面廂の大型の建物に建て替えられている。このように中宿・古寺地区で最も遺構が増え充実したと考えられるのがこの時期である。ここで中央部遺構について見てみると、A期には他遺跡の郡庁院部でよく見られる長大な建物SB111がある点、C₁期が廂付の大型建物SB105であることなどから郡庁院はこの付近であつたろうと推定される。

明 地 地 区						中 宿 ・ 古 寺 地 区					年 代		
(第4群) (第3群) (第2群) (第1群)						西宮街ブロック			区 画 施 設			中央部遺構群	
						北 部	中 部	南 部	南 辺	東 辺			
											D 期	10C前半	
Ⅳ 期	SB17						SB70 SB56b・126b・c・138b・c SB90b	SB81b SA82b	SB73b・104b SA72d・74d・106d SA132d・SD42・101 SD103・107・108・133・134		C ₂ 期	9 C後半	
Ⅲb 期	SB04 SB05						SB69・74 SB56a・126a・138a	SB85・96 90a・49	SB81a SA82a SD99	SB104a・73a SA47c・132c・72c SD42・101・103・107 108・133・134	SA121・SB105	C ₁ 期	9 C前半
Ⅲa 期	SB18・08・09 SB16					SD36	SB128・139	SB91・59 SB99	SA83	SA47a・b・106a・b SA132a・b・72a・b	SB112 SB143	B 期	8 C中頃
Ⅱ 期		SB05・06	SB11・10・26	SB23・20	SB01・02・03	SD28	SX129・130	SX89・92			SB111	A 期	7 C末～8 C初頃
I 期	SB07			SB22・21		SD27							
		SI12					SI44・58・60・64				Z 期	7 C前半	

一方明地地区のⅢb期ではⅢa期と同様に正倉と「屋」の併存すると同時に、正倉であるSB23を「屋」と考えられるSB24aに建て替えるなど構造の変質が決定的となったのがこの時期で、9世紀前半の年代が与えられる。

Ⅲ・C₁期と 9c前半の 状況

おそらく、この時期が郡家としての規模も最大となり、構造は変質して郡家成立期とは異なった様相を示しながらも充実していたのがこの時期ではないかと推定できる。

この9世紀前半の時期の周辺の集落について見てみると、8世紀後半期に見られた大型の竪穴住居が消失し一般に小型化するのに対し、8世紀後半に現われ始めた集落内の掘立柱建物^(註3)が一般化するなど集落構造の変質が見られる。その一方、集落内ではこの時期の竪穴住居が大幅に増加する傾向が見られ、同時にこの時期の集落跡も急増している。Ⅲb・C₁期の郡家のあり方はこのような傾向と軌を一にしたものである。

9世紀前半の時期は律令制の崩壊期にありながら、8世紀後半から行なわれていた蝦夷征討も一段落し、8世紀から「譜第主義」と「才用主義」の間でゆれていた郡司任命制度も「才用主義」を中心に落ち付き、政治的にも一種の安定状態が生み出されていたのではなかろうか。このような律令制崩壊の小康状態がC₁期に見られるような規模の拡大・充実をもたらしたと考えられるが、その経済的基盤は明地地区SB24aに見られるように正倉を出挙用の「屋」に建て替えたことに見られるような、律令制が本来原則としたものとは異なったものになっていたものと推定できる。このような点を考え併せれば『続後紀』承和3年(836)に見られる白河郡からの資金の増加も理解することができよう。

Ⅳ・C₂・ D期と郡家 の終末

中宿・古寺地区C₂期の西官衙ブロックはC₂期に比べ若干建物数が減る程度で、基本的にはC₁期と類似している。しかし、西官衙ブロック東の台地中央部ではこの時期になると遺構は見られなくなる。おそらくこの部分は機能が停止してしまったか、その機能が西官衙ブロックに吸収されてしまった可能性が強い。とすれば、西官衙ブロックのみを見ればあまり大きな変化は認められないが、中宿・古寺地区全体としてはかなりの変質が始まっていたものと考えられる。

明地地区Ⅳ期の様相についてはⅢ期同様「正倉」及び「屋」等から構成されていたであろうことは推定できるが、建物の配置等については不明点が多い。先に述べたようにもしⅣ期が中宿・古寺地区のD期(10世紀)に及ばないとすればこの段階から倉庫院は終末の様相を示していたのかも知れない。

中宿・古寺地区のC₂期は、D期の柱穴掘り方埋土中から多量の焼土が検出されたことから西官衙ブロック全体に及ぶ火災で終末をむかえたものと考えられる。これが再建されたD期は10世紀前半であり、この段階では中宿・古寺地区西官衙ブロックの構造は主要建物と若干の区画施設からなる単純なものとなっている。そしてこれに対応する倉庫院はすでに無かった可能性が強い。

古代白河郡にあっては10世紀になると郡家はほとんど実質的機能を失って形式的なものとなっていたものと考えられる。これは律令制の崩壊に伴う郡司の性格の変質ともからんだ問題であろうと推定される。この中宿・古寺地区D期を最後に建物は再建されることはなく、

10世紀後半頃には郡家としての機能は完全に停止していたものと考えられる。

4) まとめ

以上述べた関和久遺跡の遺構変遷と性格についてまとめると次のようになる。

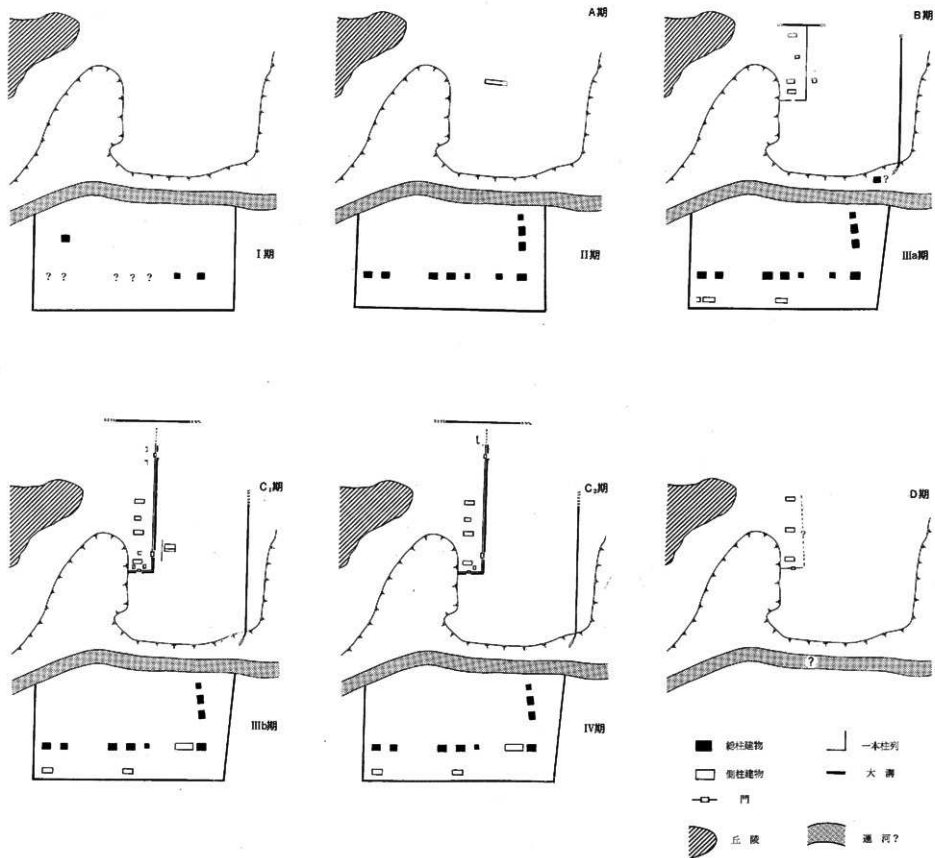
1. 官衙としての関和久遺跡の成立期は明地地区Ⅰ期であり、その年代は7世紀前半以後、8世紀初頭～7世紀末頃であり、大溝に区画された中に規則的に倉庫が配置されている点から郡家の前身的性格を有するものである。
2. 8世紀初頭～7世紀末頃に始まる明地地区Ⅱ期、中宿・古寺地区A期からは古代白河郡家であり、明地地区は倉庫院、中宿・古寺地区は官衙地区と考えられる。
3. 明地地区、中宿・古寺地区とも各時期ごとに遺構の変遷があり、性格の変化が考えられる。これらの性格の変化は律令制の変化と大きな係わりがあるものである。
4. 遺構群の規模・建物の数が最大となるのは9世紀前半であり、関和久遺跡の最盛期はこの時期と考えられる。
5. 明地地区の建物群は10世紀前半頃、中宿・古寺地区の建物群は10世紀後半頃にはほとんど廃絶していたものと考えられ、10世紀後半には郡家としての機能は完全に停止していたものと考えられる。
(木本元治)

註

- (1) 丹羽 茂他 「清水遺跡」 『東北新幹線関連遺跡調査報告書Ⅴ』 宮城県教育委員会 1981年
- (2) 福岡県小郡遺跡・広島県下本谷遺跡・岡山県宮尾遺跡など。
- (3) 木本元治 「福島県内の聚穴住居の終えんと奈良・平安時代集落の変化」 『福島地方地の展開—小林清治先生遺稿記念論文集』 名著出版 1985年

参考文献

- 佐藤宗諱 『平安前期政治史序説』 東京大学出版会 1977年
 米田雄介 『郡司の研究』 法政大学出版会 1976年
 山中敏史・佐藤興治 『古代の役所』 『古代日本を発掘する—5』 岩波書店 1985年



第207図 関和久遺跡変遷模式図

第2節 遺 物

1. 瓦

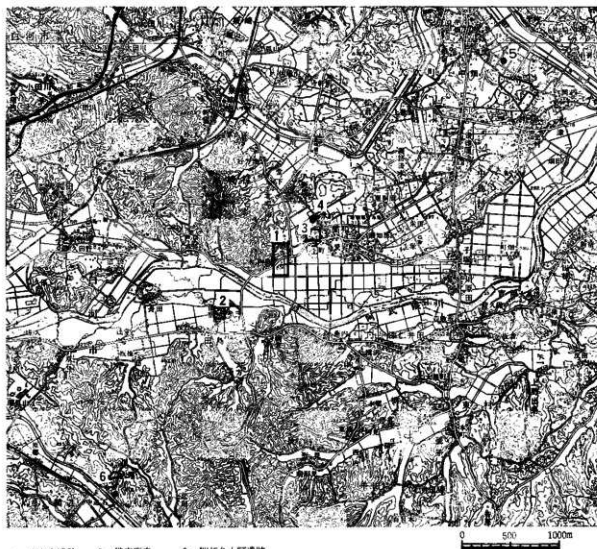
1) 供給瓦窯

関和久遺跡から出土している多様な瓦群の中で、供給瓦窯が判明しているものが若干ある。以下それらの窯跡群とその製品について述べることにする。

関和久窯跡

(1) 関和久窯跡

西白河郡泉崎村大字関和久字関和神社に所在する。関和久遺跡の北東約500m、関和久上町遺跡の西隣りの丘陵上に位置する(第206図)。現在のところ5基の窯跡の所在が確認されており、昭和53年にその内の2基が調査されている。

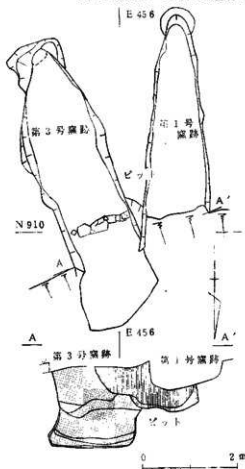


- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 1 関和久遺跡 | 2 借地所 | 3 関和久上町遺跡 |
| 4 関和久窯跡 | 5 かに沢窯跡 | 6 大関窯跡 |

第208図 供給瓦窯跡分布図

第1号窯跡(第209図)は半地下式の窖窯である。焚き口及び燃焼部は道路工事によって削平されており、焼成部が4.8mにわたって検出された。最大幅1.45mを測る。床面には特に施設は認められず、傾斜は $20^{\circ}\sim 22^{\circ}$ である。瓦は床面上に3段程度積み重なって検出された。生焼けの状態でもろく、取り上げ不能のものもあり、焼成の途中で天井部が崩落したために廃棄されたものと判断された。出土した瓦は丸瓦と平瓦で、いずれも凹凸両面に布目が残されており、製作技法は特殊な一枚作りと推測している。平安時代に属するものと考えている。第1号窯跡の製品は今のところ他遺跡での出土例がなく、供給先は不明である。

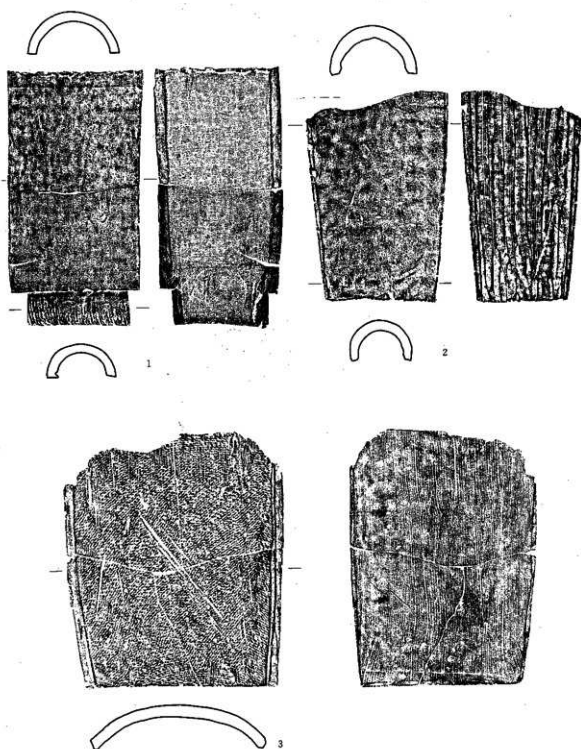
第3号窯跡(第207図)は地下式の窖窯で、燃焼部の半分以下は道路工事のために削平されており、焼成部が6.3m遺存していた。第1号窯跡及びその下層のピットに切られている。最大幅は、1.6mを測る。床面には燃焼部と焼成部とを区画する形で並べた瓦列の他に特に施設は認められない。傾斜は 20° 前後である。丸瓦、平瓦、軒丸瓦、軒平瓦、製斗瓦が出土している。丸瓦には有段、無段の両者があるが、いずれも凸面をすり消す粘土紐素材の桶巻き作りである。平瓦は凸面にナワタタキを残す。粘土板素材の一枚作りである。軒丸瓦の瓦当文様は細弁蓮文、軒平瓦は珠文緑銅歯文である。これらを第5章で述べた分類にあてはめれば丸瓦II類、平瓦V類、軒丸瓦1180、軒平瓦1540にあたり、全体から見れば少量ではあるが、関和久窯跡から関和久遺跡に供給されていることを知ることができる。



第209図 関和久窯跡第1・3号窯跡

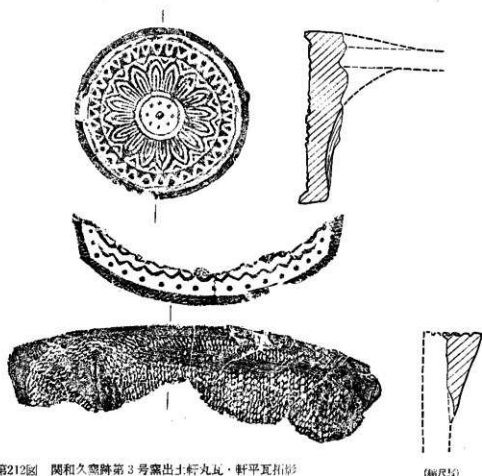


第210図 関和久窯跡第1号窯跡出土丸瓦・平瓦拓影(縮尺1/4)



(無尺牘)

第211図 関和久窯跡第3号窯出土丸瓦・平瓦拓影



第212図 関和久窯跡第3号窯出土軒丸瓦・軒平瓦拓影

(縮尺1/2)

かに沢窯跡

(2)
かに沢窯跡

西白河郡矢吹町中畑字四神地内に所在し関和久遺跡の北東6kmにあたる。1973年に矢吹町教育委員会によって発掘調査されており、窯跡1基、竪穴住居跡1棟、瓦溜め1基を検出し、他に2基の窯跡の所在を確認している。

調査された窯跡は地下式もしくは半地下式の窖窯で、全長5.5m、床面の最大幅1.1mである。床面に特に施設はなく、焼成部の傾斜は9～12°である。(第213図)

床面から比較的多くの瓦が出土しておりその大部分は平瓦である。これらは次のように分けることができる。

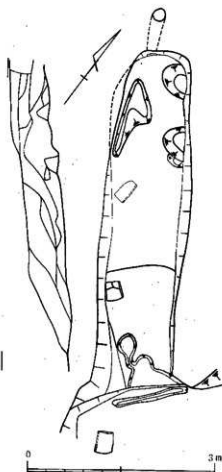
A類 (第214図)

凸面に比較的小さい斜格子タキを残すもの。全形の分かるものは図示した1点のみであるが、他に比較的小さい個体が5点出土している。広端部幅35.2cm、狭端部幅33.9cm、長さ40.9cm、厚さ2.2cm前後を測る。広端部幅と狭端部幅との差が比較的小さい、平面形は長方形に近い。凸面には細かい斜格子タキを残すが、その後多くの部分が縦方向のヘラケズリですり消される。第214図の資料ではまず最初に中程から広狭部に向けての縦方向のヘラケズリを加え、その後瓦の位置を変えて中程から狭端部に向けての縦方向のヘラケズリを

している。ケズリの幅は3 cm前後である。凹面には布目が残されるが、両側縁は狭端部から広端部へ向けての縦方向のヘラケズリ、広端縁は横方向のヘラケズリで調整される。杵板圧痕、糸切り痕、粘土板の合わせ目、布の縫い合わせ目が観察される。側面、広狭両端面はヘラケズリで調整される。粘土板を素材とする桶巻き作りである。粘土円筒は4枚に分割されている。

B類 (第214図)

凸面に大型の斜格子タタキを残すもの。図示したもの以外にもほぼ全形のわかるものが2点、1/2以上残るものが4点、熨斗瓦1点、計8点出土している。広端部幅29.4~32.6cm, 狭端部27.9~29.6cm, 長さ39.0~42.1cm, 厚さ2 cm前後を測る。広端部と狭端部の幅差は比較的小さく、平面形は長方形に近い。凸面は横方向のナデの後タタキを行なう。その後は原則として調整されない。凹面には布目が残されるが半数近くのものは部分的なヘラケズリを行なう。顕著な斜方向の糸切り痕跡の他布の縫い合わせ目、杵板圧痕、粘土板合わせ目が観察される。側面、広狭両端面はナデないしヘラケズリで調整される。粘土板素材の桶巻き作りである。粘土円筒は4枚に分割されている。本類のうち2点には「亨」のヘラ書きが認められる。



第213図 かに沢窯跡

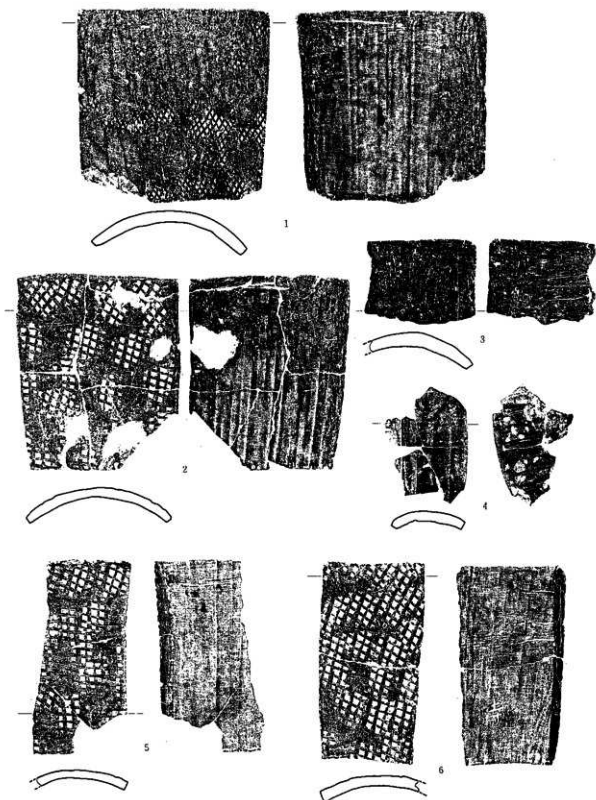
C類 (第214図)

凸面に布目を残すもの。図示したものは熨斗瓦であるが、他に通常の平瓦片17点が出土している。いずれも小破片で、全形、法量に分かるものはない。各部分の特徴、諸痕跡は第5章第1節で述べた平瓦II類と同じである。

瓦の供給関係

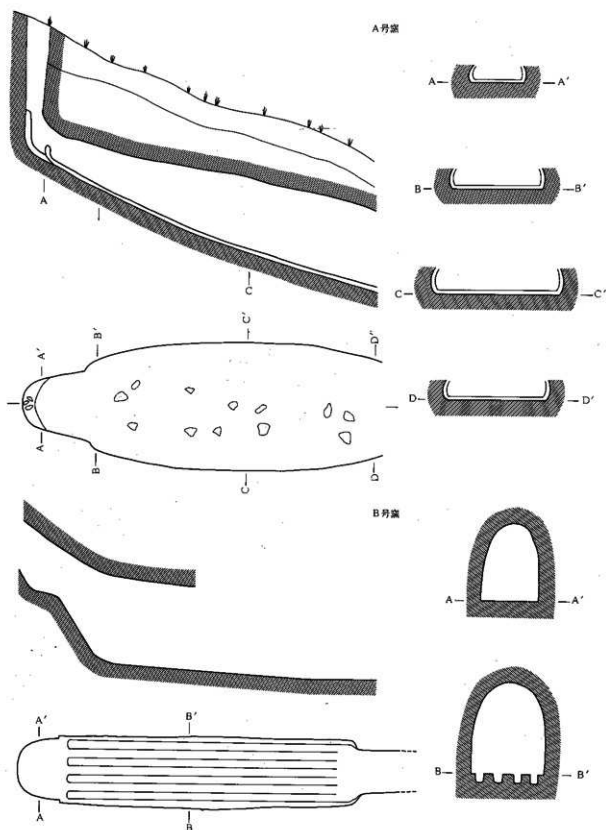
以上述べた平瓦の各類のうちA・B類は個体も良くまとまっており、本窯跡の最終段階の製品で、はね物として窯体内に遺棄されたものと見られる。C類はすべて小破片であり、ほとんど接合しない状態で、A、B類と同時に焼成されたものではなく、むしろ焼台として使われた可能性が高い。しかし、いずれにしてもかに沢窯跡群の製品であることは確実である。

B類は第5章第1節で述べた平瓦III b類、C類は平瓦II類に比定される。平瓦III b類は、かに沢窯跡B類とタタキの原体が同一のものであり、間違いなくかに沢窯跡から供給されたものである。平瓦II類も各部分の特徴から見てかに沢窯跡群の製品である可能性が高い。A類の斜格子タタキは平瓦III a類の斜格子タタキと類似するが、原体が違っており、現状では供給先は不明である。



(縮尺)

第214図 かに沢窯跡出土平瓦拓影



第215図 大岡窯跡A号窯・B号窯 (表郷村郷土資料集第4集より転載)

平瓦Ⅲb類はこれまでのところ関和久上町遺跡から出土しているだけであり、関和久遺跡、借宿庵寺では確認されていない。Ⅱ類は上記3遺跡から出土しており、関和久遺跡の調査で出土した平瓦全体の11%を占める。

大岡窯跡 大岡窯跡⁽³⁾

西白河郡表郷村大字小松字大岡に所在する。1963年に道路改良工事に際して、藤田定市氏によりA、Bの2基の窯跡が調査されている。A号窯は地下式の竈窯で、床面から須恵器が出土している。焚き口、燃焼部は遺存しておらず、焼成部、煙道が検出されている。残存長4.7m、最大幅1.67mである。B号窯はロストル付の地下式竈窯である。床面から瓦が出土している。この平瓦は、第5章第1節で述べた瓦の分類では平瓦Ⅰ類にあたる。また1984年11月から表郷村教育委員会によってさらにもう1基の地下式竈窯が調査されており、調査を担当した根本信孝氏の御教示によれば、軒丸瓦1100、平瓦Ⅰ類が出土しているとのことである。⁽⁴⁾従って大岡窯跡では関和久遺跡の出土平瓦の大多数を占める平瓦Ⅰ類及び軒丸瓦1100を供給していることは確実であろう。

2) 瓦のセット関係

本遺跡出土の瓦のセット関係については、関和久遺跡、関和久上町遺跡の概観⁽⁵⁾等ですべて述べているが、若干の修正もあり、ここで改めて検討したい。

関和久遺跡Ⅰ～Ⅲにおけるセット関係の推定を、1983年に付した分類番号及び分類名称に照らしてまとめると次のようになる。

軒丸瓦	軒平瓦	丸瓦	平瓦
1100, 1101, 1110	1500	Ⅰa類, Ⅰb類, Ⅰc類, Ⅱ類	Ⅰa類, Ⅰb類, Ⅰc類, Ⅱ類
1121	1520		
1180	1540	Ⅲ類	V類
	1560		V類



第216図 第1グループ
軒丸瓦・軒平瓦

1100, 1101,
1102に伴う
セット

これらのうち複弁六葉蓮華文軒丸瓦1100, 1101, 1110のグループには新たに1102が追加されている。また、1110は間弁の端部がのびて連結し、蓮弁を包み込む点で他と文様構成が異なっていること、外区の×字形の浮文が乱れていること、瓦当裏面が強いヘラケズリによってえぐられていることなどから見て、補修瓦の可能性が強いと考えている。軒丸瓦1111も同様であろう。

前項で見たように大岡窯跡では軒丸瓦1100に伴って平瓦Ⅰ類が出土している。第181図に示したように軒平瓦1500の平瓦部は平瓦Ⅰ類、Ⅳ類であり、軒平瓦1500が複弁六葉蓮華文軒丸瓦の古い方のグループ1100, 1101, 1102に伴うことは確実である。ただし平瓦Ⅱ類にはこれまでのところ軒平瓦の平瓦部として使われた証拠はなく、このセットからは一応除外したい。また軒丸瓦1100, 1101は、丸瓦部との接合に際して、丸瓦の広端部に縦方向のヘラキズ

をつけていることが、剥落の痕跡から知ることができる。瓦当の剥落した丸瓦の中で縦方向のヘラキズが見られるのは丸瓦Ⅰ類に限られ、セットをなすものと考えられる。

1120, 1121
に伴うセッ
ト

軒丸瓦1121と1120とは中房部分に若干の違いが認められるが、文様構成等基本的な要素が同じであり、同一グループと考え得るものであろう。これと軒平瓦1520とのセットの推定は宮城県多賀城跡等の例に照らして首肯し得るものと考えられる。穂積国夫氏の収集資料中に軒平瓦1520の類部が剥落した資料があり、それらは平瓦Ⅲa類に属するものであった。従ってこれらはセットをなすものと考えられる。

1180に伴う
セット

軒丸瓦1180に伴うセットは前項で見たように関和久窯跡3号窯から良好な資料が出土している。これによれば軒平瓦は1540、丸瓦Ⅱ類、平瓦Ⅴ類であり、丸瓦を除いて従来の推定が検証されたことになる。

これらの他に軒丸瓦1160の丸瓦部が丸瓦Ⅲ類であることが確認されており、軒平瓦1560の平瓦部は平瓦Ⅴ類である。

以上の関係をまとめると下記の5グループに分類される。

瓦群のセッ
ト関係

第1グループ

軒丸瓦1100, 1101, 1102——軒平瓦1500——丸瓦Ⅰ類——平瓦Ⅰa, Ⅰb, Ⅰc, Ⅳ類

第2グループ

軒丸瓦1120, 1121——軒平瓦1520——平瓦Ⅲa類

第3グループ

軒丸瓦1180——軒平瓦1540——丸瓦Ⅱ類——平瓦Ⅴ類

第4グループ

軒丸瓦1160——丸瓦Ⅲ類

第5グループ

軒平瓦1560——平瓦Ⅴ類



第217図 第2グループ
軒丸瓦・軒平瓦



第218図 第3グループ
軒丸瓦・軒平瓦

3) 瓦の年代

関和久遺跡の発掘調査では瓦の出土量は少なく、土器と明確な共存関係を持つ資料はない。従って直接的に年代を知ることとはできないが、関連資料に若干の手がかりがあり、不完全ではあるが、現段階における瓦の年代推定を試みることにしたい。

第1グルー
プの年代

大岡窯跡A号窯跡から須恵器が出土していることは先に述べたとおりである。これらの内公表されているのは蓋2点、甕、高台付杯破片等であるが、実見した資料中に杯の破片が1点確認できた。この資料は器形、調整から見て福島市高畑窯跡出土資料に酷似するものである。また蓋2点は同形、同大のもので、かえりが消失した直後のものと判断された。周

知のごとく高畑窯跡では蓋のかえりを持つものと持たないものが共伴している。畿内においては、藤原宮期をさかのぼる雷丘東方遺跡 SD110出土資料では両者がほぼ同じ量で共存しており、藤原宮期にはかえりが消失することが知られている。畿内の年代観をただちにあてはめることの可否は問題となるところであるが、少なくとも高畑窯跡出土資料の年代はこれまでに指摘されている8世紀初頭をややさかのぼる可能性はあると考えている。大岡窯跡 A 号窯資料もこれと併行するもので、7世紀末～8世紀初頭の年代が与えられよう。

大岡 A 号窯からは須恵器の出土しか知られておらず、直接瓦との共伴関係を認めることはできない。しかし窯跡群全体が関和久遺跡、借宿庵寺の成立に伴うものと見られ、瓦の第1グループを生産していることから、須恵器も第1グループに伴う蓋然性は高いと考えられる。従って第1グループの瓦群もまた7世紀末～8世紀初頭に位置付けられよう。

第2グループの年代については、土器との共伴関係等明確な手がかりはない。しかし、古くから指摘されているように、軒丸瓦1120、1121瓦当文様は多賀城跡所用の重弁蓮華文軒丸瓦と酷似しており、多賀城創建期の瓦を祖形とする瓦群の一つとして位置づけられることは明らかであろう。従って、第2グループは多賀城創建をさかのぼることはあり得ないものである。第3グループはすでに述べたように関和久3号窯で焼成されたものである。その年代は関和久上町遺跡の概報で述べたように、地下式の窯であること、平瓦一枚作りの存在等から8世紀の中葉を前後する時期と考えている。第5グループも第3グループと平瓦V類を共有しており、同時期と考えられよう。第4グループについては今のところ不明である。

第31表 関和久上町遺跡住居跡に伴う平瓦一覧

	平											時 期
	Ia	Ib	Ic	II	IIIa	IIIb	IIIc	IV	V	VI		
S I 02												9 c 前半
S I 04									○			*
S I 05				○		○						*
S I 09	○			○				○	○			*
S I 11	○			○	○				○	○		*
S I 15				○					○			*
S I 16		○		○		○			○	○	○	8 c 末・9 c 初
S I 18				○				○	○	○		8 c 末

ところで関和久上町遺跡では1982年から3年間にわたって発掘調査が続けられており、21棟の竪穴住居跡が検出されている。第31表に示したのはこれらの住居跡から出土した平瓦の類別である。これらの平瓦は

いずれもかまどの芯材として二次的な目的で使用された後、廃棄されたもので、瓦の年代の下限を知り得る資料である。これによると第1～3グループ、第5グループの平瓦I類、III a類、V類が8世紀末～9世紀始めに廃絶した住居跡 S I 16、S I 18から出土しており、いずれのグループも8世紀末段階までは降り得ないことを示している。また、帰属の不明な平瓦II類、III b類、III d類、VI類も同様である。従って関和久遺跡の瓦群は大勢として、8世紀末以前に生産を終えていると見ることができよう。

(辻 秀人)

瓦の年代の
下限

第2～5グ
ループの年
代

(註)

- 1 木本, 渡辺, 辻他 『関和久上町遺跡Ⅱ, 一史跡指定調査概報一』 福島県文化財調査報告書第137集
1984年
- 2 a 永山, 木本 「かに沢窯跡」 『関和久遺跡Ⅴ』 福島県文化財調査報告書第57集 1977年
b 矢吹町教育委員会, 永山倉造氏の御好意により出土資料の整理, 分類をさせていただいた。
- 3 a 福島県 『福島県史 6』 考古資料 図版1098, 1093 1964年
b 表郷村郷土誌編纂委員会 『表郷村郷土資料集』 第4集
c 根本信孝氏, 表郷村教育委員会の御好意により出土資料を観察させていただいた。
- 4 詳細は表郷村教育委員会が刊行を予定している報告書を参照されたい。
- 5 a 伊東, 岡田, 鈴木他 『関和久遺跡Ⅰ 一史跡指定調査概報一』 福島県文化財調査報告書 第39集
1973年 p18
b 伊東, 岡田, 鈴木他 『関和久遺跡Ⅱ 一史跡指定調査概報一』 福島県文化財調査報告書 第44集
1974年 p17
c 伊東, 岡田, 鈴木他 『関和久遺跡Ⅲ 一史跡指定調査概報一』 福島県文化財調査報告書 第49集
1975年 p21
d 木本, 渡辺, 辻他 『関和久上町遺跡Ⅰ 一史跡指定調査概報一』 福島県文化財調査報告書 第110集
1983年 p48
e 辻 秀人 「陸奥南部の造瓦技法 一腰法庵寺・関和久遺跡出土瓦の検討一」 『大平台史窓』
第3号 考古学特集 1984年 p67~68
- 6 註5 dと同じ p 6~18
- 7 宮城県多賀城跡調査研究所 『多賀城跡 政庁跡 本文編』 1982年
- 8 櫻積国夫氏の御好意により資料を実見させていただいた。
- 9 註3 bと同じ p25
- 10 工藤雅樹 「福島市小倉寺高畑遺跡発掘調査報告」 『福島市の文化財』 福島市文化財調査報告書第
7集 1969年
- 11 奈良国立文化財研究所 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ 一藤原宮西方官衙地域の調査一』
奈良国立文化財研究所学報第31冊 1978年 p92~100
- 12 工藤雅樹, 桑原滋郎 「東北地方における古代土器生産の展開」 『考古学雑誌』 第57巻第3号 1972
年 p229
- 13 内藤政恒 「東北地方発見の重弁蓮華紋鍔瓦に就いての一考察」 『宝雲』 20, 22 1973年, 1938
年
- 14 岡田茂弘 「東北の重弁蓮華文軒丸瓦」 『関和久遺跡Ⅲ』 福島県文化財調査報告書第49集 1975年
- 15 註1文献と同じ

2. 土 器

今回の調査で出土した土器類は縄文式土器、土師器、須恵器、赤焼き土器、灰釉陶器、緑釉陶器、中世の素焼き土器、施釉陶器がある。量的には約90%が土師器であり、須恵器が約6%、他は少量づつである。

1) 土師器

出土土器の大部分をしめているのが土師器であり、個体数を確認されたものでいえば杯のうち非ロクロのもの17点、ロクロ調整のもの400点（明地地区18点、中宿古寺地区382点）であり圧倒的にロクロ調整のものが多く、高台付杯、鉢も杯に比べ量的に少ないが大部分ロクロ調整のものである。壺はロクロ調整のもの14点、非ロクロのもの22点であり、非ロクロのものは体部に刷毛目による調整が見られる。その他に蓋・手捏によるものが若干ある。蓋はロクロ調整と、非ロクロのものがあ、ロクロ調整のものは内面を磨いた内黒であるが、非ロクロのものは内外面ともにミガキを加えた黒色のもので光沢がある。

ロクロ調整
杯の分類

ロクロ調整土師器杯はきわめて画一的で単純な形をしているように見える。しかし、入念な観察を行なうと技法、法量、プロポーションにより分類できる可能性が指摘されている。ただし、細部の形態、プロポーションについてはどのように記述するか、比較方法等について問題が残るので今回は一部を除いて用いないことにする。

杯の法量

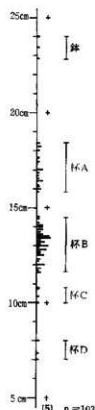
そこでまず器形を決定する大きな要素の一つである口径について見てみたい。ロクロ調整土師器の杯、鉢で口径を測定、復元推定できたものは102点ある。それらのうち3点は極めて大型のもので鉢としたもので、他は杯としてあつかっている。これらをグラフの上にプロットしてあらわしたのが第219図である。

鉢の口径

ここで口径が22.8cm~24cmの3点は鉢としたもので、杯としたものの最大のものと口径の差は4.4cmあり、あきらかに杯とは独立したグループを形成していることがわかる。

杯の口径

杯としたもので一番多いのは11.6cm~14.5cmのグループで72点、次が15.8cm~18.4cmのグループで21点ある。さらに9.4cm~10.8cmのグループ、7.0cm~8.0cmのグループと続くのでこれらを口径の大きな順にA・B・C・Dグループとする。そして各グループ間を比較してみると、A・Bグループ間では1.3cmの差があり杯と鉢ほどではないにしても独立したグループを構成する傾向は見られる。B・Cグループの間は8mmであり、A・Bグループ間ほどの差はなく分布状況から見てもB・Cグループが独立なものであるかははっきりしない。C・Dグループは両者とも数が少ないのではっきりしませんが、差は2.0cmあり一応独立と見ておきたい。



第219図 杯・鉢口径分布

A・Bグループの器形

次に、これらが器形的に独立なものを考えてみたい。しかし、口径から見て明らかにように両グループには大きさの差があるので実際の量法の測定値を用いることはできない。そこで、底径、高さを口径で割った X_1 ($\% \times 100$)、 X_2 ($\% \times 100$)をプロポーシオンを表わす値として用いることとする。そのデータは第32表のようになるので、両者の判別分析を行ない判別の有意性について検討してみたい。

第220図 ロクロ調整杯計測部位
a: 口径 b: 底径 h: 高さ

判別分析の結果及び判別関数は第 表のようになる。判別の有意度を示すF値は4.2933でありF表と比較をすると $F(2, 80, 0.05)=3.11$, $F(2, 80, 0.01)$ で4.88となり、危険率5%ではプロポーシオンに差を認められるが、1%では差を認めることができないという結果になる。しかし、ここではAグループの資料数が19点と少ないので危険率を1%とした場合を取り、器形的には同じ群に属するものと考え杯の大型のものと中型のものとしておきたい。

第32表 杯器形の判別分析資料

データ	口径(mm)	N	$\sum X_1$	$\sum X_2$	$\sum X_1^2$	$\sum X_2^2$	$\sum X_1 \cdot X_2$
	$158 \leq a \leq 184$	19	8,987.975	6,272.552	430,104.056	210,405.815	298,167.255
	$116 \leq a \leq 145$	71	35,607.476	21,614.305	1,822,787.689	666,212.195	1,078,113.165
判別関数	$Z = -0.04065416X_1 + 0.18039119X_2 - 3.76280063$						
判別率	$D^2 = 0.57944537 \quad F = 4.29327463 \quad \text{自由度}(2, 87)$						

D群については資料数が少なくこのような定量的分析は不可能であるが、これを仮に杯の範疇で考えるならば、ロクロ調整土師器杯は口径により少なくともA・B・Dの3グループに分けられるものと考えられる。

編年の方法

次にこれらの土師器の編年について考えてみたい。但し、本遺跡においては土器編年の標準となるような確実な一括資料は無い。そこで次善の資料として掘立建物柱穴の掘り方埋土出土の土器について見てみたい。特にSB90・126のような複数の切り合いがある場合には前後関係を示す資料となり得るが、出土量は少なく今回の場合セットとしての把握はかなり難しい点がある。さらに、切り合いで新しい時期になればそれだけ前の時期の資料が混り込む可能性があり注意を要する資料である。したがって、この資料のみで編年を行なうのは不可能なので、比較的まとまった多くの資料が得られた溝の遺物などと比較しながら進めることにする。

SB90, 126
出土土師器

SB90・126両建物の柱穴掘り方埋土
中出土ロクロ調整土師器は各期ごとの

第33表 SB90・126柱穴掘り方出土杯分類一覧

	ロクロ土師器杯				須恵器杯		赤良土師器杯		青ロクロ土師器杯		計	
	1	2	4b	5b	不明	5a	5b	不明	2	5b		不明
SB90 a	1	2			3		3	2				11
SB90 b		3	1	4			3					14
SB90 c	16	16	5	17		4	1	5	10			74
SB126 a	15	3									1	19
SB126 b		3									1	4
SB126 c	2				1							3
SB126 d	1	5	1				3			4		14

SB90a, 126a
の土師器杯

出土数は第33表ようになる。この両者に共通して見られる点はまず第一点が一番古い時期a期のものは第1類と第2類のみであり、第4b類、第5b類は見られないことである。第二点、SB126c期を除いて各期とも第2類が見られることである。

SB90a, 126a
の類例

そこで第一の点について検討してみたい。SB126aのものは18点あり、第4b・5b類を含んでおらず、第1類が主となりそれに第2類が伴う構成をとるものと考えることができる。しかしSB90a出土の資料は3点であり、SB126a出土土器と同じセットをなすのかどうかは不明である。但し、切り合いの順序、第1節で述べた建物跡の配置などからSB126aと同時期と考えられるので、同じセットと考えておきたい。また、SB105柱穴掘り方埋土出土のものも第1類6点、第2類3点、第3c類1点を出土しており、この群に属するものと考えられる。

これらと類似した杯のセット構成を示すものにSD109出土の資料がある。杯はすべてロクロ調整であり、第1類48点、第2類6点、第3b類1点、第5b類2点の57点を確認できた。この資料でSB126aの土器と異なる点は第3b・5b類を若干含む点である。これは本来のセットの中にこのようなものが若干づつ含まれているが、SB126aのものは資料数が少ないため偶然に入っていないかったのか、SD109は溝出土のため時期の異なるものが混入したと考えることができる。そこで、これらと類似したセットを有する他の遺跡の一括資料を検討してみたい。近くでは代表的なものとしては西白河郡東村赤根久保遺跡第1号住居跡出土の土師器杯がある。⁽¹⁾これは第1類14点、第2a類2点、第2b・5b類各1点の18点が出土している。また安達郡本宮町金重谷地遺跡第1号住居跡⁽²⁾のものは第1類7点、第2b・5b類各1点が見られる。このように第1類を主体とし、それに第2類を伴う形を取りながらも若干の第5b類・回転糸切り無調整のものなども見られるのが本来のセットのあり方と考えられる。したがってSD109の土師器杯はこのようなセットの典型といえることができる。そこで、このような杯のセットを有するロクロ調整土師器をI群土器としたい。とすればSD103の土器もこの第I群の可能性はある。

SB90bの土
師器の類例

SB126aとSB90aを同時期とすれば、それに続く土師器にはSB90b出土のものがあげられる。これは第2類3点、第4b類1点、第5b類4点の計8点を確認されている。これと類似したまとまった資料は関和久遺跡には無いので、他の遺跡の一括資料について見てみたい。住居跡出土の例では西白河郡大信村赤坂裏遺跡第1号住居跡出土土器がある。⁽³⁾これは第2b類3点、第4b類4点、第5b類1点とまったく第1類を含まないセットとなっており、しかもSB90b同様底部に回転糸切り痕を残す第4b・5b類が多く見られる。福島市御山千軒遺跡⁽⁴⁾第Ⅷ層では、第1類2点、第2類24点、第4b類24点、第5b類28点の計78点が出土している。これは湿地性包含層の遺物であり、時期の異なるものが若干混入している可能性もあり、2点の第1類がそうであるかも知れないが、正確なところは不明である。ともかく、この資料の切り離しは回転糸切りであり、そこに手持ちヘラケズリ再調整を加えた2類、4b類、無調整の5b類からなるセットの可能性は高い。そして主体となるのは第4b・5b類であろうと考えられる。このような例からするとSB90bの土器も数は少ないが独立したセットを示すものと考えることができる。そこでこれを第II群土器としたい。

SB90cの土師器 これらに続く SB90c からは多くの資料が得られているが、これはほぼ同じ数の第1・2・5b類を含み第I・II群とも異なった様相を示している。しかしこの埋土は焼土を多量に含み、壁の一部も出土するなど火災後の廃材まで埋め込まれたものであり、かなり時期の異なるものも混入していると考えなければならない。しかし時期の前後関係からすると第II群に近いセット関係を示すものであろう。これらはセットの様相は不明であるが第II群より新しいものであるのは確実なので仮に第III群としておきたい。

非ロクロの土師器杯 これら第I～III群の他に調整にロクロを用いない杯を有するグループがある。これらは堅穴住居、明地地区整地層、表土、溝埋土などから若干づつ出土している。これらの杯は形態により次の4種類に分けられる。a類は内外面とも口縁と底部の間に明瞭な段を有するもので明地地区整地層出土(第65図)がそれである。b類は口縁部と底部の間の外面にのみ段を有し、平底風の丸底を呈すもので SI60出土(第155図)がある。b類は口縁と底部の間の内外両面に段の痕跡を有するもので、中宿・古寺地区の遺構外出土のものに見られる(188図7・8)。d類は深い丸底で口縁が外反し、外面にはまったく段は見られず、内面にも底跡が見られる程度のものであり SI60出土(第155図)のものがある。今まで述べてきたa～d類に見られる共通の特徴は内黒で内面にミガキが加えられており、外面の口縁部は横ナデ、底部はケズリと技法上の相異が認められる。それに対しe類は体部と底部の間に角が見られ、口縁から底面にかけて外面はすべてケズリが加えられたもので、丸底風の平底を呈するもので、中宿・古寺地区の遺構外から完形が1点(第188図-3)出土している。

a～d類の杯 a～d類には前に述べたような調整技法上の共通点が見られ、これらは栗罎式の土師器の特徴とされている⁽⁵⁾ものであり、大きく見て栗罎式期のものであることはまちがいないと考えられる。そのうちでもa類は古い時期、c類は新しい時期のものとして一般に考えられているものである。bとd類は SI60の床面出土で同時期のものであるがこのような類例は近辺では発見されていないが、栗罎式期でも新しい時期の可能性が考えられる。

e類の杯 e類はこれらとはまったく異なっており、ケズリが口縁まで及ぶ点は国分寺下層式の特徴とされるものである⁽⁶⁾。そして国分寺下層式の時期のものであるこのような形態の杯は関和久上町遺跡 SI18・西白河郡大信村下原遺跡2号ピット⁽⁸⁾ではロクロ調整土師器と共伴しており、国分寺下層式と表杉入式の接点にあたる下原期に多く見られるものである。

以上のロクロ調整でない杯は量も少なく細分するのはこの資料では無理なので、a～d類をIV群、e類をV群としておきたい。なお、SI12出土の長胴甕は他の共伴例などからしてa類に伴うものと考えられる。

杯以外の器 形SD107の 土師器

これまでは杯を主に見てきたが、ここで他の器形について考えてみたい。

杯のところでも述べたように、資料として比較的良好とまっているのはSD109なので、他の器形についてもまずここから検討することにする。杯以外では個体数を確認できたのは高台付杯4点、蓋1点、甕10点、甕1点である。高台付杯は底部・脚部資料、甕は口縁部資料であるが実測はできなかった。

高台付杯はすべて内黒で、脚の高さが1 cm 前後のあまり下が開かないものであり、SD42

出土土器に見られるような脚の高さが2～3 cmあり「ハ」型に開くもの(第116図6・8・11)は伴わない可能性が高いと考えられる。

甕は10点のうち5点がロクロ調整のものであり、体部もロクロ調整か一部にケズリが加えられたものである。残りの5点は体部に縦方向のハケ目が見られ、非ロクロと考えられるものであり、口縁部にもナデ以前の横方向のハケ目が見られるものも3点ある。しかし、これらは非ロクロであるにもかかわらず、口縁はロクロ調整の甕に見られる口唇上を立ち上らせるような型態に作られている。

その他、再調整技法では第1類の特徴を持つ鉢(第118図4)がSD43、小型杯(第125図1～3)がSD103より出土している。

これらはその出土状況、調整技法から土師器杯第I群と共伴するものと考えてさしつかえないものである。

第II・III群の杯に伴うものはあまり良好な資料はないが、SD42出土の高台付杯で脚が高く「ハ」型に開くものは、前に述べたように第I群には伴わないものであり、SD42からは第II群又は第III群と考えられる杯が出土しているので、これらと伴うものと考えることができる。

2) 須恵器

須恵器杯

須恵器は土師器に比べて量が少なく、実測できたもので31点、全体で65個体にすぎなかった。そのうち17点は遺構外なので、遺構出土のものはほんの少数であった。破片も含めて個体を同定できたものは多いものでも1遺構5点が最大であった。これらの杯のSB90・126出土品についてまとめると第33表のようになる。またSD109の須恵器杯は第1・2・5b類が各1点である。これらから予想されることは各期とも第5b類を伴うということである。しかしその一方でSB105の柱穴掘り方の埋土から須恵器杯第5a類がロクロ調整土師器杯1類と共伴して出土している。ということは第I群には須恵器杯の第5a類と第5b類が伴う可能性があり、SB126cの資料も加えると第II・III群でも同様なことが考えられる。

他遺跡の共伴状況

そこで、これらと他の遺跡の一括資料と比較してみたい。最も近い遺跡では関和久上町遺跡SI05でロクロ調整土師器杯第1類と須恵器杯の第5a類が1点共伴している⁽¹⁰⁾。西白河郡東村西原遺跡第5号住居では第I群に近いものと須恵器杯第5a類が3点共伴している⁽¹¹⁾。同じような例が他にも多く第I群と須恵器杯第5a類が伴うのはほぼ確実である。一方、SB90aでは須恵器杯第5b類が伴っている。これらの関連を考えるため窯跡出土の須恵器を検討してみることにする。第5a類の杯を焼成した窯の例としては二本松市赤井沢窯跡がある⁽¹²⁾。ここでは第5a類と同時にほぼ同量の第4b類の杯を焼いている。この第4b類は第5b類の底の角のみを手持ちヘラケズリを加えたもので、底面は全体に回転系切り痕を残すものであり第5b類とも近いものである。以上のような点から土師器杯第I群には須恵器杯第5a類、第5b類が共伴すると考えておきたい。さらに実際の例はないが第4b類も共伴する可能性がある。

第I群の共伴須恵器杯

また、SK110出土長頸壺(第150図)もロクロ調整土師器杯第1類と一緒に出土しておりこ

の時期のものと考えられる。

第II群の共伴須恵器杯

土師器杯第II群に伴う良好な資料は出土していないが、第II群に近い土師器のセットを有する福島市御山千軒遺跡VIII層では須恵器杯は第2・4b類各1点、第5b類12点で大部分は第5b類が占めるというような形を取るものと考えられる。したがってSB126cの第5a類1点は混入の可能性もあり保留としておきたい。

3) 赤焼き土器

赤焼き土器 の名称

ここでいう赤焼き土器とは酸化炎焼成による赤褐色に近い色を呈するロクロ調整の土器であり、現在のところ杯・高台付杯が出土している。これらの土器の内面はミガキは加えられていないが、ナデに近い方法で内面を平滑化しているものが多い。杯の再調整・切り離しの技法では第2・4b・5b類が見られる。胎土は焼きしまっており土師器杯よりは硬質である。しかし、感じがカラッとしており軽く、須恵器ほどガラス化は進んでいないと思われる。

これらは建物ではSB90cより第2類5点、第5b類10点、SB126dより不明4点、溝ではSD42より第2b類1点、不明1点（第116図14・15）、SD98より第2・4b類、不明各1点が出土している。

赤焼き土器 と伴出土器

これらが出土する建物はともに最も新しい時期のものであり、土師器杯第III群に伴うのは確実であろう。また、第I群のまとまった土器を出土したSD109にはまったく見られず、量的にやや少ないがSB126aでも見られないことから、第I群の時期にはまだ見られないものと考えられる。

4) 土器群の編年

次にこれまで述べてきた土器群の編年の位置付けと実年代について考えてみることにする。

第I～III群の土器群はSB90、SB126建物の各期の柱穴掘り方出土土器を基準とし、それに類似した組成を有するものをもって決めたので、当然のことながら柱穴の切り合い順序SB90a→90b→90cに対応する第I群→第II群→第III群の前後関係は認められることになる。

第I群土器

これらの内容についてまとめると次のようになる。第I群は土師器杯はすべてロクロ調整で第1類を主としそれに第2類、若干の第4b・5b類が伴う。そしてこれらの杯にはSD109に見られるような大型のもの（3・5・10・11など）、SD103に見られる小型のもの（1～3）もあるが、普通に見られる中型のものが多い。その他蓋・鉢・高台付杯もあり、高台付杯の高台は1cm前後の高さのものである。壺はロクロ調整のものと体部にハケ目があるものがある。須恵器の杯は第5a、5b類が伴ない、長頸壺の体部は到卵形で頸部にリング状の高まりが見られる。

第II群土器

第II群の土師器杯は第2・4b・5b類からなり、切離し技法は回転糸切りになっていたものと考えられる。関和久遺跡では資料数が少なくはつきりしないが、他の遺跡の例からすると赤焼き土器は共伴せず、須恵器杯の大部分は第5b類になるものと考えられる。なお、脚が比較的高く「ハ」型に開く高台付杯はこの時期に現れる可能性がある。

第Ⅰ群土器の年代

第Ⅲ群の土師器は第Ⅱ群とほぼ同じであるが、そこに赤焼き土器が加わってくるものである。SB90c では第5b 類の須恵器杯も一緒に出土しているので同時存在と考えておきたい。

これら土器群の実年代について若干考察を加えてみたい。多賀城周辺では9世紀中頃には須恵器杯は第5b 類のみとなっており、8世紀後半は第5a 類の中心であると考えられるので、両者を伴う第Ⅰ群と同じ土器はこの中間の時期である9世紀前半に位置付けられると考えられており、また他方面からも類似した年代観が提出され、ほぼ一般化してきている⁽¹³⁾。関和久遺跡でもこれに矛盾することはないのでこの年代を用いておきたい。但し、SB105とSD109ではともに第Ⅰ群に属する土器を出土するが、SD109はSB105を切っており第Ⅰ群の中でも前後関係が認められる。またSD103の上層と下層でも同じことがいえる。このことから第Ⅰ群内にも一定の時間幅を認めなければならないが、この前後関係が土器群の細分につながるかは別問題である。

第Ⅲ・Ⅳ群土器の年代

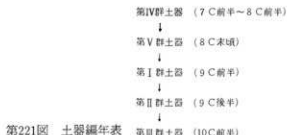
次に第Ⅲ群であるが、これに伴う赤焼き土器の杯は、ミガキのない土師器より硬質の酸化炎焼成のものであり、内面をナデに近い方法により平滑化している点などは多賀城跡でいうところの須恵系土器と同じである。但し、多賀城跡においては手持ちヘラケズリのものは出土してしていない。しかし多賀城跡における須恵系土器の出現期の様相を見ると、共伴する土師器は第Ⅲ群と類似し、第5b 類の須恵器杯を伴う場合もあり関和久遺跡の第Ⅲ群と類似している。そこで赤焼き土器杯の手持ちヘラケズリは地域的特色と考えれば、第Ⅲ群は多賀城跡で須恵系土器の出現する年代、10世紀前半に近い年代を与えることができよう。とすれば、第Ⅱ群のような様相を示すものは以前から指摘されていたとおり9世紀後半の時期と考えられる。

以上のことから第Ⅰ群(9世紀前半)→第Ⅱ群(9世紀後半)→第Ⅲ群(10世紀前半)の年代観が成立する。さらに前にも述べたように第Ⅴ群は第Ⅰ群直前のもので8世紀末頃と考えられる。また、第Ⅳ群はかなり年代幅を含むものであるが、その中でもSI12, 明地地区整地層出土の杯は栗園式の前半のもので、現在これらは7世紀前半頃と考えられている。中宿・古寺地区のSI60出土の土師器杯は同じ第Ⅳ群でも若干異なった形をしている。これがどの程度の年代幅を示すのかは不明であるが、このあたりが官衙としての関和久遺跡の上限とからんでくる時期であろう。

以上についてまとめると第221図のようになる。

灰釉陶器

この他に古代の土器類としては中宿・古寺地区の遺構外より搬入品と考えられる灰釉陶器



第221図 土器編年表

(第194図1～5)と緑釉陶器(第194図6)の破片が出土している。

灰釉陶器には高台付杯(1), 台付皿(2・4), 台付椀(3), 長頸壺(5)がある。台付椀は丸味を持った深い形で口縁が外反する。台付皿は口縁が強外反し下に折れ曲るような形を呈するもの(2)と, 体部が折れ曲る形のもの(4)がある。これらは猿投窯の編年にしたがえば3は黒笹14号窯式期, 2・4は黒笹90号窯式期⁽¹⁵⁾のものと考えることができる。しかし, これが何群土器に伴うかは不明である。

緑釉陶器は台付の皿と考えられるが, 小片のため全体の器形・時期等については不明である。

5) 土器の出土傾向

ここで各土器類の出土傾向について見てみることにする。

竪穴住居跡出土を除いた土師器については杯と甕の比は415:33となる。これには官衙以前と考えられるものも若干含むが, その量は少なく官衙期の傾向を示すものと考えてさしつかえない。さらにそのうちの大部分(杯では約95%)が中宿・古寺地区出土なので, この杯が圧倒的に多い傾向は中宿・古寺地区の傾向と考えることもできる。さらにこれに高台付杯も加えると甕の比率はさらに低くなる。現在のところこのような検討を行なった遺跡は少ないが, 御山千軒遺跡ではこの比率が約20:1でさらに低く, この程度の杯の優越が官衙としてのセットの特徴を示すものかは現時点では何ともいえない。また, ロクロ調整土師器杯と須恵器杯では400:65の割合であり, 約6:1の比率となり須恵器が少ない。

次に明地地区と中宿・古寺地区をくらべると, ロクロ調整土師器杯, 須恵器杯では明地地区26点, 中宿・古寺地区439点で圧倒的に中宿・古寺地区が多く, 倉庫院地区と官衙ブロック地区の性格を示したものであるかも知れない。

(木本 元治)

- (註) 1 玉川・山内他 「赤根久保遺跡」 『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅱ』 福島県文化財調査報告書第67集 1978年 福島県教育委員会 財福島県文化センター
- 2 木本・寺島 「金重谷地遺跡」 『東北自動車道遺跡調査報告』 福島県文化財調査報告書第47集 1975年 福島県教育委員会
- 3 木本・藤間 「赤坂裏遺跡」 『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅰ』 福島県文化財調査報告書第80集 1980年 福島県教育委員会
- 4 木本・森・鈴鹿他 「御山千軒遺跡」 『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅵ』 福島県文化財調査報告書第109集 1983年 福島県教育委員会
- 5・6 桑原滋郎 「東北北部および北海道の所謂第Ⅰ型式の土師器について」 『考古学雑誌』第61巻4号 1976年 日本考古学会
- 7 木本・辻 「関和久上町遺跡Ⅲ」 - 史跡指定調査概報 - 福島県文化財調査報告書第154集 1985年 福島県教育委員会
- 8 木本元治 「下原遺跡2号ピット出土の土器」 『しのお考古』7 1978年
- 9 志賀・目黒 「借宿遺跡」 『塚の越・借宿』 二本松市文化財調査報告書第3集 1978年 二本松市教育委員会
- 10 木本・辻・渡辺・氏家 「関和久上町遺跡Ⅰ」 - 史跡指定調査概報 - 福島県文化財調査報告書第110集 1983年 福島県教育委員会
- 11 高木・大越・山内他 「西原遺跡」 『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅴ』 福島県文化財調査報告書第85集 1980年 福島県教育委員会 財福島県文化センター
- 12 二本松市 『二本松市史』3 資料編1 原始・古代・中世 1981年 二本松市
- 13 小笠彦好彦 「東北地方における平安時代の土器についての二・三の問題」 『東北考古学の諸問題』 1976年 寧楽社
- 木本元治 「轆轤土師器について」 『福島県における土師器編年試論』 1976年 福島県考古学会
- 白鳥良一 「多賀城跡出土土器の変遷」 『研究紀要』Ⅶ 1980年 宮城県多賀城跡調査研究所
- 14 白鳥良一 注13に同じ
- 15 横崎・斉藤他 「愛知県古窯跡群分布調査報告」(Ⅲ) 1983年 愛知県教育委員会

3. 墨書土器

墨書土器は中宿・古寺地区から出土している。出土遺構は溝跡埋土中および建物跡付近である。主な遺構としては、SD103・109・42溝跡や SB90・105掘立柱建物跡があげられる。墨書土器の年代は大部分、9世紀前半と考えられる。

墨書土器の内容のうち、主なものは次のとおりである。

二字以上のもの…水院・八十・驛家・屋代・太田・万丞・大家・万呂所・有多・計倉ほか。

一字のもの…白 (22点)・万・田・厨 (2点) 古・瓦・南・舎・井・郡・木・上 (4点)・

田 (5点)・文・貞ほか。

一般的には、一字の場合は種々の解釈が成り立ちうるが、このうち、「白」・「厨」・「郡」が目されよう。「白」は22点もあり、本遺跡を白河郡家跡と比定する上で有力な傍証資料となることは間違いない。

官衙における墨書土器は主として施設名・職名・地名・人名を意味するものが多いことはこれまでの出土例からも、ほぼ承認されている事実である。

官衙において、最も一般的な出土例は「厨」である。

「水院」は「水屋」(炊事などの水を使う所の意)と同様な意味で、井戸を中心にした区画を指すのであろう。

「万呂所」は諸施設を示す狭義の「所」をもつことから、「万呂」という人物に関わる施設と考えられる。

「驛家」は『延喜兵部式』によれば、駅は白河郡内では、「雄野」・「松田」両駅があり(『日本後紀』弘仁2年4月乙酉条には、高野・長有両駅の設置のことがみえる)、『和名類聚抄』元和活字本には、「驛(駅)家郷」が存在する。

「有多」は字多に通じようか。例えば、

大和国字智郡…『続日本紀』文武2年2月柄申条ほか、有智郡…『続日本紀』和銅7年11月戊子条

美濃国不破郡有寶郷…『和名類聚抄』。

字保郷…『大日本古文書』巻4、西南角領解、天平勝宝9年4月7日付。

上野国甘楽郡有旦郷…『和名類聚抄』(旦は高山寺本による)。字芸神社…『延喜式神名帳』。

などがある。『和名類聚抄』によれば、陸奥国「字多郡」(現福島県相馬郡)あり、字多郡の初見記事は『続日本紀』養老2(718)年5月2末条である。本資料は習書で記された断片的資料であるので確定するのはむずかしいが、一応、前記の類例を参照するならば、「有多」=「字多」とみることができであろう。

「屋代」は『和名類聚抄』によれば、白河郡に屋代郷がある。

その他については、意味を限定することは困難である。

白河郡家に関連する「白」が郡庁院地区とされる中宿・古寺地区に広範に分布することが、まず特筆すべきことであろう。しかし、他の墨書土器については、時期別と分布状況をみて

も、あまりにも点数が少ないことと内容を限定できる資料が十分に存在しないだけに、今後の出土点数の増加をまって、改めて考察すべきであろう。

(平川 南)

第3節 福島県内の郡家跡と関連遺跡

1. 福島県内の古代郡名

福島県内の 古代郡名

『倭名類聚抄』には、陸奥国の郡名として36郡が記されているが、本県に関する部分は次の順序によって記されている。「白河・磐瀬・会津・耶麻・安積・安達・信夫・刈田・柴田・名取・菊多・磐城・標葉・行方・宇多・伊具・亘理・宮城・黒川（以下略）」一部宮城県内の郡名をふくむが、この郡名の順序は、陸奥国東山道の南端「白河」から北へ「磐瀬」と続き、ついで現在の会津地方の「会津・耶麻」を記し、再び東山道へもどって「安積・安達・信夫」と北上し、福島県を越えて「刈田・柴田・名取」とさらに北上し記している。ここから一転して海道の郡名を記している。すなわち、「菊多剋」のある「菊多」から順に「磐城・標葉・行方・宇多」と浜通り地方を北上し、宮城県に入って「伊具・亘理・宮城・黒川」と続く。

この順序をみると、多賀城以南の宮城県南部と福島県は、古代において同一のエリアとして認識されていたことを伺わせる。なお補注によれば、次の分郡記事があるがこの小論では検討外とした。「高野・大沼・河沼・伊達」の諸郡である。この補注にも混乱はあるが、郷名を記した部分にも混乱がみられる。安達郡内の郷名を記す部分には、記すべき郷名がなく次の信夫郡の郷名が記されている。そして、信夫郡の郡名は結果として遺漏となっている。小倉とか渡利とかの郷名は、現在の福島市内の地名として現在するので、これが『和名類聚抄』安達郡ではなく信夫郡であることは確かである。ただ昭和56年に発掘調査した安達郡本宮町の関畑遺跡では、土師器の耳皿と杯とに「岑」の線刻があった。10世紀代の遺物と考えられるが、これがもし郷名の「岑越」の「岑」と結びつくならば、安達郡の郷名としてある「岑越」は信夫郡郷名ではなく、『倭名類聚抄』の記載通りとなる。とすれば、安達郡8郷名中には安達郡と信夫郡の2郡の郷名が記されている可能性も全くないとは言えないのではなかろうか。

まとめると、県内の古代郡は次の12郡である。「白河・磐瀬・会津・耶麻・安積・安達・信夫・菊多・磐城・標葉・行方・宇多」の各郡である。その後「伊達・高野」両郡が分郡され、さらにその後「大沼・河沼」両郡が分郡されたと考えられる。

このことから、12の郡にはそれぞれ郡家が設置されたはずであり、文献・伝承・遺跡・遺物等の各面から、多くの研究がなされてきた。

2. 官衙遺跡比定の手がかり

官衙遺跡比 定の手がかり

古代における官衙遺跡については、いままで古瓦の存在、礎石の存在などを手がかりとし、礎石建物や掘立柱建物の発掘調査が行われてきた。かつては古瓦が出土すればそれは郡寺院跡であると考えた時代はすぎた。遺跡の種類・性格を考えるにあたっては広い視野で考える必要がある。官衙の機能を持つ組織としては、国府・郡家・駅家・軍団・寺院・郷倉などのほか、牧・関および城柵などもあるので、これらを全面的に検討して解明すべきである。

郡家遺跡地の比定については、遺跡の発掘調査の所見を第一義にしながらも、傍証としては文献・伝承・地名等からのアプローチも重要性は失われていない。たとえば、地名でみると市町村名の「郡山市」「桑折町」、大字・小字名の「郡山」「郡山台」「郡」などに共通する「コオリ」は、郡家の所在地を暗示している。ただこれが絶対条件でないことは、富岡町の旧上郡山村・下郡山村の地が、発掘調査の結果、中世城郭の所在地であった例などが示してくれる。また、いわゆる長者伝説の地も県内各地にあるが、これももちろんすべてではないが、郡家比定の際の一つの目安となり得るものである。本県では、このほか遺跡における炭化米の出土なども有力な証拠の一つとなり得る。

3. 県内の郡家跡と郡寺跡

県内の郡家跡と郡寺跡

県内各郡家跡の発掘調査はまだ例が少なく、実施されても小部分であったりして、全容は把握されるまでに至っていない。先学の成果をもとに一応郡家跡の比定を試み、一覧表としても図示したが、今後の研究進展に伴い訂正されることも多いと思われる。

郡家遺跡に近接してしばしば同時代の寺院遺跡が存在するが、両者が密接な関係を有することは、全く同一の瓦を出土する白河郡や磐城郡の例から理解できる。郡家に対して郡の寺としての性格を有する「郡寺」とでも名づけられるものである。郡家に必ず郡寺が伴っているのは確認されていないが、本稿では両者が律令体制の上で必要な組織として経営されて

第34表 県内郡家跡・郡寺跡比定遺跡一覧

郡名	郡家比定遺跡	郡寺比定遺跡	郡関係地名	長者関係地名・伝承	関連神社	五(郡家を含む) 郡寺	出土米	備 考
しらかわ 白河	岡和久 (泉崎村)	露宿 (白河市)				○	○	岡和久上町遺跡も 同時期、性格未定
いわ 磐 前	長者屋敷 (須賀川市)	上人塚 (須賀川市)		付近に長者屋敷	磐城国魂神社 磐城郡国魂神社	○		付近に「うまや道跡」あり
あい 会 津	郡山 (河東村)		北郡 郡山	堂島の木本常 安長者		○		
や 耶 麻								
あ 安 横	清水台 (郡山市)	清水台？ (郡山市)	郡山市	長者 虎丸長者	安横国魂神社	○	○	
あ 安 達	郡山台 (二本松市)	郡山台 (二本松市)	郡山台	長者宮		○	○	
しの 信 夫	北五老内 (福島市)	藤沢 (福島市)				○	○	
あ 菊 多	郡 (いわき市)	郡 (いわき市)	郡	長者屋敷	国魂神社	○	○	
い 磐 城	根岸 (いわき市)	下大雄(夏井) (いわき市)		長者平	大國魂神社	○		下大雄寺跡の字 名は石田
しの 標 葉	郡山五香 (双葉町)	郡山五香？ (双葉町)	郡山	女長者		○		
あ 行 かん 多	泉 (原町市)	惣ヶ沢 (原町市)		泉長者		○	○	
う 宇 達	黒木田 (相馬市)				国玉神社	○		
あ (伊 野)	長者畑 (桑折町)	徳江府寺 (国見町)	桑折町 上郡・下郡	長者畑 大漢長者		○		
こう (高 野)	(矢野町)							
あ (長 有)	(棚倉町)	流殿寺 (棚倉町)						
あ (大 沼)								
あ (河 沼)								
摘 要				大字・小字名 や郡名の伝承 を含む	創設はすべてが 式内社とは限ら ない			

いたという前提に立つて、以下県内の郡家・郡寺について述べてみたい。ただ、頁数の関係もあり、個々の建物についての検討は省略した場合も多いので、小稿は序論とでもいうべき内容のものとならざるを得ない。

白河郡家跡 本文および前節にすでに詳述している所であり、改めて記す必要はないので略した。郡家跡としての関和久遺跡、郡寺跡としての埴田出土の宿禰廃寺跡、さらには漆紙文書出土した関和久上町遺跡の性格の検討などの必要性のほか、白河刻との関係、陸奥国駅家の「雄野」「伝馬」の白河の具体的所在地等の検討など、古代白河郡の持つ歴史的意義は計り知れないものがある。

磐瀬郡家跡 磐瀬郡家跡については諸説がある。古くは鎌足神社のある岩瀬森を比定していたが、これは郡名のつく森の名からされたようである。現在では岩瀬森は古墳のものと考えられているが、これとても確証がない。第二説としては上人壇廃寺跡があるが、これも発掘調査によって否定されている。そこで第三説として長者屋敷遺跡が一つの候補地として浮かび上ってきた。須賀川市教育委員会の「上人壇廃寺跡」(1981)中の長者屋敷遺跡の説明を引用する。

“上人壇廃寺の南西約500mに位置する遺跡で釈迦堂川の北岸にあり、川からの比高約10mで東西200m、南北150mの台地上にある。

昔から長者屋敷と呼ばれ、「こぶから社」が奉られている。この一帯は、市街化が激しく遺跡の所在についてもほとんどが未調査のままである。伝説によると布目瓦が出土したとされている。郡司関係の遺跡と、長者伝説とのつながりが考えられる重要な遺跡である”。

以上であるが、現在はすでに市街化が進み、一般宅地となっている所が多い。釈迦堂川がカーブしている所で、南と東に川が流れている。長者屋敷遺跡と上人壇廃寺跡の距離約500mというもの、他郡の例からみても類例が多く、立地条件はきわめてよい。将来、宅地内等での発掘調査が行われれば、この比定地の可否は明らかになるであろう。なお、この付近には官衙に関連する地名を残す遺跡がある。「うまや遺跡」は上人壇廃寺跡に近接していて、古くは8世紀後半の土師器が発見されており、灰釉陶器片も多いという。さらに平瓦も検出されているがこれが瓦葺建物の瓦であったのか、竪穴住居跡カマドへの再利用であったのかなどは、未発掘のため不明である。さらに上人壇廃寺跡の北約1 kmの所に、現在「願国魂神社」がある。かつては「日本一御所大明神と称し願国魂命を祭神とした。」といわれている。「岩瀬国造社」とも呼ばれていた。一丁四方の土塁に囲まれた中にある。参考にすべきであろう。

上人壇廃寺跡 5年次にわたる発掘調査の結果、多量の軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦のほか、須恵器・土師器・灰釉陶器など、さらに六角瓦塔・鉄製鉦鼓・金銅製軸端など寺院跡にふさわしい遺物が出土している。調査者によれば、創建時の寺域は240尺四方で、築地塀によって囲まれており、そこに中門・東門・西門があって、中門の奥に方形基壇建物跡と、さらに奥に堀込地塀を持つ建物跡があるとしている。前者は塔跡、後者は金堂跡と推定し、金堂の東と西に経蔵・鐘樓があったと考え、他にも付属建物があるという。実測図をみると、築地塀ははたして四周を囲っていたのか、塔跡というのは瓦塔の覆屋という想定への疑問など、細部についてはまだ検討を要する部分が多い。

創建年代については、出土瓦のうち六葉複弁蓮華文で周縁に鋸歯文のある軒丸瓦と、ヘラ書き重弧文で桶巻き造りの軒丸瓦がセットになるので、8世紀前半とすることは妥当な見解である。以後11世紀末から12世紀初めにかけて火災があったが、それまでに数回の建て替えがあったと思われる。10世紀になると上人壇庵寺の西方約1 kmの丘陵に、新たに米山寺が築かれ、それは瓦葺寺院であったと言われている。

会津郡家跡 と耶麻郡家跡

現在の所いづれも所在地は不明である。手がかりとしては、河東町に「郡山」の大字名、「北郡」の小字名がある。『倭名類聚抄』会津郡の郷名に「倉精」があり、現在河東町の「倉橋」を指すものと思われるもので、河東町の中央付近の郡山地区に会津郡家が置かれた可能性がある。郡山地区のほ場整備事業に伴う郡山遺跡の発掘調査は昭和51年に実施されたが、郡家跡であることを裏付ける実証的資料は得られなかった。ただ試掘調査時に須恵質の二面円瓦が検出されており、記憶されるべきである。

山口瓦窯跡

郡山遺跡を会津郡家跡に比定しようとするもう一つの理由に、山口瓦窯跡の存在がある。会津地方唯一の瓦窯跡である山口瓦窯跡は、会津若松市一箕町の低丘陵南斜面にある瓦窯跡で、ロストルを有する地下式有段窯2基と地下式無段窯3基の計5基の発掘調査が行われている。2基の地下式有段窯から検出された瓦は、雷文縁四葉複弁蓮華文軒丸瓦・ロクロ挽き単弧文軒平瓦・桶巻き作りの平瓦・粘土板巻き作りの行基葺き丸瓦である。時期は7世紀末から8世紀初頭で、本県でもっとも初期の瓦の一つである。現在までのところこの瓦を使用した遺跡は発見されていないが、県内の他の例から、郡家や郡寺あるいはそれに準ずるような遺跡に限られることから、会津郡家あるいは郡寺の創建期建物の瓦はこの瓦窯跡の瓦を用いたもので、距離もそれほど離れた所ではないと類推される。

耶麻郡家跡

耶麻郡家跡についても、現在手がかりになるものはほとんどない。西会津町教育委員会に一町民が持参したという一片の瓦があるが、町内から出土したものか否か確かめられていない。郷名の「津部・量足」も所在を示す何の手がかりもない。会津地方は元来雪深い地域であり、屋根を瓦葺きにすることは困難であったために、会津地方は全体として瓦の出土が少ないのかも知れない。

安積郡家跡 清水台遺跡

市名の郡山市が脈々と郡家の所在地であることを示している。また、現在の清水台付近に「虎丸長者伝説」あり、字名の「長者」があって、まず第一候補地となろう。この近辺から瓦・炭化米が採集されている。かつては他郡と同様に瓦が出土していた事から「清水台庵寺」と呼ばれていたが、最近の郡山市教育委員会の調査では「清水台遺跡」と呼んでいる。第6次の調査概報（1979）では、遺跡の範囲と性格について次のように記している。

「遺物の散布からみた遺跡の範囲は、400m四方程度。」「江戸時代から古瓦・炭化米が出ることは知られており、周辺の堂前・堂後・鐘堂などの地名から「清水台庵寺」と呼ばれてきた。」「昭和49年に至って第2次調査が行われた。その時点で初めて掘立柱建物跡が検出され、遺構配置からみて必ずしも寺院と断定できるものではなかった。」「昭和49年以降毎年継続的に調査が行われるようになったが、寺院跡というより官衙的要素が多くなりつつある。」

このような捉え方の変化を経て、現在では清水台遺跡こそ安積郡家跡であるという考え方

になっている。清水台遺跡についてはかなり古く、天保12年(1871)大鐘義鳴著の『相生集』巻之七の「虎丸長宅跡」項に次の文がある。

「鎮守は八幡の社後上台という処にあり今は畑となる其所より廃瓦を掘す事まあり瓦質多賀城のに比して少しもろく中に布目瓦と称するものあり是を第一品とす(中略)又一所焦米の出る畑あり税米を納めし廣路也(後略)」

また、「同倉庫旧地」の項には次の文がある。

「便覧に今の蔵場是也とありされども郡山は永享年の開きし処なるに夫よりはるかの古へなる長者か古趾の今の名にかなひもおぼつかなし是は買取の倉庫のあるより名なるべし」このことから、江戸時代にすでに、古瓦が字上台地内より出土すること、炭化米が字力持地内より出土すること、字蔵場地内が虎丸長者の倉庫跡と考えられていたことが知られる。

発掘は地点発掘なので、なお全容は不明であるが概要を記す。

四至は不明であるが、第7次までの調査で遺構が検出された範囲は、南北約200m、東西約150mである。10数棟検出された掘立柱建物の大部分は、部分発掘のため間数が完結しない。総柱の掘立柱建物は第5次B地区で1棟出土しているのみである。他は梁行3間、桁行が長い官衙風な建物が多いようである。この地区の北・東・南はおおよそ100m内外で一段低くなるので、方についての大きな範囲は推定できる。また第1次・第7次の調査地点からは遺構は検出されず、これらの事から大まかに400m四方という範囲の推定がなされている。また、遺構検出範囲の中央部付近の大溝を内郭を画するものとの見解もあるが、今の所小部分のみで何とも判断できないのが実情である。

多量の瓦中には文字瓦も少くない。「矢田部修」「芳」「広国、佐哲万」「五百〇」「見」などで、「矢田部修」は人名、「芳」は郷名の「芳賀」でないかと思われる。清水台遺跡の瓦窯は、麓山・開成山・花輪・原田の諸瓦窯があるが、清水台遺跡から遠くても5km以内の距離にある。一番古い瓦は、単弁八葉蓮華文と複弁六葉蓮華文で7世紀末ないし8世紀初頭と考えられる。これに伴うのはロクロ挽き重弧文の軒平瓦である。以後、平安時代まで継続している。以上であるが、既調査地点からは正倉院の中心と思われる地点は未検出である。また、郡寺跡の場所も今の所未確認であるが、清水台のある台地の一角に存するのかも知れない。

安達郡家跡 安達郡は延喜式の注に「延喜六年正月分安積郡置安達郡」とあるから、906年安積郡から分郡されたことがわかる。これは7年次にわたる郡山台遺跡の発掘調査の結果とも年代観は矛盾しない。

郡山台遺跡 郡山台遺跡は二本松市にあり、「郡山台」の地名、「虎丸長者」伝説、古くから炭化米の多量の出土などがあって、この遺跡が安達郡家跡であろうとされてきた。

発掘調査の結果、安達郡家跡および塔跡とする遺構が検出された。遺構は東西800m、南北300mの広さを持つ杉田川南岸の丘陵上にあり、大きく東地区と西地区に大別される。

西地区 西地区からは、掘立柱建物跡2棟と塔跡1棟のほか多くの竪穴住居跡などが検出された。塔跡は7m四方を基壇状に造り出したもので、四周に幅1.5m～1.8mの溝を正方形にめぐらせている。基壇上には明治10年ここから運び出され、現在市内にある塔心礎があった。花崗

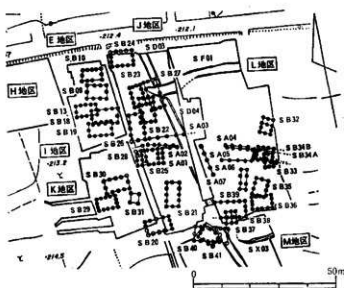
岩の礎石で中央部に径23cm、深さ15cmの一重の円孔をもつ凹枘がある。軒丸瓦は素弁蓮華文で径13.6cmと小型であり、隈瓦もある。瓦の半分は焼けている。掘立柱建物のうちSB02は4間×2間の東北棟建物で、塔跡より約5mほど離れているが、位置・建物方向から共有関係はないようである。周辺の試掘調査によっても、他に寺院建物と思われるものはないので、本格的な寺院は建設されず塔のみがあったのかも知れない。

東地区 東地区は、中央平坦部と東端部の2ブロックに分かれる。東端部のA・G・F地区調査地点は、いずれも掘り込み地業を有する礎石建物跡があり、焼物を伴っており、正倉群と考えられる。東北端のC・D地区では、当遺跡最大規模の5間×2間のSB15掘立柱建物跡があり、一つの院の中心建物と考えられている。その西側には、谷に面した北面をのぞく3面を溝で囲んだ総柱の礎石建物跡(SB06A・B)があり、多量の焼物が推積している。掘り込み地業を持たない点、基壇状に切り出している点など、正倉群の建物の建物とは異なる。年代については正確な所は不明であるが、他と離れた時期ではないであろう。他にも小さな付属舎と思われる建物跡がある。

中央平坦部は、郡家の中心的な官衙ブロックで多数の掘立柱建物が発出されている。4時期に分けることが可能で、A期は東西棟4棟、南北棟1棟とかなる。8世紀後半以前に遡るもので、5間×2間1棟、4間×3間1棟、4間×2間3棟である。4間×2間の3棟は多少方位にずれはあるが一列縦に並ぶ形をとる。5間×2間の建物为中心建物である。安達郡建郡以前のこの建物群を、鈴木啓氏は「安達郷にかかわる安達郡衙の前身的性格をもつもの」と推定している。

B I期は4棟構成で、A期の中心建物であるSB40に重複しているSB41掘立柱建物がある。他の3棟はそれぞれ数10メートル離れて位置している。B II期に近い年代を与えることができる。

B II期は10棟の掘立柱建物を中心に、1列の掘立塀、1本の道、土橋、大溝などかなる。10世紀初頭と考えられるので、この時期が安達郡の建郡時期と合致する。10棟のうち南北棟はSB22のみで、あとはすべて東西棟である。中心建物はSB25で、目かくし塀をもつ3間×3間に両廂をつけて5間×3間とした建物である。この中心建物を囲むようにして他の官衙風建物は配置される。道路は幅約4.5m、東から西方向へ延び直交する大溝の部分で土橋となって郡家中心に向っている。



第222図 郡山台遺跡東地区発見遺構

C期は10世紀から11世紀にかけての時期である。東西棟2棟、南北棟2棟のほかB ii期からの継続使用もあったと考えられている。いずれにせよ数も少なく衰退期としてよい。

以上の点から、関和久遺跡と異なる点を引き出すと次のようになる。

- ①台地上に点在して配置され、整然とした企画性は見られない。ただブロック毎には正倉群、官舎群、寺院跡と大別はできそうである。
- ②四至は明確でなく、大溝も東西ブロックは区画するためのものである。ただ大溝の東と西で建物が歴然と分れるということでもない。

東地区中央平坦部の西側は未調査地区なので、内容が不明である。結局、東地区は安達郡家跡であり、西地区はそれに伴う郡寺であって、郡寺の建設は郡家よりおくれでスタートしたのではないかと考えられよう。

信夫郡家跡 と北五老内 遺跡

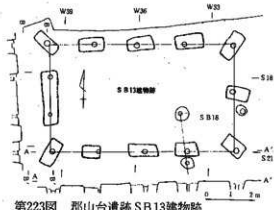
福島市北五老内町の現在の国道4号線沿いのガソリンスタンド付近から、かつて礎石と思われる石、瓦、炭化米等が発見されて、「北五老内遺跡」と名付けられた。安積郡家跡同様、ここもすっかり市街化されたが信夫郡家跡の第一候補地である。炭化米の出土する範囲はかなり広く、北五老内町と旭町の約200m四方にわたる。出土炭化米のうち顕果の分析結果によると、100粒のうち長粒2%、短粒92%、円粒6%で、短粒形が大部分であった。ほとんどは自然炭化であるが、まれに焼けふくれ粒も混じるという。

この北五老内遺跡は発掘調査が行われていないので、規模や遺構などは不明である。郡寺と考えられる腰浜廃寺跡の中心から約400～500mの位置にあつて、北西約1kmの所には信夫山があり、南東約1kmの所に阿武隈川が流れる。阿武隈川と北五老内遺跡の間に、腰浜廃寺跡が所在する形となる。両遺跡ともほとんど平坦地に営まれている。

腰浜廃寺跡

福島市浜田町の県立福島東高校の東側は、施回花文の軒丸瓦をはじめとする特色ある瓦の出土地として、古くから知られていた。各種の瓦のうち最も古い瓦は、索弁八葉蓮華文軒丸瓦とクロク挽き重弧文もしくは単弧文の軒平瓦である。年代は7世紀後半とされる。第6次までの発掘調査が行われているが、全容はなおつかみ得ないのが実情である。

今までは7世紀後半の官衙は考えられないので、寺跡であろうと解釈されてきたが、調査の結果は必ずしも寺跡であることを積極的に示すものはなさそうである。調査者は



第223図 郡山台遺跡 SB13建物跡



第224図 北五老内町付近の炭化米出土地点

地形の観察から、一辺220m四方の規模を推定しているが、検出された大溝の方向とは微妙に異なるように思われる。内部からは掘り込み地蔵を有する礎石建物跡、3間×3間以上の総柱の掘立柱建物跡、その他3間×2間の掘立柱建物跡などが検出されている。掘立柱建物は平安時代のものが多いようである。発掘面積が少ないため構造を推定するまでに至らず、寺院跡であるとしても、堂塔の配置状況を知るには、今後の調査を待たねばならない。

菊多郡家跡

菊多刻をこえて海道第一番目の郡が菊多郡である。郷名に酒井郷があるのは「境」の意であるが、現在の勿来の市街地のはずれには、「長者屋敷」の称や小字名「郡」などがある近くには「国魂神社」があって、菊多国造が自ら祭祀を行ったといういい伝

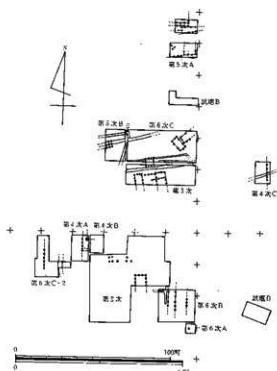
えがある因である。国魂神社は中世館の内側にあり土塁と溝がまわる。この国魂神社の背後は標高約20mの低位丘陵があって、丘陵東端からは鮫川流域の沖積平野が一望できる。ここに郡遺跡があって、瓦や焼米が採集できることは古くから知られていた。

この遺跡の一部が発掘調査されて2棟の総柱をもつ礎石建物跡が確認された。南側の礎石建物は、8個の黒ミカゲ石の礎石が残り、礎石が抜き去られた所もそれぞれ河原石の根固め石がある。大きさは4間×3間で桁行30尺（間尺7.5尺）・梁行27尺（間尺9尺）で、桁行の方向は磁北より5度東に偏している。北側の礎石建物は、南側の建物より9mほど北に位置し、桁行の方向は磁北よりも10度東に偏しているので、両建物は同一方位でなくズレが見られる。礎石は1個が残存していたのみであるが、やはり根固め石を有し、大きさは5間×4間で、桁行40尺（間尺8尺）・梁行35尺（間尺7尺）であった。

昭和59年の試掘調査では、ここからさらに北へ50mほど離れて重複のある根固め石が掘り出されたが、試掘調査のため規模はまだ不明である。

遺物は先の発掘調査で、表土下に厚さ20cmで、赤色焼土塊と炭化米が出土しており、少量の布目瓦もあった。布目瓦はいずれも平瓦で、軒丸瓦・軒平瓦はなかった。この台地に数多くあった礎石は戦前から持ち出されて石垣や家の土台石に利用されたという。瓦も沢山出たというが、今までの所、軒瓦は未確認である。

2棟の礎石建物が菊多郡家の正倉の一部であることはほぼ間違いないが、郡庁院がどこに位置していたかはなお不明である。この近辺は古墳時代からの集落跡があり、数回の発掘調査が行われているが、他に手がかりは少ない。従って郡寺に比定されそうな地点も不明であ



第225図 藤沢庵寺跡溝・建物跡配置図

る。

磐城郡家跡 昭和48年冬に夏井廃寺跡の西側にあたる丘陵の一部が崩れることとなり調査した所、ここから正倉と思われる礎石建物跡が検出された。江戸時代から夏井廃寺跡については、布目瓦や礎石があることから有名であったし、瓦についても研究がなされてきた。背後の台地には「長者平」伝説もあるが、すべて夏井廃寺跡との関連で考えられてきたのが実情である。

根岸遺跡 根岸遺跡は夏井川の川口に近い丘陵端部にある。この丘陵にはいくつかの小舌状地が張り出しており、その付近を含めて平地が数多くあって現在畑地として利用されている。発掘調査された正倉はこの小舌状台地にただ1棟のみ検出されたものであり、他には全く建物は存在しなかった。少し離れた長者平の一角からは布目瓦が出土することがすでに知られているので、おそらくこの広い台地の平坦



第226図 根岸遺跡建物跡坪地業断面

地に点々として正倉が置かれたのであろう。倉庫令に見える「九倉。皆於高燥處。置之。側開池渠。去倉五十丈内。不得置館舍。」の記事は、高く乾燥した所に倉庫を置くこと、周辺に池や溝をつくること、館舎は倉庫から五十丈以上離して置くことなどを主として、倉と倉の間隔も防災上の必要上あげたものかも知れない。根岸遺跡の地形・遺構の在り方は、この倉庫令の規程通りという感が強いのである。

発掘調査の結果礎石を有する5間×4間の建物跡1棟があったが、南北方向に40尺（間尺8尺）・東西方向32尺（間尺8尺）の大きさであった。礎石の掘り方は2m×1.8mほどで根固め石があるのは当然であるが、30個の掘り方すべてを深さ1.8mほど掘り込んで、堅固なトラブチ状の版築による地業を施したいわゆる坪地業を伴う点は珍しい。この版築の上に根固め石を置き、その上に65×65×40cm程度の礎石を置いている。調査時には礎石は1個が原位に残っているのみであったが、遺跡の北側に開墾時出土した礎石が数個まとめられてあった。建物の西側と南側には溝が走るが、建築時よりも古いものようである。

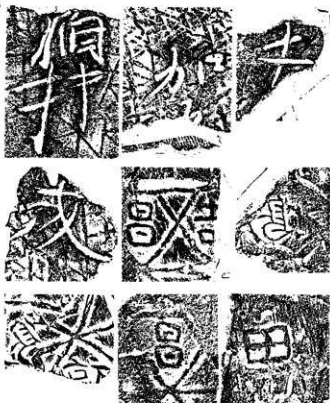
出土遺物としては、複弁四葉蓮華文軒丸瓦片・平瓦片・回転ヘラケズリによる須恵器杯・土師器などが少量伴う。8世紀の遺物が多く礎石建物もこの時期のものである。

この根岸遺跡から東へ数百メートル離れた沖積低地が、夏井廃寺跡であり、両者の距離関係も他郡に似ている。ただ根岸遺跡の場合正倉と思われる建物1棟のみであり、他の庁舎や規模・範囲はまだ不明である。やっとながかりを得ることができる段階にある。しかしながら、同じ複弁四葉蓮華文を出土する長者平地区にも建物が存在するであろうことは十分予想されるし、ここを磐城郡家跡と考えて間違いないと思う。

夏井廃寺跡 夏井廃寺跡は沖積低地であり、ここもごく小面積の発掘が行われている。その結果、礎石の存在や根石の存在、大量の瓦集積が検出されており、地元の人々のいう農地造成のため

地盤はかなり下げられているという説明も程度問題であって、根固め石をけずる程のレベルの床下ではなかったように思う。県指定史跡となっている円形造り出しのあるりっぱな礎石は周辺の水田より1.5mほど高くなっている壇上にあり、旧地形があまり変わらないとすれば、やはり塔であるのかも知れない。

出土文字瓦の中に「吉・昌・福・島」「寺」「石」「依」「三田」「里栖」「子栗人」「丈部」そのほかがあり郡名・寺名・人名等を示す貴重な資料となっている。現在畑となっている一角は、トラブチ状の版築を有する掘り込み地盤があり、礎石が2個検出されている。四至や建物の配置を考えるまでには至らないが、夏井廃寺が磐城郡家に伴う郡寺としての性格を有するものと解することは妥当であろう。



第227図 夏井廃寺遺跡出土文字瓦 (3)

標葉郡家跡

標葉郡家跡の候補地としては、上郡山・下郡山の地名の残る富岡町真壁城跡、多賀城系の重弁蓮華文や奈良三彩片が出土している小浜代遺跡、瓦塔片や多くの瓦が出土する郡山

五番遺跡（旧称五番廃寺）などがある。真壁城跡は発掘調査の結果中世城館であることが判明し、古代に遡るものではなく、小浜代遺跡はその遺跡の重要性は認識されつつも、遺構の性格は官衙的であるとは言われながら明確ではない。郡家と見るには面積も狭小であり、古代寺院跡とするとあまりにも規格性がないのである。

郡山五番遺跡

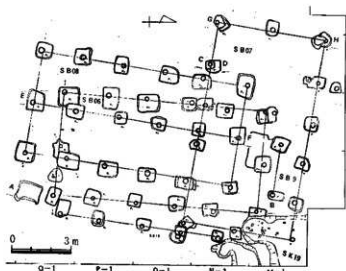
この点、郡山五番遺跡は双葉郡双葉町の郡山地区にあり、遺跡の面積も出土遺物の内容も官衙遺構としてふさわしく、標葉郡家跡として比定するのが一番妥当であると考えられる。郡山地区は北側に前田川の広い沖積低地を臨んだ台地上にあり、7世紀代の沼ノ沢古墳群や塚の腰古墳群が近くに分布している。

遺物や遺構が確認されているのは、字名の五番・堂の上地区内であるが、堂の上の東側の鹿島原にも広い平坦地があって建物が存在してもおかしくない所である。五番地内よりは、土師質瓦塔片、橋花状文の土師質凸印や、単弁八葉蓮華文軒丸瓦・単弁十・葉蓮華文軒丸瓦・細介十三葉蓮華文軒丸瓦・ヘラ描き重弧文・変形偏行唐華文軒平瓦・波状文軒平瓦・木葉文軒平瓦・平瓦などが出土している。堂の上地区内では、今の所ただ一片だけであるがロクロ挽き重弧文が採集されており、堂の上地区に一番古い建物が存在する可能性が強い。

堂の上地区の遺構としては、一辺9.5mの正方形に近いプランを有する掘り込み地盤があ

る。上面はかなり削平されているようで、礎石等はみられない。しかし、かつてここにも礎石があったことは、原位置から運ばれて農道上に洞を掘って埋めたという礎石が現存しており、根固め石と思われる河原石を一個所に多数集めた形で検出されているので、間違いはない。

五番地内からは5間×2間の3回切り合いのある掘立柱建物群を中心として、種々の建物群がある。SB05とSB08建物は、建物間が20m離れているが、5間×2間のは同じ大きさである。両建物は方位も同じであって、同時期に使用されたと考えられる。そしてSB08建物は切り合いの中では最後の建物であるから、SB05建物も、SB06・SB07建物よりは新しいということになる。SB04も5間×2間の建物であり、いずれも官衙風の建物と考えられるものである。5間×2間の掘立柱建物群について多いのは、3間×2間の掘立柱建物群で3棟が確認されている。また、調査地内の数箇所に残存している礎石が、位置を断定できないが、礎石建物もあったのであろう。



第228図 郡山五番遺跡SB06・07・08・09・10掘立柱建物跡

ところで、五番地内と堂ノ上地内の性格はどうであろうか。今の所いづれかを郡家跡とし、いづれを郡寺跡とし得るのか、あるいはいずれも郡家跡の一角であるのかはにわかに断じがたい。ただ、ここが古代領葉郡の官衙遺跡であることは動かし得ない事実である。

行方郡家跡
横手廃寺跡
泉鹿寺跡

浜通り地方北部に位置する古代の行方郡が、政治的にも軍事的にも重要な郡であったことは、弘仁6年8月の太政官符では当時6軍団が陸奥国に置かれており、行方軍団もその一つであり、行方郡内に置かれていたことから確実であろう。また、『万葉集』巻三の伴家持の歌に、「陸奥の真野の草原遠けども面影に見ゆといふものを」がある。「真野の草原」は真野古墳群のある現在の鹿島町であり、当時は行方郡でもあった。この鹿島町にも横手廃寺跡をはじめ数ヶ所の瓦出土地があるが、性格についてはもう一つ明確でない。

その点、泉鹿寺跡の方が行方郡家の条件をよくそなえている。泉鹿寺跡は原町市泉地内にあって、「泉長者」伝説もあり、畑や水田から炭化米が採集される。竹島国基氏及び佐藤敏也氏が採集したこの炭化米についての佐藤氏の所見は次の通りであった。「焼けおくれ粒を含み、焼けて炭化しており、短粒小つぶの形態の粒を80%以上含み、少量の円粒と極少量の長粒を含んでいる。」「続日本紀」宝龜5年7月20日の記事「陸奥国行方郡家。焼穀額二万五千百餘斛。」との関連が問題になる所である。また、宅地・畑・水田の各所には、かつて多くの礎石が存在し各種の布目瓦もあったことがわかっている。現在でも水田の畦畔に数個礎石が露出している。昭和40年地元の県立原町高校生の調査によって、礎石及び根固め石（礎石は

失われている)存在を42箇所確認している。の中には3間×5間の総柱の礎石建物がある。ひろがりからみてもここに数多くの礎石建物のあったことがわかる。字名は寺家前で一部宮前も含んでいる。

地理的位置をみると、北側に低位丘陵が東西方向に延び東へ約1 kmほど太平洋岸に達し、南側には新田川の低平地が広がっている。泉庵寺跡は、この丘陵と低平地の間の微高地にある。小字名は大部所が「寺家前」で、一部「宮前」を含んでいる。

館前遺跡 ここから東へ約500mほど離れた字「館前」には「館前遺跡」があって、やはり布目瓦の出土することが知られている。字館前及び字惣ヶ沢・字町池あたりの範囲かと思われるが、実地調査が不十分で実体は今後の調査にまつしかない。

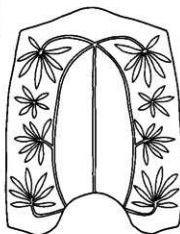
一つだけ指摘しておきたいのは、従来この両者は一所のものとして理解されている場合が多く、字寺家前地内と字館前地内が実際には約500mも離れているにもかかわらず分離して考えることは少なかったため、種々の混乱があった。『原町市史 通史編』では「この炭化米の出土する寺家前から惣ヶ沢、町池一帯にかけて寺院跡・屋敷跡であることは、この地から出土する古瓦並びに残存する礎石などによって推定される。」と述べ、『相馬市史1, 通史編』の「相馬双葉地方古瓦出土地一覧表」では「29泉庵寺跡・鉾瓦・平瓦, 30館前遺跡(惣ヶ沢)を含む、鉾瓦・平瓦・埴」となっている。埴は実見していないのでにわかに信じがたい。昭和40年県立原町高校刊行の『泉庵寺跡調査報告書』中には埴の説明はある。

要するに、今後は従来の出土遺物について一つ一つ洗い直して、字寺家前地内出土なのか字館前地内出土なのかを再検討の上分離する作業が必要である。軒丸瓦には、子葉の細い十三葉単弁蓮華文・三菱四葉蓮華文・植物文・パルメット系花文などをはじめとして地域性に富んでいるが、これらも出土地の確認作業が必要となる。

その上で、泉庵寺跡と館前遺跡の性格を決すべきである。今の所は、泉庵寺跡こそ行方郡家跡であり、館前遺跡は付属寺院ではないのかを示唆するにとどまる。

宇多郡家跡 福島県浜通りの最も北の郡は宇多郡である。相馬市内には宇多川が流れており、この近くに宇多郡家跡を求めることが妥当である。瓦が出土することから中野庵寺跡とかつて呼ばれていた。

黒木田遺跡 黒木田遺跡は、北に宇多川をひかえ、南はゆるやかな下りの緩斜面の広がる水田地帯を望む所に位置している。昭和51年に瓦の出土する一部分の発掘調査が行われ、瓦を中心に多量の遺物が出土した。ブルドーザーによって表土が1 m近くも削平された後なので、遺構はかなり荒れていたが、径1 m内外の掘り方と径2 mほどの浅く掘った土坑が数箇所検出された。柱穴であるその掘り方の一つは底面に木柱の一部が残存していたが腐食も進み当初の径を測るまでにはならない。掘立柱建物ではあるが、柱穴から規模を復元するまでにはいたらない。布目瓦は、13個あるいは17



第229図 館前遺跡出土
鬼瓦復原図

個の蓮子を持つ単弁八葉蓮華文軒丸瓦が一番多く他に数種の軒丸瓦がある。有頸の軒平瓦はロクロ挽き重弧文であり、瓦は8世紀の年代を与えることができる。他に鬼瓦片・鵝尾破片の出土もあった。

調査地点は字明神前211番地であるが、東南方向に隣接した206・207番地はまわりが水田の中であって畑地となっている所である。ここはボーリング棒で調べると、一定間隔で礎石と思われる大きな石が数個ある。瓦の分布する範囲はかなり広いようで数万㎡の広さも予想される。

ところで、黒木田遺跡はどういう性格の遺跡であるかははっきりしないが、いずれにせよ官衙的性格の強いものであろうし、総柱の礎石建物跡が推定される点を考えれば、宇多郡家跡の一つの候補地とはなり得るであろう。もちろん付属寺院については全く不明というほかはない。

(渡辺 一雄)

(参考文献)

- 山崎・渡辺他 『関所遺跡』 本宮町文化財調査報告書第5集 1982年 本宮町教育委員会
- 永山倉造 『上人壇鹿寺跡 一発掘調査概報一』 1981年 須賀川市教育委員会
- 永山・関 『米山寺跡 一史跡岩代米山寺経塚群発掘調査報告書一』 1982年 須賀川市教育委員会
- 小滝・藤崎他 『金屋・本宮・明石塚 一福島県河沼郡河東町郡山地区遺跡発掘調査報告一』 1977年
河東町教育委員会
- 小滝利意 『居合団地埋蔵文化財発掘調査報告書』 1971年 会津若松市教育委員会
- 田中・金崎・高松他 『清水台遺跡』 郡山市文化財調査報告書第21集 1979年 郡山市教育委員会
- 金崎・高松 『郡山市清水台遺跡資料集成』(Ⅰ～Ⅲ) 『福島考古』第17・18・19号, 1976・77・78年
福島県考古学会
- 鈴木・根本他 『郡山台』Ⅰ～Ⅶ 二本松市文化財調査報告書第3～9集, 1977～83年 二本松市教育
委員会
- 伊東・伊藤・内藤 『腰浜庵寺』 福島市文化財調査報告 1965年 福島市教育委員会
- 伊東・柴田他 『腰浜庵寺跡確認緊急調査報告書』 福島市文化財調査報告書第5集 1979年 福島市
教育委員会
- 渡辺・渡部・馬目他 『新産業都市指定地区遺跡発掘調査報告書』 1966・1969年 福島県教育委員会
- 大竹・渡辺他 『郡山五番遺跡』Ⅰ～Ⅲ 1978～1980年 双葉町教育委員会

第4節 白河郡家関和久遺跡と古社

1. はじめに

古社の初鎮の地が明らかな例はまことに少ない。なかには2社～数社が自社を式内社と名乗っている、所謂論社が多い。延喜式内社のみが古社と断ずることは危険である。なぜなら位階をうけた官社でも式内社に編入されないものがあるからである。白河郡は陸奥国最南端であり、最も早く開発され、その上白河刻という古関があり、蝦夷地開発の先馳とし、当郡の古社は最も古くから大和朝廷によって崇敬奉幣されていた。その証として、延喜式神名帳には名神大社1、同小社6、これに準ずる古社数社が所在する。

本編はこれら7社の紹介ではなく、白河郡衙「関和久遺跡」及び白河軍団等、蝦地鎮圧に活動した白河神社、伊波止和気神社、および名神大社都々古和気神社と八溝黄金神社、古関刻の関ノ明神にしばって考察することとする。

2. 白河郡延喜式所載社

白河郡は、駅家郷をふくめると17郷から成る大都であり、従って延喜式内社も7社存在する。それは下記のとおりである。

〔白河郡延喜式所載神社一覧表〕

社名	社格	初鎮伝承地	現在地	論社	備考
都々古和気神社	名神大社	建幹山 三森遺跡	東白川郡榎倉町馬場		旧国幣中社
都々古和気神社	名神大社	同上	東白川郡榎倉町近津		旧国幣中社
伊和止和気神社	小社	関山か	白河市関辺東関山	白河市白坂・古殿町田口	
白河神社	同	不明	白河市旗宿関ノ森	白河市鹿島（鹿島神社）	
八溝嶺神社	同	八溝山	八溝山頂		八溝黄金神社
飯豊比売神社	同	不明	西白河郡大信村豊地（鹿島）	東白川郡古殿町仙石	
永倉神社	同	不明	西白河郡西郷村字長倉（神明）	東白川郡古殿町南市場	
石都々古別神社	同	不明	石川郡石川町下泉（石川八幡社）	石川郡玉川村南須釜 茨城県依上石門和気神社	

以上のうち、初鎮の地が明らかなものは承和3年（836）正月25日『統日本後紀』に「陸奥国白河郡從五位下敷十等八溝黄金神社に封戸二畑を国司の新墾により砂金が常の數倍産出し、遣唐使の資金にした故による」という記事がある社のみで、他はすべて不明か論社であり、うち飯豊比売・永倉神社の論社の如きは明治初年宮司の創案になるものである。

3. 陸奥開発・蝦夷における白河の古社

白河郡の神社が歴史に登場するのは宝龜4年(773)で、伊波刀和氣社二戸(同国宝龜4年9月符)白河神二戸(同国同年10月20日符)」とあるのが初見である。これは大同元年(806)坂上田村麻呂征夷鎮定に際し封戸を給した記録にある。次は宝龜11年(780)伊治公皆麻呂の反乱に際し、鎮守副將軍百濟王俊哲が賊の包圍をうけ桃生・白河等郡神一十一社に祈禱し神助により奇しくも脱出できた事に対して奉幣した記載である。

延喜式によれば、桃生郡の官社は式内社6社、白河郡は7社の計13社であり、この記録からすると、うち2社は宝龜後の官社とみられる。

以上によって白河郡のうち特に白河神社と伊波刀和氣(伊波止和氣)の二社は、征夷軍の守護神として神威を発揮している。多賀城出土の白河火長に関する木簡の如く、古くから征夷軍中に白河軍団も参加し主力を占めていたものと考えられる。ではこの白河神社、伊波止和氣神社とは何であろうか。

白河神社

『白川古事考』は「今白川城東鹿島と云ふ。吉田家にては根田村鳥子明神を白河神社に定め置るとなん、何の証有事に不祥」とあり、吉田東伍の『地名辞書』もこれをうけて鹿島としている。「古事考」は貞觀8年(866)の鹿島の苗裔神38社に白河鹿島がなく、又式内社岩瀬鉾衝神社が鹿島と称していること等から、後世の改称と考証している。しかも地名辞書は白川郷も今の白河市を中心とする白坂、西郷とするが、郡名と同じ郷名は、白河郡の本郷の意と解されるので、白河郡家に近く、生産性の高い集落の多い阿武隈川中流の沖積平野がある船田・田島・借宿・蕨内附近——つまり関和久遺跡の南西部に求めるべきが順当とみられ、この附近は前方後円墳をふくむ古墳地帯である。白川郡の總社である白川神社もこの附近に求めるべきでないかと思ふ。

論社である白河関跡たる関ノ森にある白河神社は後世の擬定であるから、当然除外すべきである。根田の鶏子権現(鳥子明神)も問題でない。鹿島神社は阿武隈上流に近い河岸にある独立の円錐形の神体山であるから、古代の祭社遺跡が確認されれば、本郷より若干外れていても捨てがたい。他に求めるとすれば、関和久遺跡の南にそびえる観知山か、関和久の西北にある木ノ内山や鳥峠附近を精査によって再検討を要する。観知山は中世の山城として手が加えられてしまっており難しい面もある。

4. 伊波止知和氣神社と白河の関明神

伊波止別神

『白河古事考』は「今所在を知らず、白河にて何やらん故有て祭るか計り難し」とある。『地名辞書』は古人が関門の固きを、岩石に比ゆせる者か、神代巻に「天岩戸別神」此神は御門の神なりとあるのを引用して、今の関山二所明神是なりとあって東関山とする。『特選神名牒』には福島県の注進として、二枚橋村磐戸嶽に伊波止和氣神社ありと、又関山観音堂の辰巳の方(東南方)十町に音嶽大権現あり、音嶽はイワトケの転訛であるとして、やはり東関山を指す。そうすると伊波止和氣社の候補は二枚橋の磐戸嶽と、東関山があげられ、栗田寛は東関山の伊波止別社は白坂に遷すこれ関山明神とする(神祇志料)。別説に関山の西峯

続きの岩山にあると唱えるものもある(藤田定市説)。諸説があり、関山または関山に登る二枚橋とすると、伊波止和氣神社は関山に係る神社で関東境から関ノ森～関山という広い範囲が古代の白河の関で、その関門を守護する神として古代東北開発守護の神として崇敬されたのであろう。承和10年(843)9月勲九等石波止和氣天神、奉授從五位下(続後記)がある。

白河関明神 白河ノ関跡は、松平定信の儒臣八瀬典の調査により寛政12年「古関蹟」の碑が建立されている。関ノ森遺跡については、筆者らが昭和34年から5年間発掘調査を行い、空溝と土塁に囲まれた地区の東北隅に間取は確認されないが隅柱の掘り方が斜にある方形の掘立柱遺構をはじめ丸柱6列を検出した。長方形の掘形で隅柱が斜に配する建物遺跡は、官衙風で、関刻の重要な建物である。伝白河神社裏(東方)は、堅穴住居群で鍛冶工房跡、用途不明の異常に深く、煙道が北壁に直立する堅穴、墨書銘土器、鉄製紡錘車、鉄鏃、刀子片、磁石等多くの出土品がある。東側の頂上歩び北から西の斜面に二列の柱穴列があり柵列とみられ、北門と西門を検出したが、出土品は8世紀以前の遺物は出土してない。恐らく関の森は9～10世紀頃新たに修築された関刻で、「旧記を検するに置刻以来四百余歳」とある承和2年12月の太政官符に見える初期の関跡は、「東関山附近にまで伸びていた広範囲と推定される。伊波止和氣神社の所在がこれを決定する鍵であらう。

さて、関ノ明神は、白河関跡〔上ノ関、下ノ関〕の称があり、住吉・玉津島神社、二所明神、境の明神等の名でよばれている。奥・野の国界、白河市白坂の「是ヨリ北白川領」の石標の向いの山手に迫分の関の明神玉津島神社があり、関東明神という。『白河風土記』には現在関ノ森石階段の上にある白河神社は記載がなく白坂の境の明神を住吉神社と明記し、玉津島神社は「住吉ノ社ヨリ白川ノ流レヲ隔テ、二丁程南ノ方に在リ社ハ街道ヨリ廿間計東ナリ」とある。これらの関の明神については室町末期から江戸時代にかけての紀行文によると記述まちまちで、『曾良日記』には芭蕉がきた時は、住吉・玉津島を一所に祝奉る宮有とある。

一遍上人が弘安3年白河の関を越えた時は『一遍聖絵』に図示されている。絵による関ノ明神は両所隔っており一所ではない。一遍が「行く人をみだのちがひに……」の一首を宮柱に書き付けている方は妻入の一間の社、画面上関屋の違にあるのは平入一間社松皮葺のようで、柱は朱、壁(板壁か)は白塗で、この方は関屋から余り離れていない。リアルに書いてあるといってもデフォルムがあり、実写でないから絵空事もあろうか。この頃の古い(鎌倉)関明神は2社があつて一所ではない。従つて現在関ノ森の白河神社は近世～明治初年の称とみられ、前述のとおり、白河神社ではないと断じたい。

この東山道から陸奥に入る路線は、白河の関を越し(現関ノ森)関山の東(東関山)の伊波止和氣神社の関の門神(やはり関明神である)を通り、大岡遺跡あたりの低い連山の山道を通り借宿附近に出て、関和久の白河郡衙に到達した。この附近が白河郡の本郷とすると、白河の総社白河神社が附近にあるとみたい。

5. 常陸道大^{おおぬかり}岡と都々古和氣神社

常陸道
大岡

白河関を越す東山道（山道）に対して、常陸国府から斜北東に伸び、八溝山塊の東を北上し、関和久の郡家に到る、古代路線があって東西呼応して存する。延暦24年（805）10月13日の海道諸郡の伝馬停止（後紀）続いて弘仁2年（811）4月22日の陸奥国海道十駅の廃止と、常陸道に長有、高野二駅の新設（後紀）がなされた。しかし汎久慈川流域による常陸と陸奥国との交流は、それ以前遙か原始時代に萌芽がある。

一例を示すと原始稲作に伴う弥生文化は、棚倉、石川地方で最古に属する弥生遺跡が多く分布する。特筆すべきは石川町という島内遺跡より東海地方の水神平式土器そのものが、移入されている事実がある。形式としての写しが移入される例は少なくないが、彼地で焼いた現物が3個も移入したのは、海路常陸に上陸し、久慈川を溯上してもたらされたのであろう。

律令制が施行され、陸奥の開発（蝦夷鎮圧）が本格化し、正規の文献にもれてはいるが関割があった。当然関所の所管性格は時代によって代っても、常陸道に関の所在はあり得ることと、名称は俗称の大岡（おおぬかり）として取上げることとする。

『今昔物語』に近衛舍人が相摸使として下り常陸の山中を通り陸奥国より常陸へ越えるとき焼山関という山中の道を通ったとある。又『松屋筆記』には大岡の関跡の左右の山に住吉・玉津島の二神があるとしている。この地は常陸の太田市から茨城街道（常陸道）を北進し黒川の谷合から小田川の谷に移る峠に境の明神がある。峠の名も明神坂という。境明神2社あるというが、一社のみあり、常陸側の参道には杉並木がある。大岡と東館の間には、関河内・上関河内・下関河内の地名を残す。続いて高野（こうや）の地名がある。高野郷であろう。

棚倉寄りに流（ながれ）という集落があつて東の丘麓上に流庵寺があり9～10世紀の古瓦を出土する。吉田地名辞書は長有を依上とし、高野を『和名抄』の「国を分けて高野郡となす」の表現によって高野郡（高野郷）と南北2郷に分けて常陸——長有——高野——入野と順するというのが長有は「流」の転訛とするのが素直な解釈であろう。

都々古和氣
神社

都々古別神社は、ある時期に陸奥一の宮と称されたことがある古社で、延喜式名神大社、棚倉の馬場と八槻の両所に鎮座し、共に旧国幣中社である。溯ぼって古く承和8年（841）に従五位下に昇叙、その以前既に勲十等を授けられていたことは、位勲の性格からみて、恐らく蝦夷鎮定に対する神験著しいものがあつたと推察される。社歴については『陸奥国風土記逸文』があり、この地に8の土蜘蛛があり、国造磐城彦を攻め敗走せしめたという。この国造磐城彦は『国造本記』の記述とどう関連するか問題があるが、この攻防に当っては岩石で構築した。刻柵により猪鹿弓・猪鹿矢をもって抵抗し、時には津軽の蝦夷の救援を求めた等の記事は『常陸風土記』の国巢との攻防に共通し、蝦夷の南下を防ぐ関割の性格を思わしめる。

都々古和氣社について問題があるのは、名神大社の本社をふくめて一社一座であることは、前述のとおり他の諸国の古社と異なる。馬場と近津は古くからの論社であるが、これについては、相当古くから二社別立であったのではないかという問題がある。さらに一步進めて発生初頭から二社立に構えられていたのではないか。それは関明神のあり方、風土記逸文に見

えることと関連して、当社も上関、下関といった配置であったのではないかと、近藤喜博氏は前出の『神道宗教84・85』に論述している。即ち、都々古別神社が二社であることについて『特選神名牒』同社案に、明治6年3月伊野上村（馬場）が国幣中社に列した時、八槻村民は県に注進して、伊野上村・八槻何れも同号同神、いつの頃から分祀せしか詳ならずと訴えている。本社、分祀の別ではなく、社歴の風土記逸文の記述を防塞の地区として考えると、両社を上関、下関といった形が想定され、上下という1つの組織に成立したものと解し、対立（論社）や分祀ではなく、本来から一組織として解すれば祭神の同社というのはさして可笑しくはない。適当な例でないが、伊勢の内宮外宮、上賀茂・下賀茂の如く、内外、上下の祭神を異にするものを参考とすべきであると論じている。祭神については、馬場の方が都々古別神、八槻の方が味相高根命とみるのが古意とする。

石都々古和 氣 神

都々古別神社の名称ツツコワケについては、簡魂子、簡児等諸説があるが、八槻の社伝にいう苞子（ツツコ）による霜月祭の新穀種粒の交換から生じたともいう。このような古い農耕神の性格のものは、南は依上郷太子町に、北は安積郡に及ぶ広範囲な広がりを見せる。その中で式内社に石都々古和氣神社がある。これも論社であるが、石川町下泉の泉八幡宮の磐座を思わせる巨石が山頂に多い点が、強く印象にのこる。『白河古事考』は石川郡玉川町の須釜八幡と擬定する。長文の社歴によるもので、「草中に一つの筒あり、中に魂子あり」と簡魂子説をとっている。

建鉾山祭祀 遺 跡

都々古和氣神社と、白河郡家の関連を見る上で見落せないのは、建鉾山祭祀遺跡である。西白河郡表郷村の三森地域から高木地区にかけて古代の祭祀遺跡があり、建鉾山の山頂には高さ1.4mの建鉾石という巨岩があり、社川沖積部からみると三角錐状の小山で、いわゆる三輪山式の神奈備、神体山である。この建鉾山の中腹に都々古和氣神社の奥宮があり、この地が同社の初鎮の地とされる。この附近は『和名抄』の屋代郷に当る。

高木、三森両遺跡からの出土品は滑石製の石製模造品が多く、他に青銅鏡、鉄鉾、鉄剣、鉄刀、ガラス玉、土師器等数多く、両地区の出土品は若干時代差がある。三森地区は5世紀の後半代、高木地区は少し代が上り5世紀中葉とされる（亀井正道「建鉾山」）。この所見は交通路線を異にするが、白河・菊多両刻の設置を示す承和2年12月の太政官符の置刻以来四百余歳と奇しくも一致する。

6. むすび

大垣の古関、八槻棚倉地区の二社からなる関明神の要素は、承和2年の太政官符その他には出てこないのは、この時点以前に既に白河軍団が設置され、鎮守府は強固に整備され、一方弘仁6年（815）6月には白河軍団の兵員が増加されており、恐らくこのような状況下、大垣関は城塞の性格が改変され、防備線の重要な要因が薄らいでいたものと考えられる。白河関路線のみ、唯一の防塞線として残るが、三刻が設置された時代とは異なり、官社も征夷の戦線が北方に伸びるに従って、外敵調伏の祈禱奉幣が遠い南には及ばなくなって来た過渡的な時代とみられる。

八溝黄金神社と白河郡家

本稿は若干より道したが、東山道路線の白河関、常陸道の延長上にある大槻関との接点が白河郡家の地に於て合流する所から、征夷、東北開発の古期に視点をおいて、神社信仰・関明神の性格にしぼってみたつもりであるが、意あまりあって冗漫になったことを恥ずるのみである。

最後に1～2例追加したいのは、名神大社・都々古別江初鎮の地とされる建鋒山は関和久遺跡の真南に当り、さらに南に延長した八溝山黄金神社も線上に何らかの関連が考えられる。また承和三年正月の八溝黄金神社の産金が常の数倍に達したのは、国司の禱によるものではなく、この山を管する白河郡司以下、郡内庶民の絶大な犠牲の上に成就したことと、理解されれば本稿のねらいは半ば達せられたものとも考えられる。

〈注〉本稿を草するに当り近藤喜博先生の研究に負う所が多い。余白をかりて深謝したい。

(梅宮 茂)

第5節 古代の白河郡

1. はじめに

白河郡は陸奥国の1郡で、郷数(17郷)からいって最大の郡である。白河の地は陸奥国いや陸奥・出羽両国への玄関口であるといえる。いいかえるならば、坂東諸国と東北地方との接点に位置していることが陸奥国の他の郡に比して、より複雑な要素を内包することとなったのであろう。また、陸奥国といっても、短期間ではあるが、養老2年(718)には、白河をはじめ、石背・会津・安積・信夫の5郡からなる石背国が設置されている。この石背および同時に建置された石城両国は、古代の白河郡を知る上において、十分に検討しなければならない問題である。さらに、これらに加えて、近年の多賀城跡をはじめとする発掘調査において、白河郡関係の資料が発見されておるので、併せて取り上げなければならない。本稿では、このように特殊な条件下におかれていたと思われる古代の白河郡について、その特質を明らかにしてみたい。

2. 白河郡と「石背国」

国造本紀・ 白河国造

『先代旧事本紀』の国造本紀によれば、東北地方の国造の名は、次のとおりである。(道奥菊多国造・道口岐閉国造)・阿尺国造・思国造・伊久国造・染羽国造・浮田国造・信夫国造・白河国造・石背国造・石城国造・(出羽国司)

10世紀はじめごろ成立の『先代旧事本紀』の国造本紀については、国造家の血統など、ただちに信じがたいが、国造の名称などは何らかの古い史料をもとに編纂されたと考えられるだけに、一応、陸奥国成立当初の中心的な基盤を南は白河から、北は阿武隈川の下流地方にいたるまでのこうした領域に求めることは許されるであろう。近年の発掘調査において、阿武隈川以北においても、現在の宮城県北部にいたるまでの地域が律令体制下におかれるのは予想以上に早く、陸奥国成立とそれほど違わない時期の可能性が生じてきている。しかし、いずれにしても、石背・石城両地方は比較的早く、大和朝廷と関係をもちえた地域ということは間違いないであろう。このうち、石城郡の地は、『常陸国風土記』によれば、もとは常陸国に属していたという。常陸の多珂国造のクニは、南は助川から、北は苦麻村まで延びていて、広すぎて不便であるために、北半分を削いて石城郡としたとある。しかし、石城郡がいつ陸奥国に編入されたかは明らかでない。

石城・石背 両国の成立

さて、石城・石背両国の成立は養老2(718)年である。

割=陸奥国石城。標葉。行方。字太。曰理。常陸国ノ菊多六郡。置=石城国。割=白河。石背。会津。安積。信夫五郡。置=石背国。割=常陸国多珂郡之郷二百一十烟。名曰=菊多郡。属=石城国。焉。』(『統紀』養老2年5月乙未条)

両国の存在 を示す史料

このほか、石城・石背両国の存在を示す史料には、

○『統紀』養老3(719)年間7月丁丑条

石城国始置_一駅家_一一十_一処_一。

○『類史』養老4(720)年11月甲戌条

勅。陸奥。石背。石城三国調庸并租。⁽⁹⁾減_一口_一之。唯遠江。常陸。美濃。武蔵。越前。出羽六国者。免_一征卒及廩馬從等調庸并房戸租_一。

があり、また、養老令の条文にもその例を見い出すことができる。

○戸令新付条

凡新附_一戸_一。皆取_一保証_一。本_一問元由_一。知_一非_一逃亡詐冒_一。然後聽_一之。其先有_一兩貫_一者。從_一本國_一為_一定_一。唯大宰部内。及三越。陸奥。石城。石背等国者。(下略)

○軍防令帳内条

凡帳内。取_一六位以下子及庶人_一為_一之。其資人不_一得_一取_一内八位以上子_一。唯宛_一職分_一者聽。並不_一得_一取_一三閔及大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後國人_一。

さらに、戸令新付条の頭注には、紅葉山文庫本の紙背にある註記を載せている(『新訂国史大系22 令義解』⁽²⁾)。

問石城石背国在何処答古格云養老二年分陸奥国為三国云々者但未知復旧之格

これらから、『統紀』養老2年の石城・石背両国の成立は問題ないことになる。したがって『扶桑略記』養老2年5月2日条の

停_一石背磐城等国_一安_一陸奥国_一。

という矛盾した記事は間違いと判断できる。

両国の停廃 時期の検討

ところで、この石城・石背両国の停廃記事はないが、両国の停廃の下限はいつであろうか。

養老3年、全国的に設置された按察使(陸奥国は見えない)は、養老5(721)年に至り、編成がえが行われ、出羽国は陸奥按察使に管せられるとしている(『統紀』養老5年8月癸巳条)。この時には、石城・石背両国の記載はない。また、くだって、『統紀』神亀5(728)年3月甲子条の資人の補充に際しても、「其三閔。筑紫。飛騨。陸奥。出羽国人。不_一得_一補充_一。余依_一令_一」とあって、石城・石背両国の名が見えない。また、『統紀』神亀5年4月丁丑条によれば、「陸奥国請_一新置_一白河軍団_一。又改_一丹取軍団_一為_一玉作軍団_一。並許_一之_一」とあり、白河郡に置かれたと考えられる白河軍団が石背国ではなく、明らかに陸奥国に属している。以上から、その確実な下限は神亀5(728)年4月で、石城・石背両国の在統は10年に満たないきわめて短期間であったと思われる。参考までに、石背・石城については、『統紀』天平神護2(766)年11月己未条に「陸奥国磐城。宮城二郡」および、同神護景雲3(769)年3月辛巳条に「磐瀬郡」と、それぞれ、陸奥国の一郡として史料に見える。

停廃後の両 国の位置づ け

ところで、10年満たずに廃された石背・石城両国について、その後の陸奥国内での位置づけが問題となるであろう。

『延喜民部 式』

そこで、まず試みに、『延喜民部式』の陸奥国の郡名を次に列記してみることにする。

白河・磐瀬・会津・耶麻・安積・安達・信夫・刈田・柴田・名取・菊多・磐城・標葉・行方・宇多・伊具・臼理・宮城・黒川・賀美・色麻・玉造・志太・栗原・磐井・江刺・胆沢・長岡・新田・小田・遠田・登米・桃生・気仙・牡鹿

この列記のしかたは、『和名類聚抄』国郡部でも、長岡郡を栗原郡の前にもってきている以

外は、全く同じである。『延喜式』の国郡一覧表は、一般的には道に沿って、一定の順序を追って記載されているといわれている。この陸奥国の場合も、同様に考えられる。すなわち、白河から名取郡までは「山道」、菊多から日理郡までは「海道」にそって、郡名を列記している。そして、国府所在の宮城郡以北は再び、「山道」の黒川から鎮守府所在の胆沢郡までと、長岡から牡鹿郡までは「海道」に沿う郡名であるといえる。

仮説一地域 ブロックの 設 定

ここで、以下、1つの仮説を立てて、若干の考察を試みることにする。すなわち、記載順に沿いながら、かりに、ブロックに分けてみると、次のような区分が可能である。

- (a)白河 磐瀬 会津 耶麻 安積 安達 信夫
- (b)刈田 柴田 名取
- (c)菊多 磐城 標葉 行方 宇多 伊具 日理
- (d)宮城
- (e)黒川 賀美 色麻 玉造 志太 栗原
- (f)磐井 江刺 胆沢
- (g)長岡 新田 小田 遠田 登米 桃生 気仙 牡鹿

国府所在の宮城郡を中心に大きく、南北に分けられる。このことは、すでに高橋富雄氏が史料に「黒川郡以北十一郡」などとあらわれることから、そこに地理的・政治的・経済的に一つのおのずからなるまとまりをなしていたと指摘している⁽³⁾。

しかし、上記のように、さらに詳細なブロックに分けることができるのである。南北に大別した区分けがさらに3つずつのブロックを形成することになる。以下、その理由を説明してみたい。

(a)ブロック 一旧石背国

まず、(a)ブロックは養老2年建置の石背国に属した郡である。このうち、耶麻郡の初見は『続後紀』承和7(840)年3月庚寅条であり、安達郡は『延喜民部式』の頭注によれば、「延喜六年正月廿日 分⁽⁹⁰⁶⁾安積郡置安達郡」とあり、養老2年段階では、両郡ともまだ成立をみない郡である。つぎに、(c)ブロックはやはり養老2年建置の石城国に属していた郡(伊具郡を除く)である。(a)と(c)ブロックの郷数は仮に8世紀段階を想定すると、(a)ブロックは耶

(c)ブロック 一旧石城国

麻・安達の2郡を除くと郡数では(a)ブロックは5郡、(c)ブロックは7郡と差が生ずるが、郷数を比較すると(a)ブロックは駅家3郷を含めて48郷、(c)ブロックは海道の駅が弘仁2(811)年に廃されている(『後紀』弘仁2年4月乙酉条)ので、駅家郷は除かれて41郷である。したがって、多少の異動を考慮しても、(a)(c)ブロックはほぼ拮抗した規模であるといえる。

(b)ブロック (e)～(g)ブ ロ ッ ク

(b)ブロック。3郡は現在の宮城県南部の一かたまりの郡である。つぎに、北部は黒川以北として一括して扱われる場合もあるが、もう一つ細分した取り扱いも可能である。(e)ブロックは山道、(g)ブロックは海道とすることができる。(f)ブロックの磐井・江刺・胆沢は現在の岩手県南部にあり、律令体制の版図にくみこまれたのは一段階、遅れていることが明らかである。

海道と山道

ここで、海道、山道について若干検討しておきたい。

例1 陸奥国言。海道蝦夷反。殺大掾從六位上佐伯宿禰兒屋麻呂。(『統紀』神龜元年3

月甲申条)

例2 且追_レ常陸。上綏。下綏。武蔵。上野。下野等六國騎兵惣一千人。開_二山海兩道_一。夷狄等咸懷_レ疑懼_一。仍差_二田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人_一。遣_二海道_一。差_二湯服狄和我君計安皇_一。遣_二山道_一。並以_二使旨_一慰喻鎮撫之。(『統紀』天平9年4月戊午条)

例3 停_二陸奥國部内海道諸郡伝馬_一。以_レ不_レ要也。(『後紀』延暦24年11月戊寅条)

例3は『後紀』弘仁2年条の「陸奥國海道十駅」の停廃記事同様、駅制にかかわる内容で海道が文字どおりの交通路をあらわしていることは明らかである。交通路からいえば、(a)～(b)山道、(c)海道、(e)山道、(海道というように、陸奥では山海両道は宮城郡を中心に南北両地域に所在していることになる。ところが、例1、例2の「海道」「山海両道」は単なる交通路だけでなく、地域をも示していることが注目される。従来、山海両道はその記事のほとんどが蝦夷に関係することから、限定した表現と解されがちであった。しかし、この蝦夷関係の記事でも、内容的には、山道なり海道地域におとところの蝦夷という意味で、一定の地域としてのとらえ方が行われている。天平9年条の場合、遠田郡領が海道に遣わされ、和我君計安皇はのちの和我郡(弘仁2年建郡)地方との関連で考えれば、山道に遣わされたと理解出来、ともに先のブロックと一致することとなるのである。

ブロック機能の実例

ところで、以上のようなブロックは道を含めて、地形的まとまりとして当然といえば当然といえなくない。だから、問題はこのブロックが実際上の支配体系の中に生かされて、十分に機能していたかどうかであろう。

「多賀以北諸郡」「以南諸郡」

まず、天平勝宝4(752)年の陸奥国の調庸制改変の際の「多賀以北諸郡」「以南諸郡」という陸奥国を2分するような分け方がある(『統紀』天平勝宝4年2月丙寅条)。これは「黒川以北十一郡」の一つ小田郡からの資金を契機とする措置に基づくものである。つぎには、田租の復年において、「与_二賊接_一居」という理由から「杜鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡」は復年を特に延ばされている(『統紀』延暦8(789)年8月己亥条)。これは黒川以北をほぼ網羅し、記載順は『延喜民部式』の記載を後から順を追ってあげていることが明らかである。

「名取以南十四郡」

また、陸奥按察使大伴宿禰家持の陸奥國府防禦に関する奏言中に「名取以南十四郡。僻在_二山海_一。去_二塞懸遠_一。風_レ有_二徴発_一。不_レ会_二機急_一」(『統紀』延暦4年4月辛未条)という記載がある。「名取以南十四郡」とは柴田・刈田・日理・伊具・字多・行方・標葉・磐城・菊多・信夫・安積・会津・磐瀬・白河である。(b)ブロックの名取を起点にして南の地域(a・cブロック)である。さらに、つぎの史料も、ブロックの存在を証するものとして注目したい。

「刈田以北近郡」「信夫以南遠郡」

『類聚三代格』大同5(810)年5月11日官符

一、応_二春_一運按察使并國司鎮官年根事

右得_二東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣解_一。偶。元來國司鎮官等各以_二公廩_一作_二差_一。令_二春_一米四千餘斛_一雇_二人運送_一。以_二宛_一年根_一。雖_二囚循年久_一。於_二法無_一。掘。然辺

要之事頗異。中国。何者。刈田以北近郡稻支軍糧。信夫以南遠郡稻給公廩。計其行程。於國府二三百里。於城柵七八百里。事力之力不可春運。若勘當停止。必致飢餓。請給春運功。為例行之者。依請。

(b)ブロックの刈田以北の近郡と、(a)ブロックの信夫以南遠郡という表現である。このことは、刈田と信夫を異なるブロックとした先の識別の適確であることを示している。つまり、陸奥国南部を道だけで、白河から名取までの山道と磐城から日理までの海道という区分だけでは不十分なのである。

“広域的行政区画”

以上あげたすべての地域区分の実例は、先の各ブロックの最初なり、最後の郡を起点としていることに気付くであろう。また、以上の例はことごとく、律令制の収取体系に関する規定であることから考えても先のブロックわけが行政上、十分に活用されたものであるとみなしてよいであろう。いいかえるならばこのブロックわけは陸奥国内における一種の広域的行政区画としての意義を有していたという可能性を指摘できるのではないだろうか。⁽⁷⁾

「奥六郡」

こうした一種の広域的行政区画に相当するような類似的例を次に参考としてあげておきたい。まず、11世紀以降の史料として、たびたび引用される「奥六郡」である。それは胆沢・江刺・和賀・種實・斯波・岩手の6郡のことである。この「奥六郡」は9世紀段階では、(f)ブロックの磐井・江刺・胆沢の3郡に相当し、鎮守府胆沢城の行政下におかれた地域であろう。一方、出羽国の例としては、「山北」というブロックが存在する。「山北」とは出羽国の北東部、雄勝・平鹿・山本3郡を総称したものである。この「奥六郡」と「山北」については、高橋富雄氏の研究があるが、それは俘囚国家構造を究明する上において、両地域とも、俘囚の主要定住地帯として重視している。「山北」の例は『三実』元慶4(880)年2月25日条に「先是出羽國言。管諸郡中山北雄勝平鹿山本三郡。遠去國府。近接賊地」という事由から、調庸の復年と不動穀の開用を求めている。このことは、先にあげた陸奥国の黒川以北の諸郡が「与賊接居」という理由から、特に復年の延長を認められたことと同様である。この3郡(山本郡の建郡は少しおくれるようである)は、このほか、天平宝字3年の雄勝・平鹿2郡の建置以来、2郡または3郡の百姓の復年(『統紀』延暦2年6月朔日条、『三実』元慶5年2月26日条)、3郡の不動穀を俘囚に給する(『三実』元慶2年7月10日条)など、一括して取扱われている。これらの史料からは、俘囚国家云々の問題はともかく、律令制支配において、きわめて、実際に「山北」を一地域として把握し、活用しているといえる。⁽⁹⁾

軍団設置とブロックとの関連

もう一つ、この行政区画が十分に機能したことを予測させる実例がある。周知のとおり、陸奥国には律令制の軍団が6ないし7団存在したことがわかっている。すなわち、7団の存在は『三代格』元慶某年の太政官符に「応給七団軍穀主帳州五人糶米事」とあることによるし、その軍団名は『三代格』弘仁6(815)年8月23日官符により、名取団・玉造団・白河団・安積団・行方団・小田団の6団が知られる。もう一団は『続後紀』承和15(848)年5月辛未条に見える「磐城団」であろう。⁽¹⁰⁾ 軍団は全国的に大体20郷に1つ置かれたであろうとされているが、どのような基準で設置されたかは明らかにされていない。⁽¹¹⁾ 陸奥国の軍団についても、これまで、7団がどのような基準で設置されたかは明らかにされていない。この

7団を先のブロックごとにみてゆくと、(a)ブロックに白河・安積の2団、(b)ブロックに名取団、(c)ブロックに磐城・行方団の2団、(e)ブロックに玉造団、(g)ブロックに小田団である。(a)=旧石背国と(c)=旧石城国にそれぞれ2団ずつ、(e)=山道と(g)=海道にそれぞれ1団ずつが設置されていたのである。こうして軍団設置にも、ブロックが十分に意識されていることが指摘できる。

傍証
胆沢城漆紙
文書

なお、この軍団に関する⁽¹²⁾ブロックの問題を裏付け、また、このブロックを適用してはじめて理解可能となるような史料が最近発見された胆沢城漆紙文書に見られる。

○第2号漆紙文書⁽¹³⁾

□員□□□□如件以解

延暦廿一年六月廿九日書生宗□

玉造團擬大毅志太□

○第18号漆紙文書⁽¹⁴⁾

□申依病不堪成所射手等事

□貳人

番上

伴部廣根^{健士}

右人自今月廿五日沈臥疫病也

宗何部刀良廣^{健士}

右人自今月廿六日沈臥疫病也

□射手等沈臥疫病不堪為^戊□

□^(主名)帳^(連名)杜鹿^(連名)□氏繩使申上以解

承和十年二月廿六日□

×□×

玉造団と小
田団

先に指摘したように、玉造団には“山道”地方の黒川・賀美・色麻・富田・玉造・志太郎が属し、小田団には“海道”地方の長岡・新田・小田・杜鹿郡が属と考えられる。第2号文書によれば、玉造団の擬大毅として志太郎の家族と思われる「志太□」が加わっている事実から、玉造団に属する郡の配分の妥当性が承認されよう。一方、第18号文書は明らかに軍団から胆沢城に宛てたと思われる番上健士の欠勤届ともいえるべきもので、軍団名こそ欠くが、使者となった軍団の主帳が杜鹿^(連名)□であることに着目したい。この杜鹿連は天平宝字8(764)年の藤原仲麻呂の乱の際、活躍した杜鹿連嶋足の一族と考えられ、杜鹿郡の有力家族であることは間違いないであろう。したがって、第2号文書の「玉造団擬大毅志太□」の例に照らしても、軍団の主帳に「杜鹿^(連名)□」と見えることから、その所属する軍団は小田団であろうという推測が成立つと考えられる。

また、胆沢鎮守府成立後の陸奥国内の軍団の兵士の動員方法においても、(a)ブロック、(c)ブロックの旧石背・石城両国に置かれた軍団の兵士は多賀城に、(b)ブロックと(e)・(g)ブロックの軍団の兵士は胆沢城へ、それぞれ派遣された可能性がある。これは最近相ついで発見さ

れているさきの白河団、玉造団以外にも多賀城および胆沢城両遺跡の木簡や漆紙文書に明瞭にその傾向を見ることができる。⁽¹⁵⁾ここでも、先のブロックの有効性が証明されそうである。⁽¹⁶⁾

以上は、あくまでも、1つの可能性をもとにしての試論であり、最近発見される出土資料にもわずかながらそれを裏付けるものが確認されつつあるが、いまだ検証十分といえないだけに、今後、多方面からの検証を必要としていることを改めて強調しておきたい。これは律令国家の東北政策のみならず律令体制下の国一郡一里または国一郡一郷一（里）制の実態を究明する上でも重要な課題となるであろう。

「石背国」 白河郡

このようにして、8世紀前半のごく短期間に存在した石背・石城両国は、表面的には廃されたものの、実態は失われることなく、律令的支配体系の中で、その命脈を保持しえたというよりはむしろ積極的に活用されたのではないかとさえ考えられるのである。したがって、白河郡は陸奥国の1郡でありながら、「石背国」の白河郡として位置づけることも必要である。また、その「石背国」の中でも、白河郡は白河軍団が設置されたことからみても、重きをおかれたことは確かであろう。

3. 白河軍団と白河関

白河郡17郷 白河団の設 置

『和名類聚抄』によれば、白河郡は、大村・丹波・松田・入野・鹿田・石川・長田・白川・小野駅家（高山寺本になし）・松田（高山寺本・刊本には松戸）・小田・藤田・屋代・常世・高野・依上の17郷を有する大郡である。郷数からいえば、陸奥国最大の郡である。そして、陸奥国の出入口に位置し、白河関をかかえ、文字通り、「石背国」の中心的な郡として、軍団が設置される条件は十分すぎるほど備わっていたのである。

○『統紀』神亀5（728）年4月丁丑条

陸奥国請_レ新置_二白河軍団_一、又改_二丹取軍団_一為_二玉作軍団_一、並許_レ之。

全国的にも、軍団の設置記事は他に例をみない。また、陸奥国軍制の大きな改変として夙に知られている『三代格』弘仁6（815）年8月23日官符にも、白河団の記載がある。すなわち、城塞に分番して守備にあたるため、従来の名取団1,000人、玉造団1,000人に、白河団・安積団・行方団・小田団各1,000人が加えられ、結局、番上兵士1,500人（兵士1,000人、健士500人）の守備配置は胆沢城700人（兵士400人、健士300人）、玉造塞300人（兵士100人、健士200人）、多賀城500人（並兵士）となった。ただし、番上の実態は前節ですでに出土資料から明らかにしたように、多賀城および胆沢城へは特定の軍団が配置された形跡がうかがわれる。その意味では、次の史料が重要な意味をもつであろう。

○『三代格』元慶某年

太政官符

応_レ給_二七団軍穀主帳卅五人根米_一事

国府廿人 鎮守府十五人

右得_二陸奥国解_一。得_二件軍穀等不_レ願_二私業_一。昼夜勤_二戌_一。辺要之備宮在_二伊人_一。方今健士兵士等全食_二官根_一。結番直任。至_二于軍穀_一。□團□常苦_二糧食_一。望請。□□人_一根准_二大宰府統領_一。以_二正税_一被_二宛給_一。謹請_二官裁_一者。正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒

元慶某年官 符と軍団配 分

宣。奉。勅。宣。正。任。□□依。
諸。

元慶——

7 団の軍級主帳が35人であるから、1 団5人となる。したがって、国府20人は4 団分に相当し、鎮守府15人は3 団分である。先にも指摘したように、国府（多賀城）勤務の4 団は白河・安積・行方・磐城団であり、鎮守府（胆沢城）の3 団は名取・玉造・小田団であろう。この勤務体制は上記の出土資料から考えても、意外と早い時期から実施されていたのかもしれない。

11世紀の白
河 国 史 料

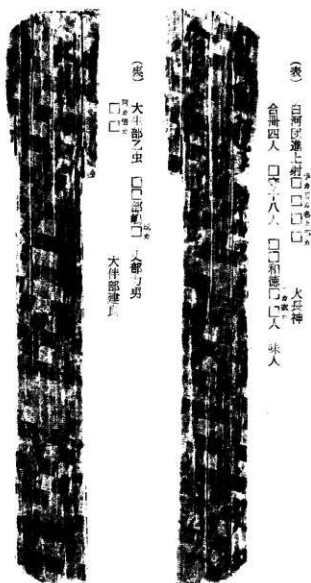
なお、時期は下るが、『左証記』長元7（1034）年12月15日の記事の中に、年料の納買進の綱として「從七位上白河団鬘矢八占部宿禰安信」と見える。軍団創置記事といい、11世紀に入つての記事といい、古代の軍団として、文献史料上、特異な例である。

白河団関係
木 簡

さらに、白河団に関して、注口すべきものは多賀城跡出土の木簡である。それは多賀城跡の外郭東南隅地区の発掘調査において、東辺外郭線に宝龜11（780）年の伊治公告麻呂の乱後に建てられた建物跡上居桁の整地層に一括投棄された木簡の1つである（第230図）。

長さ22.3cm、幅3.8cm、厚さ0.1cm。これは上居桁内の整地層に散在した10点を接合したものである。両端は完形だが、廃棄または転用の際に、ほぼ均等に縦割りされたと考えられる。前の文字が削りとられているが、全体にうすく残っている。表は白河団から進上した射口^{（平）}の総数と、おそらくその守備配置が書かれているらしい。火長（兵士などの10人の単位集團の長のこと）神人味人は部領使と思われる。裏は進上された射口^{（平）}の歴名である。これらのウジ名のなかには、文献史料上で、白河郡に分布したことが確認できるものもある。

- 白河郡人外正七位上丈部子老（『統紀』神護景雲3年3月辛巳条）
- 白河郡人外正七位下親大伴部繼人（同日条）



第230図 白河団関係木簡（多賀城跡出土）

○ 陸奥国白川郡人外口八位口大伴部足猪〔後紀〕延暦16年正月庚子条)

大生部と常
世 信 仰

また、大生部乙虫については、興味深い類推が可能である。皇極紀3(644)年秋7月条に「東国不尽河辺人大生部多動祭虫於村里之人曰、此者常世神也」という常世神信仰の問題がある。この問題については、下出氏と平野邦雄氏の研究が代表的なものとしてあげられよう。⁽¹⁸⁾両氏の見解は相対立するところがあるが、要するに、常世神を中心とする祭祀が政治的に抑圧された事件である。下出氏によれば、常世とは、本来は記紀にいうところの「底依国」であった。それが、大陸伝来の神仙思想の影響によって形相変化をとげ「永遠の国」という、在来の底依国とは次元を異にした世界観を古代人に構想せしめてきたものであったという。この常世信仰と密接な関連をもつ大生部はいかなる系統の氏族であるかは不詳だが、東国在住の氏族と考えられるようである。ところで、大生部という特定氏族と常世信仰がその後まで、特別な関係を有していたとすれば、白河郡には問題の「常世郷」が存在し、白河軍団に「大生部乙虫」がいたことは、先の常世信仰との関連をいだけさせる事柄であるといえる。

この「白河団」の木簡の時期は出土層位および伴出遺物からみて、8世紀末から9世紀初めと推定される。このことは、8世紀後半以降の東北情勢の緊迫化の中で、軍事的に白河団ひいては白河郡が大きな役割を果たしていることを示唆するであろう。

白河郡の神
社

次の記載は神社関係記事ながら、白河郡の軍事的な位置づけと関連を有する例ではないかと考えられる。

○『統紀』宝龜11(780)年12月丁巳条

陸奥鎮守副將軍從五位上白河王俊哲等言。己等為賊被圍。兵疲矢盡。而祈桃生白河等郡神十一社。乃得潰圍。自非神力。何存軍士。請預幣社。許之。

神社については、詳しくは前節にゆずるが、『延喜式』の「神名帳」に載る白河郡の神社は、名神大社の都都古和氣神社をはじめ、伊波止和氣神社、白河神社、八溝嶺神社、飯豊比売神社、永倉神社、石都都古和氣神社の7社である。この記事は同年3月に起きた伊治公母麻呂の乱直後のことであるが、これに先立ち、宝龜5(774)年には桃生城の西郭が海道蝦夷により打破られており、以来、桃生郡は戦乱の渦中にあつたといつてよい。それに対して、白河郡神に祈願しているのは、やはり、当時の戦況の中で、白河団に代表される白河郡の軍事的役割の大きさと関係させて考えることが妥当ではないだろうか。

白 河 関
承和2年官
符

もう一つ、白河郡の軍事的な位置づけに深い関連を有するのが、白河関であろう。

『三格略』承和2(835)年12月3日官符に次のような記載がある。

応准長門国関勅。過白河築多兩刻。事

右得陸奥国解。備。檢旧記。置刻以来。于今四百余歲矣。至有越度。重以決罰。謹檢格律。無見件刻。然則雖有所犯。不可勅。而此国俘囚多。出入任。意。若不勸過。何用為。固。加以進。官雜物。色有。數。商旅之輩。竊買將法。望請。勸過之事。一同長門。謹請官裁。者。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣房宜。奉勅。依。請。

古代における関の軍事的機能はいまさら申すまでもないが、陸奥国の場合、東山道の下野

『河海抄』
と延暦18年
官符

国との境界に白河関を設け、東海道の常陸国との境に菊多関が設けられたのである。この白河関の建置時期については、ここにある「于今四百余歳矣」は『常陸国風土記』をはじめ、のちに触れる『陸奥国風土記逸文』にみえる景行天皇の時の日本武尊のいわゆる「東夷征伐」にかかわる伝承に基づくと思われる、容易には信じがたいが、いずれにしても、東山道が官道として整備された段階と考えるべきであろう。また、源氏物語の註釈書として知られる『河海抄』(四辻善成著)に次のような貴重な記載が見られ、早くは丸山二郎氏によって詳細に言及されている⁽¹⁹⁾。

もりにけるききたのせきをかはくちの菊多^{在陸奥国能因歌枕術にはきくたのせきと云八雲御抄河内云々}弘仁式(格カ)にみえたり

太政官符 應給考陸奥国外散位三十三人事 擬郡司廿八人

白河菊多^{目余略之}割守六十人

右直国府外散位等如件省宜承知依件給考

延暦十八年十二月十日

この官符は『弘仁格抄』上にみえる「應給考陸奥国外散位参拾参人 延暦十八年十二月十日」に相当する(『河海抄』では「参拾参人」の「仟」脱カ)。白河・菊多両関の関守は60人を数えている。これは8世紀末において、白河関が十分に機能していたであろうことを類推させる史料といえよう。先の承和2年官符にも、勘過の事由として、俘囚の出入などの人身把握および官物の売買などの物資の管理などをあげているが、律令国家の辺要国への出入口としての白河郡の役割はこの白河関だけをとらえても、極要な地域であったことは間違いない。

4. 白河郡と移民

陸奥国には『和名類聚抄』によれば、

宮城郡白川郷

黒川郡白川郷

胆沢郡白河郡

と3つの白川(河)郷が存在する。陸奥国は多賀城の所在する宮城郡以北の郡に坂東諸国の国郡名または旧石背・石城両国に属する郡名を冠する郷が存在することとその国郡名はその地域の民の移住に基づくものであるということはずに指摘されているところである。

そこで、ここでは旧石背・石城両国に属する郡名について触れておきたい。

旧石背・石
城両国に属
する郡名を
負う郷

宮城郡 白川郷・磐城郷

黒川郡——白川郷

賀美郡 磐瀬郷

栗原郡——会津郷

胆沢郡 白河郷

桃生郡——磐城郷

登米郡 行方郷

黒川郡～胆沢郡のいわゆる“山道”に属する郡には白河・磐瀬・会津とすべて旧石背国の郡名をもつ郷があり、桃生・登米両郡の“海道”に属する郡には磐城・行方と旧石城国の郡

名をもつ郷が存する。先述の陸奥国内のブロック分けはこうした点にも反映しているのである。宮城郡は陸奥国府所在郡であり、山海両道の合する地点にあたることから、旧石背・石城両国のそれぞれ中心的な郡である白河・磐城両郡名の郷が存在したと考えられる。そして、以上のなかでも、白河（川）郷の存在が目立つのである。しかも、白河郷は陸奥国内でも最も重要な箇所配置されているのである。陸奥国府の所在郡としての宮城郡、鎮守府の所在郡・胆沢郡、そして、先述したように、陸奥国北部への入口にあたる黒川郡の3郡である。

宮城・胆沢
両郡と白川
（河）郷

まず、陸奥国府所在郡としての宮城郡に関しては、次の記事が参考になるであろう。『統紀』延暦4（785）年4月辛未条によれば、「名取以南一十四郡。僻在_二山海_一。去_二塞懸遠_一。属_二有_一徴_二發_一。不_二會_一機急。由_二是_一權置_二多賀_一。階上_二二郡_一。募_二一_一集百姓。足_二人_一兵於_二国府_一。」とみえるが、この多賀・階上両郡は、まもなく停廃されたと思われ、『和名類聚抄』では、多賀郷・科上郷となっている。この延暦4年の措置は伊治公皆麻呂の乱後の多賀城周辺の騒擾状態に対処するものであることは明らかである。それ以前、ことあるごとに、おそらくは旧石背・石城両国の各郡に対して動員令が出されていたことであろう。それに対して、乱後の緊急事態に対処する意味で、半ば恒久的に国府周辺に両地域から移住させ、より安定した状態を求めた施策と判断される。胆沢城・鎮守府への移住も、同様の措置と考えてよいであろう。

黒川郡と白
川郷

次に黒川郡は史料上に「黒川郡以北十一郡」「黒川以北奥郡」などと表現され、陸奥国北部への起点となる重要な郡であった。ここで、黒川郡と白河郡との関連を示唆する史料をあげて検討したい。

白河・黒川
両郡と靺
鞨伴部（連）

『統日本紀』神護景雲3（769）年3月辛巳条の陸奥国の大規模な賜姓記事の白河・黒川両郡に関する部分は次のとおりである。

白河郡人外正七位下靺鞨伴部靺鞨人。黒川郡人外従六位下靺鞨伴部弟虫等八人。靺鞨伴連。白河・黒川両郡の「靺鞨伴部」に「靺鞨伴連」を賜姓したものである。この賜姓記事からだけで白河・黒川両郡の関係を云々することは勿論できない。しかし、以下のような史料と関連させて考えるならば、大いに意義深いものとなるようである。

○『統後紀』承和8（841）年3月癸酉条

（前略）黒川郡大領外従六位下靺鞨八等靺鞨伴連黒成。江刺郡擬大領外従八位下靺鞨八等上毛野胆沢公毛人等並借_二授外従五位下_一。皆由_二国司眞拳_一也。

黒川郡大領が「靺鞨伴連」であることから推して、おそらく、先の神護景雲3年の賜姓も郡領層にかかわるものであると思われる。

大伴連と靺
鞨・靺部

次に「靺鞨伴連」について、若干触れておきたい。本来、靺鞨あるいは靺部は大伴連の支配下にある有力な軍事組織であったことはすでに直木孝次郎氏の指摘するところである⁽²⁰⁾。氏は靺鞨伴部について、次のように説明している。

地方から上番してくる靺鞨を中央で管掌したのが大伴連と丹比連の両氏であり、両氏のうち、とくに靺鞨のことを専当する家すじが靺鞨・靺丹比を名のったと考えられる。このウジの名が（靺鞨伴は靺鞨伴部としてではあるが）奈良時代まで残ったことは靺鞨をこの両氏が管掌する伝統がかなり強かったことを思わせる。

靱大伴部の
存在と白
河・黒川両
郡の軍事的
役割

この点を参考にすれば、白河郡・黒川郡に靱大伴部が存在し、しかも、郡領クラスの有力氏族として両郡に定着している事実は看過すべきでない。また、両郡に靱大伴部が存在したことは、両郡の歴史的な位置づけにもかかわるのではないかと。とくに、すでに述べたように、白河郡が陸奥国の入口に所在する点から、大郡の規模をもち、軍事的に重要な役割になっていた。とくに白河軍団の所在地として、軍団の兵士は多賀城に番上したことが知られる。また、白河軍団の射手の歴名木簡などにうかがえるように、白河軍団は弓に関わる兵士の充実が1つの特徴といえよう。この点は、さきの「矢八」という軍団の職名、のちに触れる『陸奥国風土記逸文』八槻郷に関する地名説話などにも若干うかがい知ることができよう。

これらの事実と「靱大伴部」の存在からも、白河郡が軍事的に重要な役割をになったことが推測できるのである。さらに、類推を加えるならば、神護景雲3年時に白河郡の人とともに黒川郡人が「靱大伴連」の賜姓をうけるが、前述の白河郡との関連から黒川郡の「靱大伴連」も同様に、軍事的組織につらなる存在といえよう。黒川郡が陸奥国北部の入口に位置し、8・9世紀段階ではむしろ律令国家の関心事は陸奥国北部地域にあり、その意味では黒川郡は白河郡に匹敵する位置づけをなされていたのであろう。「靱大伴部」の存在も、黒川郡が白河郡と同様の役割をになったことの例証の1つといえよう。

白河郡・黒
川郡の郡名
対比

これらの事実に基づいて、想像をたくましくするならば、白河郡と黒川郡の郡名の付け方も両郡の対比から生まれたのではないだろうか。すなわち、陸奥国北部が中央政府側の重大な関心事となるに及び、その新たな入口の地に、陸奥国の本来の入口にあたる白河郡から「靱大伴部」をはじめ、多くの移民を行ない、「白川郷」を設置し、郡名も両者の共通した政治的位置づけに基づき、白河郡と対称的な黒川郡と称したのではないかと⁽²¹⁾。

このように、白河郡の移民は陸奥国府（宮城郡）、鎮守府（胆沢郡）に加えて、陸奥国北部への入口・黒川郡といういずれも重要な地点に重点的に配置されたが、それは軍事的側面を重視しての措置といえよう。そのことは当時の白河郡の白河軍団を中心とする軍事的地位の高さをものがたるものであろう。

5. 白河郡と産金

八溝山産金

白河郡と下野国那須郡さらに常陸国久慈郡とにまたがって八溝山があり、ここが、古代の産金地である。現在でも、この山からは砂金を採取することができるそうである。古代の東北地方の産金といえば、すぐに天平年間の陸奥国小田郡からの貢金を想いうかべる。たしかに、この時の貢金が難航した大仏塗金に大きな役割を果たし、国家の大慶事として称えられたことはいままでもない。しかし、陸奥国内の産金はこの北上川水域だけではないのである。白河郡からの貢金も忘れてはならない。『続後紀』承和3年（836）正月乙丑条には、

詔奉_レ苑_ニ陸奥国白河郡從五位下勲十等八溝黄金神封戸_ニ烟_一。以_レ應_ニ国司之禱_一。

令_ニ採_一得砂金_一。其數倍_ニ常能助_ニ遣唐之資_一也。

とあり、通常の貢納（おそらく交易雑物）額をこえ、遣唐使の費用を助けたというので、神名式にみえる白河郡の「八溝嶺神社」の封戸が加増されているのである。白河郡の採金がい

つ開始されたかは明らかではない。大宝元年(701)3月条の「遣追大肆凡海宿称鑑于陸奥治金」も小田郡であるという確証はないのである。また『延喜民部式』の陸奥国の交易雑物の「砂金三百五十両」にも白河郡からの砂金も考えねばならない。この八溝山の反対側ともいえる下野国の那須郡でも採金は行なっていたようである。それを証するように下野国は交易雑物として「砂金百五十両。練金八十四両」を出しているのである。こうした点、白河郡の財政上の役割の大きさも無視できない。

下野国那須郡との関連

また、この産金にもうかがわれるように、地形的には、下野国と境を接しているのである。特に下野国那須郡との関連は種々の面で考慮せねばならないであろう。この点、注目すべきなのは、『続日本後紀』嘉祥元年(848)5月辛未条の次の記載である。

陸奥国白河郡大領外正七位上奈須直赤龍。(中略)賜姓阿倍陸奥臣。

奈須直赤龍は陸奥国白河郡の大領である。奈須直は勿論、那須直であり、有名な那須国造碑(700年建立)中にも、「那須直草提」および碑の建立者「那須直意斯麻呂」と記されているように、那須直が那須郡の譜代郡司であることも明らかである。ただし、前者は9世紀半ばの事実であるだけに、すぐさま8世紀代にまでさかのぼらせてその意義を問うことは慎重を要するであろう。⁽²²⁾また、9世紀半ば段階で、以前のように、那須直と那須郡の譜代郡司という関係がくずれずに存続したとただちに断定することもできない。したがって、この一事をとらえて、白河郡と那須郡との関係を誇張するつもりは毛頭ないのである。ただ、地理的条件とかねあわせて、その関係は今後、十分に考慮すべき問題であることを指摘しておきたい。⁽²³⁾

6. 陸奥国風土記逸文—八槻郷—

江戸時代後期の国学者伴信友(1773～1846)によってはじめて採択され、『諸国風土記逸文稿』に収められたものである。

風土記逸文—八槻郷—全文

陸奥国八槻郷(岩波書店『日本古典文学大系2 風土記』による)

陸奥の国の風土記に曰はく、八槻と名づくる所以は、巻向の日代の宮に御宇しめしし(景行)天皇の時、日本武尊、東の夷を征伐ちて、此の地に到りまし、八目の鳴鏑を以ちて、賊を射て斃したまひき。其の矢の落下ちし處を矢着と云ふ。即ち正倉あり。神龜三年、字を八槻と改む。古老の傳へて云へらく、昔、此の地に八たりの土知朱ありき。一を黒鷲と曰ひ、二を神衣媛と曰ひ、三を草野灰と曰ひ、四を保々吉灰と曰ひ、五を阿邪爾爾媛と曰ひ、六を袴猪と曰ひ、七を神石置と曰ひ、八を狭磯名と曰ひき。各、族ありて、八處の石室に屯みき。此の八處は皆要害の地なるに因りて、上命に順はざりき。国造、磐城彦が敗走れし後は、百姓を虜し掠めて止まりざりき。鍾向の日代の宮に御宇しめしし天皇(景行天皇)、日本武尊に詔して、土知朱を征討たしめたまひき。土知朱等、力を合せて防禦ぎ、且、津輕の蝦夷に謀けて、許多く猪鹿弓・猪鹿矢を石城に連ね張りて、官兵を射ければ、官兵え進歩まず。日本武尊、櫓弓・櫓矢を執り執らして、七発発ち、八発発ちたまへば、則ち、七発の矢は電如す鳴り響みて、蝦夷の徒を追ひ退け、八発の矢は八たりの土知朱を射貫きて、立に斃しき。其の土知朱を射ける征箭は、悉に芽生ひて槻の木と成りき。其の地を八槻の

郷と云ふ。(即ち正倉あり。)神衣媛と神石萱との子孫の赦されし者は郷の中にあり。今、綾戸と云ふ、是なり。

記載形式

この逸文は福島県東白川郡榎倉町八槻の式内社都々古別神社の別当大善院に伝来した旧記の1つといわれるものである。⁽²⁴⁾伴信友や今井似閑らが採択した多くの風土記逸文の中でも同じ白河郡の「飯豊山」とともに、十分に信を置くことのできるものの1つとされている。⁽²⁵⁾その根拠の1つには、まず、記載形式が『常陸国風土記』以下の5ヶ国風土記に一致する点があげられよう。全体の形式は「陸奥の国の風土記に曰はく、八槻と名づくる所以は……」と「古老の伝へて云へらく……」と地名説明を重記しているが、これは例えば、『常陸国風土記』の総記の構成「古老の答へていへらく……」「然號くる所以は……」などと共通するのである。また、「其の矢の落下ちし處を矢着と云ふ。即ち正倉あり。神龜三年、字を八槻と改む。」という記載は、例えば、『出雲国風土記』意宇郡坪志郷の地名説明で「吾が御心の波夜志と語りたまひき。故、林といふ。神龜三年、字を坪志と改む。即ち正倉あり」とするのと同様である。

内容の特徴

一方、内容的にも、5ヶ国風土記および『日本書紀』の記載と共通するものである。例えば、八槻郷の地名説明の骨格は、景行天皇の時の日本武尊のいわゆる「東夷征伐」であり、その征伐の対象として、「土知朱」が登場する。この内容構成は、西でいえば、『肥前国風土記』は例えば、松浦郡大家嶋「昔者、饒向の日代の宮に御宇しめしし天皇、巡り幸しし時、此の村に土蜘蛛あり、……」のように、景行天皇巡幸との関連で説明しているし、東でいえば、『常陸国風土記』は多くの地名を「倭武の天皇」と結びつけて説明しているのに合致するのである。ただし、「土知朱」とともに、「津輕の蝦夷」は、『日本書紀』の斉明紀の阿倍比羅夫の北方遠征に初出するもので、景行紀にはみえない。

八槻郷と
“弓矢”

この逸文で、古代の白河郡との関連から、重要な点をあげるならば、やはり、八槻郷の地名を弓矢で説明していることである。すなわち、本逸文は類似の地名説明を重記しているが「名号の所由」では、「其の矢の落下ちし處を矢着と云ふ」といい、「古老相伝の旧聞」は「八発の矢は八たりの土知朱を射貫きて、立に斃しき。其の土知朱を射ける征箭は、悉に芽生ひて槻の木と成りき。其の地を八槻の郷と云ふ」とし、いずれも、日本武尊の「東夷征伐」のこととしているのである。

この弓矢に関わる地名説話は先に述べた穀大伴部(連)の存在、白河団の射手、さらには「白河団擬矢八」という職名の存在などと深く関わるものと理解してよいのではないかと。

7. まとめ

1. 白河郡
と石背国

1. 古代における白河郡は陸奥国最大の郡である。ところが、養老2(718)年には白河郡などを中心に石背国が建置された。石背国は10年満たずに廃されるが、その後に大きな影響を与えたと考えられる。文献史料上からも、律令制の国郡郷という行政区画とは別に、石背・石城のような歴史的特質を活用した一種の行政単位が存在したことを示す徴証を得ることができるのである。こうした意味において、白河郡は旧石背国の中心的郡として位置づけて理解することが必要である。

2. 白河団 2. 白河郡は律令国家の辺要国の入口にあたる場所に位置している。白河関はこうした事情を考慮して設置されたもので、軍事的機能を負荷されたのである。陸奥国には律令制軍団は7団あり、中でも、白河団は神亀5(728)年という創置年代も明らかであり、かつまた、長元7(1034)年にまで、その呼称の存続を知りうる稀有の例である。また、8世紀後半から9世紀にかけての東北情勢の緊迫化の中で、白河団の果たした軍事的役割は、多賀城跡出土木簡などから十分にうかがうことができる。

3. 白河郷の存在と移民 3. 白河郷は『和名類聚抄』によれば、白河郡以外に陸奥国内に3ヶ所認められる。すなわち、陸奥国府の所在地・宮城郡、鎮守府の所在地・胆沢郡そして8世紀以降、律令国家の最大の関心事となる陸奥国北部への出入口・黒川郡というそれぞれ重要な地点に設置されたのである。近年の出土資料からも、白河団から国府をはじめ、諸城柵に兵士が動員されていることが知られるが、その一方で、白河郡内の民を国府や鎮守府周辺に移住させたと推測できるのである。また、黒川郡が8世紀以降、陸奥奥部への出入口として重要視された点と、陸奥国の出入口・白河郡からの黒川郡への移民はきわめて興味深い事実を内包しているようである。両郡における靉伴連の存在はその端的な例といえよう。

4. 陸奥の資金は天平年間の小田郡の産金が有名であるが、白河郡の八溝山周辺の砂金も忘れてはならない。八溝山の砂金は陸奥国だけでなく、隣接の下野国においても、交易雑物として、中央に砂金を貢金している。この砂金は白河郡の特質の一端を示すものと考えられる。

5. 白河郡と下野国那須郡 5. 白河郡は下野国那須郡と隣接している。嘉祥元(848)年5月条によれば、白河郡大領に奈須直赤龍が任ぜられていることがわかる。奈須直=那須直は申すまでもなく、那須郡の譜代郡司であるだけに、9世紀半ばの史料とはいえ、注目すべきことである。古代における那須郡との関係は今後の検討すべき課題の一つである。

6. 陸奥国風土記逸文—八槻郷— 6. 陸奥国風土記逸文—八槻郷—は『常陸国風土記』をはじめとする5ヶ国風土記と記載形式および内容ともに共通し、逸文とはいえ、きわめて貴重な史料である。八槻郷の地名は日本武尊の“東夷征伐”との関連で語られ、とくに「矢着」「八発の矢」などと弓矢にその起源を求めている点、上記の白河郡の軍事上の位置づけと無関係ではないようである。

以上のように、古代における白河郡は、国境とくに律令国家の辺要の地の出入口に位置するという地理的条件にまず、一つの特質がある。また、そうした地理的条件に、歴史的条件が加味された形で、「石背国」の中心的郡として位置づけられるにとどまらず、陸奥国の中でも、軍事上も、財政上も、その存在意義は大きく、律令国家の東北政策遂行上に大きな役割を負荷されていたことは確かである。そして、結論的には、白河郡は律令制下の一部としては、きわめて多面的特質を有していた郡であるといえることができるのである。

(平川 南)

註

- (1) 宮城県内の仙台市郡山遺跡や古川市名生館遺跡などの発掘調査はその代表的な例といえよう。
- (2) 土田直鎮「石城石背阿国建置沿革考」(『歴史地理』83の1, 1952年2月)
- (3) 高橋富雄『蝦夷』(1972年)
- (4) 伊具郡の初見記事は『統後紀』承和7(840)年2月癸亥条である。ただ、多賀城跡出土の8世紀後半の平瓦にへう書きで「伊具郡麻」と記されている。「麻」は、『和名類聚抄』の伊具郡「麻統郷」(『統後紀』承和15年5月辛未条にもみえる)にあたると考えられる。
- (5) 『後紀』弘仁2年4月乙酉条によれば、「旆_ニ陸奥国海道十_ニ驛_ニ更_ニ於_ニ通_ニ常陸_ニ道_ニ置_ニ長有_ニ。高野_ニ駅_ニ。為_ニ告_ニ機急_ニ也」とある。この時、設置された長有・高野両駅は「延喜兵部式」にもみえる。
- (6) 「黒川以北十一郡」と同様の表現は、この他にも、『統紀』宝龜元(770)年4月朔日条に「陸奥国黒川・賀美等一十郡」、「三代格」弘仁元(810)年2月23日官符には「黒川以北奥郡」とみえる。
- (7) 本文中で、陸奥国府の所在郡・宮城郡を中心に陸奥国を大きく「名取以南一十四郡」と「黒川以北奥郡」とに二分して行政上把握したと指摘したが、諸国にその例を求めるならば、つぎのものが参考となる(この点は、すでに拙稿「律令制下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡一政庁跡 本文編一』1982年)で、早川庄八代の説を引用しておいたが、ここで再び紹介しておきたい)。
延暦2(783)年の「伊勢国計会帳」(『大日本古文書』24-547-9)では、検田使として国司を「道前」と「道後」に分けて派遣している。この点について、早川庄八氏は『神宮雜例集』1にある「員弁三重朝明謂道前三郡」という記事を参考に、道前は国府のある鈴鹿郡以北の桑名・員弁・朝明・三重・河曲・鈴鹿の6郡を、道後は以南の菟芸・安濃・豊志・飯高・多気・飯野・度会等の7郡を指すものと思われると指摘されている(『天平六年出雲国計会帳の研究』『日本古代史論集』下巻 1962年)。
- (8) 山北三郡の山は、一般的には、山形県最上郡金山町の東にそびえる神室山(比羅保評山)であるという(高橋富雄『東北の歴史と開発』や新野直吉『古代の国々3-出羽の国』など)。ただ、最近、発表された菅田慶信「大物忌神社研究序説-その成立と中世への推移-」(『山形県地域史研究』8号, 1983年3月)によれば、次のような新説を提示している。比羅保評山が歴史上意味を持つのは、天平9(737)年、大野東人の遠征の時である。山北三郡が史料上出てくるのは、9世紀以降であることからして、この山は島海山のことではなかろうかとする。この考えは、古代における大物忌神社の位置づけの中で島海山の重要性を評価した中から、導きだされているだけに、今後、大いに論議すべき問題であろう。
- (9) 高橋富雄『古代蝦夷』1974年。なお、この問題について、近年の大石直正氏は次のような指摘をおこなっている。「奥六郡」「山北三郡」は蝦夷の反乱が終る10世紀後半以降、形成されたのである。それは安倍氏を「奥六郡の司」「東夷の酋長」とし、清原氏を「出羽山北の俘囚王」として王朝国家側の支配者として位置づけ、奥六郡・山北三郡の外に住む人々を蝦夷という身分に固定し、「奥六郡」「山北三郡」を通して支配させるという歴史的意義があったという(『中世の黎明』『中世奥羽の世界』1978年)。
- (10) 高橋富雄氏は『統後紀』承和15年5月辛未条に「伊具郡麻統郷戸主磐城国擬主帳陸奥臣善福」とあることから、磐城軍国は、伊具郡にあったと考えてよいとしている(『蝦夷』1963年)。しかし、伊具郡麻統郷は陸奥臣善福の本貫地であり、磐城国擬主帳は職名であるので、伊具郡に磐城国があったとはできない。

- ① 直木孝次郎「軍団の兵数と配備の範囲について」(『続日本紀研究』7-8, 1961年)
- ② 一般的な解釈は、例えば、『福島県史』第1巻、通史編1(第2章)に、「4軍団の所在地を地図の上に印してみると、白河・石城軍団は白河・菊田の間に近く、團奥の南端に位し、行方・安積軍団は本県のほぼ中央部に存し、式内社や古寺院跡があり、『万葉集』にもよまれており、政治・文化的に重要な地点に、軍団がおかれたことは注目すべきである」としている。たしかに、軍団の置かれたところは政治・文化的に重要な地点かもしれないが、設置の基準の存在は明らかでない。このことは註⑥にあげる城柵の設置に対しても、同様の見解がこれまでとられている。
- ③ 水沢市教育委員会『胆沢城跡—昭和56年度発掘調査概報—』1982年
- ④ 水沢市教育委員会『胆沢城跡—昭和58年度発掘調査概報—』1984年
- ⑤ 例えば、多賀城跡では、宝龜11(780)年の年紀をもつ「行方圖」(宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡紙文書』1979年)や兵士歴名作成用木簡とされたものに安積郡「陽日郷川合里」年代は8C前半)とみえる(『同』、『宮城県多賀城跡調査研究所年報1983』1984年)などがある。
- ⑥ 城柵についても、単に戦略上の当否において、その配置などの推定をおこなってきた感が強い。しかし、城柵の設置についても、軍団と同様に一定の基準をもとに、配置されたと考えたい。この一定の基準こそ、広域のブロックの存在ではないだろうか。例えば、天平9年のいわゆる5柵のうち、実名の見える4柵を主要なものとした場合(『自余諸柵依旧鎮守』(『続紀』天平9年4月戊午条)とあり、特別に、他の4柵のように官人が派遣されていないことなどを考慮して)、玉造柵・色麻柵(eブロック=山道)、杜鹿柵・新田柵(gブロック=海道)と、それぞれ、2柵ずつ設けられている。また8世紀後半においても、天平宝字年間(757~65)に、桃生城(桃生郡)が海道地域に造営されると、つづいて、神護景雲元(767)年、山道地域に伊治城(栗原郡)が造営されているのである。
- ⑦ 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1974』1975年。
- ⑧ 下出積与「日本古代の神祇と道教」1972年、平野邦雄「秦氏の研究—その文明的特徴をめぐって—」(一)(二)(『史学雑誌』第70編3・4号 1961年3月・4月)
- ⑨ 丸山二郎「白河菊多岡跡についての一、二の考察」(『歴史地理』第51巻2号, 1928年2月, なお、この論考は最近、同氏『日本の古典籍と古代史』(1984年)に記載された丸山氏の論考の主旨は、当時、白河・菊多岡跡については、かつて允恭天皇墳設置されたが、その後一度廃止になって、再び承和2年に設けられたものという説および岡跡に関しての文献としては、承和2年の太政官符を以て最古のものとした説に対して、『河海抄』に載せる延暦18年12月10日の太政官符を紹介し、反論を加えたのである。
- ⑩ 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』1968年
- ⑪ 古代においても、すでに黒衣を着る僧に対して俗人を「白衣」(例えば『書紀』天武9年10月乙巳条)と表現するなどは好例といえよう。
- ⑫ 例えば、『続後紀』承和10(843)年12月乙卯条によれば、那須郡大領として「外従六位下勲九等丈部益野」がみえる。
- ⑬ 先の第4節白河郡と移民の項でとり上げた白河郡と黒川郡の関連と同様に理解できるかもしれないのが、下野郡那須郡「黒川郷」の存在であろう。「黒川」そのものが一般的な地名だけに全く偶然ともいえるが、両郡の関係からいえば、若干の可能性を残しておきたい。

②④ 栗田寛纂訂『古風土記逸文附録』(1898年)の「引用書目解題」によれば、「陸奥白河郡大善院所蔵無題冊子」と題して、次のような記述がみえる。

曾て彰考館で本書のことを尋ねたけれども、不明に了ったので、白河へ出張の次、国幣中社都々古別神社(八槻)宮司八槻左嘉喜氏に問うたところ、我が家の旧記で、いつの世にか水戸家探訪せられたものとは聞くが、当今我が家には見当らぬとの返事を得た。八槻氏は大善院別当の家で、維新の際復飾して現姓を称せられたもの、現に南北朝以降の旧記文書を夥しく蔵せらる。本書は即ち同家伝来の旧記の一であろう。左嘉喜氏は先年故人となられ、再び尋合する由もないので、記憶のままを筆録することとする。(宮地)

②⑤ 秋本吉郎校注『日本古典文学大系—風土記—』 1958年